

令和6年太宰府市議会第4回（12月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
12月3日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・提案理由説明・質疑・討論・採決
	本会議休憩中	議会全員協議会	全員協議会室	
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	協議会終了後	議会連絡会	全員協議会室	
	連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室	
12月4日(水)	午 前 1 0 時			2日目分質疑・討論通告締切
12月5日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第二委員会室	
12月6日(金)				
12月7日(土)				
12月8日(日)				
12月9日(月)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
12月10日(火)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
12月11日(水)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
	午 後 1 時	予算特別委員会	全員協議会室	
12月12日(木)				
12月13日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	議会運営委員会	第二委員会室	
12月14日(土)				
12月15日(日)				
12月16日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
12月17日(火)				
12月18日(水)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切
12月19日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・提案理由説明・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会連絡会	全員協議会室	
	連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室	

令和6年第4回（12月）定例会目次

◎ 第1日（12月3日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	2
3. 欠 席 議 員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出 席 説 明 員	2
6. 出席事務局職員	3
開 会	4
散 会	14

◎ 第2日（12月5日再開）

1. 議 事 日 程	15
2. 出 席 議 員	16
3. 欠 席 議 員	16
4. 出 席 説 明 員	16
5. 出席事務局職員	16
再 開	17
散 会	25

◎ 第3日（12月13日再開）

1. 議 事 日 程	27
2. 出 席 議 員	29
3. 欠 席 議 員	30
4. 出 席 説 明 員	30
5. 出席事務局職員	30
再 開	31
散 会	111

◎ 第4日（12月16日再開）

1. 議 事 日 程	113
2. 出 席 議 員	116
3. 欠 席 議 員	116
4. 出 席 説 明 員	116

5. 出席事務局職員	117
再開	118
散会	197

◎ 第5日（12月19日再開）

1. 議事日程	199
2. 出席議員	200
3. 欠席議員	200
4. 出席説明員	200
5. 出席事務局職員	200
再開	201
閉会	223

◎ 審議結果

1. 審議結果	225
2. 諸般の報告	228

1 議 事 日 程（初日）

〔令和6年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

令和6年12月3日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第52号	太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第5	議案第53号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第6	議案第54号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第7	議案第55号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第8	議案第56号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第9	議案第57号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10	議案第58号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	議案第59号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第12	議案第60号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13	議案第61号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14	議案第62号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15	議案第63号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16	議案第64号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	議案第65号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第18	議案第66号	太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第19	議案第67号	専決処分の承認を求めることについて（太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）
日程第20	議案第68号	専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
日程第21	議案第69号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））
日程第22	議案第70号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））
日程第23	議案第71号	財産の取得（トイレトラック）について
日程第24	議案第72号	市道路線の認定について
日程第25	議案第73号	太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について
日程第26	議案第74号	太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第27 議案第75号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第28 議案第76号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

日程第29 議案第77号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第30 議案第78号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第31 議案第79号 令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

日程第32 議案第80号 令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第33 議案第81号 令和6年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第34 議案第82号 令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第35 議案第83号 令和6年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第36 議案第84号 令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

2番	馬 場 礼 子 議員	3番	今 泉 義 文 議員
4番	森 田 正 嗣 議員	6番	入 江 寿 議員
7番	木 村 彰 人 議員	8番	徳 永 洋 介 議員
9番	船 越 隆 之 議員	10番	堺 剛 議員
11番	笠 利 毅 議員	12番	原 田 久美子 議員
13番	神 武 綾 議員	14番	陶 山 良 尚 議員
15番	小 嶋 真由美 議員	16番	長谷川 公 成 議員
17番	橋 本 健 議員	18番	門 田 直 樹 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

13番	神 武 綾 議員	14番	陶 山 良 尚 議員
-----	----------	-----	------------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市 長	楠 田 大 蔵	副 市 長	原 口 信 行
教 育 長	井 上 和 信	総 務 部 長	轟 貴 之
総 務 部 理 事	宮 崎 征 二	総 務 部 理 事	杉 山 知 大
（総務広報担当）		（危機管理・新しい公共担当）	
市民生活部長	佐 藤 政 吾	健康福祉部長	川 谷 豊
健康福祉部理事	大 谷 賢 治	（子どもまんなか担当）	
（高齢者福祉担当）		観光経済部長	友 添 浩 一
		（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）	

都市整備部長	柴 田 義 則
教 育 部 長	中 山 和 彦
総 務 課 長 併 選挙管理委員会事務局長	鳥 飼 太
市 民 課 長	今 村 江利子
都市計画課長	古 賀 千年志
産業振興課長	満 崎 哲 也
監査委員事務局長	添 田 邦 彦

都市整備部理事 (公営企業担当)	高 原 寿 子
教 育 部 理 事	八 尋 純 次
総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼シティプロモーション担当課長	平 嶋 香代子
福 祉 課 長	山 崎 崇
上下水道課長	大久保 信 孝
社会教育課長	井 本 正 彦

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	野 寄 正 博	議 事 課 長	花 田 敏 浩
書 記	三 舛 貴 市	書 記	木 村 幸代志

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しておりますので、令和6年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

13番、神武 綾議員

14番、陶山良尚議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（門田直樹議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（門田直樹議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4から日程第22まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第4、議案第52号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から日程第22、議案第70号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） ご異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和6年第4回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多用の中ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、9月議会以降も着々と市政運営に邁進してまいりました。

猛暑記録は、その後もこれまでの国内記録を大幅に更新し、連続40日、通算62日にまで達しました。言わば、日本一の猛暑のまちとなった本市として、本議会に提案もいたします体育館の空調整備の前倒しをはじめ、猛暑対策、環境対策などにもさらに力を入れてまいります。

また、危機管理の徹底強化としては11月24日に全市民対象の地震災害対応訓練を実施しました。自治会はもちろん自衛隊、警察、消防など関係機関のご協力の下開催できましたことに改めて感謝を申し上げます。従来の大雨や台風対策に加え、今後は地震災害対策の優先順位も高くし、さらなる訓練強化に努めてまいります。

9月中旬には、子どもまんなか施策展開として、学生や子どもたちのまちづくり提案に補助金を交付する学生まちづくり課題解決プロジェクトを開催しました。市内外の学生にアイデアを募集したところ、いずれも若者らしい斬新な10を超える提案があり、その一部を採択しました。今後、施策実現に向けサポートしてまいります。

市民と交流人口・関係人口の相互発展としては、10月中旬より本市積年の課題の一つであるオーバーツーリズムの解決に向け対策会議を立ち上げました。太宰府天満宮をはじめ地元事業者、周辺住民代表に加え、県外や欧米アジア出身者の知見も結集し、慢性的渋滞やごみやトイレのマナー対策などの課題解決に立ち向かいます。

一方、それに先駆けて、これまでに議会質問や地元要望でも指摘を受けてまいりました五条交差点の信号改良について一定の成果が見えてきました。君畑交差点から天満宮駐車センター方向及び逆方向においての右折信号設置について警察側から前向きな回答を得たところです。まずは、この早期実現に向け、引き続き全力を挙げてまいります。

さらには、本市の歴史や文化的価値をさらに高めるため、令和改元5年を記念した令和文化会議としてNHK大河ドラマ「光る君へ」 i n だざいふを主演紫式部役の吉高由里子さんと藤

原隆家役の竜星涼さんをお招きして11月下旬に開催しました。また、ゆかりの品を展示した企画展を太宰府館にて12月下旬まで開催しています。また、先日の本編では太宰府を舞台とした刀伊の入寇がテーマとなり、その後の紀行では本市の誇る特別史跡大宰府政庁跡や水城跡が取り上げられました。これにより従来の大伴旅人公による元号令和のストーリー、菅原道真公による天神信仰のストーリーに平安ムーブメントの新たなストーリーが加わったこととなります。

こうしたレガシーを基盤に、報道ステーションでも取り上げられた竈門神社の紅葉、日本漢字能力検定協会の今年の漢字30回記念とコラボした清水寺貫主による「令」の大書レプリカの展示、「うめのぐみ」やポテトチップス新味といった梅プロジェクト新製品などを生かしながら、令和の都だざいふをさらに羽ばたかせてまいります。

新しい公共をテーマとした仕組みづくりとしましては、厳しさを増す公共交通を取り巻く環境を踏まえ、今後の在り方について対話や調査研究を重ね、不登校、ひきこもりや孤立・孤独対策として自治会や民間企業などと協力し、公民館などでこども食堂や相談会などを開催しております。今後も社会課題の解決に向け、チャレンジを続けてまいります。

歳出入一体改革の推進としては、昨年度決算でも市税収やふるさと納税が過去最高を記録し、出生数が増加に転じ社会増も大きく増加するなど好循環に入っております。その結果、自治体魅力度調査なども過去最高順位を獲得いたしました。今後も本市がいち早く導入したプール授業の民間委託など先進的課題解決モデルを追求してまいります。

結びに、これから迎える年末年始は太宰府天満宮初詣客をはじめ、最も多くの方が本市に訪れる時期となります。交通情報案内システムや混雑可視化システムなど最新技術を駆使しながら、分散化を呼びかけるとともに元日に起こった能登半島地震なども想定しながら最善を尽くしますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日ご提案を申し上げます案件は、人事案件15件、専決処分承認4件、財産取得1件、市道路線認定1件、指定管理者指定1件、条例改正5件、補正予算6件、合わせて33件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号から議案第70号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第52号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

令和6年12月24日付をもって太宰府市教育委員会委員桑野裕文氏が任期満了となるため、同氏を再度任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

桑野氏は前委員の退任を受け、平成28年12月25日から2期8年間委員を務められております。この間、教育委員として多岐にわたる高い見識と熱意あふれるご指導、ご理解の下、教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力いただいております。今後とも、その知識と経験、情

熱を十二分に生かしていただき、本市教育行政のさらなる発展のためご貢献いただきたいと考えております。略歴書を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第53号から議案第66号までの「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本件は、現太宰府市農業委員会の委員14名について、令和7年4月8日付をもって任期満了となることから、次期3年間の委員任命を行うに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。今回の太宰府市農業委員会の委員候補者の推薦及び募集につきましては、地域農事組合等への推薦の求めとホームページや広報紙などで周知を行い、約1か月間募集を行いましたところ、13名の推薦と1名の応募があり、14名の委員候補者を選出いたしております。履歴書を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第67号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童手当法及び同法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正し令和6年10月1日から施行する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、児童手当法施行令の一部改正により、所得制限に係る規定が廃止され、これにより児童手当の所得制限が撤廃されましたが、福岡県においては重度障がい者医療費の支給に係る所得制限を維持することとされましたので、県が定める条例準則に沿って改正を行ったものであります。

次に、議案第68号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正し令和6年12月2日から施行する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みへ移行し、現行の被保険者証の新たな発行がなくなることに伴い、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られるため、同項に基づく太宰府市国民健康保険条例第14条の規定から該当部分を削除するものであります。あわせまして、国民健康保険法第9条で生じる項ずれの整理を行うものであります。

次に、議案第69号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度太宰府市一般会計補

正予算（専決第1号））」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は10月9日の衆議院解散に伴い、10月27日に執行されました第50回衆議院総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る予算を令和6年10月9日付で専決処分させていただいたものであります。歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ3,514万4,000円を追加し、予算総額を327億5,476万円にお願いするものであります。

次に、議案第70号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、さきの11月1日から2日にかけての大雨により発生した災害を受け、一刻も早く復旧に向けた取組を行うため、災害復旧に係る予算を令和6年11月2日付で専決処分させていただいたものであります。歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ596万円を追加し、予算総額を327億6,072万円にお願いするものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

議案第52号から議案第66号までについて、質疑は12月5日の本会議で行います。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時31分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議案第67号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）」から議案第70号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））」までについては委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第67号から議案第70号までについて質疑を行います。

まず、議案第67号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）」について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 議案第68号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例）」について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 議案第69号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 議案第70号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））」について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第67号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第67号は承認されました。

〈承認 賛成15名、反対0名 午前10時33分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第68号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例）」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第68号は承認されました。

〈承認 賛成15名、反対0名 午前10時34分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第69号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第69号は承認されました。

〈承認 賛成15名、反対0名 午前10時34分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第70号「専決処分の承認を求めることについて(令和6年度太宰府市一般会計補正予算(専決第2号))」について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第70号は承認されました。

〈承認 賛成15名、反対0名 午前10時34分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23から日程第30まで一括上程

○議長(門田直樹議員) お諮りします。

日程第23、議案第71号「財産の取得(トイレトラック)について」から日程第30、議案第78号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長(楠田大蔵) 議案第71号から議案第78号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第71号「財産の取得(トイレトラック)について」ご説明申し上げます。

内容は、大規模災害が発生した際のトイレ確保及び被災地等へのトイレ支援としてトイレトラックの購入を行うものであります。入札の状況につきましては、令和6年11月19日に指名競争入札を行いましたところ、6社が応札し、愛知ポンプ工業株式会社が2,727万9,434円で落札し、11月25日に消費税を加えた3,000万2,460円で仮契約を締結したところであります。

次に、議案第72号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回認定を提案しております今王9号線につきましては、開発により道路の帰属を受けましたので、路線認定を行うものであります。道路法第8条第1項の規定に基づき市道認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第73号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づく公募を行い、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を令和7年度から3年間にわたり、太宰府市立学童保育所の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第74号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行や特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正が行われたことなどに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行や家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正が行われたことなどに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第76号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、太宰府東第三学童保育所、太宰府西第三学童保育所の新設に伴い、学童保育所の名称、位置、定員に関し条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第77号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による児童扶養手当法及び同法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、引用する児童扶養手当法施行令の項ずれの整理を行うもので、県が定める改正後の条例準則に沿って条文を改めるものであります。

次に、議案第78号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」ご説明申し

上げます。

今回の改正は、安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として、国が布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直したことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

議案第71号から議案第78号までについて、質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31から日程第36まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第31、議案第79号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」から日程第36、議案第84号「令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第79号から議案第84号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第79号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ6億1,162万6,000円を追加し、予算総額を333億7,234万6,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、9月補正予算にて設計費を計上しました小学校屋内運動場の空調設備について、猛暑の記録を大幅に更新し、日本一の猛暑のまちとなった本市として来夏までに整備できるよう早期に契約をするための工事費に係る債務負担行為や、令和7年3月23日に予定されている福岡県知事選挙について、従来市役所庁舎の1か所で行ってきた期日前投票所を市西部も含めた2か所とすることで投票の利便性を高めるとともに投票率の増加を図るための費用、地域包括支援サブセンターや太宰府市身体障害者福祉協会が入るスポーツ振興事務所を高齢者や障がいのある方にとってより利用しやすい施設とするために出入口のスロープを拡幅するための費用、本年度より拡充した産後ケア事業に係る費用、令和7年度の小・中学校の学級編制に対応するための費用、松川体育館周辺に設置する予定としておりましたスケートボードパークについて、ほかのスポーツとの共存を図り世界に羽ばたく人材育成や子どもま

なかの施策展開にふさわしい規模を確保するため、設置場所を屋外とし、敷地内にコンクリートを敷設の上でセクションを設置するための費用などを計上しております。

あわせて、繰越明許費の追加を4件、小学校屋内運動場の空調整備を含めた債務負担行為の追加を7件、変更を1件計上しております。

次に、議案第80号「令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1,261万7,000円を追加し、予算総額を71億240万9,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、歳入につきましては令和5年度決算において確定しました6,261万7,034円の剰余金を前年度繰越金に計上するため、既決予算5,000万円との差額1,261万7,000円の増額補正をするものであります。

歳出につきましては、令和5年度に交付を受けました保険給付費等交付金の超過交付に係る償還金5,443万8,932円の償還のため、既決予算5,000万円との差額443万9,000円の増額、償還金を剰余金から差し引いた残余分817万8,000円の国民健康保険事業特別会計財政調整基金への積立てを増額補正として計上させていただいております。

次に、議案第81号「令和6年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ116万9,000円を追加し、予算総額15億9,399万2,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、歳入につきましては令和5年度に納付した後期高齢者医療広域連合事務費負担金の広域連合からの返還金の40万1,000円、歳出における後期高齢者医療広域連合事務費負担金の増に伴う補正額116万9,000円の財源として前述の返還金40万1,000円を差し引いた76万8,000円を事務費繰入金として一般会計から繰り入れる増額補正であります。

歳出につきましては、公金取扱手数料有償化による後期高齢者医療広域連合事務費負担金の増に伴う116万9,000円を増額補正として計上させていただいております。

次に、議案第82号「令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、債務負担行為の追加を1件計上するものであります。

内容といたしましては、筑紫地区5市の審査案件を5市で共同設置する筑紫地区障害支援区分等審査会にて審査するに当たり、5市と事務局におけるデータ作成、審査会割当て、データ取り込み等を行うためのシステムを令和6年度から令和7年度にかけて新たに構築するに当たり、債務負担行為補正を計上するものであります。

次に、議案第83号「令和6年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、資本的支出を268万2,000円増額し、総額7億3,952万6,000円とするもの

であります。

内容といたしましては、人事異動に伴う職員給与費の増額補正を行うものであります。

次に、議案第84号「令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出を3,369万3,000円増額し、総額14億6,969万6,000円とし資本的支出を213万8,000円増額し、総額11億7,316万2,000円とするものであります。

内容といたしましては、令和5年度御笠川那珂川流域下水道維持管理負担金の精算追加分及び人事異動に伴う職員給与費の増額を行うものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

議案第79号から議案第84号までについて、質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月5日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前10時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（2日目）

〔令和6年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

令和6年12月5日

午前10時開議

於 議 事 室

- |       |        |                                                       |
|-------|--------|-------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第52号 | 太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第2  | 議案第53号 | 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第3  | 議案第54号 | 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第4  | 議案第55号 | 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第5  | 議案第56号 | 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第6  | 議案第57号 | 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第7  | 議案第58号 | 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第8  | 議案第59号 | 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第9  | 議案第60号 | 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第10 | 議案第61号 | 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第11 | 議案第62号 | 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第12 | 議案第63号 | 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第13 | 議案第64号 | 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第14 | 議案第65号 | 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第15 | 議案第66号 | 太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 日程第16 | 議案第71号 | 財産の取得（トイレトラック）について                                    |
| 日程第17 | 議案第72号 | 市道路線の認定について                                           |
| 日程第18 | 議案第73号 | 太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について                               |
| 日程第19 | 議案第74号 | 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第75号 | 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第21 | 議案第76号 | 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について                          |
| 日程第22 | 議案第77号 | 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第23 | 議案第78号 | 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について                            |
| 日程第24 | 議案第79号 | 令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について                            |
| 日程第25 | 議案第80号 | 令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について                    |
| 日程第26 | 議案第81号 | 令和6年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について                     |

て

日程第27 議案第82号 令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第28 議案第83号 令和6年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第29 議案第84号 令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第30 報告第18号 専決処分の報告について（著作権侵害による損害賠償の額の決定）

日程第31 請願第1号 五条駅～太宰府高校間のバス路線の存続を求める請願

## 2 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 2番  | 馬場礼子  | 議員 | 3番  | 今泉義文  | 議員 |
| 4番  | 森田正嗣  | 議員 | 6番  | 入江寿   | 議員 |
| 7番  | 木村彰人  | 議員 | 8番  | 徳永洋介  | 議員 |
| 9番  | 舩越隆之  | 議員 | 10番 | 堺剛    | 議員 |
| 11番 | 笠利毅   | 議員 | 12番 | 原田久美子 | 議員 |
| 13番 | 神武綾   | 議員 | 14番 | 陶山良尚  | 議員 |
| 15番 | 小嶋真由美 | 議員 | 16番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 17番 | 橋本健   | 議員 | 18番 | 門田直樹  | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

|             |       |                           |       |
|-------------|-------|---------------------------|-------|
| 市長          | 楠田大蔵  | 副市長                       | 原口信行  |
| 教育長         | 井上和信  | 総務部長                      | 轟貴之   |
| 総務部理事       | 宮崎征二  | （歳出入一体改革担当）               |       |
| （総務広報担当）    |       | 総務部理事                     | 杉山知大  |
| 市民生活部長      | 佐藤政吾  | （危機管理・新しい公共担当）            |       |
| 健康福祉部理事     | 大谷賢治  | 健康福祉部長                    | 川谷豊   |
| （高齢者福祉担当）   |       | （子どもまんなか担当）               |       |
| 都市整備部長      | 柴田義則  | 観光経済部長                    | 友添浩一  |
| 教育部長        | 中山和彦  | （市民と交流人口・関係人口相互増強担当）      |       |
| 総務課長併       | 鳥飼太   | 都市整備部理事                   | 高原寿子  |
| 選挙管理委員会事務局長 |       | （公営企業担当）                  |       |
| 市民課長        | 今村江利子 | 教育部理事                     | 八尋純次  |
| 都市計画課長      | 古賀千年志 | 総務課和書担当課長兼経営企画課広聴         | 平嶋香代子 |
| 産業振興課長      | 満崎哲也  | 広報担当課長兼メディア・コミュニケーション担当課長 |       |
| 監査委員事務局長    | 添田邦彦  | 福祉課長                      | 山崎崇   |
|             |       | 上下水道課長                    | 大久保信孝 |
|             |       | 社会教育課長                    | 井本正彦  |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 野寄正博 | 議事課長 | 花田敏浩 |
| 書記     | 陣内成美 | 書記   | 三舛貴市 |

再開 午前10時00分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

日程第1 議案第52号 太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（門田直樹議員） 日程第1、議案第52号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本議案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論、採決を行います。

議案第52号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第52号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時01分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

日程第2から日程第15まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第2、議案第53号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

から日程第15、議案第66号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までを一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

議案第53号から議案第66号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

議案第53号から議案第66号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第53号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」。

議案第53号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第53号は原案のとおり同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時02分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第54号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

議案第54号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第54号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時02分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第55号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

議案第55号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第55号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時02分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第56号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

議案第56号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第56号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時03分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第57号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

議案第57号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第57号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時03分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第58号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

議案第58号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第58号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時03分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第59号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

議案第59号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第59号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第60号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

議案第60号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第60号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第61号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める  
ことについて」採決を行います。

議案第61号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第61号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第62号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める  
ことについて」採決を行います。

議案第62号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第62号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第63号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める  
ことについて」採決を行います。

議案第63号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第63号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時05分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第64号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める  
ことについて」採決を行います。

議案第64号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第64号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時05分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第65号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求める  
ことについて」採決を行います。

議案第65号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第65号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時05分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第66号「太宰府市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

議案第66号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第66号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第71号 財産の取得（トイレトラック）について

○議長（門田直樹議員） 日程第16、議案第71号「財産の取得（トイレトラック）について」を議題とします。

お諮りします。

議案第71号は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第71号「財産の取得（トイレトラック）について」質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第71号「財産の取得（トイレトラック）について」賛成の立場で討論いたします。

大規模災害が発生した場合のトイレ不足を解消するため、また全国で災害が発生した際の災害支援として安全で衛生的かつ機能性の高いトイレトラックを導入するものです。

実のところ、年度当初はトイレトラックではなくトイレトレーラーでした。当初予算の議会審議においては、トイレトレーラーを導入するものとして議会は説明を受け、委員会で審査を行い、導入予算が認められた経緯があります。また、広報「だざいふ」の令和6年度の予算説明においてもトイレトレーラーを導入するものとして広く市民にお伝えしたところです。当初のトイレトレーラーがどのような経緯でトイレトラックに変更されたのか、同議案に賛成するに当たり、この点を押さえておかなければなりません。

先般の議案説明において両車両の仕様、性能の違い、必要な運転免許の違い、車両価格が若干安いことなどトイレトラックの優位性が担保されている旨の説明を受け了承しました。惜しむらくは、トイレトラックに変更する時点で比較検討資料に基づいた議会説明をいただいたか

ったところですよ。

さて、トイレトラックの車両本体の納車には一定の時間を要することから、それまでにご検討いただきたい事項を2点ほど提案したいと思います。

1点目、導入後のトイレトラックの運用計画を策定すること。災害時の運用計画はもちろんですが、平常時の運用計画によりトイレトラックの稼働率を高める工夫が何より必要であると考えます。

2点目、全国の災害支援を想定した支援組織との連携を図ること。同様の車両を保有する自治体同士が災害時に支援し合う全国組織のネットワークへの参加をご検討ください。

以上、提案を申し添えまして私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第71号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前10時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17から日程第23まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第17、議案第72号「市道路線の認定について」から日程第23、議案第78号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第72号から議案第78号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第72号及び議案第78号は建設経済常任委員会に付託します。

次に、議案第73号から議案第77号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24から日程第29まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第24、議案第79号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」から日程第29、議案第84号「令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第79号から議案第84号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第79号は8名の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の委員は、太宰府市議会委員会条例第5条第1項の規定により、

| | |
|----------------|----------------|
| 4番 森 田 正 嗣 議員 | 7番 木 村 彰 人 議員 |
| 10番 堺 剛 議員 | 11番 笠 利 毅 議員 |
| 12番 原 田 久美子 議員 | 14番 陶 山 良 尚 議員 |
| 16番 長谷川 公 成 議員 | 18番 門 田 直 樹 議員 |

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は総務文教常任委員会委員長の陶山良尚議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は建設経済常任委員会副委員長の木村彰人議員とすることに決定しました。

予算特別委員会は、さきの議会運営委員会で決定したとおり、12月11日水曜日午後1時から開催することとしております。各委員及び説明者の皆さんは出席をよろしくお願いいたします。

議案第79号は予算特別委員会に付託します。

議案第80号から議案第82号までは環境厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第83号及び議案第84号は建設経済常任委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

日程第 30 報告第 18 号 専決処分の報告について（著作権侵害による損害賠償の額の決定）

○議長（門田直樹議員） 日程第30、報告第18号「専決処分の報告について（著作権侵害による損害賠償の額の決定）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 令和6年太宰府市議会第4回定例会2日目を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は報告1件の議案のご審議をお願い申し上げるものであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第18号「専決処分の報告について（著作権侵害による損害賠償の額の決定）」についてご説明申し上げます。

本件は、著作権侵害による損害賠償の額を定めたものであります。

事件の概要といたしましては、令和6年10月25日付で市内の小学校に著作権侵害による損害賠償請求がありました。著作権侵害の内容は、令和5年7月の学校便りに著作物であるイラストを著作権者の使用許諾なしに使用したことによるものであります。また、本件の学校便りは印刷物以外に学校のホームページにも掲載しておりました。その後、著作権者の代理人弁護士と協議を行い、本件に係る解決金を支払うことで合意に至りました。本件の著作権侵害による損害賠償の額を定めることについて、令和6年11月14日付で専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで報告第18号の質疑を終結し、報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

日程第 31 請願第 1 号 五条駅～太宰府高校間のバス路線の存続を求める請願

○議長（門田直樹議員） 日程第31、請願第1号「五条駅～太宰府高校間のバス路線の存続を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

11番笠利毅議員。

〔11番 笠利毅議員 登壇〕

○11番（笠利 毅議員） 日程第31、請願第1号「五条駅～太宰府高校間のバス路線の存続を求める請願」についてご説明申し上げます。

紹介議員は私、笠利毅並びに今泉義文議員、森田正嗣議員、木村彰人議員、原田久美子議員、神武綾議員、小島真由美議員、長谷川公成議員であります。

説明について請願の朗読をもってかえさせていただきます。

五条駅～太宰府高校間のバス路線の存続を求める請願。

趣旨、五条駅と太宰府高校を結ぶバス路線の存続を求める。

理由、西鉄バス星ヶ丘線、五条駅から太宰府高校の間を来年の4月には廃止するという提案がなされています。僅か4か月先の廃止です。沿線住民にとってこのバスは生きていく上でなくてはならないものです。

しかし、地域住民にはまだ何も知らされておらず、私たち住民は大きな不安を感じています。市内の公共交通の大切さに鑑み、急ぎ市に次の2点を求めます。

一つ、バス路線の存続を図り、公共交通の空白期間を決してつくらないこと。

二つ、住民に対する説明を直ちに行うこと。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月13日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（3日目）

〔令和6年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

令和6年12月13日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|------------------------|---|
| 1 | 長谷川 公 成
(16) | <p>1. 横断歩道の再設置について</p> <p>県道福岡日田線通古賀交差点と都府楼南交差点の間に設置されていた横断歩道が鷺田橋の架け替え工事後に撤去され、そのままになっている。地元の方々からは不便になり危険性が高くなったとの声があり、再設置の要望がある。撤去理由と再設置についての見解を伺う。</p> <p>2. スクールカウンセラーの増員について</p> <p>現在、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けるためには児童生徒か保護者による事前予約が必要で、各小中学校には週1回数時間の滞在となっている。予約の状況によってはカウンセリングが数週間先となる場合もあると聞く。</p> <p>コロナ禍以降、不登校児童生徒が増加傾向にある中、スクールカウンセラーの増員が必要と考えるが見解を伺う。</p> <p>3. 施政方針の進捗状況について</p> <p>(1) コミュニティ食堂の新規開設数等進捗状況を伺う。</p> <p>(2) スケートボードパークの進捗状況を伺う。</p> |
| 2 | 徳 永 洋 介
(8) | <p>1. 本市の地域猫活動について</p> <p>福岡県は人と猫が共生する地域を目指して地域猫活動ガイドラインを作成し、地域猫活動の進め方を示している。本市における地域猫活動の現状と課題について伺う。</p> |
| 3 | 木 村 彰 人
(7) | <p>1. 指定管理者制度による適正な公共施設の管理について</p> <p>令和7年度末に指定管理期間が終了する太宰府市総合体育館及び太宰府史跡水辺公園（市民プール）の施設管理に関して、次期の施設管理に向けた手続きが始まることから3点伺う。</p> <p>(1) 両施設の現状の管理状況について</p> <p>(2) 施設の維持補修の状況と、精算返納金について</p> <p>(3) 次期の指定管理者の募集方法について</p> <p>2. 第3期総合戦略は期限までに策定できるのか</p> |

| | | |
|---|-----------------|---|
| | | <p>市政運営の指針となる総合戦略は、現行の第2期総合戦略が今年度末に期限を迎える。そこで、現在策定中の第3期総合戦略に関して2点伺う。</p> <p>(1) 第3期総合戦略の策定の進捗状況について</p> <p>(2) 第3期総合戦略の策定プロセスと市民参加の方法について</p> |
| 4 | 神 武 綾
(13) | <p>1. 人権センターについて</p> <p>太宰府市人権センター条例に、人権センターの施設として南隣保館、南児童館、南体育館を設置するとある。利用の現状と今後の活用について2点伺う。</p> <p>(1) 全市民対象利用施設に変えていくべきと考えるが市の考えは。</p> <p>(2) 施設の老朽化対策について</p> <p>2. オスプレイ飛行について</p> <p>去る11月14日、米海軍の輸送機オスプレイが福岡空港離陸後、太宰府市上空を通過したとされている。九州防衛局から事前情報はあったのか、またその後の経過について伺う。</p> <p>3. 学童保育所の指定管理者の指定について</p> <p>指定管理事業者が選定された経過について、太宰府市指定管理者制度運用ガイドラインに沿って3点伺う。</p> <p>(1) 選定委員会について</p> <p>(2) 募集要項について</p> <p>(3) 事業報告書について</p> <p>4. 高齢者の聞こえの保障について</p> <p>補聴器の購入の助成を求める声が寄せられている。購入費助成制度導入について、市の考えを伺う。</p> |
| 5 | 原 田 久美子
(12) | <p>1. 市内の交差点等の整備について</p> <p>市内交差点等の整備について、これまで幾度となく質問を行ってきた。平成25年9月の定例会では五条交差点における右折矢印信号機の設置、スクランブル交差点の導入を要望したが、設置はできない、導入は難しいとのことであった。そこで、改めて各交差点等の整備について5点伺う。</p> <p>(1) 五条交差点へのスクランブル交差点の導入、右折矢印信号機の設置について</p> <p>(2) 観世音寺前交差点への半感应式信号機の設置について</p> <p>(3) 国分寺前交差点への時差式信号機、スクランブル交差点の導入、矢印信号機等の設置について</p> <p>(4) 宰都二丁目ケアハウス同朋入口交差点の整備について</p> |

| | | |
|---|-----------------|--|
| | | <p>(5) 国道3号高雄交差点の太宰府高校方面からの青信号時間の延長について</p> <p>2. 市庁舎の整備について</p> <p>太宰府市は昭和57年4月の市制施行後、現在の庁舎ができて約40年が経過している。そこで、市庁舎の整備について2点伺う。</p> <p>(1) 庁舎内女性用トイレの増設について</p> <p>(2) 庁舎前の駐車場は出入口が1箇所である。入口、出口の専用口ができないか。</p> |
| 6 | 陶 山 良 尚
(14) | <p>1. ヤングケアラーへの支援について</p> <p>本年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正された。今回の改正でヤングケアラーは国、地方公共団体が各種支援に努めるべき対象として明記された。</p> <p>市区町村の役割として、18歳以上の若者にも切れ目ない支援を行うための体制を整備することが明確化された。</p> <p>この改正を受け、本市における今後のヤングケアラーへの支援のあり方について伺う。</p> |
| 7 | 森 田 正 嗣
(4) | <p>1. 社会福祉協議会の福祉バス利用について</p> <p>社会福祉協議会の福祉バスについては、老人会やボランティア団体などが研修やバスハイク等に利用している。しかし、近時、予約申し込みをしても取れないケースが出ており、企画をあきらめる自治会や老人会もあると聞く。特に出歩くことの少ない高齢者にとっては、知見を広め、フレイル予防に外出企画は大事だと考える。利用改善の方向性を伺う。</p> <p>2. 犬・猫の管理について</p> <p>ペットとしての犬・猫は、家族の一員として扱われるほど、家に馴染んでいる。他方、ウイルスが人間に深刻な影響を与えたり、糞の処理、あるいはその繁殖により人間の社会生活にマイナスの側面も認められる。犬・猫の管理について、市の対応を伺う。</p> |

2 出席議員は次のとおりである（15名）

| | |
|----------------|----------------|
| 2番 馬 場 礼 子 議員 | 3番 今 泉 義 文 議員 |
| 4番 森 田 正 嗣 議員 | 6番 入 江 寿 議員 |
| 7番 木 村 彰 人 議員 | 8番 徳 永 洋 介 議員 |
| 9番 船 越 隆 之 議員 | 10番 堺 剛 議員 |
| 11番 笠 利 毅 議員 | 12番 原 田 久美子 議員 |
| 13番 神 武 綾 議員 | 14番 陶 山 良 尚 議員 |
| 16番 長谷川 公 成 議員 | 17番 橋 本 健 議員 |
| 18番 門 田 直 樹 議員 | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

15番 小 畠 真由美 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（36名）

| | | | |
|----------------------|---------|-----------------------|---------|
| 市 長 | 楠 田 大 蔵 | 副 市 長 | 原 口 信 行 |
| 教 育 長 | 井 上 和 信 | 総 務 部 長 | 轟 貴 之 |
| 総 務 部 理 事 | 宮 崎 征 二 | (歳出入一体改革担当) | |
| (総務広報担当) | | 総 務 部 理 事 | 杉 山 知 大 |
| 市民生活部長 | 佐 藤 政 吾 | (危機管理・新しい公共担当) | |
| 観光経済部長 | 友 添 浩 一 | 健康福祉部理事 | 大 谷 賢 治 |
| (市民と交流人口・関係人口相互発展担当) | | (高齢者福祉担当) | |
| 都市整備部理事 | 高 原 寿 子 | 都市整備部長 | 柴 田 義 則 |
| (公営企業担当) | | 教 育 部 長 | 中 山 和 彦 |
| 教育部理事 | 八 尋 純 次 | 総 務 課 長 併 | 鳥 飼 太 |
| 経営企画課長 | 宮 原 竜 | 選挙管理委員会事務局長 | 平 嶋 香代子 |
| 管 財 課 長 | 堀 修一朗 | 総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 | |
| 防災安全課長 | 糸 山 邦 明 | 広報担当課長兼シティプロモーション担当課長 | |
| 環 境 課 長 | 大 石 敬 介 | 管財課公共施設整備担当課長併 | |
| 福 祉 課 長 | 山 崎 崇 | 社会教育課教育施設整備担当課長 | 福 田 久 博 |
| 介護保険課長 | 柳 谷 雅 子 | 市 民 課 長 | 今 村 江利子 |
| 保育児童課長 | 伊 藤 健 一 | 人権政策課長 | 河 野 貴 之 |
| 都市計画課長 | 古 賀 千年志 | 兼人権センター所長 | |
| 上下水道課長 | 大久保 信 孝 | 生活支援課長 | 木 村 浩 一 |
| 社会教育課長 | 井 本 正 彦 | 高齢者支援課長 | 大 山 清 敬 |
| スポーツ課長 | 橋 川 史 典 | 子育て支援課長 | 竹 崎 雄一郎 |
| | | 建 設 課 長 | 齋 藤 実貴男 |
| | | 観光推進課長兼 | 西 山 英 毅 |
| | | 地域活性化複合施設太宰府館長 | |
| | | 学校教育課長 | 鍋 島 順 一 |
| | | 監査委員事務局長 | 添 田 邦 彦 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 野 寄 正 博 | 議 事 課 長 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記 | 木 村 幸代志 | 書 記 | 陣 内 成 美 |
| 書 記 | 三 舛 貴 市 | | |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

本定例会での一般質問通告書は13人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日13日7名、16日6人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

なお、本日、7番木村彰人議員、12番原田久美子議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付しておりますので、お知らせいたします。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

16番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い3件質問させていただきます。

1件目、横断歩道の再設置について。

県道福岡日田線、通古賀交差点と都府楼南交差点の間に設置されていた横断歩道が鷺田橋の架け替え工事後に撤去され、そのままになっている状況があります。地元の方々からは、不便になり、危険性が高くなったとの声があり、再設置の要望が上がっています。撤去理由と今後の再設置についての見解をお伺いいたします。

2件目、スクールカウンセラーの増員について。

今年度の施政方針には、不登校児童・生徒支援の推進の取組で、サポートティーチャーを増員し、全ての小・中学校にサポートルームを設置。また、スクールソーシャルワーカーを増員し、全ての中学校ブロックに配置する。不登校児童・生徒の対応をはじめ在宅学習やフリースクール利用者の対応、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に取り組むとあります。これはこれで一定の評価をいたしますが、果たして不登校児童・生徒に全て行き届いているのでしょうか。私は決して十分ではないと断言できます。保護者からは、もっと話を聞いてもらいたいという声があります。

そこで、質問に入ります。

現在、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けるためには、児童・生徒か保護者

による事前予約が必要です。また、スクールカウンセラーは各小・中学校には週1回、数時間の滞在となっているため、予約状況によってはカウンセリングが数週間先となる場合もあると聞き及んでおります。コロナ禍以降、不登校児童・生徒が増加傾向にある中、スクールカウンセラーの増員が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

3件目、施政方針の進捗状況について。

1項目めは、地域の居場所づくり推進事業についてです。

地域の居場所づくりの新たな取組として、子どもから高齢者、不登校児童、ひきこもり者、障がい者など地域の方が気軽に安心して参加できるコミュニティ食堂を開催する団体に助成を行う制度を開始するとありますが、コミュニティ食堂の新規開設数と事業の進捗状況についてお伺いいたします。

2項目めは、スケートボードパーク等の整備についてです。

国内では施設の数が少ない状況から、今後さらに人気が高まり、施設の需要が予測されることから、松川体育館一帯を修繕し、スケートボードパーク等を設置して有効活用するとあります。松川体育館一帯をどう修繕し、どのような施設を設置しようと検討されているのか。議会への報告を待っておりましたが、いまだありません。今議会に提案されている補正予算書には、スケートボードパーク整備事業の繰越明許費補正及び増額補正予算が計上されていますが、このスケートボードパーク整備事業の進捗状況、また今後の見解をお伺いいたします。

以上3件について質問させていただきます。なお、再質問につきましては議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） おはようございます。

1件目についてご回答いたします。

通古賀交差点と都府楼南交差点の間に設置されていた横断歩道につきましては、福岡県により平成29年に着工されました鷺田橋の老朽化に伴う架け替え工事の竣工時に撤去されました。横断歩道が撤去された理由といたしまして、鷺田橋の架け替え工事前に設置されていた横断歩道は、都府楼団地入り口信号からの距離が約100mと近接しており、渋滞時に横断歩道を横断する歩行者が渋滞している車の間を横断することになり、事故の危険性が高まることなどから、福岡県と警察との協議を経て、令和2年11月に新しい鷺田橋の供用開始と同時に撤去されております。

横断歩道の再設置についてですが、地元自治会から再設置の要望を継続していただいていることや、横断される方が一定数おられることから、市も横断歩道の必要性を認識しており、設置に向けた可能性を探りながら警察と協議を重ねているところです。

引き続き、歩行者の状況などの把握を行い、安全性が確保できる対策や設置位置の検討も含め、警察と協議を行ってまいります。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

今のご答弁では、その先の、名前を言うとあれですけれども、明治屋さんの信号と以前あった横断歩道が近接ということで、危険性があるということで今ご答弁いただいたんですけれども、あの横断歩道がなくなって、いろいろちょっと話を伺うと、明治屋さんとTSUTAYA、何kmぐらいあるか分からないんですけれども、やはり道路の横断をしている人がかなり多いというふうに聞いております。歩いていくのが大変なので、もう向こう側にあまり、例えば児童・生徒とか友達の家に行くのになかなか、教育上もよくないですね。横断歩道があったって、そこに今車が来ようけん通りなさいなんて言えませんからね。なかなか遊びに行くことも難しいと。遠回りしてまで行くぐらいならというふうな感じで伺っております。

朝、帰りですけれども、JR都府楼南駅に向かう人たちもやっぱり一定数いると思うんですね、電車に乗るために。しかも、通学通勤の自転車等でですね。そこに以前に横断歩道があった場所付近を横断される人数、そういったのを調査されたことはありますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 直近の人数ではございませんが。試験的に職員のほうで横断者の人数を調査したものがございまして、12時間で約80名程度の歩行者があったというふうにこちらのほうで認識しております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） かなりの数だと思うんですね。やはり危険性がまず既にもう伴っていますよね。やっぱり、先ほども言いましたけれども、教育上、はっきり言ってよくないですね、道路横断。しなさいなんていうことは言わないでしょうけれども。

先月も避難訓練があったと思うんですけれども、全市一斉に挙げて。大体第1次避難場所は公民館になっているということで、まず高齢者の皆さんがなかなか渡れないということで、回ってまで行く必要はないだろうとか、公民館でいろいろな行事があるけれども、渡れないから参加できないといった声があります。それと、ベビーカーを押しているママさんたちですね、そういった方もぐるっと遠回りして行くぐらいなら、もう参加しないでおこうとかというふうな意見もあります。

部長のご答弁の中で近接していると、信号とですね。それだったら、多少ずらして、例えば自動車販売会社のところに設置するとか、そういったちょっと変えた発想を持って今後は進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 先ほども申し上げましたが、警察とは継続的に協議を行っております。安全性が確保できる何か対策がないか、また先ほど議員さんもおっしゃれましたが、位置を多少ずらすことによる可能性ですとか、一応そういうのをあらゆる形で探りながら、引き続き継続して協議をしっかりと重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 地元自治会からは再設置の要望も上がっていますし、市としても危険性は十分、横断歩道の必要性を認識しておられるようですので、ここは早期に横断歩道設置を強く要望して、この件は終わります。ありがとうございます。

2件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 2件目についてご回答いたします。

現在、太宰府市立小・中学校では、福岡県スクールカウンセラー等活用事業によりスクールカウンセラーを配置し、各学校長の指揮監督の下に、児童・生徒へのカウンセリング、保護者への助言、援助及び児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言、援助並びに教職員の校内研修における助言、援助などを行っております。

各学校へのスクールカウンセラーの派遣回数及び年間配置時数は年度当初に決められており、スクールカウンセラーの業務は児童・生徒へのカウンセリングが多くを占めております。

議員ご指摘のとおり、スクールカウンセラーの各学校での滞在時間は短く、保護者の方からカウンセリングの依頼を受けても、予約できるのが数週間先となる場合があります。このため、少しでも児童・生徒のカウンセリングの回数を確保するために、市単独事業として太宰府市スクールカウンセラー派遣事業を実施し、小学校を対象として、学校の依頼に基づきスクールカウンセラーを派遣するようにしております。

最近では、児童・生徒が抱えている課題が多様化してきており、カウンセリングの依頼が増加傾向にあります。県に対してスクールカウンセラー等活用事業の拡充を要望していくとともに、本市で契約しているスクールカウンセラーのさらなる活用を進めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

では、まず確認をさせていただきたいと思います。

まず、福岡県のスクールカウンセラーの派遣回数はどれぐらいありますか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 県の活用事業については、中学校におきましては週1回程度ですね。

その1回が大体半日になります。小学校につきましては月に1回より少し多いぐらいです。こちらも2時間程度というふうになっております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） それでは、本市も力を入れてあると思うんですけども、本市のスクールカウンセラーの派遣回数はどれぐらいか教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 市で行っております派遣事業の回数につきましては、現在1名のカウ

ンセラーと契約しておりまして、依頼があれば各学校に行っていただくようにしております。その際、小学校への派遣回数は年7回、1回につきこちらも2時間というふうになっております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 非常に少ないように感じるんですね。

では、そういった保護者とかからスクールカウンセラーの派遣回数はもうちょっと増加できないかというふうな要望もあると思うんですけれども、今教育委員会が思っているスクールカウンセラーの派遣回数は十分だと考えておられますか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 先ほど答弁でも申しましたが、近年児童・生徒の抱える課題も多いという状況があります。あるいは、本来カウンセリングというのは児童・生徒にするものなんです。保護者の方も話を聞いてほしいという依頼も増えてきております。その中で、先ほど言いました回数につきましては、現状は少し足りないかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） やはり足りないと感じておられるようですね。

それでは、手続のほうに入ります。

学校でカウンセリングを行う際、どのような手続が必要か教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） カウンセリングを行う際の手続としましては、まず保護者のほうが担任のほうにカウンセリングの担当者、これは学校によって異なりますが、その担当者に連絡をしてカウンセリングの予約をしていただきます。その際、日時あるいは時間をお伝えいただき、その時間空きがあれば予約ができますし、それが空きがなければ、また日にちを再度検討していただくということもございます。

さらに、学校の教職員が、この児童・生徒はカウンセリングをしたほうがいいんじゃないかと思う場合もあります。そのときは、児童・生徒の承諾だけでは実際カウンセリングはできません、未成年ですので。保護者の承諾も要りますので、その際は学校から保護者のほうに連絡をしまして、カウンセリングが必要だと思いますが、いかがですかとお尋ねして、そこで承認されれば、学校のほうからカウンセリングの予約を入れる場合もございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 様々な手続が本当に必要で、なかなか空きがなければ受けられないということで、せっかくここで話を聞いてもらいたいなと思っていることが、なかなか早急に

は対応できないということで、今ご答弁聞いていて思ったんですけども。

それでは、今理事のほうからご答弁をいただいているんですけども、今回保護者のほうからいただいた話を聞く限り、まずはやはり学校と保護者間の連携が必要だし、そこが難しい場合があると。守秘義務などの壁もあるし、なかなか思うとおりにいかないというのはあります。

やはりスクールカウンセラーが足りていないように感じますね。実際に足りていないのではないかと思います、中学校、小学校によっても児童・生徒数が違いますね。特に児童・生徒数が多い学校では、1人のカウンセラー配置では不十分だと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 先ほど申しましたが、カウンセラーですけども、基本的には県が行われている事業を活用しています。そのカウンセラーにつきましては、もう1年間、どなたが来るかというのが決まっております。カウンセラーを1人といいますか、どちらかというとかウンセリングができる回数を増やすことのほうが大事なかなというふうには考えておるんですが、市のカウンセラーも1人でして、1人でできる時間も限られていますので、ウンセリングの回数を増やすとなると、人を増やすなり、そういうことも検討は必要かなというふうに感じております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 現状の課題としては、スクールカウンセラーは配置されてはいますが、なかなか予約いっぱいになったりして受けられない児童・生徒もいます。県、市として配置はされているんですが、やはり多くの学校が訪問が多くて週2回程度に限られております。しかも常駐ではありません。

スクールカウンセラーの予約ができず、予約待ちが発生しています。必要なタイミングでウンセリングを受けられないケースが、先ほども言いましたけれどもあるわけですね。そういった中で、ウンセリングの待機が発生しているという状況があります。スクールカウンセラーの常駐をできたら要望したいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） カウンセラーが常駐できるというのは、非常に物すごくすてきなことだと私も思っておりますが、実際現実的なところを言いますと、ウンセリングを行うカウンセラーというのは臨床心理士の資格を持った方でないといけません。その臨床心理士を常駐させるとなると、非常に多額の金額がかかってしまいますので、そこは、もちろん子どもの心というのは大事なんです、そこもバランスを考えながら検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 確かに人件費がかかって大変だとは思いますが、やはり子どもたち、児童・生徒の心をうまく引き出すには、カウンセラーの常駐、増員が必要だと考えておりますので、今のようなご提案をさせていただきましたが、次は、学校での問題は、教育部理事のご答弁でも最初ありましたように、学校での問題は家庭内のストレスがやはりあります。人間関係など多岐にわたりまして、すぐに相談できる環境が私は不足しているように感じます。また、突発的な対応が必要なケースに迅速に対応できる体制が不足しているように感じます。

このような状況で例えば突発的に何かあったとき、カウンセリングが必要だと、そういった場合はどのような対応をされているのか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 突発的にカウンセリングが必要になった場合、至急児童・生徒に対してカウンセリングが必要だというときには、先ほど言いました市が契約しているカウンセラーに連絡を取りまして、できる限りすぐに来ていただいてカウンセリングを行うようにしております。また、先ほど言いました県のスクールカウンセラー活用事業につきましても、突発的なときに緊急支援を要請することが年に数回できるようになっておりますので、そういったときには県の教育委員会のほうに緊急支援を依頼するというふうにして対応をしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 事件や事故を例えば目撃してしまったとか、自分がそういった被害に遭うということはなかなかあれなんでしょうけれども、未遂的なものがあってしまったと。やはり心に深く突き刺さると思うんですね、そういったことは。ですから、そういった場合は、先に早急にそういった対応をしていただきたいと思います。

今の話なんですけれども、例えば前の日まではそんなことなかったんですけれども、やはりその日になって急に例えば友達ともめたりとか、学校に行ってみたらちょっと、あれ、いつもの雰囲気と違うなといったときに、児童・生徒が感じて、ああ、これ困ったな、何か相談したいなというときはあると思うんですね。そういった困ったときに、早急に児童・生徒がカウンセリングが受けられるように、例えば常駐は厳しいとおっしゃいましたが、人員配置の見直し等も検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 最初の答弁に申しました県のほうの派遣の人数というのは、もう県のほうが決めておりますので、こちらとしては要望はしてまいりたいと考えております。市としては、市で派遣しているカウンセラーの人を増やすか、あるいはカウンセリングできる回数を増やすか、そちらについてはしっかりと協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 分かりました。いきなりここで増員しろとか、人員配置を見直せと
いっても、なかなかご答弁の中では、限られた人数で行っているから難しいと思うんですね。

では、ちょっと質問を変えますね。

やはりコロナ禍以降、不登校児童・生徒がかなり増えています。全国、県にしてもそうですし、本市にしてもそうだと思います。そういったコロナ禍以降、カウンセリングに対して、分かる範囲でいいんで教えていただきたいんですけども、どのような相談が多いか伺いたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 県のスクールカウンセラーへの相談内容については、申し訳ありませんが把握はできておりません。ただし、市のスクールカウンセラーへの相談内容につきましては、年度ごとにこちらでまとめておりますので、令和5年度の相談内容として多かったものとしては、1つは発達障がいに関する事、次に学校生活に関する事、3つ目が家庭に関する事、4つ目が問題行動等に関する事、最後の5つ目に不登校に関する事、以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） やはりかなり身近なところなんですよ。学校生活もありますし、家庭もありますし。ですから、児童・生徒たちが抱える悩みは相当深いものだと感じますね。

この件ちょっと長くなっておりますが、最後になります。相談やカウンセリングが誰でも気軽に受けれる開かれた場所になることをまずは願います。小学校高学年から中学校の思春期は、社会的な問題や多感な時期であり、適切なサポートが欠かせないと感じます。未来ある子どもたちが穏やかで健やかな成長と精神的な安定を図るため、カウンセラーの増員とカウンセリング体制の強化が重要と考えます。

そこで、やはり改善点としては、スクールカウンセラーの増員や常駐化を検討していただきたい。子どもたちが気軽に相談できる環境を整えるため、学校環境の見直しを行っていただきたい。3点目が、学校と保護者間のスムーズな連携を促進する手続やガイドラインを設けていただきたいと、この3点を強く要望いたしまして、この件は終わります。

3件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） 3件目についてご回答いたします。

1項目め、コミュニティ食堂につきましては、本年度、運営する団体への支援として地域の居場所づくり推進事業を開始し、7月に現在活動しておられますコミュニティ食堂の団体や新たに開設を検討しておられる団体の皆様に事業の内容を説明し、補助を有効に活用していただくようお願いいたしました。その結果、本年度は新たに2つのコミュニティ食堂の団体が設立

され、現在市内に11団体が公共施設や自宅、地域の公民館などで活動しておられます。

この事業において、現在6つの団体に運営費の助成を行っており、活動に対する支援として市の職員がコーディネーター役として協力しているところであります。

今後につきましても、支援を必要としている方々をはじめ多くの市民の皆様の新たな居場所となりますよう、活動の内容を広く周知し、新しい公共の視点で各関係者と連携してまいります。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 続きまして、次に2項目め、スケートボードパークの進捗状況につきましては、遅まきながらこれまで各常任委員会、予算特別委員会でもご説明してまいりましたが、状況変更がありながら説明が不足しておりまして申し訳ございません。これまでも私が説明してまいりましたので、今回も私のほうから答弁をいたします。

初日の提案理由で、松川体育館周辺に設置する予定としておりましたスケートボードパークについて、他のスポーツとの共存を図り、世界に羽ばたく人材育成や子どもまんなかの施策展開にふさわしい規模を確保するために設置場所を屋外にしと申しましたように、体育館内は既に災害時のペット避難所として活用しているほか、フットサル、ハンドボール等、とびうめアリーナでは設備の毀損などの危険性から使用できないスポーツの活動場所としての要望が従来からあっていること、より利用者の期待に資するものにしたいということなどの理由から、スケートボードパークは松川体育館横の駐車場内に設置することとし、コンクリートの路面とセクションを設置する工事を考えております。あわせて、これまで有効活用できていなかった国士舘大学跡地の松川体育館一帯に若者たちが増え、にぎわいを創出できると考えております。

まずは今年度中に松川体育館の雨漏り及び照明の改修を実施しますが、既にセクションの納期はオリンピックでの人気などによる全国的な需要の高まりから見通しがつきにくい状況にあり、年度内完成に期待を寄せておられた愛好者の方々をはじめスポーツ協会や地元自治会の方々などのご要望に応えるためにも、できるだけ早く利用に供する準備を整えたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

3件目で1項目と2項目があるので、1項目めから再質問させていただきますが、まずは1項目めのコミュニティ食堂なんですけれども、本年度は2つのコミュニティ食堂の団体が設立されというご答弁をいただきましたけれども、市として予算額に応じて団体に活動支援金として補助を出している、運営費ですね、出していると思うんですけれども、この当初の目標値、2団体じゃなく、何かもっと高いレベルにあったのか、それとも2団体で、ちょっと言い方はおかしいですけれども、新規は十分なのか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） 現在、市内の7つの小学校全てに1つ以上のコミュニティ食堂が開

設されております。当初の目標としましては、小学校区に2つ以上のコミュニティ食堂の開設を目指しておりまして、新規の開設者数5団体を目標にしておりましたが、開設を予定されていた団体の皆様の諸事情等により、現時点で2か所になっております。

現在、来年度からの開設を予定している団体の方と開設に向けた協議を行っているところであり、今後も開設を希望する団体への支援を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 今までずっと継続しているところのコミュニティ食堂は、ある程度周知が行き渡っていて、意外にやりやすいんじゃないかと思うんですけども、新規で行う場合のコミュニティ食堂、新しく開設しますといったときの周知はどのように行ったか、お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） こちらの周知につきましては、まず7月にこちらの事業説明会を開きまして、そのときに市の広報紙とかホームページ等で周知のほうをしているところであります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 周知のほうは十分だと認識してよろしいですね。

それでは、ここが一番だと思うんですけども、施政方針の中からでは、子どもから高齢者に参加しやすいと思うんですね。ただし、不登校児童・生徒とかひきこもり者、障がい者の方々の参加は果たしてどれぐらいいたのかというところで、そこまで施政方針で述べられてあるのであれば、ちょっと調査をしていただきたいと思うんですが、人数ですね、これは分かるかどうか分からないんですけども、人数が分からなければ全体の何割ぐらいだったのかお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） コミュニティ食堂に参加された方の個人の状況を確認することはなかなか難しいところであります。参加された方で生活に関する相談があつて、相談につないだりという事例もございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 相談員さんが入れば、どのようなことで今の状況に陥っているかというのはよく分かると思いますので、できたら今後、参加者には何か、簡単なのでいいので何かアンケートの実施等を要望いたしておきますので、よろしくお願いいたします。状況だけでもいいからですね。

最後の質問になりますが、来年度もやっぱり継続して予算をつけ、こういった活動の補助を

行う予定なのか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） 来年度につきましても、全世代が交流できる新しい公共の視点で、地域の居場所づくり事業として検討を進めております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 小学校区7つあるんですけども、今2団体ずつというふうにあるんですが、来年度はちょっと目標を高くですね。もちろん小学校区においても数があります。ですから、なかなか一概にはここは全て何団体というのは難しいことだと思いますけれども、何か目標を高く、きちっと、自治会等に説明をしていただいて、将来的にはかなり皆さんがにぎわうようなそういったコミュニティ食堂にしていきたいと思います。これは要望ですので、よろしくお願いします。

それでは、3件目の2項目め、市長からご答弁いただきましたので、さて、やりますか。

まず、ここが一番だと思うんですけども、今年度に完成しなかった理由をお尋ねしたいんですよ。本来であれば、見込み違いとお認めになるなら、一旦白紙まではいかないですけども、中止ということで考えないといけないと私は思います。あまりにも早急過ぎる補正予算だと思います。

市長のほうも予算特別委員会やこの議会でも、自ら議会に対しての説明不足と認めております。私は正直言って議会軽視だと、そのように思っています。見解をお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 議会軽視をしたつもりはもちろん毛頭ありませんけれども、するつもりもありませんけれども、ただおっしゃるように説明が不足していた状況が変わり得る中で、もっともっと丁寧にご説明するべきであったということは率直にお認めをし、そうした中で各委員会の委員長の許可もいただき、予算特別委員会でも許可をいただきまして、久しぶりに私も出席をさせていただいてご説明をし、質問にもお答えをしたところであります。

そうした中で、先ほど申されましたように、一旦立ち止まってというご指摘もあったかもしれませんが、あると思いますけれども、私といたしましては、やはり一度3,000万円という予算でまずは提案をして、子どもたちはじめ様々なご要望、ご期待に応えたいという思いでスタートをしておりましてけれども、逆に言いますと、今年度中にはこれが完成することができないということは、非常に私は市長として、政治家としても非常に心苦しい思いをしておりまして、そうした中で少しでも、来年度にはなってしまうんですけども、早く先ほど申しましたように準備を整えたいという思いから、この12月補正であえてこうした予算の増要望をさせていただいて、そして皆様にお認めいただければという思いでございます。

そうした中で、やはり説明が足りなければ、しっかりとこれからでも議会中でも説明を重ねていこうという思いで今日も答弁をさせていただいているところでありますので、皆様のご理

解をいただければ幸いです。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご答弁ありがとうございます。

やはり市長のまず施政方針で、これをやりますということで出てきたわけですよ。施政方針や説明を聞く限り、今後さらに人気が高まり、施設の需要が予測され、これは登壇のときも言ったんですけども、オリンピックを目指す若者や世界に羽ばたく人材育成を推進するとあります。市長自らがそういったことで世界に羽ばたく人材育成を推進すると、スケートボードにおいてですね、おっしゃられるなら、スケートボードの人口というのはもちろん把握されていると私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 市として協会なりそうしたものがあるわけではありませんで、正確な人数までは率直に申して把握できていないわけでありまして、福岡県内のまずはスケートボード人口については、約2万人というふうに聞いております。そうしますと、500万人のうちの2万人ですから、かなり多い数だろうと、私自身が思っていたよりもですね。大人の方も合わせてかもしれませんけれども、そうした中で本市でも一定程度の人口があると考えております。

加えまして、ちなみにですけども、筑後市にあります筑後広域公園におけるこのパークでは、令和5年度に年間6,000人程度の利用があっているということで、もちろん市外の方も含めてでありましょうが、本市としましては春日公園なり筑後、この地域はございますけれども、本市として特徴のあるパークにすれば、様々なすみ分けの中で、ある程度かなりの数の利用者がいるのではないかというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 筑後では年間6,000人、これかなり多い数字ですね。私も広い、とにかく広い公園で、あそこの公園は、行ったことがありますけれども、ただしスケートボードパークには足を踏み入れたことはありません。とてもとても滑れるレベルでもないですし。

本市のできたところで、年間何人ぐらい、その見込みですね。これはちょっとまた後から聞きますけれども。

それでは、現時点で、やはり世界に羽ばたく人材育成を推進なので、例えばプロ選手とか元プロ選手なりのそういった指導者が私は必要不可欠だと思うんですね。ましてや、そういった指導者の下、若者が全国大会やそういったのに出場して、今後本市のですよ、本市の子どもたちが世界クラス等、そういった、現時点です、こういった期待ができるという選手は把握されています。お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと私が至らなければ、担当からも補足させたいと思いますが、確実にこの人が市の中でそうした有望だということを私が直接知っているわけではありませんけれど

も、私自身にも直接に滑っていて映像を送ってくるそうした若者もありましたし、かなりのレベルでやっているという話は聞いておまして、その人数も複数に及ぶということは聞いておまして、そうした中で、現に客館跡の構造物などが壊れていたり、様々な、例えば政庁前のバス駐車場も確かに見るからに滑りたくなるような場所ですから、あそこで滑ることを許可してほしいということを直接私に言ってこられた若者もいますけれども、やっぱりそれは許可はなかなかできないわけで、バスに何か巻き込まれるようなことがあっては大変なことですから。

そうした中で、やはり何か若い才能を発散したい、そうした場所が欲しいというような声は常々複数の方々から聞いてきましたので、そうした意味では世界に羽ばたくようなそうした素養を持つ子どもたちがいて、そしてそうした子どもたちの生の声も感じ取ってきたということは間違いはございません。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 今のご答弁の中で、客館跡の一部が破損しているっておっしゃられましたけれども、もうこれはやはり弁償してもらわないと、あれ犯罪ですよ。だから、それはちょっとまた別の話になるんであれなんです。いや、それで何かスケートボードパークを造るというのは、ちょっとまた全然違った話になってきますからね。そういうところで滑らせないようなことをまず考えていかないといけないと思います。

もちろんパリオリンピックで、私も世界一になった堀米君の試技を見ていましたけれども、最後の最後で大逆転して優勝したんですけれども、本当にすばらしくて、どんな精神力をしているんだろうという、もう本当に若いながら感心いたしました。感動もしました。もちろん、夜中でしたけれども、枕を口に当てて大きな声も出しました。

ただ、このスケートボード人口が例えばいらっしゃるということで、現時点では本市にはスケートボードの協会もない、ましてや部活動でもないんですね、これは。では、その部活動でもない、例えば一般的な競技ですよ、誰でもできるという。そういった設置に、スケートボードパークの設置にこのような高額な予算をつけるというのは、ちょっと疑義がありますね。それなら、もっと世界に羽ばたく人材育成でたくさん表彰されていると思います。実際、私の小学校区では2人、高校生まで入れたら3人ですけれども、2人の子が全国大会で優勝しています。1人の子は全国大会で準優勝しています。そういった子たちにもっと支援するとか、各学校の部活動とかクラブチームに支援するほうが、私は現実味があると思うんですが、ご答弁をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 現にそうした様々な部活で全国レベルで活躍している子どもたちには、市としても補助をさせていただいておまして、そうしたこともさらに充実をさせていきたいと思っておりますけれども、もちろんこのスケートボードパークだけに注力しているわけではもちろんありませんので、これまでも様々な随時意見交換なり子どもたちと接する中で、バスケット

トボールコートがまずは改修してほしいと、学校ですね。そしてもっと増やしてほしいと、外にですね。という声もいただいていますけれども、まずはなかなか外に増やすことは難しいわけでありまして、改修など努めてきました。また、テニスコートなどの水はけが悪いとか、そういう中でその改修などもやってまいりましたし、またちょっと変わりますけれども、公園で遊具が不足しているので、そうしたところにぜひつけてほしいというような、やっぱり子どもたちの声を大人たちがそのまま放置して、お金がないんでできませんとか、時間がかかりますとかそういうことを言っていくと、子どもたちがまず要望しようという気持ちすらなくなってしまう。大人になるともう口をつぐんでしまうということになってしまわないかということは、私も政治家として危惧するところでありまして、できるだけそうした生の声の期待に応えていきたいと、そうした思いであります。

また、今回、今日のニュースにもなっておりましたが、福岡市高島市長が、税収が非常に増えている中で、給食の無償化を考えていきたいということも言われました。我々としては、現時点で約3割の補助をしておりますが、やはりこうしたことも、今太宰府市も市税収が過去最高になり、ふるさと納税基金もある程度蓄えができてきましたので、こうした税収が好調なうちに、こうした要望に応えられることはスピーディーに応えていきたいという思いもあるものですから、そうした中での判断になった次第であります。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 分かります。ただ、新設よりも、まずはほかの老朽化がかなり進んでいる公共施設が本市にはたくさんあるんですね、そういったものが私は先だと考えるんですね、まずは。そういったお考えはありませんか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん優先順位についてはそれぞれ、もちろん私自身、また市内の、職員の中でも、また市民の中でも、そして長谷川議員のように議員さんの中でも様々な意見はあるとももちろん認識はしています。その中で、最終的に優先順位を私も責任を持って最終的に決めていかなければならない立場でもありますので、できるだけご理解をいただきながらこうした優先順位を決めていきたい。その中で、もちろん全てのご要望に何とか応えられるように、できるだけ早く応えられるように努力を重ねていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） では、ちょっと質問の内容を変えます。

まず、駐車場を整備してスケートボードパークにすると、恐らく松川体育館の前辺りになると思うんですけれども、私は資料を何も持っていないので、今どういう形になるのか全く存じ上げませんけれども、駐車場を整備するということは、来客される方の駐車場がなくなります。あそこははっきり言って急な坂道のどのぐらいかな、3合目ぐらいにあるんですかね。やはり遠いし、車で、しかもスケートボードのボードって結構ありますからね、車でやはり来ないといけないと思うんですね。特に週末あたりは。これ、新たにどこか駐車場を設置する必要

が私はあると思うんですね。週末になれば、上のグラウンドのほうでは例えばソフトボールをやっているとか、駐車場がかなり手狭になると考えているんですね。しかしながら、そういった計画があるということは一切説明でも触れられていませんし、聞いてもおけません。こういった駐車場の新たな整備に関してはどうお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 私も今担当からも逐一報告を受けているところでありますが、現時点で20台くらいのスペース位置は確保できるのではないかと考えています。もともと、先ほどこっちと申し漏れましたけれども、松川体育館、国士舘大学の跡地で、もちろん大学がそのまま続いている、もっともつとにぎわいが続いていたと思いますけれども、残念ながらそこは撤退をされて、そうした中で役所の一部で上下水道課が入るなどして活用を考えてきたわけですが、なかなか完全な形でうまくはいっていない。

そうした中で、特に体育館は活用すらせずに、ペット用避難所としてだけ最近では活用していたわけでありまして、せっかくの大学の体育館ですので、これを使用して使えるようになったら、よりそうしたスポーツ人口の方々も喜ぶのではないかなというご意見もいただいていたので、あの一帯をもともとゼロだったものを活用していくという意味では、優先順位を高く置いたという意味も、これはスケートボードパークだけではなくて、フットサルなりハンドボールなり、このようなスポーツも行えるという意味で。その上で、駐車場をしてスケートボードパーク場にしたとしても、そのような20台くらいのまずは確保はできるのではないかと。また、広大な敷地ですので、様々な方法でそうしたことにニーズに応えていくことは可能ではないかと考えています。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 20台、相当少ないと思うんですね、この車社会の時代に。特に、夜になればフットサルやハンドボールで体育館を利用される方がいると。もちろんスケートボードパークも恐らく、決まってはいるでしょうけれども、夜、夜間利用もある程度は必要だと考えていますので、あるとは思いますが、20台じゃあ私は本当少ないと思いますよ。駐車場の整備を早急に検討していただきたいと思います。これはもう要望にしておきますので、よろしくお願いします。

これが一番懸念しているところなんですけれども、今は確かにパリオリンピックの人気の高さはよく分かります。しかしながら、競技というのはオリンピック開催地によってころころ変わるんですね。例えばパリであったら、もう野球とソフトボールは除外された。ロス五輪ではまた復活するとか。だから、その開催地によってスケートボードがずっとオリンピック種目であるということは限らないんですね。ブレイキンというのがあります。パリでは開催されましたけれども、もうロスではやらないとか、そういったことがあるわけですね。ですから、人気は高まるかもしれないですけども、やっぱりオリンピックでどれだけ脚光を浴びたか、その競技がですね。ずっとあるわけじゃないです。

ですので、ここが一番懸念しているところなんですけれども、利用者がやはり減少していく事態も想定されます。もう、ちょっと利用者数がありにも少ないんで、再利用の、もうスケートボードパークを造ったけれども、一旦そういったセクションとかを外して、やはり再利用の計画も私は必要だと考えているんですよ。例えば立派なコンクリートは残っている、それならじゃあ、先ほど市長も言いましたけれども、バスケットゴールを立ててスリー・オン・スリーのそういったコートにするとか、このような再利用の計画も検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） それはもう大変重要なご指摘でありまして、おっしゃるように、こうしたはやりというものはやはり移ろいやすいものでもあります。ただ一方で、もちろんそうしたことが長く続いてほしいという思いももちろんございます。

そうした中で、先ほども申し漏れましたけれども、やはり例えば公園の中でも、この後質問もあるかもしれませんが、公園の使い方も非常に今殺伐としておりまして、ボールは使ってはいけないというようなことを我々としても行ってきたところがありますけれども、改めて、これも駄目、あれも駄目ということは、先ほど毀損したことに對して、それは別の意味でということがありましたけれども、ただあれも駄目、これも駄目でどこもないんで、やっぱり子どもたちとしてはどこかやりやすいところとか、やれるチャレンジングなところでやってみたいということを抑え切れるかという、私自身が子どものときも含めて、やっぱりそこはどこかで発散させなければいけないということもあろうかと思っています。

そうした意味では、まずはスケートボードパークとして考えておりますけれども、そうしたこと、ここにとどまらず、松川一带にとどまらず、様々な時のニーズに備えてこうしたことを形を変えていくということは、非常に柔軟な発想で重要な発想だと思っていますので、そのようなことも含めて丁寧に今後説明をしながら、共に築き上げていければと思っています。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 内容に関してはここまでですね。ただ、ここはやはりもう一つ重要なことがありまして、今後の維持管理費用とか、もちろんコンクリート、冬は寒い、夏はあんなだけ暑いということで、やっぱり破損していく。しかもスケートボードがぶつかって、コンクリートが穴が、穴までいくとあれですけども、ちょっと開いてしまったり、そういったことも考えられます。

もちろん修繕費用や補修費用、このような見通しや利用計画は今後やっぱり検討していくべきだと。もちろんそうでしょうけれども。恐らくそういった今後の見通しとやっぱり利用計画、こういったものをでき次第、早急に議会に報告していただきたいと思いますが、最後にご答弁、短めでいいですのでお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おっしゃるように、公共施設全般的にそうであるべきでありますし、様々な

見通しも、せつかく時間が逆に言うことができましたので、そうした中でしっかりとご説明し、信頼に足るような運営をしていきたいと思っておりますので、どうぞご理解、ご協力よろしく願います。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 最後になりますが、子どもたちの未来とか将来というのをちょっと盾に取られているというか、そういうふうに言われると、私はそういった夢を潰す気は毛頭ありませんので、今回の補正予算にも賛成はさせていただきました。丁寧にもっと、議会を軽視することなく説明していただきたいと思っております。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、本市の地域猫活動について伺います。

福岡県では、人と猫が共生する地域を目指して、飼い主のいない猫による問題の有効な解決方法の一つである地域猫活動への理解が深まるとともに、地域に浸透し、人と動物の共生する社会の実現の一助となるよう地域猫活動ガイドラインが作成されており、その目的は、地域猫活動は、猫を助けたい方と猫に困っている方が、飼い主のいない猫に関する問題を地域の共通課題として捉え、お互いの歩み寄りにより地域住民の間で合意し、長期的な視点で地域から飼い主のいない猫を減らしていくこととされています。

ガイドラインでは、1、地域での話し合い、2、活動の計画づくり、3、不妊去勢手術、4、餌、トイレの管理、5、その後の管理の順で、活動の進め方とそのポイントが示されています。

本市の状況はどうなっているのでしょうか。そこで、本市における地域猫活動の現状と課題について伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） ご回答いたします。

地域猫活動は、特定の活動場所を設定し、ルールを決めた餌やりやトイレの管理を行うとともに、不妊去勢手術を受けさせて1代限りで生を全うさせ、時間をかけてでも地域から飼い主

のいない猫をなくすことを目的といたしております。これは、単に猫の愛好家や地域猫活動団体のみで実施するものではなく、飼い主のいない猫が引き起こすふん尿被害などの問題を地域の共通課題として取り組んでいただく活動であるため、地域住民の理解と合意が不可欠となっております。

また、地域猫活動は、時間をかけて地域から飼い主のいない猫をなくす活動であるため、息の長い取組が必要となりますが、他の事例では、活動場所への捨て猫や地域外からの流入により頭数の増加、あるいは活動団体以外の無責任な置き餌、餌やり場周辺の住民等からの苦情などが届いておりますことから、地域住民の理解を得ることが難しく、活動を実施するまでに時間や労力がかかることが課題となっております。

本市には現在のところ地域猫活動を行う団体の取組事例はありませんが、市といたしましては、無責任な餌やりへの個別的な助言指導や、ホームページ、広報紙等による猫の適正飼養に関する啓発といったこれまでの取組に加え、令和2年度から不妊去勢手術費の補助事業を開始し、飼い主がいない猫の繁殖を低減させることにも取り組んでおり、これまでに合計で79件の交付を行っております。この飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術を実施することで、新たな繁殖を抑制し、猫の数を増やさないことが、猫の致死処分数の減少にも有効であると考えております。

飼い主のいない猫の問題を解決するためには、福岡県地域猫活動ガイドラインにありますように、地域の猫を助けたい方と猫に困っている方とがお互いに歩み寄りの気持ちを持ち、長期的な視点で解決を目指すことが求められますことから、今後につきましても、不妊去勢手術費補助金の取組を通して新たな繁殖を抑制するとともに、地域猫活動の周知啓発に努め、人と動物が共生できる地域づくりを目指してまいります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ありがとうございます。

私、犬を飼っております、ちょっと変わりますけれども、犬、猫に関しての質問をさせていただきます。

福岡県は2015年致死処分数は全国ワースト常連県で、約5,000匹が致死処分されておりました。今年度の福岡県のホームページによれば、福岡県ワンヘルス推進行動計画及び福岡県動物愛護推進計画において、人と動物が共生できる社会の実現を目的とし、犬、猫の致死処分ゼロを目指し、様々な取組を進めています。これらに基づき、適正飼養の普及啓発及び取り組んだ結果、譲渡可能な犬、猫の致死処分が初めてゼロとなる見込みとなりました。引き続き、譲渡可能な犬、猫の致死処分ゼロを維持していくとともに、適正飼養の普及啓発、地域猫活動の推進により、動物愛護センター等への収容を減少させ、譲渡できない犬、猫を含めた致死処分の削減に努めてますと書いてあります。

致死処分ゼロというのは福岡県がなして、すばらしいことだと思うんですけども、ただ犬と猫はやっぱりちょっと条件が違うやないですか。例えば僕が独り暮らしで、犬が生き残って

自分が先に死んだというようなケース、譲渡可能な場合だけというのと、致死処分はされないのか、その辺ちょっと具体的に説明していただけたら。お願いします。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 保護された犬、猫の状況についてですが、古賀市にあります福岡県動物愛護センターなどで動物愛護団体を通して譲渡先等が探されておりますので、本市を含め、譲渡可能な犬、それから猫については、致死処分ゼロということになります。

ただし、治癒の見込みのない病気等があったり、譲渡が難しい犬、猫につきましては、いまだ致死処分されていると伺っております。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） うちの犬はかなり年なんで、先にその辺も終活の中で捉えておかないいけないのかなと思って、一応お聞きしました。

先ほども言ったように、猫の場合は1回に4匹から8匹出産したり、年に2回から4回出産可能ということで、かなり増える可能性があります。動物愛護法によれば、野良猫の餌やり自体は法律で禁止されている行為ではない。しかし、動物愛護法第25条では、野良猫に餌を与えることで騒音や悪臭の発生、毛の飛散、昆虫の発生により生活環境が損なわれる場合には、都道府県知事が野良猫に餌を与える者に対して指導、勧告、命令を行うことができると。やっぱり最悪の状況はそうなると思うんですけども、そこで大事なのが地域猫活動だと思います。

地域猫については、以前宮原議員のほうが一般質問されています。内容としては、小さな猫の命、大事な命ですので、致死処分がないようにしていく。市政だよりでペットについて知らせる。自治会の会長に知らせ、理解を図る。保護した猫をペットショップ等でお願いして譲渡会をする。虐待をする人も含まれている、必ずそこに家を見に行くというような内容の質問がされております。内容としては似たような部分になるんですけども、どうもまだできていない部分があるみたいなので、何点か絞って再質問させていただきたいと思います。

それで、今年度の決算報告の中で、飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金50万円、雌が1頭2万5,000円で17匹、雄が1万5,000円で5匹、50万円。予算額が多分80万円だと思うんですけども、近隣の筑紫野市、大野城市の予算額と決算額が分かれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） まず、本市の令和6年度、今年度の不妊去勢手術費の補助金の予算は85万円でございます。近隣の筑紫野市と大野城市でございますが、それぞれ市内に地域猫活動をされている団体さんがおられるということで、県の地域猫活動支援事業補助金を含めた団体への補助金の予算額が、大野城市で88万2,000円、筑紫野市が63万円となっております。なお、筑紫野市は、今年度から地域猫団体への不妊手術費等の補助金として、市の単費で別途117万円の予算を計上しているとのことでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） それと、決算の事務報告書によると、さっき言った不妊去勢手術の分と、猫被害軽減器貸出件数39件、飼い主のいない猫苦情対応件数が19件というふうになっています。その飼い主のいない猫苦情対応件数その19件の内容と、市の具体的な取組についてお伺いします。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 飼い主のいない猫の苦情対応の内訳でございますが、猫の餌やりについてが6件、ふんの被害が7件、ごみを荒らされることが2件、猫の保護に関するものが2件、その他死亡猫についてが1件、不妊去勢手術に関することが1件となっております。

猫に関しては、動物の愛護及び管理に関する法律により愛護動物とされておりまして、駆除を目的とする捕獲は行っておりません。また、餌やりを禁止する明確な根拠もないことから、市は無責任な餌やりの禁止や室内での飼育、不妊去勢手術の実施など、個別に助言指導を行うとともに、ホームページや広報等において猫の適正飼養について啓発を行っているところで

す。

そのほか、自宅敷地への侵入を防ぐため、猫よけ用の超音波発生器の貸出しや、匂いや物で防ぐ方法など、苦情主に自衛策の紹介も行っております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 太宰府では地域猫活動のボランティアがなかなかできていないということなんですけれども、私が吉松を歩いていて、3日連続、朝から猫捕獲をされていたんですよ、ボランティアの人が。なかなか1匹が捕まらないということで、3日連続、朝早くからそういうふうに行われている姿を見て、これはちょっと話を聞こうということでお聞きしたんですけれども、吉松でも14匹ぐらい、石坂でも23匹、通古賀、高雄でも多頭飼いが崩壊があったと。青山でも飼い主死亡によって13匹の置き去り猫。そのほかにもかなりの活動をされているようです。

その方に聞くと、地域猫活動の基本というのはTNRと地域猫活動。TNRというのは、トラップ、捕獲、ニューター、手術、リターン、戻す。地域猫活動は、適切な餌やりを行い、避妊去勢手術を実施して、地域住民が管理して共生する。この基本は変わらないと思うんですけれども、それでそのボランティアの方に聞くと、太宰府市は個人ボランティアでTNRを行っている。お話を聞くと、個人的見解ですけども、市に対する信頼というかな、期待はゼロ。もうボランティアで頑張っているという意識が高いですね。

私は個人的にお金を使ったり、いろいろ時間を取ったり、予算的なものかなと思ったんですけども、予算ではなくて、地域との連携をリードしてほしい、行政に。共に地域猫に取り組んでほしいという要望がかなり強いようです。

県のガイドラインでも、1番に地域住民、町内会や自治会の役員などに問題点を確認し、解決に向けた取組について話し合う、これが第1ですよ。そういう計画を猫の個体把握、餌やり、トイレ、その辺の担当者などを決めていくというのがガイドラインになっていますけれど

も、そういう今までに自治会とか自治会の会長なりに、地域猫の理解を深めるような取組は持たれましたか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 今のところ地域猫活動を行っている団体さんがおられませんので、これまでに自治会等での話合いの場を持ったということはございませんが、地域猫活動につきましては住民の理解が不可欠であることから、まずは地域猫という考え方について情報発信していくことが重要だと考えております。そのためにも、ホームページ、広報紙などを使って、地域猫という考え方について周知していきたいと考えております。その上で、活動団体さんから相談があった際には、自治会とのつながりが取れるようなサポートをしてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） さっき言いました活動されている方が、今度は吉松のお宮の上のほう、5 号線に近いところで捕獲作業をされたそうなんです。そのときに公民館に車を止めてされていたんやけれども、自治会の公民館のほうからちょっと注意を受けて、何勝手に止めているんだと。駐車許可願を書いたらしいんですけれどもね、なかなかちぐはぐ。自治会がサボっているとも思わないし、そういうところの何か連携ができてないような。

お隣に住んである方に聞いたら、やっぱりずっと困っていたと。誰に相談しようかと思いがら、かなり猫が。その原因をつくっていた人が、その隣に住んでいた人が餌をどんどんやって猫を飼っていた。ところが、猫を置きっ放しに、もう引っ越されているんですよ。

だから、最初の県のガイドラインの第 1 段階であった自治会へ猫の把握をする。だけん、それを自治会のほうに市のほうから言っていただけると。僕も野良猫としてしか考えていなかった。その困っていた方も、猫が何かあれば自治会に報告。だけん、自治会が把握するというその辺の当たり前というか。僕も、あ、猫が多いなって感じる時があるんですよ。やっぱり猫に餌をやっている方を見ると、腹の中では困った人だなと思いながら声かけができていない。

だから、野良猫やなくて地域猫として、住んでいる方、自治会にまず報告しましょうと。自治会のほうから市のほうに報告。やっぱりこれはというところで動くような市の職員との連携というかな、何かその辺が出来上がっていかないと、なかなか解決しないんじゃないかなと。吉松だけじゃなくて、太宰府市どこも、やっぱり結構高齢の方で猫をいっぱい飼ってあったりとか、いろいろトラブルは起きていると思うんですよ。ぜひ具体的に自治会のほうに猫についての把握をしてくださいというようなその辺ができてないと思うんで、その辺はちょっと検討していただけますかね。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） まず、今徳永議員さんがおっしゃいましたような駐車場のこととかそういったことは、市のほうにご相談いただきましたら、市もサポートをさせていただきたい

と考えておるところです。

それから、実際に地域猫活動を行う際には、餌やりやトイレの場所、それから不妊去勢手術、地域への報告、新たな飼い主探しなどの役割分担を決めるための活動計画というものを作成することになりますが、その活動計画をつくる前に、まずは自治会と問題点を共有する必要があると考えておりますので、そういった解決方法をよく話し合うことから始める必要があると考えております。

先ほども言いましたが、今のところ地域で地域猫活動をしている団体の事例はございませんが、今後地域住民の理解が得られまして、取組が可能な地域等があれば、県のガイドラインを参考に進めていきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） その辺が、今からの質問でやりますけれども、地域猫活動のボランティアの方がいないという前提なんですよ。まずそこを、次の質問で言うんですけども、ただその連携ができたなら、この吉松のお宮の上にあった引っ越された対応に対してうまくいったと思うんですよ。そこがうまくいくと、猫の餌やりをどうしようとか、トイレはどうするかという次の段階に進めると思うんですけども、今ばらばらな状態なんで、そこを一つずつクリアしていただきたいと思うんですけども。

だけん、筑紫野市の地域猫活動補助金団体登録の手続方法ということで、まず大前提として、地域猫活動とは、飼い主のいない猫の過剰繁殖、ふん尿による被害等を防止するため、地域住民の理解、合意及び協力の下で飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を行い、頭数の抑制を図るとともに、適正な給餌、排せつ物の処理、新たな飼い主の探索、適正飼養の普及及び啓発など、地域住民が主体となって行う活動というふうになっているんですね、筑紫野市では。

だけん、やはりできればボランティアの方をして、捕獲するにしても、まずその自治体に行こうという、連絡をしようという、まずそこから。そのときに、市の職員と1回目は行っていただいて、やっぱり自治会の会長さんはなかなか地域猫活動にまだ、太宰府市の場合は理解できてない方が多いようなので、まず話をすると変わるんじゃないかなと思うんですよ。僕自身もボランティアの方と話をして、ちょっと野良猫から地域猫に意識が変わったんですよ。

だから、僕も最初、何年か前、環境課に行ったとき、さっきの猫を追い払う超音波ですかね、うち、犬を飼っていて、猫が夜中来て、夜中にワンワンほえるんで困ったものだって、その超音波を借りようかなと思ったときがあったんです。でもよく考えると、うちからどこからへ行っても、またよそのうちに迷惑かけるだけの話で、その辺の意識というかな、それを変えるためには、まず市が自治会のほうにいろいろまず地域猫について活動について把握してくださいと。そういうふうに自治会が下ろすと、住んでいる方も、猫が何かあれば自治会に連絡と。まずそこから何か始まるような気がするんで、お願いしたいと思います。

それで、先ほどから言っている地域猫活動団体の登録ですね。これが、私は3人の方とは話

したんですよ。意外と一生懸命されている。だけん、太宰府市にもいらっしゃるんですよ。今までにそういう地域猫活動の登録をしませんかというそういう呼びかけみたいなそういうことは、今までされたんですかね。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 現在、今議員おっしゃられましたいわゆるTNR活動をされていらっしゃる方がいらっしゃることは、市も把握しております。ただし、現段階では団体として地域猫活動を行うというところまではいっていない状況のようでございます。そのために、本市では飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の補助事業を進めることにより、そういった市民の皆様のTNR活動を支援しているところでございます。

今後、地域猫活動について地域住民が理解し、合意した上で行われる活動に発展された折には、そうした団体に対して自治会への呼びかけなどサポートしてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 地域猫活動団体だから、そういう条件的なものはあるんですかね。2人でもできるんですかね。3人。何人以上とかそういう条件的なものが、筑紫野市ではいろいろあるみたいですが、太宰府市でもそういう団体登録申請みたいな書類みたいなのはできているんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 今そういった登録という制度は、太宰府市ではまだ実際に制定しておりませんが、今後必要に応じまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり県の方針もそうやし、行政が全部じゃないと思うんですよ。そういう市民活動との連携でこの課題が解決できると思うんで、ぜひ地域猫活動団体の活動を増やすように、市としてもいろいろ検討していただけたらと思います。

不妊去勢手術なんですけれども、太宰府市の場合は何件でしたっけ。50万円、去勢手術で補助金を出していると思うんですけれども、そういう手続の条件みたいなのはあるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 本市の不妊去勢手術費補助金の手続の条件でございますが、まず対象となる猫は生後6か月以上の飼い主がいない猫、補助金を受ける方は太宰府市民が対象となります。また、不妊手術と去勢手術いずれも対象としておりまして、補助金の額は雌1頭につき2万5,000円、雄1頭につき1万5,000円を上限といたしております。現在のところ、抗生剤等の追加費用については市民の方にご負担いただいているところでございます。

市としましては、限られた予算でできるだけ多くの方に飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金を活用していただきたいと考えておりますので、ご理解いただければと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） ボランティアをやっている方に聞いて、自分も確認はしてないんですけども、野良猫という証明をするために写真を正面とか全体を撮ったりとか、地域に住んでいる方のこれは野良猫だという署名をするような、そういう条件はあるんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 今議員さんおっしゃられたような写真とか、それから2名の確認者とか、そういった書類をお願いいたしております。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） お話を聞いたら、指定病院が4か所。1か所はもうやられてないということなんで、先ほど言われた抗生剤を追加請求されたりとか、地域猫活動にあまり協力的でない病院であったりとか、予約が必要だとか。吉松で捕られた方も、1匹なかなか捕れんで、3日連続で朝から、言ったようにですね。そう簡単に捕獲できないと思うんですよ、ボランティアでやっとして。そこで病院指定されると、なかなかやりにくい。

NPOの動物基金を使うと、病院に行ったら意外とやってくれる。県の補助金とか無料チケットとかそういう部分もかなりあると思うんで、ぜひそういう補助金一覧ですかね、もっと知らせてほしいなというのと、今後そういう地域猫の団体の方ができたら、今筑紫野市がやっているように立て替えとして後払い、どこの病院でもいいというのが、今筑紫野市らしいんですよ。

自分がボランティアでやろうとしたときに、どうも今のやり方だとなかなか広がりがないようなことなんで、その辺の今後の未来というかな、まず地域猫の団体をつくっていくということと、その団体の方に対しては不妊去勢治療手術を後払いでもいい、病院指定はなくしてもいいというようなことを検討していただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 現段階の不妊去勢手術費の補助金につきましては、筑紫臨床獣医師会に所属しています市内の獣医師さんで対応可能な動物病院をお願いしているという現状でございます。それから、筑紫野市の場合は、活動地域の同意を得て、地域猫活動団体に登録した団体がその地域の猫を登録し、登録した猫を手術する場合には病院の指定をなくしていると聞いておりますので、本市におきましても地域猫の活動団体が地元の理解を得て猫の管理、手術などができるような状況になれば、検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） 地域猫活動をやられている方に聞くと、自分が捕獲しよって、その近所の人にチラシを自分でまいたそうなんです。たら、以外と興味を持ってくくださる方も多みたいなんで、太宰府市民の方もかなりいらっしゃると思うんで、まずは地域猫活動の団体の組織をしっかりとつくるように努力していただきたいなと思います。まず、そこやないかなと思います。

それと、やっぱり自治会への連絡ですかね、地域の協力を得るためには。今回吉松の人は、餌をどんどんやって、猫を残して引っ越されたけれども、亡くなる場合もあると思うんですよ。それで、いろいろ太宰府市内でも猫についてのトラブルというのは多いと思うんで、強制的にその人に言うんじゃなくて、自治会で話し合って、自治会の人、そこの人なら俺知っとうって、ちょっと話そうって。もしくは、猫活動のボランティアしているとか、地域猫をこうやって頑張っていますよという理解する。それでも駄目なら、市のほうが強制的に、何か段階を追って対応できるようになったらいんじゃないかなと思います。

市長のほうに最後見解をお聞きしたいと思うんですけれども、地方創生とSDGsということで、持続可能なまちづくり、地域活性化に向けた取組の推進に当たり、SDGsの理念に取り組むことで政策の全体最適化、地域課題解決の加速化を相対効果としてSDGsを原動力とした地方創生を推進しますということで始まって、福津市でも指定を受けて、令和元年からもう手探り状態で始まったみたいですね。この前視察に行かせていただいて、キッカケラボということで日常的に活動してあるんですけれども、そこは市の職員が2名、市民の方が2名なんですね。NPO法人。やっぱりずっとやっていく中で、市民活動の情報交換する中でいろいろうまく結構回り出しているようなんですよ。

太宰府市でもいろいろな市民活動の方で今やっているんですけど、とにかくこの地域猫についても市民活動なしではうまくいかないと思うんですよ。

数年前、太宰府市民じゃないけれどもかなり熱心な方が、通古賀のほうのアパートの2階、もうごみ屋敷。もうトイレも入れない、お風呂も入れない。4人ぐらいでそのごみを2日間かけて出して、そのとき10匹ぐらいおった猫に対して去勢手術を行って、そのことで僕に連絡があって、市のほうに確認して、生活保護なのか年金なのか、そういうことにつながっていくんじゃないかなと、極端なんですけれどもね。

少なくとも、でも多頭飼いの高齢者の方は今から増えていくと思うんですよ。この地域猫というのは福祉につながる。行政だけではどうしようもないけれども、そういう市民活動の地域猫活動の方と連携していく上で、これは太宰府市の高齢化、やっぱり高齢化も多いし、猫を飼っている方も多いで、必ずトラブルは起きてくると思うんで、ここをぜひ充実させていくためには、市長がこうしますよというのを言っていただけるとありがたいなと思ってお聞きします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） なかなかこうしますと的確に言えるか分かりませんが、いずれにしても、この地域猫の問題だけではなくて、先ほど言われましたように福津市でのキッカケラボというんですかね、こういう取組もあるとお聞きをしておりますが、私としては新しい公共というような言葉の中で、職員だけでも手が届かないそうした地域の実情が多々あるでしょうから、そうしますと、地域の実際の市民の方のお力をもっともっと借りていかないといけないと、歩み寄っていかねばいけないと。そうした中でこの地域猫の活動も含めて新しい何

か協議体、これはもう福祉、教育、全て、公共交通もそうですし、関わってくることだと思いますので、そうしたまずは対話から重ねていって、そうした協議体の必要性なども見極めていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） ぜひ、やっぱり市民活動、いろいろな部分はあると思うんですけども、まず地域猫もやっぱり市民活動との連携でしか解決しないと思うんで、そのためには市長の来年の施政方針にちょっと1行か2行載るぐらい、ちょっと地域猫についても書いていただくことを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで11時50分まで休憩します。

休憩 午前11時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時50分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔7 番 木村彰人議員 登壇〕

○7 番（木村彰人議員） それでは、通告に従い2件質問いたします。

最初に、指定管理者制度による適正な公共施設の管理についてです。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公共施設の管理に民間の能力、ノウハウを活用しつつ、経費の節減と住民サービスの向上を図ることを目的としています。本市においても、そのほとんどの施設が指定管理者によって管理、運営されていますが、本来の目的である行政改革になっているのか、常にチェックする必要があると考えます。

そこで、令和7年度末に指定管理の期間が終了する太宰府市総合体育館及び太宰府史跡水辺公園、市民プールの施設管理に関して、これから次期の施設管理に向けた手続きが始まることから、3点伺います。

1 項目め、両施設の現状の管理状況について。

所管課による監督の実施状況と、所管課と指定管理者それぞれによる評価の内容について伺います。

2 項目め、施設の維持補修の状況と精算返納金について。

指定管理料の中で修繕を行う場合、使用しなかった分は年度末に市に返納しなければなりません。施設の維持補修の実施状況とともに、不用額の市への返納は適切に行われているのでしょうか。

3 項目め、次期の指定管理者の募集方法について。

来年の3月までに指定管理制度を継続するかを判断し、4月に募集方式を決定、4月上旬に

は指定管理料額の積算をするなど、次期指定管理者の決定に向けた手続が始まります。今までの管理者選定手続を総括した上で、どのように指定管理者の選定に生かすのか、見解を伺います。

次に、2件目は、第3期総合戦略は期限までに策定できるのかについてです。

我が市にとって市政運営の指針となる総合戦略は、現行の第2期総合戦略が今年度末に期限を迎えることから、令和6年3月議会においてその策定の見通しについて質問したところ、市長から令和6年度中にはつくりますとの回答をいただきました。その後の進捗についてですが、総合戦略の策定を担うまちづくりビジョン会議の開催状況は僅か3回の実施にとどまっており、策定の遅れが危惧されます。

そこで、現在策定中の第3期総合戦略に関して2点伺います。

1項目め、第3期総合戦略の策定の進捗状況について。

これまで実施された3回のまちづくりビジョン会議ではどのような成果があったのでしょうか。今年度も残すところ3か月余りとなりましたが、議会に対する次期戦略の内容説明はいつになるのでしょうか。現在の進捗と今後の策定スケジュールについてご説明ください。

2項目め、第3期総合戦略の策定プロセスと市民参画の方法について。

策定プロセスで特に重要とされるのが市民参画です。しかしながら、現行の第2期戦略においては、パブリック・コメントが唯一の市民参画だったという残念な結果でした。第3期戦略の策定ではどのように市民参画に取り組むのでしょうか、楠田市長の見解を伺います。

以上2件についてお伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、両施設の管理状況につきましては、指定管理者制度を導入し、現在はシンコースポーツ九州株式会社を代表企業とし、構成企業の西鉄ビルマネジメント株式会社で指定管理業務を行っており、シンコースポーツ九州株式会社が主に運営を、西鉄ビルマネジメント株式会社が施設の維持管理を担っております。

民間企業の効率性、専門企業のノウハウ、ネットワーク等を活用した管理運営を行うとともに、維持管理におきましては、施設の美観と衛生面を維持向上させるための適正な清掃管理業務と、電気設備、機械設備、その他の設備機器は、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、必要な運転、監視、日常点検、調整及び法令点検等を実施しており、地域の利用者の皆様に安全で快適な施設を提供できるよう努めております。

次に、2項目めについてですが、施設の維持補修につきましては、年間事業計画書の点検計画書に基づき毎月点検を実施し、不具合箇所を報告いただいております。修理修繕は優先度の高いものから適宜実施しております。また、シンコースポーツ株式会社、西鉄ビルマネジメント株式会社、スポーツ課の3者で毎月定例会を開催しており、運営状況及び施設の維持管理の実施状況、修繕予定等、情報共有を行っております。

精算返還金につきましては、両施設の修繕料は施設ごとに上限額が決められており、上限額を超えない場合は精算を行うものとしております。反対に上限額を超える場合は、その修繕費の金額を問わず、原則的に市で修繕を行うこととしており、補修、修繕を行う場合は、事前に市と協議した上で実施することとしております。

次に、3項目についてですが、次期指定管理者の募集方法については、公募を基本と考えております。詳細は、指定管理の仕様の決定時期に判断してまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございます。

まず、今回、皆さんのお手元にはこの1枚の資料、表裏ですね、それを配付させていただいております。この資料を見ながら一般質問を聞いていただきたいんですけども、まず最初に、指定管理者制度による適正な公共施設の管理についてですけども、1項目め、両施設の現状の管理状況についてお尋ねするわけですけども、そもそも現在の指定管理者は契約前からの不祥事がございます、その不祥事からのスタートだったと思います。それはもう記憶に新しいことだと思います。それは忘れてはなりません。これが令和3年12月議会から令和4年3月議会にかけて、議会のほうでも非常に悩んだところです。不祥事のために、12月議会に指定管理者の選定議案を上程できず、異例の3月議会での議会同意を取り付けたという流れだったと思います。

そこで、ここ大事なところなので、改めてお聞きします。

その不祥事、再確認させていただきたいんですけども、その不祥事とは何だったんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 先ほどこのペーパーを受け取りまして、ちょっとどういうふうに説明しようかというふうに困惑しておるところでございます。

基本、令和2年に、管理上の写真がちょっとダブっているというようなことが実はございました。それで管理について非常に疑義があるという形で、市民の方からもご指摘いただいております。その当時、ちょっとミスにもやっぱりほどがあるという形で、当時の指定管理者を呼びつけまして叱責しておるところでございます。その結果、十分反省の弁がございまして、ダブルチェックをしていくと、申し訳ないと。所管のほうも、スポーツ課のほうとしても基本、担当とあと係長なりがダブルチェックしていくということも検討いたしまして、善処されたものでございます。

あと、この件に関しては、令和3年の総務文教常任委員会のときに説明させていただいて、一定納得していただいているところでございます。

また、この不祥事というふうなこの表現も、これもなかなか難しい表現で、もちろん不祥事と感じられる方もいらっしゃると思いますが、基本的な状況を勘案して、その管理者とも協議して事情聴取した結果、やはり書類の不備というような形で今判断しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） ちょっと私の感覚と大分違うんですが、それはもう受け取られ方かもしれませんけれども、そのとき、まず清掃業務の報告書に同じ実施状況写真を使い回しをしていた。報告書の不備にとどまらず、本当に清掃業務が行われていたのか疑義があると。結局はこれ、はっきり分からなかったですね。指定管理者に猛省を促し、当時の副市長自らが議会各会派に個別説明を行い、何とか議会の議決を取り付け、承認を得たと私は思っています。

これについては、当初から、もう契約前からこれつまりいとするわけですがけれども、現在の総合体育館と市民プールの指定管理業務、このような不祥事から始まったことを肝に銘じ、指定管理者は業務に当たり、担当課は監督を行うべきところだと私は思っております。もちろん議会もです。

そこで、本当に心の底から不祥事を肝に銘じて市は業務遂行に当たったのか、もう一回お願いします。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 当然、こういうことが起きて、これは起きてはならないことでございますので、きちんとそこら辺は善処して、職員も一丸となって対応していこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そしたら進みますね。

2 項目めの件なんですけれども、施設の維持補修の状況と精算返納金についてなんです、まずこれ、契約、その後、施設管理についての一般質問がなされております。これは舩越議員による指摘事項、令和 4 年 9 月議会です。それを振り返ってみたいと思います。

その指摘事項は何だったのかというと、指定管理者の施設の維持管理業務において、修繕費、ドアクローザー交換に30万円、受水槽の清掃20万円と、これら高過ぎる修繕費から、修繕費予算の使い切りが疑われたというところでした。もう一つ、点検業務ですね。体育館の音響設備の点検、年 2 回、これ 1 回あたりに 2 日間です、236 万円を支出と。これは高過ぎる点検費用の正当性への疑義。

これについて改めて、これもしかしたら、今時間が経過していますので、かなり事実関係が分かったところで市の考えも変わったかと思えますけれども、もう一度この 2 点についてお答えください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 今ご質問ありました過去のドアクローザーの件から申し上げます。

ドアクローザーにつきましては、いろいろな業者の部分で比較検討いたしまして、金額といましては、私どもといたしましては適正な金額でされているということで考えておるとこ

ろでございます。

それともう一つ、音響の点検につきましても、専門的な保守点検を年に2回やっているのが事実であります。原課にて他社にも見積りを取ったところ、大きな開きがなく、適正な金額であると考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 全然前回と変わってないですね。前回の回答は、担当課長と副市長よりご回答いただきました。金額の妥当性を確認しております。適正な維持管理に努めたいと始終答えるばかりで、今回もそういうお答えだったと思いますが、ちなみにドアクローザーなんです、私、先日確認しましたけれども、ほぼほぼ9割方破損しております。30万円もかけたのに。

でも、ちょっと言いますと、あれドアクローザーじゃなかったです。開きどめでしたね。ある角度より開いたらいけないというところで、それを制御するための開きどめでしたので、これ、ドアが戻るというようなドアクローザーじゃなくて、ある角度より開かないようにするためでしたので、あれ、設計がちょっとおかしいんじゃないかという話で、ちょっと担当課とお話ししました。ドアクローザーという形ではまず無理です、あの扉を止めるのはね、まず無理。

これ、船越議員の指摘は、総合体育館の指定管理における重要な問題を鋭く指摘したものでしたが、市の回答には反省の弁もなく、改善に向けての具体的な行動方針も述べられず、やり取りを聞いていて私、非常に残念な思いでした。

船越議員の指摘事項を引き継ぎ、さらに深掘りしたいと思ったわけですが、そこで、まずこの修繕費にこだわるわけなんですけれども、注目するわけですよ。この修繕費というのは、これは修繕状況と修繕額の収支、これが一事が万事、その指定管理者のこの管理業務に対する誠実さや施設管理全体のよしあしにてきめん表れてくるものだと思います。これ、指定管理料全体としてはこの修繕費は少ないんですけれども、ここにてきめん表れるという話ですよ。だから、ここを注目することによって、今の指定管理状況、運営じゃないですよ、この施設管理に関してしっかりその状況が分かってくるんだというところで見ていきたいと思います。

まず、資料ですね。この横の資料ですね。横書きの資料です。これは指定管理者により管理されている総合体育館、市民プールほか2つの公共施設について、修繕費の予算額、決算額、その余った残額の市への返納額を令和元年から令和5年までの5年間を一覧表にしたものです。総合体育館の5年間を見てみると、令和4年3月議会で船越議員が指摘した令和3年度の収支は、これ100万円の修繕費予算に対して返納金はなし。使い切り。これ、指摘の影響でしょうかね、令和4年度の収支は予算の半額51万円に激減しております。

まず、質問します。この減少の状況は、何かしらの改善がなされた結果でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） これにつきましては、実際令和4年度となりますが、やはりいろいろ補

修をする中で、実際のところ……。ちょっとすみません、資料を見させてもらいます。

努力といいますか、やはり優先度等もありまして、その中でまず安全に使えることを優先しておきまして、そういうところを使った上で、その年度におきましてはこの決算で終わったということになっているかと思います。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そしたら続きまして、市民プールの 5 年間を見てみたいと思います。

令和元年、令和 2 年ともにほぼこれ予算額の 150 万円を使い切る形ですね。使い切ったわけですけども、注目したいのが令和 3 年度。修繕予算が年間 150 万円から 300 万円に倍増をとるんですけども、これはどのような原因があったんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） これにつきましては、令和 3 年度から指定管理の契約が切替えになっております。そういう中で、それ以前がやはり 150 万円ということで、修繕の部分を経過を取っていくと、やはり夏頃に使い切るような形で、結構頻繁に修繕が出ていたということで、見直しの中で指定管理の計画をする中で、修繕料は倍にしていこうということでの 300 万円になったということで聞いております。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そうなんです。この市民プール自体がもう築年数かなりたっていますので、かなりいろいろなところが傷んできているという認識でおります。令和 5 年度にもかなり大改修をして、夏場のプールができなかったということもありますので、大改修以外にも、指定管理者が行う修繕箇所としてもかなり多くなっているから、150 万円ではなかなか足りないというところで 300 万円にされたんだと思いますが、ここで質問ですけども、予算が倍の 300 万円になったにもかかわらず、300 万円をそのままその後もずっと使い切りなんですよ。例えば 150 万円で足りなかったというところで、契約時のタイミングで 300 万円に変えた。そしてたら、普通だったら、150 万円でできなかったものが例えば 250 万円で、300 万円というのはかなり余裕を持った予算設定で適切だったのかなと思うんですけども、その当年度からもう 300 万円使い切りなんですよ。その後もずっとそうです。これはどういう状況と理解すればいいんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） やはり先ほど言われましたように老朽化ですね。老朽化に伴い、修繕する箇所が非常に多くなってきたというのは現実問題だと思っております。そういう中で、予算の範囲内でなかなか 300 万円に上げては収まらなくなっているというのが現状です。

先ほどの回答でも言いましたように、ガイドラインの中にも書かれていますが、予算額を超えて修繕する場合は市が直接修繕するということになっておりまして、予算額に合わせた形になっております。市としましては、公共施設の改修需要に基づき進めることで考えているところなんです。なかなか市全体の公共施設等のバランスといいますか、そこいらの分もありま

して、なかなか私が思っている計画どおりにはいっていないのが現状であります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そうですね、先ほどご回答にありましたね。上限額を超える場合は、その修繕費の金額を問わず、これ原則的に市で修繕を行うというところで、業者としては非常にありがたい。

ちなみにこれ、300万円予算がつきまして、令和3年、令和4年、令和5年、全てこれ使い切りなんですけれども、恐らくこれ、この予算額を超過した修繕を行っている。それで、それについては超過する部分は市が負担されたと思うんですけれども、ちなみに実際のこの300万円、300万円、300万円、これ3年間ですね、どのくらい超過していたんでしょうかね。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 話を指定管理の中で含めると、超過は木村議員が明示されているとおり、例えば市民プールの令和3年であれば300万円の予算に対して決算額が300万3,915円、3,915円超過していたということで結構かと思います。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ちょっと内容が分かんないですけれども。

そしたら、これ額だけではなくて、修繕内容についてちょっと見てみたんですけれども、総合体育館も市民プールも両施設ともに交換作業がやたらと多いんですね。部品の交換です。特に体育館については、ドアクローザーを交換したというのは何となくイメージできるんですけれども、ほぼほぼ交換です。部品交換。特に新しい施設で、もう数年後に部品交換がやたら出てきて、それで満額修繕費を使ってしまうというのは、非常に私ちょっと理解できないので、そこら辺をちょっと詳しく説明していただきたいんですけれども、これ、交換作業がやたら多いんですが、これは不自然だと思います。

これ、ちなみに現場での確認ですよ。交換する前に、ここが不具合があるよと。当然、5万円でしたっけ、それ以上のものは修繕するときは協議していらっしゃると思うんですけれども、それ以下のものについてもです。これ、現場で確認したのか、もしくは、これ部品の交換ですので、交換した後に、破損した不具合の部品ですね、確認するような担当課の立会いなりをやっているのか、ちょっと確認させていただきたい。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 老朽化につきましては、部品交換は当然あると思います。その中で私どもも、会計年度任用職員ですけれども、元技師の職員も配置しておりまして、そういう中で事前に、申請が上がってくる分は当然その中での技術的な部分でちょっと見たり、交換すべきものは交換していくということで、チェックはかけているということで考えております。ということです。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） それは写真等で確認できますか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 写真等で確認できます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） この修繕費の満額使い切りに対する疑義ですね、これ白黒つけられないんですけれどもね。私、考えたんですね。これ何で満額使い切りなのか。まず、その1、偶然予算にぴったりだった。その2、予算以上の修繕費をやっており、超過分を、先ほどのお答えですよね、市が負担した。3 番目、修繕内容とその額にそもそも不明な点が実はあるんだけれどもと。このどれでしょうかね、うちの場合。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 特にプールというのはポンプ系が多いですし、だから軸受とかそういうふうなので修繕費がどんどんかさんでいく。やはり循環をさせなくちゃいけませんから、そういうふうな消耗品が特に老朽化するとたくさん出てくるというふうなことでございますね。

要は、これから、これを客観的に見ますと、要は市民プールについては300万円の修繕費じゃやっぱり足りないということだと思えます。ただ、その修繕するものというのは、もうすぐに緊急的にしなくちゃいけないもの、それからもうちょっとまだ我慢できるかなと、耐用年数からしてまだ我慢できるかな、それからもう少し、あと三、四年頑張ってもらおうというふうな、そういうふうないろいろなその部品によって替える時期というのがやっぱり異なってくると思うんですよね。よければ、予算がたくさんあれば、もう全部替えてしまえばいい話ですけども、300万円しかないという話になれば、その300万円の範囲内で緊急度に応じて適正に改修なり修繕をしていこうというようなことというのは、それほど私は変なことだとは思わないです。

ただ、課題としては、残った分をどういうふう処理していくかということなんです。それはやっぱり担当課と指定管理者がきちんと話をして、これは予算外だけれども、緊急的に市役所がやってくださいよという話はしているはずなんです。そういうふうな役割分担でやっておりますので、特に古い施設についてはこういうふうになる可能性については、それほど私は不思議ではないというふうに感じているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 今副市長のお答えを聞いていて、悪くなったのを適宜替えていくということですね。それ、まず間違いですね。これ、公共施設においては予防保全というような考えがありまして、特に定期的に検査して、悪いものは年次計画を立てて定期的に替えていく。その都度悪いところを替えていくというのを修繕費で賄おうとすること自体が、そもそもおかしい話であって、予防保全できちんと計画的に悪いところを、市の予算ですよ、改修していけば、この指定管理者の修繕費にこういう形で負担が来なかったように思っています。そう思います。

次、この縦型の資料についてです。

これは、太宰府史跡水辺公園市民プールの管理運営業務の実施状況です。これは点検による不具合箇所について、令和4年度の月次報告を一覧表にしたものです。不具合継続箇所が40か所以上ですね。年度末には48か所になっております。ご確認いただけますか。新たな不具合の発生に対して処理が追いつかない状況、未処理が全然減らない状況なんですけれども、この状況について、まず300万円の修繕予算を毎年使い切っているにもかかわらず、先ほどはそれより超過してやっているということなんですけれども、不具合箇所が全然減らない、むしろ微増する傾向なのですが、ご見解を伺います。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 当然予防保全というのは重要な視点で、そういうふうな形に移行していく必要があるかと思います。

この未処理がなかなか減らない、微増していくということもございますので、こちら辺については指定管理者と重々所管が協議して、改善の方向で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） これ、指定管理者任せの修繕費じゃあ対応できないということを、この資料は表しているような気がするんですけども、ちなみにこれ、令和4年度末は48か所残っていましたね。それが翌年度の令和5年度、私これ、資料取れてないんですよ。令和5年度にはこの令和4年度の不具合箇所48か所の未処理継続がどのようになったのか教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） すみません。ちょっとその資料を持ち合わせておりませんので、数字が勝手に動くといけませんので、すみません、ちょっとお答えができません。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 体育館からプールに及んでいるわけですけども、これ、市民プールについては300万円以上のもう使い切りですよ、使い切り。なおかつそれ以上の修繕をやっているということで、これ、施設そのものがですよ、指定管理者が何とかするような状況ではないということを如実に表しているような気がしますね。そもそもこのプールを例えば建て替える、再編するというようなそういうところにいつているのじゃないかと。そういう施設を指定管理に出して、その現れがこの300万円以上の修繕費が毎年かかっているということではないかと思うんですが、市長、どうですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、ちょっと私も全て定かではないんですけども、いずれにしても、先ほど来お聞きしていますけれども、必要な修繕をしっかりとしながら、やはり市としてもそうした指定管理者で仮にお金がかかっていくようなことを防ぐための予防的な保全を先んじてやるということであれば、そうすべきでしょうし、いずれにしてもいろいろなやり方の中で、できる限り利用者の方にもよい形で、また市としても指定管理者としてもできるだけ

無駄なことがないような形でやっていければと思ったところです。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そしたら、このプールに関してもう一つ。公共施設の総合管理計画第 2 期、その計画書の中を読みました。その中には、この市民プールは、これもうやめる方向で検討をするというふうに書いてありましたね。これ、この修繕費がずっと 300 万円以上増嵩している、毎年続いているのに関係しているんでしょうかね。これ、近々再編しなくてやめるというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 総合管理計画の中では、用途廃止を検討するという形でございまして、用途廃止するというふうには書いてないわけでございます。やはり、要するにそれだけの市民の需要があるかどうかというのが大きな課題であると思います。

先ほど例のスケートボードパークの件でも市長がお話しされましたけれども、結局それがいつまで続くかというのは大きな問題で、基本的にそれがある一定、何か需要が少なくなれば別の用途変更をしていくということも考えるではありまじょうし、その次元の話として市民プールに言及しておるようなところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 安心しました。この施設については、もう 20 年以上前からずっと夏場の市民の非常に楽しみというか、好評を得ている施設なので、そういうふうな書きぶりがあったんで、これ、もう閉めてしまう方向なのかなと思ってちょっと危惧しておりました。

しかしながら、これ 300 万円を超す修繕費というのはちょっと異常ですよ。これ、超していることで市がかぶるからオーケーじゃなくて、まずこの内容はしっかり検証するべきだと思います。

これ、議会議員が注目しとるところなんですけれども、この両施設の指定管理者の管理状況について。

一方、これ、市民有志による施設管理の情報開示請求がずっと続いているというふうに私聞き及んでおります。これに関して、市民はどのような情報を請求されているのかお答えください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） これにつきましては、やはり管理上のいろいろな点について、市民の方が疑義に思われていることをお尋ねされているということになります。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そうですね、それらの資料、これ、ただ請求しているだけじゃないんですよ。目的があるんだと思います。じゃなくて、目的があるはずなんです。それは何を目的にしていると担当課の方はお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 先ほど言いましたように、指定管理を受けている事業者さんにおいて、管理上の適正なもの、例えば人員配置とかですね、そういうところはそういうふうなのを疑義を持たれているんですけども、私どもといたしましては、当初考えていた部分で適切にやられているということで協議をさせていただいているということになります。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） その目的なんですけれども、私が思うに、これ、皆さんが情報公開している目的としては、まず施設管理の改善ですね。それと、市民による行財政改革を市民自らがやられているんじゃないかと思います。

それでは、なぜ市民による情報開示がいつまでも続いて終わらないのか、これ担当課としてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） やはり長い期間続いておりますので、そういう部分は改善していかないとはいえないと思っております。今度の、今後更新に向けてというところでは言われている分も参考にさせていただきながら、またそういう部分を考えていきたいというところでは、担当課では今思っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 恐らくこれ、情報開示が終わらないのは、施設管理の状況に改善が見られないからではないかと思います。これ、情報開示してやり取りしたところで、改善が見られたら、多分ずっとやりませんよね。だと思います。

そこで、このやり取りを横で聞いていて、市民による情報公開、これイコール行財政改革の取組だと思います。それを目の当たりにされた市長のご見解を伺います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 一般論も含めてですけれども、やはりできる限り市民の方、もちろんまず議員の方、議会の方、そうした方々に可能な限りいろいろな情報を共有しながら、ご相談をしながら、丁寧に市政を進めていくべきという観点から、可能な限りそうした努力をさらに続けていきたいと感じております。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） もうかなりこれ、情報公開が続いて長いんですけども、なかなか現場のほうでは解決できない状況。それを楠田市長も聞き及んどると思いますけれども、これ、ただ担当課に指示するだけでは、私、解決しないと思うんですよ。指示するだけじゃなくて、担当課を何とか、思うに技術的なところからバックアップ、それは副市長の仕事でしょうかね、バックアップしてやることによって解決できるんじゃないかって、私はそういう気がしておりますけれども、いかがですか、副市長。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 市民の皆様、それから議員の皆様のご意見も重々拝聴してきました。そこら辺は至らない点多々あるかと思いますが、できる限り改善をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そうですね、これはしっかり、担当課任せじゃなくて市全体で、特に技術的なところというのは現場のほうは多分手薄であったりすると思いますから、そこら辺、これ本庁舎内の他部局の技術支援というのは非常に重要じゃないかと思っています。

そこで、これ3項目めですね、次期の指定管理者の募集方法についてちょっとお伺いしたいんですけども、5年に一度の指定管理者の変更機会は、よりよい指定管理者を選定して、行財政改革を進める絶好のチャンスと私は考えています。間違っても今までの指定管理料額を見直さないまま、参考適用することはあってはならないはずです。根拠に基づく積算ですよ、ガイドラインにも積算と書いてあります。積算により、しっかりと指定管理料額の見直しを行うことが重要ですが、最後にこれ、市長のご見解を伺います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと至らなければ、副市長なり担当から補足をさせますけれども、先ほども申しましたように、やはり完全にご満足いただく形というのはなかなか難しいところもありましょうし、私も技術的なことはなかなか不得手なところもありますので、また一般論になってしまいますけれども、やはりこうした様々な補修なりそうしたものが行き届いて、そして市としても様々なそうした技術的な面も含めて、また様々な外部的な力もお借りしながら、こうしたことを適正に行っていく、できるだけ無駄なそうした支出がないようにしていく、そうしたことを今後もさらに追求していかなければいけないと思ったところであります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） この両施設に関しては、来年度が5年に一度の指定管理者の変更のチャンスですね。これを行財政改革にしっかり生かしていただきますようお願いして、1件目は終わります。

2件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、現在の進捗としましては、本年度期限を迎える第2期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括を行いつつ、次期総合戦略の素案を作成し、11月25日に開催しました第3回総合戦略推進委員会、まちづくりビジョン会議にて議論いただいたところです。

今後は、引き続き総合戦略推進委員の意見などを踏まえながら、次期総合戦略（案）を作成し、パブリック・コメントなどを経て本年度内に改定を行う予定としており、議会への説明に

ついても可能な限り丁寧に行ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、現戦略である第2期総合戦略の策定におきましても、内閣府の地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引きにある、住民、産官学金労言士の参画と推進組織を踏まえ、市内在住者や市内で事業を展開する方をはじめとする17名から成る総合戦略推進委員会及び市職員をメンバーとした総合戦略ワーキンググループにて協議を行い、素案を策定した後、パブリック・コメントを実施するなど、広く市民の皆様のご意見をいただいたところです。

また、議会の皆様へは、議会連絡会にてパブリック・コメントの実施についてご報告をさせていただいたほか、議会一般質問や施政方針などを通じ、累次にわたり説明を行ってまいりました。

このように、当時から実践しています、幅広く市民の皆様のご意見をお伺いし、策定に至るまでのプロセスを重視するスタンスは保ちつつ、現在は世代や性別を超えた19名から成る総合戦略推進委員会でのご意見及び関係部署にて策定した各事業などの内容を庁内の会議にて精査するなどし、素案を策定した後、パブリック・コメントを実施するなど、市民参画を意識しながら策定を進めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） まずちょっとお伺いしたいのが、第2期の総合戦略の総括を行ったということですが、まちづくりビジョン会議の中で総括を行った、あまり長いとあれですね、その要点だけをちょっとご説明いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 総括についてですが、まずは庁内関係部署から作成した各事業などの内容を精査し取りまとめ、8月22日に開催しました第2回まちづくりビジョン会議において議題として審議いただくなど、ご意見を踏まえ総括案を作成しております。また、現在も引き続き、次期総合戦略の改定作業と並行して総括を進めております。

その内容についてですが、総合戦略は4つの基本目標と31の施策、84の事業から構成されています。84事業についての各指標の達成状況や取組内容などから評価を行い、その評価を基に31施策の評価と4つの基本目標の総括、評価を現在も進めているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） ちょっと注目しております市民参画の部分ですね。ちょっとポイントが私、よく分からなかったですね。もう一回簡潔に、具体的に市民参画、どの部分が市民参画になっているのかと。これ、内閣府が示すガイドラインに従ってというところだと思いますけれども、市民参画って本市においては何なんでしょうかね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 市民参画についてでございますが、まず1つは、パブリック・コメントを今後実施予定としております。また先ほど議員がおっしゃられま

した内閣府の地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引きにあります住民、産官学金労言士の参画と推進組織を踏まえ、総合戦略推進委員会の委員は、市内在住の方や市内事業所に勤務する方、また市内で事業活動をする方などが多くおられ、様々なご意見をいただきながら改定を進めておるところでございます。

こちらの市民の定義につきましては、自治基本条例の第3条においても、市内に住所を有する方、市内にある事務所または事業所に勤務する方、市内にある学校に在学する方、市内に不動産を所有する方、または市内で事業活動その他の活動を行う方もしくは団体という定義でございますので、現19名の委員中、この定義によりますと市民の方は11名参画いただいております。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 19名中11名が太宰府市民って、すごいですね。私、ちょっと予想外だったですけどもね。

この第3期総合戦略を策定するまちづくりビジョン会議なんですけれども、確かに19名いらっしゃって、市民がかなりのメンバー入っていらっしゃるということです。なんですけれども、これ、出席率がやたら悪いんですよ。これ、本当に機能しているのか、私傍聴しましたがけれども、毎回リモートという方がいらっしゃいますよね。ほぼほぼこの現場に生でライブでいらっしゃるという方は少ないんですよ。これで本当に活発なやり取りになっていると私は思えなかったんですけども、本当にこれ機能しているんですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 今年度の総合戦略推進委員会でございますが、現在まで3回開催させていただいております。当初想定しておりましたスケジュールにつきましては、今の段階で案までつくり上げるということにしておりましたけれども、そちらについてはスケジュールどおり進めておるところでございます。

会議についてですが、3回の会議の開催をしておるところですが、その開催していない間も、メール等でのやり取りで委員の皆様から随時ご意見等を賜っておるところで、今現在進めておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そしたら、もうあまり時間がないんですけども、これ、パブリック・コメントの素案ができれば、ほぼほぼ98%、第3期の総合戦略だと思いますが、これ、前回まで第3回のまちづくりビジョン会議、次の会議でもう素案が出てくるという形で考えていてよろしいんですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 年度内の総合戦略改定に向けまして、総合戦略推進委員会につきましては、次回はパブリック・コメント実施前に会議を開催し、次期総合戦略案を議題とする予定にしております。その後、パブリック・コメントを実施後に、また再度

会議を開催し、パブリック・コメントなどでの意見を踏まえた次期総合戦略最終案を議題とする予定としているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そしたら、ちょっと私確認したかったところが、議会に対する次期戦略の内容説明ですよね。もしかしたらこういう形で素案をパブコメにかけますというような形で、それが議会に対する説明とお考えですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど来担当からの答えも含めまして、もう一度ちゃんと改めてご説明したいと思いますが、まず、今回第3期の総合戦略は、いろいろなタイミング的なものもありまして、特に第2期の総合戦略につきましては、私が1期目、いろいろな政策、公約に基づいて、新たに私自身の市民の皆様に託された様々な思い、期待の中でつくるということの中で、可能な限りの思いを込めてつくりました。

しかし、その2期目のまず選挙に当たっての公約として、この総合戦略は既にありましたので、2期の、そこをやっぱりポイントにして公約もつくり上げたという意味では、1期目からまたつくった分と今回つくる分というのは、おのずと既にもう連続性が保たれている形でありますので、基本的には2期と3期はそこまで大きく変わらないし、変えられないというようなタイミングだと思っています。

そうした意味では、議会の方にもそうした基本的には変わらないということも含めて、できるだけ早い時期にご説明をし、そして市民の方にもご意見を広くいただいて、そして第3期の総合戦略としてのまずはスタートを切りたいと考えています。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） これ、パブコメにかけますよという通知だけじゃなくて、市長はかねがね、今回丁寧な説明を心がけるといふような発言がいっぱいありますので、この第3期総合戦略についても丁寧な説明を心がけていただきたいと思います。

そこで、第3期総合戦略は目下策定中ですが、ちなみに来年度予算は総合戦略に基づくもの、整合性があるものと考えますが、ご見解を伺います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 既にそうした部分も込めているんですけども、いわゆる第2期の総合戦略に加えて、最近の皆様にお示しをしております施政方針での重点項目なども当然連動して、こうした第3期に入っていくという意味では、既に本年度の予算にもこの総合戦略の中身なり、第3期の先取りの予算というものもございまして、そうした意味では、当然来年度もこうした第2期、第3期の総合戦略、ちょうど端境期でありますけれども、そうしたもののなかに入り込んでいきたいという思いであります。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） ありがとうございます。

先般のスケボーパークしかり、体育館の空調設備の設置しかり、スピード感のある楠田市長の英断に市の職員がついていけないのは、ひとえに本市に中・長期計画がないことにゆえんしているとかねてからずっと考えております。早々に第3期総合戦略を策定され、一刻も早く我々議会に丁寧な説明をされることをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで13時20分まで休憩します。

休憩 午後0時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時20分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました4件について質問いたします。

1件目、太宰府市人権センターについて伺います。

太宰府市人権センターは、太宰府市人権センター条例第1条に、歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民に対して、生活の改善及び向上を図り、もって社会福祉の増進及び人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的として太宰府市人権センターを設置するとあります。これに基づき、南隣保館、南児童館、南体育館が設置、運営されています。この3施設の利用の現状と今後の活用について2点伺います。

1点目、人権センターを一部地域住民に限らず、あらゆる障がい、差別を解消するために全市民対象利用施設に変え、さらには条例改正も検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

2点目、施設の老朽化対策です。

令和2年9月定例会で行った教育支援センターの老朽化対策についての一般質問では、公共施設等総合管理計画に基づき、他の公共施設と総合的な対応を図っていきたいと回答がありました。同計画では、老朽化対策として複合化、統合という考え方も示されていますが、人権センターの老朽化対策のその後の進捗と計画について伺います。

2件目、米海軍の輸送機オスプレイが太宰府市上空を通過したとされることについてです。

去る11月14日、福岡空港離陸後、太宰府市上空を通過しているオスプレイを目撃、爆音を耳にした市民から不安の声を聞いています。新聞報道等がありましたが、九州防衛局から事前情報があったのか、また市民の安全を守るため、市としての対応等、その後の経過について伺います。

3件目、学童保育所の指定管理者の指定についてです。

令和7年度からの指定管理事業者が選定された経過について、太宰府市指定管理者制度運用ガイドラインの公募による選定に沿って3点伺います。

1点目め、今回は公募による選定ですので、指定管理者候補者選定委員会が設けられ、候補者決定を行ったと理解しています。ガイドラインによると、この委員会は、都市整備部長、経営企画課長、管財課長、上下水道課長、その他部長または課長相当職で市長が適当と認める者の中から市長が任命するとあります。今回、市長が適当と認め任命した選定委員とその理由について伺います。

また、選定委員会の構成委員については、以前、公平性、透明性を保障する点から第三者を入れるなどの検討を求めましたが、見解を伺います。

2点目め、ガイドラインには、公募の条件等を詳しく記した募集要項を作成するとあります。所管課が指定管理者に対して具体的に明確に何を求めたのか伺います。

3点目め、現在の指定管理者が毎年事業報告書を提出していますが、学童保育所設置条例による一定時間の生活指導と健全育成を図る運営が行われているのか、点検、評価の点から評価の結果、改善すべき点として指摘された事項があったのか、あればその内容について伺います。

4件目、高齢者の聞こえの保障についてです。

補聴器の購入助成を求める声が寄せられています。高齢者においては、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制に効果が見込まれることから、近隣自治体でも制度導入を始めているところが出てきています。昨年令和5年9月定例会で他の議員も取り上げられておられましたが、その後の経過、制度導入の見通しについて伺います。

以上4件についてご回答をお願いいたします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、南隣保館につきましては、条例で定められている地域住民及び周辺地域住民に対して、生活実態の改善向上事業、各種相談、地域福祉事業としてデイサービス、見守りや安否確認を兼ねた配食サービスなど、設置目的に係る各種事業を実施しております。また、市が関係する福祉事業、教育委員会が取り組む人権講座ひまわりなどにおきましては、周辺地域住民及び広く市民にも参加を周知しているところであります。

南児童館につきましては、条例で定められている地域の小・中学生を対象に、教科指導、生活指導、人権学習指導、学習活動への支援、また地域の高齢者及び地域の保育所園児との交流、家庭訪問による保護者への支援等を行っています。この活動に対して、施設の設置目的を理解し、賛同する市民には参加していただいているところです。

南体育館につきましては、市内の他の体育施設と同様に、幅広く市民に利用開放しているところであります。

人権センター条例の改正につきましては、太宰府市人権センター条例の規定に加えて、太宰

府市部落差別の解消の推進に関する条例に規定された本市の実情に応じた施策及び相談、教育、啓発に資する施設としても位置づけを行っていることから、太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例に基づく施策の進捗状況を勘案しながら、その必要性については特に慎重に判断すべきものであると考えております。

次に、2項目めについてですが、令和5年9月に改定しました太宰府市公共施設等総合管理計画で触れておりますので、当計画に沿って調査研究を進めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この人権センターのそれぞれの施設の内容、活動内容については理解をしているところです。この人権センター条例が昭和62年に制定をされています。その後、平成7年に太宰府市は人権都市宣言条例を制定して、このセンター条例も改正をされたところです。

この人権都市宣言条例を制定したとき、その頃、全国的には人権尊重のまちづくり条例や人権尊重の社会づくり条例などが制定されるようになった流れがありましたので、その一つで改正されたのではないかなというふうに思っています。その後、平成10年代以降、国連で児童の権利に関する条約の批准から子どもに関する条例や障がい者の権利に関する条約発効の流れの中で、障害者差別解消法の制定、そして障がい者差別に関する条例などが制定されています。さらには、男女の共同参画社会基本法などもあります。

人権に関する法律、条例が整備されていく中で、太宰府市は早い時期に、あらゆる人権尊重を掲げる宣言はされました。この人権都市宣言条例がそれを表していると思います。その発信の基地となる場所、ハードの部分、これが人権センターになっていると思いますけれども、このハード部分に手をつけることなく今日まで来ていると思いますので、この今の国の流れの中から、このセンター条例自体を改正する必要があるのではないかなというふうに思っています。

児童館については、地域住民の児童のための施設であって、子ども会の自主活動や放課後学習、長期休暇のスクール活動が行われ、また隣保館では保健衛生事業、そして相談事業などの事業を実施され、年間約2万人の方が参加をされています。

先ほどの回答の中で、賛同する市民には参加いただいているというふうにありましたけれども、この活動、センター、児童館、それから隣保館、体育館の中で行われている事業について、広く告知をされているのかを伺いたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 先ほどの回答でも申し上げましたが、人権啓発に関する拠点とは位置づけはしておりますので、啓発の拠点として、ひまわりなどの講座等々、広く市民の方に周知しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 人権講座については、私も何度も参加させていただいて、本当に人権

に関する様々なお話が当事者の方だったり、それから研究者の方のお話を聞くことで深まって  
いっているなというふうに思いますので、それは市民の方も理解されて参加者が増えていると  
いうふうに見ています。

講座についてはそのように告知などもされていますけれども、この活動の中身ですね、児童  
館でいえば子どもたちの学習、それから自主活動、これはもう恐らくその地域の子どもたちに  
限った活動になっていると思いますので、そこに参加するというのは恐らく難しいかと思っ  
ています。それから、隣保館での相談事業もそうではないかなというふうに思いますけれども、  
この点についてのその告知についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 隣保館の相談事業につきましては、過去から現在までの歴史的な経  
過等もございますので、今後とも現在の条例の規定に基づきまして、人権・同和問題の速やか  
な解決に資する施設として活用してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 隣保館の今お話でしたけれども、隣保館事業について、この人権セン  
ター条例の中に、このセンター条例が社会福祉法第2条第3項第11号に沿って運用するという  
ふうにあるんですけれども、これ、第2条第3項第11号というのは隣保事業なんです。この隣  
保事業というのは、この社会福祉法上は、隣保館施設において無料または低額な料金でこれを  
利用させること、その他近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業  
を行うものというふうに定義をされています。

これを読んでみると、この地区限定、同和地区の地区限定というふうには書いてはないの  
で、市民の方一般の方に開放することができるのではないかなというふうに思います。相談事  
業、それから様々な保健事業を含めて、無料または低額で市民の方に利用していただくとい  
うことは可能ではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 隣保事業に関しましては、議員さんおっしゃられたとおり様々な解  
釈がございます。隣保館は同和对策審議会答申に基づき実施された特別対策により、地域にお  
ける行政の総合窓口とされた歴史的経緯がありますことから、先ほども申し上げましたが、条  
例の規定に基づき人権・同和問題の速やかな解決に資する施設として活用してまいります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 児童館についてですけれども、児童館の職員配置、これまでも予算決  
算のときに資料請求させていただいて、地域活動員だったりとか指導員さんなどが配置されて  
いるんですけれども、やはりそこに一般の市民、一般の子どもたちが集うことがなかなか進め  
られていないというような状況ではないかなというふうに思っています。それはなぜかとい  
うと、これが人権センター条例で縛りをつけているからではないかと思います。

子どものことに関しましては、先ほどの長谷川議員の質問の中にもありましたけれども、

様々な問題を今抱えているお子さんたちが増えてきている。それも問題の中身が複雑化しているというところでは、やはり窓口を一本化していくということがとても必要で、そして人の配置も学校、それから支援センターばらばら。それぞれあっていいとは思いますが、ここに来れば解決できると、様々な問題が絡められるような場所としてここを位置づける必要が今あるのではないかなというふうに思います。

全市的な福祉の窓口、人権上の啓発窓口として、人権センターをセンター条例の中に人権都市宣言条例に基づいて設置するというふうにあります。これ、人権都市宣言条例の中にうたっているのは、あらゆる差別をなくすというふうになっていますので、そういうところからこの点を指摘をしていますけれども、こういうお話がいろいろな人権政策についての国の流れなどを踏まえて、このセンターをどうしていこうかというような議論はこれまであったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 過去の経過で、特別対策措置法等が廃止された後、一般施策に移行されたとき等は、そのような議論が行われていたと認識しております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 特別措置法がもう終了して一定の時間が流れていますので、またその中で今の情勢も変わってきたというところでは、検討する価値があるのかなというふうに思います。

先日の人権講座の中で、隣保館の元館長のお話がありました。人権尊重の視点をしっかり持って運営に携わってこられたというところでは、様々な権利、障がい者であったりとか、それから子ども、それから女性という視点からお話をされていました。そういうことをこの隣保館の中で学んできたということを、やはり市民の方に発信というか、お互いに分かり合っていきたいというようなお話がありました。というふうに私は感じ取りましたので、今回この人権センターについて、この条例を改正するということを検討していただきたいというふうに思います。これは要望しておきます。

それから、2点目の施設の老朽化についてですけれども、先ほどの回答で、総合管理計画の中で触れておりますということで、調査研究を行うというふうに回答がありました。令和5年9月に改定がされています。

これを見ますと、この児童館や隣保館をどのように、この管理計画を進めていくかという中で、施設再編の可能性がある施設とされています。そしてまた、再編のプランとして、近郊型として一緒にしていくというようなことが書いてあるんですけれども、それぞれもう築40年から50年がたっているところです。利用者が年間約4万5,000人。これは管理計画の中で平成30年の古いデータですので、これから今、五、六年たってどうなのかというのはちょっと分かりませんが、年間約4万5,000人が集うあの児童館、隣保館、あの建物のままで本当にいいのか。とても危険だと思いますし、来られる方が、本当にここで私たちの人権が守られて

いるというような気持ちになれるかというような建物かということを、ちょっとそれには程遠いのかなというふうに思いますので、早急にこの管理計画を進めていただきたいというふうに思いますけれども、もう一度見解を、見通しなどあればお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 改訂版の太宰府市公共施設等総合管理計画におきましては、個別の既存施設を適切に維持管理しながら、新たに必要とする施設の内容や配置の在り方を検討し、既存施設の有効利用などといった視点により、過不足なく整備していく作業をまず公共施設の再編としておるところでございます。この公共施設の再編におきましては、この人権センター関連施設のみではなく、市全体の施設を包括的に捉え、効率的、効果的な利活用を図る全体最適化の視点を重要視しておるところでございますので、再編の取組に当たっては、個別施設の診断を行い、総合的、客観的に検証しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今の部長の回答で個別計画というふうになるのかとは思いますが、今この施設に関しては、どのような会議体でどのようなお話がされているのか、最新の情報をいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） こちらにつきましては、公共施設の関連につきましては庁内の会議体を設けておるところでございますが、人権センター関連施設につきましては、今のところ具体的な対応時期については未定となっております。基本的には各施設の利用状況や老朽化の進行具合などを注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） なかなかこう進んでいるなというような実感が見えてこないわけですが、この人権センターは本当に大事な施設だと思います。福祉的な窓口でもありますし、そういう意味では太宰府市としてどのように使っていくのかと、どういう施設が必要なのか、どこを統合すればいいのか、管理計画の中にありますけれども、そういうことを早く考えていただきたいと思います。

皆さんの暮らしの中で、本当にもう子どもの問題は毎議会でそれぞれの議員さんが取り上げられていますけれども、本当に解決するのはどこになるのかというところですね。中高生でもう学校に行けなくなって、引き籠もってしまって、相談するところがない、行くところがないというふうな子たちもいます。そういうときに、やっぱり児童館があつて、少し開放したような過ごし方ができると、信頼できる大人と話すことができるというようなことも必要ではないかなというふうに特に思いますので、その点を加味していただけて進めていただければと思います。

2件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 2件目についてご回答いたします。

令和6年11月14日、福岡空港に米海軍の輸送機オスプレイが離着陸した件は、報道により承知したところでありますが、本市上空を通過したかどうかは把握いたしておりません。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 太宰府市の上空を飛んだかどうか把握しておりませんということでしたけれども、実際に防衛省に確認をしておりますけれども、はっきりとしたことは回答はないというか、できないというようなことになっているようです。

いろいろな調査の中から、飛んでいるのではないかというようなことなんですけれども、今回の米軍使用のオスプレイは、岩国基地から入って、駐日アメリカ大使、それからアメリカ軍の関係者、報道陣を、日米韓の合同訓練の視察のために、東シナ海を航行中のアメリカの原子力空母ジョージ・ワシントンに送迎するものだったというふうに聞いています。そして、この情報が福岡市には前日の13日、福岡県には当日の14日の直前、14日の着陸30分前に飛来との連絡があったということです。このルートからいって、太宰府市が入っているのではないかというふうに分析をしているところです。

オスプレイは、日本への導入が進んでおりまして、重大事故が多発しています。皆さんご存じかと思います。昨年11月には鹿児島県の屋久島沖で墜落して、乗組員8人全員が死亡しております。調査の結果、機体そのものの問題があったと、可能性があるとして、世界に配備しているオスプレイの飛行が停止をされましたが、その後は再開されています。10月の日米共同総合演習で、訓練の最中に与那国基地でバランスを崩して地面に接触をする事故を起こしています。これを陸上幕僚監部は航空事故と認定をして、飛行を見合わせましたが、これも再開をしています。

先日の新聞報道で、アメリカ空軍基地で発生した事故を受けて、日本に配備されている陸自のオスプレイ17機を当面の間、飛行停止というふうになっています。飛行停止となりましたので、安心してはいられないと思います。今まで停止をしたけれども再開しての繰り返しですので、いつ再開するか分かりません。

11月14日のその空路からして、この筑紫地区を飛んだのではないかという可能性がありますので、太宰府市としてはこの危険なオスプレイを私たちの住宅地の上を飛ぶようなことはやめるように、これは申入れをしていただきたいと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 今議員おっしゃった項目の中でも、こちらとしても報道による状況を承知している部分もございます。いずれにしましても、今回の報道機関からの情報を見る限りにおきまして、例えば九州防衛局が県及び市に連絡していたと

いうことまでは承知しておりまして、本市への事前の連絡がなかったということは議員もおっしゃるとおりでございますし、そういった正式な飛行ルートとか離着陸の時間などを我々としても把握していないということもございますので、仮定のご質問という前提で考えますと、これ以上ちょっと我々のほうからご回答のほうで申し上げることも差し控えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今回のオスプレイは、福岡空港の米軍板付基地といわれる米軍専用区域を使っております。この米軍板付基地は、日米地位協定第2条によって、建物とその周辺を占有区域としています。ここにそのオスプレイが離着陸をしたということになっています。

この占有区域を、板付基地返還促進協議会というのがありますけれども、市長はご存じかと思います。福岡県、福岡市、それから福岡市議会、そして自治協議会、その他の団体で、毎年この返還を求める陳情書を提出をして、粘り強く交渉をしています。これが返還されることになれば、このオスプレイが来ることもないというようなことになるかと思います。

太宰府市として、今回のその飛行については分かりかねるところはあるかと思いますが、福岡空港にこのオスプレイが離着陸するということは事実ありましたので、これについて太宰府市も近隣市として申入れを、返還の申入れを福岡市と一緒にする。または、筑紫地区として、11月14日に離着陸があったけれども、今後そのようなことがあるのではないかとということ、そういうことのないようにというような申入れをしていただきたいと思います。その点について楠田市長から回答いただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど来、様々な分析を重ねられて、情報を仕入れられていることは改めて敬意を表しますが、市としましては、なかなかこの国防の問題、また高度な政治判断もありましょうから、基地の返還等は、本市内にあればまた別の話でしょうけれども、他市の話でもありますし、そうした中で、我々として何か働きかけなり判断をするという状況には至ってないと考えておりますので、いろいろな情報は我々としてもいろいろ勉強していきたいとは思いますが、現時点ではお答えできることはないと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 佐賀県への配備が進んで、私もそれは様々な情報は持っていましたが、まさか福岡でこの近くでオスプレイを見ることがあるのかというところでは、とても現実味を帯びてきているなというふうに思ったところです。

56年前に九州大学箱崎キャンパスにアメリカ軍の偵察機ファントムが墜落した現場を目撃した市民の方がおっしゃっていました。また同じ光景を見ることになりかねない。今回のことは許したらいかんというふうに話をされています。

重ね重ねですが、ここ太宰府市の上空を飛んだかどうかははっきりとはしていませんが、そ

うなる可能性がもう既にあるということは事実だと思いますので、その点は市長として近隣の自治体とも情報交換をしながら、どのようにこれを危ない、危険なオスプレイが飛ぶようなようにできるのかということを検討していただきたいと思います。要望して終わります。

3件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 3件目についてご回答いたします。

本件に関しましては、ご承知のとおり、本定例会におきまして指定管理者の指定につき議案を上げておりまして、既に環境厚生常任委員会に付託され審査されておりますが、最終日に採決を受けるまでは次期の事業者が確定していない状況でございます。したがって、令和7年度以降の事業者に係るご質問に対する回答につきましては、議決を受けたと仮定した上でのものであることをご承知おきくださいますようお願いいたします。

まず、1項目めについてですが、指定管理者候補者選定委員会につきましては、太宰府市指定管理者候補者選定委員会規程のほか、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同条例施行規則、太宰府市指定管理者制度運用ガイドラインなどを踏まえ、指定管理者候補者選定委員会を設置したところであります。

委員につきましては、太宰府市指定管理者候補者選定委員会規程第3条に規定の第1号委員として都市整備部長、第2号委員として経営企画課長、第3号委員として管財課長、第4号委員として上下水道課長の4人を任命しております。また、ご質問の第5号委員、部長及び課長相当職で市長が適当と認める者につきましては、当該施設担当として健康福祉部長及び保育児童課長、教育委員会からの視点が必要との観点から社会教育課長の3人を任命しており、合計7人で委員会を組織しております。

また、ご質問の外部委員の登用につきましては、提案事業者との利害関係の把握などの課題があることから、引き続き調査研究する必要があるものと考えているところであります。

○議長（門田直樹議員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） 次に、2項目めについてですが、指定管理者に対して所管課として求めることは、学童保育所の設置目的である、放課後、家庭に帰っても保護者が仕事等で保育を受けることができない児童のために、一定時間、生活指導を行い、児童を健全に保育するというところでございます。このことを踏まえまして、今回の指定管理者の公募に際しましては、公募要領における選定基準として、団体の理念や施設の管理運営方法など20項目の評価項目及びその評価の視点を明示したところでございます。

次に、3項目めについてですが、毎年指定管理者から利用者アンケートを含めた事業報告書を提出させ、業務の実施状況の確認と評価を行っておりますが、これまで大きな指摘事項もなく、おおむね適切に管理運営されているものと判断しております。

なお、学童保育所につきましては、保護者等から所管課にご意見が寄せられることもあります。その中には運営に対する苦情等もありますが、そのような場合は、その都度遅滞なく指定

管理者と協議を行い、事実確認とともに改善策を検討し、対応するように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 1点目の選定委員会についてですけれども、これまでこの選定委員会のその構成について、外部委員を入れるべきではないかというような提案をさせていただいたんですけれども、今回も変わらずメンバーでということで選定をされたということです。

この学童保育事業の指定管理者を選定するに当たって、やはりこの事業の内容については、都市整備部長、それから上下水道課長などが適当なのかというふうに思います。そういう点はどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応していくことを目的としておりまして、指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うために、まずはまちづくりの視点から都市整備部長、企画政策、財政の視点から経営企画課長、管財、契約、公共施設整備の視点から管財課長、経営管理、料金の視点から上下水道課長としているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） まちづくりの視点からというように含めて、それはまさにそうだと思います。学童も地域の中の一つの児童福祉施設として運営をするという意味では必要なことかなというふうに思いますけれども、外部委員を入れている自治体もあります。以前もお話ししましたがけれども、学識経験者、それから経営、財務に関する有識者、また当該施設の管理運営等の専門家を外部委員として選定委員会に構成しているというような自治体がありますけれども、このように置き換えるというようなことはお考えはありますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 選定委員会に外部人材を登用している自治体があることは把握しているところでございます。しかしながら、最初の回答と同じになるかもしれませんが、外部人材を登用するためには、指定管理者候補者との利害関係の把握など様々な課題があることから、こちらにつきましては引き続き調査研究する必要があると考えておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 利害関係が懸念事項になるということはよく分かります。これについても導入している自治体によっては工夫をされていますので、そのところも調査研究していただきたいなというふうに思います。

それから、2点目に入りますけれども、ガイドラインで募集要項を作成するというふうにあ

ります。この募集要項を作成するのは、この選定委員会で決定をされるというふうになっているんですけども、この選定委員会が今1点目で申し上げましたその構成で行われているというところでは、学童保育の中で行われる日々の指導だったりとか、子どもたちへの関わりだったりとか、学童を中心とした施設、学校だったりそれから保育園、育ってきた保育園、幼稚園との関連なんかも含めたところで選定をしていくというようなことが必要なのではないかなと思っています。

この今回の学童の選定委員会についてどのような議論があったのかということで、情報公開請求をしましたけれども、この会議録については非公開ということになりました。このガイドライン上、この選定委員会自体が非公開ですので、文書も非公開になるのか、その点ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） まず、選定委員会につきましては、団体の評価を行うに当たりまして、応募団体の持つ技術、情報の漏えい防止のために、そもそも会議自体は非公開としておるところでございます。また、その選定委員会の中で出ました意見等につきましては、今回につきましては応募者から提出された事業計画書などの書類審査、プレゼンテーションを踏まえて、主に学童保育所の保育方針における長所、特色や緊急時の対応、職員配置計画や組織体系、またおやつや子どもの人権、自主事業の提案内容、収支予算書等について各委員から気になる点をヒアリングを行ったところでございます。

そういった中身につきまして、今回のスケジュールにつきましては、第1回で募集要項の検討を行いまして、そのことで意見を募集要項に反映させ、第2回の委員会で書類審査、第3回の委員会で面接審査を行ったというところで、次の会議のほうに随時反映させておるというところに対応しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 実際、その選定委員会が3回行われたということは分かりました。回数も出ませんでしたので、どのような取組がされているのかということが分かりましたけれども、1回目の募集要項についての検討のところで、今までの事業者の事業報告書なり収支報告書、それから利用者アンケートなどを基に、ここは改善しないといけない、今回は募集要項の中に盛り込まないといけないというようなことが恐らく出てきていると思うんですけども、そういう議論がどのようにあったのかということが分からないわけですので、会議自体を、利害関係などいろいろハードルはあるかと思いますが、実際にこれを原則公開、そして会議録は会議後、速やかに要点筆記で公開するというようなことをしている自治体もありますので、この点は先ほどの委員会構成と併せて検討をしていただきたいと思いますけれども、以前私が一般質問で取り上げた後からのこのことについての庁舎内での会議なり検討はされたのか、その点についてお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） こちらにつきましても、先ほどの回答と重複するところがあるかもしれませんが、選定委員会に外部人材を登用している自治体があるということは把握しております。逆に、我々と同じように今のところ外部人材を登用していないという自治体があるというところも把握しているところでございます。そういったところも勘案しつつ、外部人材を登用するためには利害関係の把握など様々な課題があることから、引き続き調査研究のほうをさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 先ほど木村議員の一般質問の中で体育館の問題が取り上げられましたけれども、来年、再来年ですかね、選定、また更新というようなことになると思いますけれども、その際に恐らく指定管理ということで、このような選定委員会が設けられてというようなことになるとするんですが、その際にこの今までと同じような形ではなくて、やはり外部委員を入れたほうがいいのかどうなのかということをしきりと検討していただいて構えていただきたいというふうに思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） そうですね、指定管理者につきましては、令和8年度に多くの施設がまた時期が変わるタイミングを迎えますので、そちらに先立ってそのあたりのほうを整理できるように、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ぜひお願いしたいと思います。透明性を持って、市民が納得できるような公開を、公開をすることによって納得する、こういう結果になったけれども、なるほどなと思ってもらえるようにするためにも、これは公開、そして文書も公開するというようなことを前向きに検討していただきたいというふうに思います。

そして、3点目ですけれども、事業者の運営の最中、指定管理の間に評価、点検を行うということになっています。これについて、先ほど申し上げましたけれども、今回の募集要項に対して、仕様書に対してどんな改善点があるのかというようなことが出てくるのかと思ひまして、これもちょっとガイドラインの実施状況、これは17ページにありますけれども、評価点検についての項目について情報公開請求をいたしました。これは事業報告書、収支報告書は確認をいたしましたけれども、最低年1回の実地調査、それから備品台帳が存在しないということで開示されませんでした。

様々調べましたけれども、この備品については、管理運営業務仕様書の中に施設概要という中に、学童で使う冷蔵庫だったりというような備品としての掲載は載っていましたが、台帳としては管理がされていないというようなふうに理解をしています。それから、実地調査についても文書としては残されていませんでした。これについて代わるものがあるのか、どのように運営をされていたのかと、その調査をされているのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） ガイドラインにおける年1回の实地調査につきましてですが、次年度の入所申請書の回収時に、私どもが全学童保育所を回りまして、管理運営につきましても確認しております。また、日常的に可能な限り現場に赴くようにしておりまして、指導員の意見を聞くとともに、運営状況等についても把握するように努めております。

また、備品台帳につきましてですが、こちらは議員おっしゃったように冷蔵庫、洗濯機、指導員机等の主な備品につきましては、学童保育所ごとの設置状況を確認し、一覧表を作成しております。なお、児童用の机とか椅子、このあたりを含めた詳細な備品台帳については、現在作成中でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今申しました实地調査、所管課として行っていると。それから、備品台帳についても、書類としてはちょっとまだ存在はしていないけれどもというようなお話でしたけれども、このガイドラインからいきますと、この17ページにその方法については記載がありますので、これが毎年きちんと行われているかというようなチェックが、所管課の上、経営企画課ですか、この学童だけに限らず、様々指定管理していますけれども、それを統括するような部署が必要だと思いますけれども、こういうチェックをする担当係というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 指定管理者制度につきましては、担当としましては経営企画課のほうになります。また、太宰府市指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、指定管理者からの事業計画書、事業報告書の提出、あと年度協定の締結、市評価の実施などの業務につきましては所管課において実施しておるところですけれども、所管課で生じた疑問などについては、随時経営企画課からも助言などを行っておるところでございます。

つきましては、今後も所管課と連携を取りながら、指定管理者制度の適切な運用を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 指定管理のこの点検、評価というのが、やはり所管課だけではとても業務量も多くて荷が重いのではないかなというふうに思います。市民の方も注目していますので、これは1つ部門をつくって、きちんと一度精査をしていくというようなことが必要かと思いますので、この点は経営企画課の中に置くのが一番ベターじゃないかなとは思いますが、この点は検討していただくように要望しておきます。

以上で。

4件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 福祉課長。

○福祉課長（山崎 崇） 4件目についてご回答いたします。

現在、身体障害者手帳の交付基準に達しない程度の難聴の方で、会話がしにくいことが原因でコミュニケーションが取れず、生活の質が低下する方が一定数おられることから、全国市長会や福岡県市長会を通じて、国や県に対し高齢者を含む軽度・中等度難聴者を対象とした補聴器助成制度に対する補助の拡充を図るよう継続して要望を行っているところです。

また、本市におきまして制度導入する場合の対象とする方の聴覚レベル、所得、助成金の補助率、事業に要する経費等の具体的な内容につきまして、先進自治体の実施状況について調査を行うなど、検討を進めているところです。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 小島議員が1年前に取り上げられてからそんなに時間がたっていませんけれども、市民の方からの要望が私のところにも結構来ていますので、やはり早く取り上げていただきたいと、取り組んでいただきたいという点で、今回質問させていただいていますけれども、この障害者手帳交付対象者外では公的な補助がなく、そして高額なために利用が困難になっているのではないかというふうに思います。今それを補助するために、購入助成の実施自治体が250自治体ぐらいになっているというところなんですけれども、県内でもお隣の大野城市もですけれども、それから筑前町もこれから導入するというようなニュースが入ってきていますけれども、介護保険広域連合構成自治体の中では、インセンティブ導入事業として始める自治体が増えているそうです。太宰府市でも介護保険事業の対象で実施できるのではないかなというふうに考えていますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（高齢者福祉担当）（大谷賢治） 介護保険におきますインセンティブ交付金と言われますのは、高齢者の自立支援でありますとか重度化防止や介護予防、健康づくりなどに役立つ取組に対して、国や県が市町村に向けて各々の評価指標を設定をされまして、その達成状況に応じて交付金を増額するという仕組みのことを指しております。具体的な交付金といたしましては、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金というのが設定をされておりまして、現在本市におきましても同交付金の交付を受け、事業に充当しているところでございます。

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金につきましては、1つの事業に対して交付される交付金ではございません。先ほど申し上げましたとおり、自治体に対するインセンティブとして、国が自治体の様々な取組の達成状況を評価して交付金を配分するという性格の交付金でございますので、現在本市におきましても交付は受けておりまして、地域の支援事業の総合事業などのほうにも充当をしておりますが、今後とも各交付金の指標というのを確認をさせていただきながら、また難聴高齢者の支援に係る取組も視野に入れながら、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の推進や介護予防、健康づくりなどに役立つ取組を

充実させて、交付金の獲得に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます、よく分かりました。

実際の介護保険会計の中で、国の補助金の中で実際に今理事がおっしゃった交付金事業が2つありました。1,000万円近くずつ国から補助金をもらって受けているというような数字になっているようです。ですので、様々な事業にこれが充てられていると思うんですけども、このところ、加齢性難聴の方に対しての補聴器の助成というところでは、1つこの補助金が使えるというところでは検討していただいて、今の実態、実際にどのくらいの方が悩んでいらっしゃるかというような調査などもしていただいて、早い時期に導入をしていただければというふうに思います。要望して、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで14時25分まで休憩いたします。

休憩 午後2時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時25分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、2件について質問いたします。

1件目は、市内交差点等の整備についてです。

市内交差点の整備については、これまで幾度となく質問をしてまいりました。平成25年9月の定例会では、五条交差点における右折矢印信号機の設置、スクランブル交差点の導入を要望しましたが、右折矢印信号機の設置はできない、スクランブル交差点の導入は難しいとの回答でした。そこで、その後10年近く経過したことから、各交差点等の整備について改めて5点お伺いします。

1項目め、五条交差点へのスクランブル交差点の導入、右折矢印信号機の設置について。

2項目め、観世音寺前交差点の半感应式信号機の設置について。

3項目め、国分寺前交差点の時差式信号機、スクランブル交差点の導入、矢印信号機等の設置について。

4項目め、資料として現地の写真を配付しております幸都二丁目ケアハウス同朋入り口交差点の整備について。

5項目め、国道3号線高雄交差点の太宰府高校方面からの青信号時間の延長について。

2件目は、市庁舎の整備についてです。

太宰府市は昭和57年4月の市制施行後、現在の庁舎ができて約40年が経過しております。そ

こで、市庁舎の整備について2点伺います。

1項目めは、庁舎内女性用トイレの増設についてです。

庁舎西側の女性が利用できるトイレの数を上げてみますと、1階は多目的トイレを含め洋式3基、和式1基、2階は洋式1基、和式2基、3階は洋式1基、和式2基、4階は多目的トイレを含め洋式2基、和式2基、5階は洋式1基です。

人口の増加に伴って市役所来訪者も増加し、女性職員が増えたことや、庁舎ができた頃はいなかった女性議員もその後誕生するなど、市役所には毎日多くの方が来訪されておられますが、私が見る限り、特に5階は西側に女性トイレの数が1基では足りません。和式トイレの洋式化を進めていただいていると思いますが、今回は庁舎内女性トイレの増設について伺います。

2項目めは、庁舎前の駐車場の出入口は1か所しかありません。既存の駐車場の出入口は狭いため、市民の皆様が駐車場に出入りしやすい出入口への改修を検討していただきたいと思います。

そこで、入り口専用、出口専用と専用の出入口ができれば、スムーズかつ安全に出入りができると考えます。見解をお伺いします。

以上2件についてご答弁をよろしくお願いします。再質問は発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、歩車分離式のスクランブル交差点への改良は、交差点通過の車両数を考えるとさらなる渋滞を引き起こす可能性があり、現時点では難しいと考えております。

矢印信号の設置につきましては、市長署長間、副市長副署長間、担当間など警察との協議を積極的に進めてきたところ、今回ようやく君畑交差点から天満宮駐車センター方向及び逆の天満宮駐車センター方向から君畑交差点方向の交差点信号に右折信号を設置することについて、具体的な検討に入ったとの回答を得ました。できる限り早期の設置に向け、引き続き全力を挙げてまいります。

なお、市役所から梅大路交差点方向及び逆の梅大路交差点から市役所方向の交差点信号につきましては、五条駅入り口交差点の信号との連動なども考慮する必要があるため、引き続き県や警察などの関係機関と連携して検討を行ってまいります。

次に、2項目めについてですが、観世音寺へ進入する車両と観世音寺から交差点へ出る車両を分離することで、信号機設置の可能性があるとの見解を警察よりいただいております。さらに、信号機設置用地の確保に加え、史跡地の現状変更許可などの課題がありますが、引き続き信号機設置に向け検討を行ってまいります。

次に、3項目めについてですが、スクランブル方式など歩車分離信号機は、横断歩行者と右左折車両が交差しないため、歩行者の安全を確保するためには有効なものと考えております。一方で、車両の赤信号による待ち時間が増えるため、県道福岡日田線の交通量を考えますと、

さらなる渋滞を引き起こす可能性があり、現時点においてはスクランブル方式の歩車分離信号機の導入は難しいと考えております。

また、矢印信号の設置につきましては、県道交差点に接続する両側市道に新たに右折レーンの設置を検討する必要があると考えております。

時差式信号につきましては、対向車線を先止めして、一方向の青信号表示を延長して右折車両を処理する信号方式ですが、一方の交通量が他の方向からの交通量が多いなどの場合を除き、原則的にはT字路交差点でなければ設置できないこととなっております。このようなことから、国分寺前交差点につきましては、県道福岡日田線や接続する市道の交通量も勘案しながら、交差点改良など可能性を探ってまいります。

次に、4項目めについてですが、ご指摘の箇所は、横断歩道が下川原橋側と西都側の2か所に設置されている交差点になりますが、まずは交差点の交通量等などの状況を確認しながら、可能な安全対策を検討してまいります。

次に、5項目めについてですが、国道3号と県道筑紫野筑穂線の交通量が非常に多く、特に国道3号は頻繁に渋滞が発生しております。これまでも警察との協議を重ねてまいりましたが、高雄中央通り側の信号の時間延長は難しいとの説明を受けているところでございます。

高雄交差点につきましては、これまでに歩行者や自転車通行の安全確保を目的として、国道3号線の歩道部の植樹帯改良などの対策を行ってまいりましたが、国道を管理する国や県道を管理する県への働きかけなど、円滑な交通確保を目指し、あらゆる可能性を探りながら取り組んでまいります。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございました。

先ほども言いましたように、この五条交差点については、元先輩議員方も含めて質問がされている交差点ではないかなと思っております。今回、市長提案説明書の中にも書いてありましたけれども、五条交差点の信号改良から天満宮駐車センター方向及び逆方向における右折信号設置については、警察側から前向きな回答を得たということで説明がございました。

私は、この天満宮方向の分はほとんど混んでないと思います。私が10年前に一般質問をしたときには、今日と同じような回答でございましたけれども、市役所から梅大路のほうに行く、郵便局のほうに行く道の右折信号が短いというんですか、矢印信号がないために、1台もしくはゼロ台。バスが前におったら、バスだけでももう、歩道で一旦止まられますので、2台目はもう通行できない。私はあそこの天満宮の駐車場ではなくて、郵便局側のほうに、梅大路のほうに行く道のことを言ったと思います。今日も同じような回答を得まして、本当に残念でございます。

今回の市長が提案された分は、警察側から許可をということで、警察側から前向きな回答を得たということで、警察のほうから言われたということですが、本当は、いろいろ幾度となく皆さん質問をされていますけれども、警察のほうに、あそこの五条交差点はどういうふ

うにしてほしいという要望があっているかというのを警察側に話されたことがありますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 五条交差点につきましては、これまでも原田議員をはじめ本当に様々な議員さんからご質問いただいております。ご指摘のとおり、特に五条方面ですとか梅大路方面から来るいずれの車両にしましても、なかなか円滑な交通が今確保できてない状況でございますので、その辺も含めまして、今回のちょっと少し前向きな状況にもなっておりますが、全体的に、今回の部分に限らず警察のほうにはちょっと厳しい状況を伝えながら、要望を重ねているというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） セブンイレブンのところと、その前の建設会社がありますけれども、あそこはもう本当に子どもの通学路でございますので、子どもたちがあそこを通るときには、もちろん赤ですから車は入られませんが、そこを抜けると、市役所方面から来た車は横断歩道を抜けて中央に入ってくるわけですね。そしたら、そこを車が右折しようとする、人が、自転車が横断歩道を通って、結局そこでまたずっと待たなきゃいけないんですよ。

だから、私が言っているのは、歩車、歩く人は歩く人、そして車は車ですうっと通っていかれるようにするスクランブル交差点にされたほうがいいんじゃないかなと思って、10年前もスクランブル交差点にしたらどうですか。そしたら、今度は五条駅に向かう信号機が信号機の間が短い。だからということだったんですけれども、それを警察側のほうに、公安委員会のほうにやはり説明をして、これで困っているんですって。職員の方もあそこを通ってないことないと思います。本当に1台しか通られない現状を、警察のほうも通ってほしいと思います、それが分かってないなら。私は直接本当に行きたいところです。

本当、市民のために、子どもたちの通学。交差点ですから、無理して入ったら、やっぱり事故が起きるのはもう当たり前なんです。それを市側に言ったってどうしようもないなら、もうこれで私の1項目は終わりたいと思います。もう少しこういうふうな回答ではなくて、さっきの回答ではなくて、前向きに本当にしてほしいかなと。市民が困っていることですので、してほしいと思います。

五条交差点のところなんですけれども、今外国人がレンタカーを借りて結構運転をされて、事故に遭われている人がいらっしゃるんですよ、外国人がレンタカーを借りて。五条交差点は、特に天満宮とかいろいろな外国人が運転されますので、外国人も分かるような標識を作してほしいと思いますので、これは要望でお願いしたいと思います。

2項目めなんですけれども、これも観世音寺前交差点で半感应式信号機の設置について先ほど質問させていただきましたけれども、この交差点はTになっていると思います。そして、ほとんど歩く人がいらっしゃらないので、太宰府市職員駐車場があるところには大型の宇美線のバスの待機所というんですかね、なっていると思います。そこから観世音寺のTの交差点に入りますと、バスは止まり、車ももう本当何台も止まって、あるときには無理して入ろうとする

ものだから事故が、何度も私目にしました。やっぱり無理して入ろう入ろうとして。左折はいんですよ。あそこを右に右折しようと思ったら無理するんですね。先ほどの五条交差点と一緒に。

だから、右折信号が、あそこは私が思っているのは半感应式をしてほしいんですけども、横断歩道の人がいないとあそこが赤にならないので、それで入っていくんですよ。それを半感应式にできないのかな。歩行者信号機じゃなくて、上のほうに半感应式のをつけていただくと、それで歩行者の信号機も青になり、こちらのほうから来るバスとかいろいろな車も右方向には行けるんじゃないかなと思っておりますので、そういうふうな半感应式信号。観世音寺のほうに信号をつけると言っているんじゃないくて、半感应式の信号機をつけられたらいいんじゃないかなと思っていますけれども、それに対していかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 今議員お尋ねの観世音寺前につきましては、これまでも半感应式信号のご要望を様々な形でいただいておりますことから、こちらとしましては警察署のほうと、まずは半感应式信号が設置できないかというところでずっと協議を実際重ねてきております。

その中で、あくまで現時点での警察の見解としましては、市役所のバスの回る駐車場がございしますが、あちらから出るときに、やはり車両が出るときに、歩行者信号が青になったから前に行くということではなくて、車両が前に進めますよという車両用の信号がやはり1個、今の現時点では必要だなというご見解でございまして、その信号機を立てることと、あと観世音寺に出入りする車両のコントロールをすることで、可能性はあるというふうにご見解をいただいておりますので、引き続きどのような方法で今後進めるかというところは、また協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 部長の答弁を信じておりますので、進めていただきたいと思います。

3項目めに行きます。

3項目め、国分寺前の交差点の時差信号機とスクランブル交差点の導入について質問をさせていただきました。ここはいろいろ行くことがあって、子どもたちがセブンイレブンのほうから国分寺方面に向かって一旦歩道を通ります。そして、歩道を通ったらまた左に行って、国分小学校の歩道のほうにずっと歩いていく、こう行くんですよ。分かりますか、私が言っていること。それじゃなくて、そこにスクランブルみたいに、子どもたちが1回で斜めでも通れるようにすれば、こう、こう行かなくても、スクランブル交差点にすれば、どうにか歩く人は歩く人。通学路ですからね。子どもたちの通学路ということを頭に入れていただけると、スクランブル交差点が一番適しているのかなと。そしたら、人が歩かないから、右折する車もしゅうっと行くと思うんですよ。

あそこは子どもたちの横断歩道があるもんだから、あそこで1回ずっと皆さん止まって、左

側はもうずっと行くんですよね。でも、右側に歩行者がいるために、とにかく五条交差点と一緒に、右側に行けるように交差点をしていただけたらと思っていますので、ここもやっぱりできないという先ほど回答でございましたけれども、もう少し考えていただいて、歩く人は歩く、車を運転する者は運転する、そのような安心して通れる交差点をつくってほしいと思っていますので、ここももう少し考えていただいて、1回調査していただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

あと、4項目めなんですけれども、先ほど言いましたように資料として机の上に配布しております。これは紺町地下道ですけれども、ここに車で、この写真では何か遠く見えるんですけれども、地下道からもうすぐに上が見えるような状態で、結構急な坂になっているんですよ。手前側が同朋園から来た道です。向こうからも幸都のほうから来たところなんですけれども、もう向こうから来ても右が見えない、左から紺町の地下道に入ろうと思っても、今度こっち側のほうの橋のほうから、吉松のほうから来る車も本当に見えないんですよ。同朋園というのは、高齢者を送り迎えするデイスサービスのバスもございますので、バスは少し高いので見やすいかもしれませんが、普通車との接触事故が私は怖いと思います。

見えない人同士が一緒になると、事故はもう間違いなく起きると思いますので、もう見られたと思いますけれども、このところは。水害がこの前ありまして、1名の方が亡くなられていますけれども、それぐらい低い地下道でございますので、車はそこから上に上がったら、急に上がってきたような感じがしますので、夜だったらライトをつけたら、カーブミラーの設置がいいかなと思っています。

あそこをゆっくり行かれるように。やっぱり坂だからアクセルを踏んでぶうっと上がってくると思いますので、速度が出ているということが危ないと思いますので、ここの何かちょっと皆さんで考えてもらって、知恵を出して事故が起きないように。もう結構ここで事故が何回もあっているということです。私も1回見ました。やっぱり事故が起きてからでは遅いので、とにかく交差点の減災。減災ですよ。もう本当に災害ですよ、事故が起きたら。お互いにいい気持ちもないし、事故が起きないような取組をしてもらいたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 先ほども申し上げましたが、やはり交差点の交通量の状況、あと議員さんがおっしゃられましたように、今車両による見え方といいますか、そういうのを改めて現地のほうを確認した上で、どのような対策が可能なのかというのは、こちらのほうで検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 5項目めなんですけれども、国道3号線の高雄交差点の太宰府高方面からの青信号の分なんですけれども、ここも私のほうで、長谷川議員も前も言われましたけれども、ちょっと重ねて申し上げますけれども、ここは私が言ったときは高雄のまほろば号が

通ってないときでございました。今は高雄回りでこの交差点を通っております。こちらのほうから3号線に向かうと、もう前の方が初めて通る人には分からないんですけれども、1台も通らないときもございます。どうかしたら無理して吉木と二日市、JRのほうに行く道の3号線が無理して赤でも通っていくような、今本当に運転マナーがなってないのか、黄色で止まろうという気持ちがなくて、黄色で走ろうという気持ちになっておられるようでございます。

そんな中、ここは5差路でございます。本当に私もストップウォッチを片手に、何秒になるか、ずっと朝方、車の台数も調べながらさせてもらったのは11年前です。そのときから全然、5秒で信号機、青信号、太宰府高校から来た道は5秒しかあそこは青じゃないです。朝とか夜とか少し何か長くなったのかなと思ったときもありましたけれども、それはほかの車がなくて、朝早くだったから5秒以上あったかなと思うんですけれども、とにかくあそこは5秒じゃ足りないと思います。

この前言われたときは、太宰府のあその5差路交差点は何か非常に難しい信号機と、定周期方式の信号ということを前聞いておりましたけれども、そのときにも部長のほうから、本当に5秒しかないということも納得してもらっておりますので、ここも3号線ですから国のほうだと思いますので、国道のほうに言っていただいて、もう少しここをあと何秒かしていただけると、余裕を持って交差点を通過することができると思いますので、筑紫野警察署にまずは協議されるということなんですけれども、この信号機は先ほど答弁があったようにもう無理ということで受け止めたほうがいいのかどうか、もう一度、再度お聞きします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 先ほども回答させていただきましたが、今現時点ではなかなか交通量の関係で、今議員おっしゃったように5差路ということで、特に一番、高雄中央通りからの部分が交通量を比較しますとやっぱり少ないということで、短い信号の時間になっているかと思いますが、先ほど申しましたように、警察のほうにもいろいろな形で協議はさせていただいておりますが、あと今いろいろな形で県道と国道も絡んでおりますので、いろいろなそういう要望の機会などの場合にも、この部分の箇所というのを含めて要望を今現在行っていこうということでも取り組んでいますので、そういうところも活用しながら、何とか粘り強くといえますか、引き続き協議は重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） それでは、本当に先ほど部長の言うことを信じまして終わりたいと思いますけれども、最後に市長、ちょっとお聞きしたいと思います。

観世音寺の前の交差点、どうか、市長のお考えもあると思いますけれども、特にあそこは事故が多いと思います。大きな事故じゃないんですけれども、やっぱり小さな事故から大きな事故に発展すると思いますので、観世音寺前のほうを今回の五条交差点のように警察のほうから太宰府のほうに提案をしていただけるように、市長からも直接警察のほうに言っていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほども担当からも答えましたように、私も事あるごとに署長なり、また公共交通の件、また今後もあると思いますけれども、西鉄の会長なりそういうレベルの方に事あるごとに本当にお伝えしてきました。一生懸命やってきたつもりではあります。

しかし一方で、これまでも回答ありましたように、やっぱり様々な意見がありまして、そして我々が本当の主体として市で予算をつけてやることであれば、もう少しもちろん早くスピーディーに私の決断だけでもできることはありますが、どうしても県がやること、警察がやること、また民間の事業者がやることでなかなか進まないこともありますので、まずは今回の五条交差点の右折信号から突破口が開けましたので、そうしたことを今後も2の矢、3の矢とつなげていけるように真剣にやっていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。そのように、市長はいつも真剣だと思いますので、その真剣さを忘れずに市民のために頑張ってほしいと思っております。

次に行かせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、議員ご承知のとおり市庁舎は昭和60年に建設され、来年1月で40年が経過します。市庁舎のトイレにつきましては、令和4年度に来庁者の利用が多い1階西側女性用トイレの1基を洋式に改修しており、今年度は1階東側女性用トイレ1基と2階、3階、4階の西側女性用トイレを1基ずつ、5階東側の女性用1基と男性用1基、合計6基の和式トイレを洋式トイレへ改修予定でございます。

議員ご指摘のとおり、建設当時とは状況が変化しており、女性の社会進出により女性職員や女性議員の増加など、市庁舎へ来訪される女性の数は増加していると考えられます。5階西側の女性用トイレの建物の増設につきましては、建物の構造に影響が出る可能性がありますことから、40年が経過し老朽化した給排水設備の長寿命化やバリアフリー化等の際に、併せて検討してまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、庁舎正面駐車場の北側につきましては、県道に接しており、交通量が多く、バス停もございます。また、西側につきましては屋根つきのアプローチなどがございまして、徒歩により来庁される方のメインルートとなっているところでございます。

このため、専用出入口については、東側の市道に面する側に設置することが考えられますが、専用口を設けることに伴う安全対策をはじめ、駐車場内における動線の変更に伴い駐車スペースの減少につながる可能性など、様々な要素を複合的に勘案する必要がありますので、今後調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 本当に私も太宰府に入りまして45年になります。まだ昔の庁舎でございました、太宰府のここがですね。それから子どもができて、昭和57年に市制になりまして、今のここで手続とかさせてもらったんですけども、そこが変わったのは、もともとあそこに玄関前にはスロープというのがなくて、もうみんな、木もなくて、何か本当にベタな駐車場であったように記憶があります。

今、選挙のとき、今度2か所になるということですけども、1か所のときは夜8時まで車が、本当に昼間やら、ここで期日前投票するとかといったときには、年金の日とか、もう何か知らんけれども物すごく混んでいるんですよ。

入ったら、もう庁舎の前を一旦くるとロータリーを回って左に駐車場に入るような状態。入り口があそこ1つだから、一旦向こうでロータリーでしても、駐車場に入る分はいいんですけども、ちょっと狭いと思いますので、入り口をもうちょっと大きくしてくれると、スムーズに出る人も出やすいし、入る人もロータリーを回らなくても直接入られるのかなと。

そこは歩道と石をちょっと削ればできることかなと私自身がちょっと思っていることだけで、いろいろな考え方もあると思いますので、とにかく入り口が本当に狭いんですけども、入り口と出口を本当はもう別々にしてもらおうとスムーズにいくと思いますけれども、今あの状態で、木も大事な役目をしておりますので、それは無理だと思いますので、入り口のところを、自転車置場のこっち側のほうを少し広くしてもらおうと、出る人も大変助かるのではないかなと思っております。

先に私、2項目めのほうを先に言っちゃって、すみません。

一応とにかく事故がないように、駐車場の事故は本人同士の事故の管理責任だと思いますけれども、早めに調査研究をしてまいりますということで回答をいただきましたので、早めに調査していただきたいと思います。

すみません、2件目の1項目めなんですけれども、ここの今5階の女性トイレなんですけれども、今どんどん本当に議員も4名、職員も1名、これからどんどん多くなれば半分半分になると思います。女性がどんどん多くなってくると思いますね、議員さんも。視察にも来られたときには、そこのトイレは、女性が結構多くて、1基の場所だけを人にどうぞトイレへ行ってくださいといったときに、1基しかないんですよ。少し太宰府の恥かなと。ほかの議会の議員さんが来られたときの。私たちもいろいろなところに視察に行きますけれども、トイレがきれい、広い。やはりおもてなしはトイレから始まると思います。

この議会棟も40年、どうにかこうにか、またこの庁舎もあと何十年ぐらいしかもたないと思いますけれども、そのときは考えてあると思いますけれども、トイレに関わる、私も初めて知ったんですけども、労働安全衛生法で、トイレの数が法律で決められているということを知って、あ、法律でなっているのか。男性トイレは小便器に対して2対1で造らなきゃいけないというようなことをちょっと読ませていただいて、こういうような庁舎、市役所とかは男性は60人に1基、女性は20人に1基ということで調べさせてもらいました。

それにしても、やはりこの5階、それは実際今、西のほうを見ました。東のほうは今度、先ほど何か答弁では、今多目的トイレが1基と、あれは和式トイレです、和式トイレが1基、2基しかありません、女性トイレは。多目的だから、男性も女性も使われるから、とにかく1基で和式です。洋式にしなきゃいけないという基準もあるようでございますので、今からは和式じゃなくて洋式に変えていくということで、1階もお客さんがたくさん来られているのに、何か入ったら、女性トイレに入られた方は分かると思いますけれども、狭いんですよ。狭い。ああいうふうなところを人に見せるのが恥ずかしいかなって。太宰府市のトイレってあんなのと言われたら、やっぱりいい気持ちしませんので、改修できる分は改修してほしいなと。

もう本当に、先ほども言いましたように、女性議員もどんどん増えるかもしれません。そのためにも、今1基で競争で入っておりますので、1人が入ったら、時間がないので、我慢してまた次のこの議場に入らないけませんので。

だから、とにかく女性トイレのもうちょっと配慮をしていただいて、みんな知らなかったんじゃないですか。5階の議会棟には1基しか女性トイレがなかったというのを知らなかったと思いますけれども、今後、私がここで言った以上は、改修に向けて頑張してほしいと思っております。

もう少しいろいろ言っていこうと思いましたが、答弁はきちんとした答弁をいただきましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後3時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、ヤングケアラーへの支援について質問いたします。

現代社会において、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化、そして価値観の多様化などにより大きく変化し、大変厳しいものがあります。また、近年では、不登校や虐待、子どもの貧困についても増加傾向にあり、この複雑化する問題に対して、社会全体としてどのように包括的に子どもを支える取組ができるのか、喫緊の課題でもあります。そういった課題の一つとしてヤングケアラーの問題があると認識し、今回の一般質問をすることにいたしました。

厚生労働省と文部科学省が連携して2021年に実施した調査では、中学2年生の17人に一人に当たる5.7%がヤングケアラーであることが分かりました。また、ヤングケアラーの子どもが抱える問題として、学業に支障が出る、交友関係が希薄になる、生活リズムが崩れ健康が損な

われるなどが挙げられます。

ヤングケアラーに対する支援の必要性については、近年ますます高まっているものの、社会全体での認知度はまだ十分とは言えず、多くのヤングケアラーが適切な支援を受けられずにいるのが現状であると認識をいたしております。

そこで、国においても今年6月に、子ども・若者育成支援推進法改正案が参議院で可決成立しました。法改正の内容としては、ヤングケアラーを家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども、若者と定義し、国や自治体が支援に努める対象として明記されたことが、大きく前進した点であると認識しております。

これまでもヤングケアラーの支援に取り組む自治体はありましたが、18歳未満、以下を対象としているところがほとんどであったり、各自治体でも取組にばらつきがあるなどの課題がありました。今回の法改正により、国や自治体にとどまらず、社会全体で支援の機運が高まることを期待するところであります。

そこで、今回の法改正を受け、本市におけるヤングケアラーに対する今後の支援の在り方や現在までの取組状況について伺います。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） ご回答いたします。

ヤングケアラーとは、介護に加え、幼いきょうだいの世話、障がいや病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りなどを過度に行って、健やかな成長、発達に必要な遊びや勉強、就職準備等の時間を奪われている子ども、若者であり、本市におけるヤングケアラーの把握、対応につきましては、相談や通報に加え、関係課、関係機関からの情報や家庭への訪問時の状況などから把握するようにいたしております。

個別の状況に応じて関係課、関係機関とのケース会議を行い、適切な支援や助言、ご家族の意向に沿ったサービスの提供や制度につなぎ、健やかな成長と社会生活を円滑に営むことができるような継続的な支援に努めております。

また、本年6月の子ども・若者育成支援推進法改正に伴い、支援の対象年齢は18歳未満の子ども期に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点から、おおむね30歳未満を中心としているが、状況に応じ40歳未満の者も対象となり得るとされましたので、今後新たな法制上の位置づけの下、関係課、関係機関とも連携し、実態に合った切れ目のない支援体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） ご回答ありがとうございます。

ヤングケアラーについては、私も含め、社会全体においてまだまだ認識が薄い問題であると思っております。特に、ヤングケアラー自身が、自分の家族の世話を行っているということ

で、負担を感じていても、自分がそうだと認識があまりなく、そこが表面化しにくい点でもあり、支援が進まない点でもございます。

私も現在、地元の高校の同窓会の役員をしておりますけれども、時折先生方からも、ヤングケアラーかどうかは別として、そのような生徒の話を伺うこともあるわけでございます。親の長期にわたる体調不良により働けなかったり、家庭の収入が少ない上に、親や兄弟の世話をしなければならない。そのような話を聞くと、やはり身近なところにもそのような環境に置かれている子どもたちがいることを改めて実感をするわけでございます。

この問題は、先ほど申し上げましたけれども、社会全体で見守っていかなければならない課題であり、このたび法律改正も行われ、国だけではなく、各地方自治体にも支援に努めるよう対象に加えられました。これまでは地方自治体の取組がまちまちであり、地域格差が生じていたことから、法改正を受け、その解消が期待されているところでもございます。

そこで、法改正からまだ半年しか経過はしていませんけれども、これまでの本市の取組状況を踏まえ、今後の支援の在り方について再質問をさせていただきます。

この問題については、私もまだまだ勉強不足でして、法改正後の国の動き等、理解が十分ではなかったものですから、知り合いの国会議員の事務所を通じてこども家庭庁のほうから資料や情報をいただきながら、再質問を改めてさせていただこうと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず1点目ですけれども、福岡県において令和2年と令和4年度に実態調査が行われました。それを受けて、市の取組状況は何か変わった点があるのか、またその調査結果として132件、また131件の報告が上がっていますが、本市において相談事例はあったのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 令和2年度、令和4年度の福岡県の調査におきましては、県内の要保護対策地域協議会に対しまして実施されました。令和4年度の調査におきましては、本市ではヤングケアラーと思われる子どもは5件で報告をいたしております。令和5年度から実施しております家事や育児などをサポートする子育て世帯訪問支援事業の制度設計におきまして、このヤングケアラーのご家庭も対象にその後いたしております。

また、相談事例に関しましては、学校から気になる児童としての情報を受け、主に子育て支援課で対応いたしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 事例についてはよく分かりました。

それでは、しっかりとした支援につなげたのかどうか、その辺だけ確認させてください。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 対応につきましてですけれども、各ご家庭の状況も様々ですの

で、一概に申し上げることはできませんけれども、児童の話や学校の情報を基に状況の確認と実態の把握を行いまして、ケース会議、関係課、関係機関との情報共有、家庭訪問などを実施し、何に困っているのか、何が問題なのかを検討し、適切な支援につないでおります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） それで、相談を受ける際の様々な相談方法があると思うんですよね、学校からとか、電話とか。そういったときに、もし受けた場合、何か一元的な専門部門や窓口等は何か決まっているのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 相談を受ける際の窓口でございますけれども、学校であったりとか、そこそこのいろいろありますけれども、総括的に担当部署としては子育て支援課のほうで取りまとめております。相談や気になる情報があつた場合は、学校や医療機関も含めて子育て支援課のほうにご連絡をいただきまして対応することといたしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） そうしましたら、子育て支援課のほうで窓口としてやっているということでございますね。

こども家庭庁の資料によりますと、全国の自治体の中で相談窓口等の整備状況について聞いてありまして、まだ全国の市区町村で5.8%しか整備されていないという状況があるようでございますので、まだ太宰府の場合はそういう形で子育て支援課が窓口となっているということは、まだ少し先を行っているのかなというふうに感じたところでございました。

あとは、例えば、ちょっと学校のほうの件で聞きたいんですけども、もし学校の子どもたちを見守っている中で、ヤングケアラーもしくはその可能性があるような児童に対して、もしおられた場合、その辺学校の対応とかまた取組。一番やっぱり気になる点というのは、学校で早期発見というのも何かあるみたいでございますので、その辺は学校としての取組は何かされているか、その辺お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 教育委員会としましては、ヤングケアラーであると思われる児童・生徒を把握した場合は、早急に関係機関等と連携し、必要な支援につなぐことが重要であると考えております。小・中学校においては、児童・生徒本人からの相談はもちろん、日々の児童・生徒の様子を観察、あるいは生活ノートの記述内容、毎月行っております生活アンケート等によって、ヤングケアラーに気づく取組を行っております。

また、児童・生徒自身あるいはその家族がヤングケアラーであることを認識していない場合がありますので、校内にヤングケアラーに関するポスターを掲示したり、リーフレットを配布したりしております。

学校においてヤングケアラーを把握した場合は、先ほどの回答にもありましたが、担当部署である子育て支援課に連絡するとともに、スクールカウンセラーによるカウンセリングを勧めたり、学校に配置しておりますスクールソーシャルワーカーが家庭と関係機関とをつないだりして、必要な支援を講じていくようにしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 学校の取組についてはよく理解したところでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、こども家庭庁も言っておりますけれども、やっぱり何よりも早期発見が大事ということで、発見することで、その子に合った支援に合わせていろいろな形の支援ができると言われておりますけれども、そこで県も実態把握するため調査されていますけれども、今後は本市においても実態把握の調査をする必要があるというふうに私自身は思っておりますけれども、今後その予定はあるのかどうかお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 早期発見は大変重要であると考えておりますので、福岡県、また近隣の状況も確認しながら、今後調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） これもこども家庭庁の資料を見ると、今徐々に増えてはいるんですけれども、令和4年度が1,741自治体のうち215自治体、令和6年2月末で1,741自治体のうち367自治体がされているわけでございます。だんだん増えてはいますけれども、まだ全体で見ると20%ほどしかないんですよ。だから、実態調査もやり方等もいろいろあるかもしれませんが、それについてはまたこども家庭庁のほうからのいろいろな形の部分について、また関係しながら、ぜひこれ進めていただきたいというふうに思っていますし、実際、令和6年度の当初予算においても実態調査をするための予算が上がっていますから、そこも含めて活用しながら進めていただきたいと、私はそういう認識でおりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、先ほど教育部理事のほうからも話がありました、校内でポスター掲示とかそういうこともやっているという話もございましたけれども、まだまだ広まってないということで、認識、理解を高めるために広報啓発活動への取組についても、こども家庭庁のほうも推進をしているところでございます。支援を進めていくためには、周囲の大人等がまず理解を深めて、また学校においても生徒たちにヤングケアラーの認識を高める教育も必要であると。また、啓発活動から社会の認識を高めることで、必要な支援につなげることが必要であるということでございます。

地域の実情に応じたヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる効果的、積極的な広報

啓発の実施を検討するよう、これもこども家庭庁からも下りてきているとは思いますが、今後広報啓発に当たって市として取り組む予定があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） ヤングケアラーの早期発見について、認知度を上げることも大変重要と考えております。現在も行っておりますけれども、ポスターの掲示やリーフレットの配布、あとホームページ、広報において周知啓発を進め、さらに関係課、関係機関と連携を密に行いまして、社会全体でヤングケアラーを支援する体制づくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） これもこども家庭庁によりますと、令和4年度から令和6年度の3年間をヤングケアラーの社会的認知度向上の集中取組期間に捉えられて、まずは中高生の認知度を5割を目指して啓発活動を実施し、推進していくということを言われておるところでございます。そういった形で、既にポスター、リーフレット等をまずは活用していただいているということですから、それを踏まえて、また一般の市民に対しても伝わるような形の広報啓発活動を行っていただきたいと思いますので、今後とも、これはお願いでございますけれども、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

あと、現在福岡県と各自治体、特にここは筑紫地区がありますので、筑紫地区における何か認識を深めるための連携等々、何か行われていることがあれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 認識の連携といいますか、支援に際しましてですけれども、転入転出等々ございますので、その方の支援が途切れないように、福岡県や筑紫地区を含む他の自治体との情報共有を図って、案件によってはその自治体とケース会議などを実施いたしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 今支援についての連携という形で言われました。それも非常に大事なことだというふうに思っておりますけれども、私、この問題をずっと最近考えておりまして、ちょっと気づいたことがございまして、これは勝手に個人的な見解を述べさせていただきたいんですけれども、先ほども言いましたけれども、高校の関係でいろいろな話を聞くという話をさせていただきました。そういった意味では、今非常に高校の生徒、特に県立学校に通っている生徒について、一部どうしてもヤングケアラー、またそれに相当するような生徒というのは、所得が低かったり、そういう家庭も多いかというふうに思っております。だからこそ、私学に行くよりも県立高校に行く子どもたちが多いのかなというふうな、私、勝手にこう思って

いるんですね。その可能性もあるなど。

そういう面から見ると、高校については県のほうの教育委員会のほうの関係になると思いますけれども、ここは第5学区でございまして、第5学区の県立高校にほぼ筑紫地区の子どもたちは行っているわけですから、県のほうも把握するための調査等々もされるとは思いますけれども、その辺で県レベルで網をかけて、県と県立学校との連携をしながら早期発見に努めると。あわせて、市は市で、例えばそういう可能性のある子どもたちの情報は持っているわけですから、その辺、県立高校から情報が上がってきて、県のほうと市が連携しながら早期発見に努めるとか、そういうことはできないのかなと。筑紫地区においても、お互いに市民交流があるわけですから、その中から何か発見につながるような連携は取れないのかなというふうに今勝手に考えたところもあります。

もしそういうことが何か、勝手に考えたことですが、何かできる可能性はあるのかなとか、県との連携、また筑紫地区の連携でそういうことはあり得るのかなと思って、今質問させていただきますが、それについて何か回答があれば、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 市内の小・中学校の連携につきましては、十分取りながら把握には努めておるところです。中学校から高校につきましては、実は中高連絡会というのが県内で学区ごとに行われておりまして、全てのことを伝えるわけではございませんが、その生徒の置かれている状況といいますか、高等学校に行っても十分配慮していただきたいこととか、そういったことについては、そういう連絡会においてきちっと連携、連絡をして、支援がつながるようにしているという現状はあります。これは、私立の学校についても同じように連携をしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 分かりました。よろしくお願いします。

それで、次に今後の支援に向けた取組についてちょっと質問させていただきたいと思ひますけれども、6月の改正を受けて半年がたった状況でございすけれども、具体的な支援策について何か国からの指針等は示されているのか、その辺お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 国から具体的な支援の在り方については、ヤングケアラーの把握や支援等について示されております。今後とも関係課、関係機関連携し、早期発見と適切な支援や制度につなぎ、継続的な支援に努める体制づくりを図ってまいりたいと思ひしております。

以上でございす。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 私も昨日、こども家庭庁のほうからこの話を聞きまして、確かに8月の頭にしっかりと施行通知を下ろしているということを話を伺いました。内容についても、全ての自治体を対象とした自治体説明会を開催し、内容について説明、当初予算に計上した予算事業についても案内したということでございます。

今、国会のほうにおいては令和6年度の補正予算の審査が行われまして、来週中には補正予算が可決されるということでございます。その補正予算の中にも、また同じような形でヤングケアラーについての予算、細かいことはまだ言えませんが、実態調査について少し厚い補助の関係もついておりますので、決まりましたらその辺も、こども家庭庁のほうも決まりましたら、またしっかりと各自治体に下ろすということですので、その辺またしっかりと活用していただきながら進めていただければというふうに思っておるところでございます。よろしくお願いいたします。

今聞いてきた以外で、今後法改正を受けて市がしなければならない支援の在り方、今検討段階でも結構ですので、何かこういう支援ができるということを検討されているのであれば、お答えをお願いします。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） ヤングケアラーの問題につきましては、社会的にも十分認識されていなかったり、保護者や本人が気づきにくく、表面化しにくい問題であると考えておりますので、まずは市民に広く周知をいたしまして認知度を高める広報活動と併せまして、悩みを持つお子さんそれぞれの状況に応じてお一人お一人どのような支援が必要なのか見極め、適切な機関につなげるための細やかな体制の整備が重要であると考えております。引き続き国や県の状況を見据えて、実態把握に努めるとともに、早期発見の支援体制充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 今後実態調査、実態把握の調査や啓発活動が広まって認知度が広まれば、なかなか難しい点もあるかもしれませんが、相談件数も増える可能性もありますし、支援をしなければならない子どもたちも増えてくる可能性もありますので、そういった場合、しっかりと対応を今後ともしていただきたいというふうに思っておりますので、今後とも引き続き、これが全国の自治体から見ると、まだまだこれからスタートする自治体が、本格的にですね、多いと思いますので、太宰府市においても他の自治体に負けないような形で、子どもたちのために支援に努めていただければというふうに思っています。

それで、まとめに入らせていただきますけれども、ヤングケアラーの問題については非常にデリケートな問題であり、支援を求めたくても、個々の家庭の問題のことであり、他人には知られたくないということもあって表面化しにくい、難しい課題でもあります。しかしながら、そのような子どもたちが他の生徒と同じように学生生活を送りたくても、十分にできない環境

にあり、それだけでなく、この世代に大事な友人との交友関係を築くこと、また一番心身ともに成長する大事な時期に、睡眠不足等から体調を崩す、また発達に影響を及ぼすなどの可能性があります。

これから将来を担う若者たちがヤングケアラーになった場合、自らの夢や希望を諦めざるを得ないケースも想定されます。そのような状況になる前に、早期発見による支援が必要であり、当然支援が必要なケアラーには、役所を含め関係機関、そして社会全体でサポートする体制整備が必要でございます。

今後、本市においてもそのような子どもたちを取りこぼすことなく、切れ目のない支援を行うための体制づくりにも、力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思っております。そこで、ぜひ市長におかれましても、来年度の施策の一つとして、施政方針にもこのヤングケアラーへの支援を加えていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

最後、市長にヤングケアラーについての認識や今後の支援策の推進について見解を伺います。よろしくお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これまで陶山議員の問題意識をお聞きをしております、改めて私も勉強させていただいたところであります。CMなども放映もされていまして、そのようなケースがあるやもしれないと、また昔なども含めて、我々が子どものときも含めて、そうした家庭もあったかもしれないわけでありまして、最近でももちろんそうした家庭があるだろうという中で、何よりも我々として子どもまんなかという施策を重点に置いておりますし、先ほど来話しておりますように、子どもたちの居場所なり出番、こうしたことをつくっていくということを総合戦略などでもうたってきましたので、そうした中で、まさしくこのヤングケアラーの問題は、そうした子どもたちのある意味、居場所をなくす、出番をなくす、そうしたことにつながりかねないと。子どもがやはり真ん中にいない状況になっていると、そのような状況であろうと思いますので、これは市なり国なり県なり大人なり、こうした子どもたちのサポートを我々として責任を持って行っていくことは重要なことであろうということを、改めて認識をいたしました。

例えば孤立・孤独対策とかひきこもりとかそういうこと、不登校の問題とか、こういうことはこれまでも様々なアンケートなど進めてきたところでありますので、もう少し幅を広げて、このヤングケアラーの問題についてももっともっと、人数は多いはずですので、そうした観点で網を広げてといいますか、アンテナを高くして、こうしたまずは現状把握、そしてそうした方々の、そうした子どもたちの、若い人たちのサポートをしていくということを、来年度の新たな施策にも加えていきたいと思ったところであります。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 市長、ありがとうございました。今後ともヤングケアラーの支援を本

市でも推進していただきますようよろしくお願い申し上げます、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

ここで16時まで休憩します。

休憩 午後3時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

1件目、社会福祉協議会の福祉バスの利用につきましてお尋ねいたします。

社会福祉協議会の福祉バスについては、老人会やボランティア団体などが研修やバスハイク等に利用しております。しかし、近時、予約申込みをしても取れないというケースが出ておまして、企画を諦める自治会や老人会もあると聞いております。特に、出歩くことの少ない高齢者にとりまして、知見を広め、フレイルの予防に外出企画は非常に大事だと考えることから、まず福祉バス設置の目的と利用の現状、現在の予約困難な状況を引き起こしていると考えられる要因、そして利用改善の方向性について伺います。

2件目、犬、猫の管理について。

ペットとしての犬や猫は、家族の一員として扱われるほど家になじんでおります。他方、ウイルスが人間に深刻な影響を与えたり、ふんの処理、あるいはその繁殖により、人間の社会生活にとってマイナスの側面も認められます。ペットとしての犬、猫の管理について、市の対応を伺います。

なお、同会派の徳永議員が、ペットとしての猫について質問をされておりますので、私は犬に重点を置きまして、その管理について伺います。

まず、福岡県の本年7月の発表によりますと、令和5年度内の県内の動物愛護センター等で収容された犬、猫のうち、譲渡可能な犬、猫の致死処分が初めてゼロになる見通しとのことです。この点につきまして、本市の見解を伺います。

次に、犬、猫のマイクロチップ装着について伺います。

なぜこのマイクロチップ制度が導入、令和4年6月1日から導入されておりますが、導入されたのでしょうか。また、制度内容はどんなもので、その普及率。そして、犬猫販売業者においてはマイクロチップ装着が義務化されておりますが、家庭で飼育されている犬、猫については努力義務となっております。ペット管理を推進するための方策としては、飼育家庭にどのような働きかけをされているのか。福岡市は、このマイクロチップ装着について補助、助成をして

おりますけれども、本市はなされておられません。なぜでしょうか。

次に、狂犬病予防接種について伺います。

狂犬病予防法による予防接種の義務内容はどんなもので、予防接種率はどのくらいありますか。

ワンヘルスは人獣共通感染症という観点から人と犬の関わり方について、環境省は動物販売業者の飼育飼養衛生管理、マイクロチップ管理、動物所有者への周知、厚生労働省は犬の狂犬病ワクチンの接種や市町村登録の義務化、農林水産省は犬等の輸出入検疫を取り上げております。この観点から、予防接種は犬所有者の個人責任にとどまらないと思いますが、市の見解を伺います。

最後に、景観と犬のふんについて伺います。

犬のふんの放置が景観に与える影響は大きいと思いますが、いかがでしょうか。また、その対策について伺います。

以上2件について伺います。再質問は議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 福祉課長。

○福祉課長（山崎 崇） 1件目についてご回答いたします。

太宰府市社会福祉協議会では、地域福祉活動及びボランティア活動等の増進を目的として、自治会や福祉団体等が行う高齢者、障がい者及び子育て支援に関する活動や小地域福祉活動等に対して、社会福祉協議会が所有するマイクロバスの運行を行っております。令和5年度の利用の実績としましては約160件、1,000時間の運行となっております。

福祉バスは年間を通じて利用できますが、外出がしやすい秋の行楽シーズンなどは、議員ご指摘のとおり予約申込希望が多い傾向があり、特にコロナ禍明けで活動が活発となっている昨今は、日程が重なることが理由で運行予約をお断りすることもあると聞いております。

本市としましては、地域における高齢者をはじめとした様々な福祉の推進のために、市民サービスの一環として福祉バス運行の支援を行っているところであり、今後の申込件数の増加に伴う対応につきましては、先進地事例等を参考に社会福祉協議会と協議してまいります。

あわせて、福祉バス以外の高齢者に対する様々な外出支援につきましても、引き続き検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

福祉バスというのは、高齢者にとりましては非常に大事なものになっております。皆さんもご存じのとおり、運転免許証を返納したり、それもありますけれども、もう私自身が言うのも変ですが、75歳を超えるといろいろな形で外出が難しくなっております。集団で仲間でお集まりの皆さんと一緒に研修をすとか、あるいは老人クラブ、あるいは同じ自治会のメンバーで研修を組むといったときに、今まで福祉バスというのは非常に便利で快適なものとし

て利用されてまいりました。

この福祉バスが、言うなれば市民社会、特に自治会との関係においては非常に、今まで車を使ったり自由に出歩いていけたところが困難になった方々にとっては、非常に福祉的に重要なものだと考えております。

そこで、先ほどご説明の中にありましたけれども、もちろん秋に利用率が高くなっていくというのは、これは春先の花が綻び始める頃に行かれる、そういう方もたくさんいらっしゃいまして、この春と秋というのは非常に毎年利用者が多いところですが、この時期になっただけでバスが利用ができなくなってきたのかということは、基本的な疑問でございます。この点はいかがにお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 福祉課長。

○福祉課長（山崎 崇） 先ほどご説明いたしましたけれども、コロナ5類移行により市民活動がより活発化したということが原因の一つとして考えられます。また、今年は猛暑が非常に続いたために、涼しい期間が短く、秋口の活動に集中したのではないかと推測しているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） なかなか普遍的なお答えだったんですけれども、1つは、コロナ前でも同じような年代の方々は秋にも春にもお出かけになっていたいらっしゃいましたし、その意味合いでいきますと、コロナが明けたから突然利用が阻害されたといったことは、ちょっと考えにくいような気がいたします。確かに今年の夏は暑うございましたから、涼しくなって、今どきだということで、これは季節性のものであるかもしれませんね。

ただ、私は正直言って、それまで福祉バスとして利用できたところに人々が殺到したということなんですが、この殺到したという方々に高齢者以外の方がいらっしゃったんでしょうか。その点はいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 福祉課長。

○福祉課長（山崎 崇） 福祉バスをご利用されている団体ですけれども、主に長寿クラブ、各区の福祉部、ひまわり会、福祉団体、民生委員児童委員協議会などいろいろな世代の方がご利用されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） そうなりますと、これはもともとそういう方々が出かける機会というのが、今の時期になると先細りをしたというふうな捉え方になりますけれども、そうなりますと、むしろ逆に、もっと平板に申し上げますと、それだけの需要者のご希望がかなえられるような足、いわゆる福祉バスの利用というのが必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 福祉課長。

○福祉課長（山崎 崇） これから高齢化率もまださらに上がっていくということを考えられますと、ご利用の希望が増えていく可能性はあるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） そうしますと、今社会福祉協議会で用意されているバスについて、運転手さんがついてというそういう利用の手段があるわけですが、この利用手段を拡張して、機能を拡大して、皆さんのご希望に応えるということは可能なのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 福祉課長。

○福祉課長（山崎 崇） バスを増やせないかというところなのかなというふうに思いますけれども、現在のところバスの増台、台数を増やすということについては想定はしておりませんが、今後の運行状況を見ながらということになると思われま。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） いろいろ財政的な問題があるかと思いますが、客観的に申しますと、先ほど利用されている方々の仮にパイが大きくなっていくという形になりますと、その方々の需要を満たさないということは、それはそれでかなり福祉についてマイナスの側面になっていくということだろうと思います。このあたりはぜひともご検討をお願いしたいと思います。

では、次の2件目をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 2 件目についてご回答いたします。

福岡県では、福岡県ワンヘルス推進行動計画及び福岡県動物愛護推進計画において、人と動物が共生できる社会の実現を目的として犬、猫の致死処分ゼロを目指し、様々な取組が進められております。

県内の譲渡可能な犬、猫の致死処分頭数の推移であります。福岡県のホームページによりますと、平成30年度に950頭であったのが年々減少傾向で推移し、令和5年度の速報値でゼロを達成する見込みとなったことが公表されております。

本市の犬、猫の致死処分ゼロに向けた取組といたしましては、ホームページ、広報紙等による適正飼養の普及啓発に加え、令和2年度から不妊去勢手術費の補助事業を開始し、飼い主がいない猫の繁殖を低減させることに取組を広げ、これまでに合計で79件の交付を行っております。この飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術を実施することで、新たな繁殖を抑制し、猫の数を増やさないことが猫の致死処分数の減少にも有効であると考えております。

次に、令和4年6月1日に動物愛護管理法が改正され、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫へのマイクロチップの装着、登録が義務づけられました。このマイクロチップ

の装着により、犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害等によって飼い主と離れ離れになったときに、マイクロチップの番号から登録情報と照会することで飼い主に連絡することが容易になり、また所有者情報が明らかになることで、飼育放棄を抑止する効果にも期待できるものと考えられております。

犬のマイクロチップの普及率ですが、国のマイクロチップ情報登録システムから推定すると、本市は12月現在で約23%となっており、全国平均の2割を上回っている状況でございます。また、ペットショップ以外の家庭飼育の犬、猫への普及につきましては努力義務ということから、今のところ助成等を行っておりませんが、他の自治体の取組等について調査研究してまいりたいと考えております。

次に、狂犬病予防法により、犬の飼い主には飼い犬に生涯1回の登録と、生後91日以上の子犬は毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、そのことを証明するための鑑札と注射済票を犬の首輪等につけて管理することが義務づけられております。

本市といたしましても、福岡県ワンヘルス推進行動計画の下、人獣共通感染症対策として狂犬病予防接種の普及促進に努めており、接種率の向上を図ることを目的に、毎年福岡県と連携して市内の公民館等を巡回する集団接種を実施しております。

狂犬病予防注射の周知につきましては、厚生労働省が毎年4月から6月を狂犬病予防注射月間と定めており、本市におきましても広報紙やホームページ、また公共施設や各公民館等にポスターを掲示するなどの広報を行うとともに、毎年集団接種の時期に合わせまして、犬の登録者に対して集団接種の日程を記載した申込書を郵送するなど、周知の徹底を図っているところであります。また、毎年12月には狂犬病予防注射の未接種犬の飼い主に対し通知を行い、狂犬病予防注射の接種率の向上に努めております。昨年度の実績では、集団接種が約500頭、個人接種が約1,900頭の合計で約2,400頭が接種済みとなっております。

最後に、多くの観光客が訪れている大宰府政庁跡や水城跡などの史跡地に犬のふんなどがあることは、観光地としてマイナスのイメージをつけかねない事態であるということは認識しております。こうした犬のふんの問題につきましては、一人一人が飼い主としての責任を自覚することが大切であることから、広報紙やホームページなどへのマナーアップに関する記事の掲載や、狂犬病予防集団接種の際に犬の飼い方のチラシを配布するなど、啓発活動に努めているところであります。

今後につきましても、犬、猫の飼い方マナーにつきましては、様々な機会を捉えながら啓発を進めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

保護猫の処分とその保護ということにつきましては、徳永議員のときにいろいろご説明をいただきましたので、ここではちょっと省かせていただきます。

マイクロチップの装着ということでございますけれども、マイクロチップを装着することで

具体的にどういう利便性があるのか、もう一度ちょっと説明をしていただけませんか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 先ほどの答弁と繰り返しになりますが、犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害で飼い主と離れ離れになったときに、マイクロチップの番号から登録情報と照会することで、すぐに飼い主と連絡することができるといった利便性がございます。それから、所有者情報が明らかになっておりますので、飼育放棄を抑制する効果も期待できると考えております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 飼育をされ始めた猫も含めて、犬というものが家族と同じような形で、言うなれば戸籍みたいなもの、犬の戸籍みたいなものがつくられているというふうに受け止めておりますけれども、多分これは、実をいいますと狂犬病予防のときに予防接種をした犬がいた場合に、どの犬が持っていたかという登録が分かれば、その周辺にいる犬、地域というものを探索して、狂犬病予防のほうの後の事後的な救済にかかっていったときに、相当強力なものになるのではないかとこのように思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 今議員おっしゃられたとおり、狂犬病予防注射接種済み、接種していない、そういったものも一元的に管理しておりますので、このマイクロチップの制度が拡大していくことは、そういったことにも資することと考えております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） そういたしますと、犬、猫と申しますか、ペットと人間との生活環境が密接になってくるということは、単に行方不明になった猫を捜索するとか、そういったことだけではなくて、人と同じような生活環境がこのマイクロチップによって保障されると、そういうふうなことだと理解いたします。

そうなりますと、本来からいえばマイクロチップの装着率というのは、例えば人間でいきますと生まれた瞬間に戸籍の登録が行われますが、それと同じような形で、犬、猫も本来はマイクロチップで、この犬がどこのご家庭に飼われているペットなのかということが分かれば分かるほど、社会としての管理と申しますか、そういうことに非常に寄与する話になってくるかと思えます。

そうなりますと、20%前後の装着率というのは、やや少し少ないのではないかと、もう少し装着率を上げたほうがよろしくないかということになってまいりますが、福岡市がこのマイクロチップの装着につきまして補助金を出しているというのは、そういう方向性で私は理解がいくんだと思っておりますが、この点はいかがご理解でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 福岡市では、福岡市民が福岡市内で飼育する犬や猫にマイクロチッ

ブを装着する場合に、その費用の一部について1,500円を上限に補助されております。議員おっしゃるとおりの趣旨の下に行っていると考えられますけれども、私どもも近隣の自治体等を参考に、今後マイクロチップの補助金の制度について調査研究したいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

これとよく似た関係なんですけれども、狂犬病予防法の予防接種につきまして再度伺います。

今あまり聞かないですよね、狂犬病を発症したというのは。実はいろいろな形でウイルスを媒介とした感染症といいますか、それが頻発し始めまして、いろいろ言われております。たまたま今回はこれ、犬を媒介とするウイルスによる発症なんですけれども、これも犬のほうの登録のほうはあれなんですけれども、1年に一遍の接種を義務づけるというよりは、努力義務かと思えますけれども、この1年に一遍の接種というのは義務づけになっていますか、それとも努力義務になっていますか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 1年に一度の接種は義務となっております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） そうしますと、先ほど来少し申し上げたところなんですけれども、人間と犬、猫との関係が日常の生活においてこれだけ密接になってくると、先ほど戸籍としてのマイクロチップを少し申し上げましたけれども、ウイルス罹患という形で考えていくと、特定の原因がどこにあるかというのを、マイクロチップの記録というものが整理されていますと非常に探査が早くいけると思えます。ワンヘルスという観点からすると、これも強力に推し進めていただく必要があろうかと思えますけれども、これ、予防接種をしなかったというのはどういう形で発見されるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 狂犬病の予防接種は、集団接種、それと病院に行ってください接種がございます。集団接種はもちろん市が主催で行っておりますので、接種された犬は把握できますし、病院で接種された犬は病院のほうから連絡がありますので、それで接種した犬というものを把握している状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

それであれば、これをマイクロチップと同じような形で情報が取り入れられるのであれば、同じような把握の方法は可能かと思えますので、そのあたりも少し考慮をされるといいのではないかというふうに考えます。

それで、最後に犬のふんについて伺いをいたします。

猫は、飼い猫も自由にお隣の庭に臭い物を置いていくことはありますけれども、歴史

の散歩道とか、あるいは観世音寺とか、あるいは政庁跡とかといわれるところで、時々私も踏むんですよ。それで、あら、こんなところにあるなと思うんですが、これはちょっと観光客にとってはやっぱりマイナスイメージかなというふうに思います。特に、春と秋は皆さんどうしても外への活動が盛んですから、散歩している最中にそういうのにぶつかったら嫌だなと思うことがたくさんあると思います。

なかなかこういう方々といいますか、ふんを放置していかれる方をまずは捕捉することも難しいですし、仮に見かけても、どういう注意をしたらいいのかが分かりにくいと。これ、何か軽犯罪法とかそういう形の刑罰的なものがございますか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 犬のふんに関しましては、太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例第3条第3項で、飼い主は、畜犬が道路、公園、広場その他の公共の場所または民地においてふんを排せつした場合は、直ちにふんを除去しなければならないと規定しております。ただ、罰則規定に関しては設けられていない状況です。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 難しいなと思うのは、犬の散歩が時間的に早くなっているんですね。あるいは夜遅くなっているんですね。つまり、皆さん明るいところでは犬の散歩を連れていかないというケースがある。明るいところで犬の散歩を連れていかれる方は、必ずちゃんと袋を用意されていて、ちゃんと始末をされます。恐らく私がうっかり踏むというのは、多分もう誰もいないところで、誰も見ていないだろうということで連れていかれる方の件だと思うんですけども、これを何とかしたいと思うんですけども、最近ふっと歩いていて気がついたことですが、昔はよく個人のお宅のところとかいろいろなところで、ここで犬のふんをさせないでくださいとかという小さな看板とか警告文が幾つも目についたような気がしますけれども、それが最近は見ないんですよ。それで、これは何か市のほうで指導をされたとかというそういうあれはあるでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 今議員さんおっしゃったような市のほうで云々というのはございません。今でもふん放置禁止の看板につきましては、市役所環境課のほうでラミネートいたしまして、希望者、市民の方にお配りしている状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） なかなか有効な対策は打てないということですね。ただ、どうでしょうね。これはあくまでも私の個人的な見解ですけども、もう少し何か犬の所有者が、あ、これはまずいと思われるような看板ができないかなと思います。

こういうことを言っていていいかどうかちょっと分かりませんが、私がたまたま宝満山のヒキガエルに関わっておりますので、これはどこでしたか、長野県でしたかね、道路標識としてカエルの、よく高速道路の辺りにはイノシシとか鹿の、ここは出ますよという看板がございますけ

れども、そこではカエルがぺたっとタイヤの痕がついて平たくなっているという、そういう看板がかかっているところがございます。そういう少しユーモアめいたところで、何か犬のふんのここは駄目ですよというふうなアナウンスができればいいのかなという気がいたします。

最後に、私どもの生活というのは、先ほどの高齢者の問題もそうですし、それから犬や猫を介して皆さんと一緒に生活をしているという点でも同じですけれども、相互に絡み合っておりまして、私知らないよという形で放置することは許されない、そんな社会になっていようかと思えます。

そこで、市としましてもそういう社会をつくっていただきたく望んでおりますけれども、最後に市長が見解があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほどの高齢者の件も、私も改めて、バス問題に限らずですけれども、様々なニーズがある中で、最近市としても小型バスをいろいろな理由で手放しましたけれども、やっぱり厳然として今運転手の問題もありますが、必要な部分にどれほど公共的に我々として手当てをしていくかということ、まだまだ課題があるということを改めて気づかされたところであります。

また、犬、また猫の問題につきましても、私も子どものとき犬も猫も飼ってございましたけれども、当時はそこまで管理といいますか、個々に任せられていて、私もそこまでの厳密な飼い方をしていたかはちょっとじくじたる思いがありますけれども、今となっては、人間社会にとって欠かせないパートナーでもあるでしょうし、家族同然に生活をされている方も多くおられるのは認識をしていますので、そうした中で人間社会、また地域社会の中で、自治体としてどこまでこうした犬の飼い方、猫の飼い方、動物との付き合い方、また伝染病なども非常に社会を脅かす課題でもありますので、ワンヘルスの問題なども含めまして、やはり我々として、市としてどこまでこうしたことに主体的に関わっていくかということを改めて整理をして、こうした指摘に対するお答えを見つけていきたいと思ったところであります。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。ひとつよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月16日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（4日目）

〔令和6年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

令和6年12月16日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|--|
| 1 | 入 江 寿
(6) | <p>1. 小中学校屋外運動場の整備について</p> <p>(1) 屋外運動場の整備や日頃のメンテナンスの必要性について伺う。</p> <p>(2) 屋外運動場のメンテナンスの実施状況について伺う。</p> <p>(3) 屋外運動場の付属設備等の点検について伺う。</p> <p>2. 児童の登下校時の交差点横断について</p> <p>児童の登下校時の交差点横断中の事故を未然に防ぐための対策の実施について伺う。</p> |
| 2 | 橋 本 健
(17) | <p>1. 観光都市太宰府プランについて</p> <p>(1) 歴史の散歩道の整備について</p> <p>坂本八幡宮から太宰府天満宮までの歴史の散歩道を観光客や市民が快適に散策やサイクリングができるよう整備する計画がないか伺う。</p> <p>(2) 公衆トイレの新設について</p> <p>政庁跡を始め公共施設や公園など市内に観光都市として誇れるトイレを新設すべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>(3) ホテルの誘致について</p> <p>どこの市町村にも数箇所は宿泊ホテルが存在する。本市の1,000万人ともいわれる観光客のうち3割が宿泊客となれば、経済効果は上がり、税収増につながると考えるがホテルの誘致について見解を伺う。</p> |
| 3 | 馬 場 礼 子
(2) | <p>1. 市民の苦情等の管理と公表による見える化について</p> <p>本市の行政運営に関する市民からの苦情・要望・意見の処理については、業務の改善、職員の意識向上のためにも、苦情等の対応の結果、回答の公表、すなわち見える化が必要と考え6点伺う。</p> <p>(1) 市民の苦情等の申し出先はどこか。また、どのような方法、手段で申し出ることになるのか伺う。</p> <p>(2) 1年間に本市が受け付ける苦情等の件数を伺う。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>(3) 苦情等を受け付けた後、その内容、進捗をどのように管理されているのか伺う。</p> <p>(4) 苦情等を申し出た方へのフィードバックは徹底されているのか伺う。</p> <p>(5) カスタマーハラスメントに関する本市の対策、対応について伺う。</p> <p>(6) 苦情等を取りまとめ、公表する見える化のために一括管理システムの導入が必要と考えるが、市長の見解を伺う。</p> <p>2. 女性相談窓口の早急な改善について</p> <p>(1) 女性相談窓口に相談する方は、市役所の代表電話番号に連絡するかメールで予約申し込みをすることになっている。女性相談窓口直通の電話が必要であると考えるが見解を伺う。</p> <p>(2) 人権政策課に常駐の女性相談員による相談窓口があるが、男女共同参画推進センタールミナスのHPにも市の女性相談窓口の紹介がなされている。どのような相談体制になっているのか伺う。</p> <p>(3) 人に会いたくない相談者は、市役所1階の相談室で話をされている。相談室を温かい気持ちでリラックスできるような仕様にできないか伺う。</p> <p>3. NET119の普及のために自治体ができることについて</p> <p>(1) 市はNET119をどのように認識されているのか伺う。</p> <p>(2) 本市で、聴覚・言語機能に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方の中で、NET119に登録されている方の割合を伺う。</p> <p>(3) 避難訓練を実施している中、自治体としてもNET119への登録説明会や、通報体験会等、管轄の消防署との連携を図るべきと考える。本市の普及のための取り組みについて伺う。</p> <p>4. 投票済証の周知・普及による投票率向上について</p> <p>(1) 本市の投票済証の発行依頼は投票者全体のどれくらいの割合か伺う。</p> <p>(2) 本市は、令和発祥の都太宰府をPRするキャラクターである「おとものタビット」が印刷された「ご当地投票済証」がある。それを、更にPRし、投票率向上の為に、多少費用をかけても、本市独自の投票済証を作り、選挙割引等、様々な付加価値を付けるのはいかがかと考えるが、見解を伺う。</p> |
|--|--|---|

| | | |
|---|--------------------------|---|
| 4 | <p>堺 剛</p> <p>(10)</p> | <p>1. 令和6年度施政方針の進捗について</p> <p>令和6年度「令和の都ださifu課題解決予算」の最重点事項5項目について、進捗及び市の見解を伺う。</p> <p>(1) 「危機管理の徹底強化」について</p> <p>① 通学路交通安全対策の推進について市の見解を伺う。</p> <p>② 地域見守りカメラの増設に関する今後の方向性について市の見解を伺う。</p> <p>(2) 「子どもまんなかの施策展開」について</p> <p>① 孤独・孤立対策の推進について伺う。</p> <p>② ひきこもり・不登校等対策パッケージの現状と課題について伺う。</p> <p>(3) 「市民と交流人口・関係人口の相互発展」について</p> <p>① 自転車活用推進計画の進捗について伺う。</p> <p>② ふるさと納税の推進について市の見解を伺う。</p> <p>(4) 「新しい公共をテーマとした仕組みづくり」について</p> <p>① 地震災害対応訓練の実施状況について伺う。</p> <p>② 地域の居場所づくり推進事業の現状と課題について伺う。</p> <p>(5) 「歳出入一体改革の推進」について</p> <p>① 戦略的まちづくりの推進では、総合計画に相当する計画へバージョンアップすべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>② DXの推進について、施政方針でも示されている、まちづくりのための「人にやさしいデジタル化」の必要性について市の見解を伺う。</p> |
| 5 | <p>笠 利 毅</p> <p>(11)</p> | <p>1. 公共交通の今後について</p> <p>現在、廃止提案のなされている西鉄路線バス星ヶ丘線について3点伺う。</p> <p>(1) 市はこの路線をどうしたいのか、星ヶ丘線に対する市の考えを伺う。</p> <p>(2) 西鉄バスに代えて「まほろば号」を運行させるのか市の考えを伺う。</p> <p>(3) 実証実験予定のデマンド交通との関係について</p> <p>2. やさしい公共空間について</p> <p>(1) 公園の「排除ベンチ」について伺う。</p> <p>(2) 太宰府歴史スポーツ公園の芝のはがされたグラウンドで行うソフトボールについて、教育、人格形成の観点からは、どう捉えているのか伺う。</p> <p>(3) 「まちライブラリー」に取り組んではどうかと考えるが見解を伺う。</p> |

| | | |
|---|----------------|---|
| 6 | 今 泉 義 文
(3) | <p>1. 災害対応の充実について</p> <p>災害には、地震、風水害、がけ崩れなど様々なものがある。</p> <p>11月24日に地震災害対応訓練が行われた。訓練を行うことで、市民の防災意識の醸成につながり、災害対処能力の強化につながるため、良い取り組みだと考える。</p> <p>その取り組みをより充実したものにするため、また、現実的な問題を回避するため、2点伺う。</p> <p>(1) 連絡網の充実について</p> <p>(2) 近隣市との連携について</p> <p>2. 世界に羽ばたく人材育成の一環としての外国人留学生との交流について</p> <p>子ども達は無限の可能性を持っており、その可能性を引き出すのも行政や教育の役割であると考え。世界に羽ばたく人材育成の一環として、外国の文化や人に触れることも大切である。</p> <p>太宰府市内には、複数の大学があり、多数の留学生がいるが、子ども達が触れ合う機会が少なく感じている。</p> <p>子ども達の無限の可能性を引き出すために2点伺う。</p> <p>(1) 各大学と太宰府市の交流状況について</p> <p>(2) 外国人留学生と子ども達の交流について</p> |
|---|----------------|---|

2 出席議員は次のとおりである（16名）

| | |
|----------------|----------------|
| 2番 馬 場 礼 子 議員 | 3番 今 泉 義 文 議員 |
| 4番 森 田 正 嗣 議員 | 6番 入 江 寿 議員 |
| 7番 木 村 彰 人 議員 | 8番 徳 永 洋 介 議員 |
| 9番 船 越 隆 之 議員 | 10番 堺 剛 議員 |
| 11番 笠 利 毅 議員 | 12番 原 田 久美子 議員 |
| 13番 神 武 綾 議員 | 14番 陶 山 良 尚 議員 |
| 15番 小 畠 真由美 議員 | 16番 長谷川 公 成 議員 |
| 17番 橋 本 健 議員 | 18番 門 田 直 樹 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（31名）

| | |
|--|-------------------------------------|
| 市 長 楠 田 大 蔵 | 副 市 長 原 口 信 行 |
| 教 育 長 井 上 和 信 | 総 務 部 長 轟 貴 之
(歳出入一体改革担当) |
| 総 務 部 理 事 宮 崎 征 二
(総務広報担当) | 総 務 部 理 事 杉 山 知 大
(危機管理・新しい公共担当) |
| 市民生活部長 佐 藤 政 吾 | 健康福祉部理事 大 谷 賢 治
(高齢者福祉担当) |
| 観光経済部長 友 添 浩 一
(市民と交流人口・関係人口相互発展担当) | 都市整備部長 柴 田 義 則 |
| 都市整備部理事 高 原 寿 子
(公営企業担当) | 教 育 部 長 中 山 和 彦 |

| | |
|-----------------------------------|---------|
| 教育部理事 | 八 尋 純 次 |
| 経営企画課長 | 宮 原 竜 |
| 管財課公共施設整備担当課長併
社会教育課教育施設整備担当課長 | 福 田 久 博 |
| 地域コミュニティ課長 | 高 田 政 樹 |
| 人権政策課長
兼人権センター所長 | 河 野 貴 之 |
| 生活支援課長 | 木 村 浩 一 |
| 建 設 課 長 | 齋 藤 実貴男 |
| 観光推進課長兼
地域活性化複合施設太宰府館長 | 西 山 英 毅 |
| 社会教育課長 | 井 本 正 彦 |
| 監査委員事務局長 | 添 田 邦 彦 |

| | |
|----------------------|---------|
| 総務課長併
選挙管理委員会事務局長 | 鳥 飼 太 |
| 文書情報課長 | 立 石 泰 隆 |
| 防災安全課長 | 糸 山 邦 明 |
| 市 民 課 長 | 今 村 江利子 |
| 福 祉 課 長 | 山 崎 崇 |
| 都市計画課長 | 古 賀 千年志 |
| 上下水道課長 | 大久保 信 孝 |
| 国際・交流課長 | 松 井 百合子 |
| 学校教育課長 | 鍋 島 順 一 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 野 寄 正 博 | 議 事 課 長 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記 | 木 村 幸代志 | 書 記 | 陣 内 成 美 |
| 書 記 | 三 舛 貴 市 | | |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

なお、本日、11番笠利毅議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付しておりますので、お知らせいたします。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

6番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について一般質問をさせていただきます。

1件目、小・中学校の屋外運動場の整備について質問します。

小・中学校の屋外運動場については、学校教育法第3条の規定に基づき、小学校は小学校設置基準、中学校は中学校設置基準の第8条、第10条及び第12条に運動場の設置基準が定められていますが、いずれも児童・生徒数により運動場の面積が定められているのみです。

また、文部科学省が発行する文部科学白書2020では、安全・安心で質の高い学校施設の整備の総論で、学校施設は基本的な教育条件の一つであり、教育水準の維持向上の観点から、その安全性や快適性を確保し、児童・生徒等の発達段階に応じた安全・安心で質の高い施設整備を行う必要があると述べられています。

さらに、学校施設における事故防止対策の充実として、学校施設における児童・生徒等の安全を守るためには、教職員をはじめとする関係者が危機管理意識を持って緊密に連携し、ハード面、ソフト面、両面において組織的、継続的に安全対策を行うことが必要であると述べられています。

しかしながら、この安全・安心で質の高い学校施設の整備は、教室や体育館などの構造物が対象になっており、屋外運動場については触れられていません。非常に単純ですが、屋外運動場は学校施設ではないということでしょうか。一般質問をするに当たり、私の検証が甘かったとも考えられますが、1項目め、屋外運動場の整備や日頃のメンテナンスの必要性について基準等があれば、お伺いいたします。

次に、2項目めについてお伺いします。

水城小学校を除く10の小・中学校の屋外運動場は、児童や生徒からの聞き取りもあります

が、水はけはある程度良好な状態を保っているものの、雨が降ると雨水の流れ道ができて不陸がそのまま残っているところがあります。表面が乾燥すると硬くなり、風が吹くと砂が吹き上げることもあるそうです。このような状態の屋外運動場を、体育の授業などで児童や生徒は使用しています。

また、放課後の各運動クラブ活動にも使用されています。サッカーや野球などスライディングをしなければならない球技もありますが、表面が硬くてできないそうです。けがをするリスクを負いながらクラブ活動をしなければならない。これでは個々の技術の習得につながりません。チーム力の向上にもつながりません。

屋外運動場の整備、メンテナンスを定期的実施して、児童・生徒が安心して使用できる屋外運動場にする必要があります。メンテナンスの実施状況について伺います。

3項目めについて伺います。

屋外の運動場には、フェンスや樹木、屋外階段、遊戯施設などがあります。公共施設は点検が免除されていますが、民間の建物は全て、建築基準法第12条に有資格者による建築物等の定期点検が義務づけられています。私は、この定期点検項目に準じてフェンス等の点検を実施し、これらの施設等が経年劣化による事故が発生しないようにしなければならないと思っております。定期的に点検等がなされているのか、実態をお伺いいたします。実施されていないとすれば、今後、事故を未然に防ぐ観点からどのような点検を実施されるか、考えをお伺いいたします。

2件目、児童の登下校時の交差点横断について質問します。

令和2年交通安全白書によりますと、交通死亡事故が一番発生する場所は交差点内で、全事故の34.3%を占めます。車を運転して仕事に向かう人たちは、限られた時間で会社に行こうとして、余裕のない運転をします。ついつい標識を見落とす、危険な運転をする、その結果、交差点内での事故が多いのはうなずけます。

このような事故発生割合の高い交差点等を、児童は登校時に横断をしています。横断中の児童の事故を未然に防ぐ方策を実施しなければなりません。

児童の登下校道路は、小学校ごとに定められ、児童に指導が行き届いています。横断歩道の白線が消えかかっているのを把握されているでしょうか。児童が道路横断する交差点は、車を運転する人たちに、児童が横断すると目立つ対策がなされているでしょうか。などなど早急に調査し、横断歩道の白線の整備や、車を運転する人たちに注意喚起対策を講じる必要がありますが、考えをお伺いいたします。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 皆さん、おはようございます。

1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、屋外運動場につきましても学校施設となっており、日頃の

整備やメンテナンスが必要だと考えております。こちらにつきましては、文部科学省の施設整備指針や遊具の安全点検の指針等にのっとり、専門業者に委託し、運動施設の点検等を毎年実施しております。

次に、2項目めについてですが、運動場の水の流れ道や凹凸など不陸の整備やメンテナンスは、学校からの要望等に応じ、業者に依頼し砂の敷きならしや転圧等を実施しております。また、小規模な凹凸等であれば、教職員でも対応ができるよう砂の提供も行っております。大規模な整備につきましては、各学校の状況を見ながら必要に応じて実施しているところです。

また、遊具施設につきましては、近年では令和4年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナが落ち着いた後に子どもたちに外で元気に遊んでもらえるよう、各小学校の運動場にコンビネーション遊具等を整備しています。今後も各学校の状況を見ながら、整備やメンテナンスを実施していくこととしております。

次に、3項目めについてですが、樹木の剪定や雑草等草刈りにつきましては、造園業者やシルバー人材センターに委託し、年1回程度の維持管理を実施しております。また、遊具施設や運動施設、あずまや、パーゴラ、旗掲揚塔、バックネット等は、専門業者による年2回の定期点検を実施しており、点検結果に応じて修繕、補修などを行い、安心・安全に施設利用ができるよう努めております。

小・中学校の屋外運動場につきましては、学校の児童・生徒以外に社会体育団体等の市民も利用しておりますので、安全に使っていただけるよう、引き続き整備、メンテナンスに努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ご回答ありがとうございました。

まず、1件目の小・中学校の屋外運動場のメンテナンスについて、また再質問させていただきます。

確認の質問になりますが、小・中学校設置基準の校舎及び運動場の面積と、第8条第1項の別表ロに定めがありますが、運動場の面積は児童数をベースとしての面積の定めがありますが、太宰府市小・中学校11校の運動場面積はこの基準を満たしていると考えてよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 太宰府におきましては、学校の実態によるところもございますが、おおむね基準を満たしているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。

次に行きます。

運動場は、定期的に適切なメンテナンスはされていないというのが現状ではないでしょうか。運動場の土壌の種類は、メンテナンスの効果や持続可能性に大きな影響を与えられると言われ

ております。例えば砂質土壌は排水性に優れていますが、水分保持力が低いため乾燥しやすい、風が吹けば砂じんが舞う。一方、粘土質土壌は水分保持しやすいですが、排水性が悪くぬかるみやすい。そのため、運動場のメンテナンスを行う際には、土壌の種類を把握し、それに応じた方法を選ぶことが重要と言われております。

また、運動場は日々、雨、風、太陽の熱にさらされ、徐々に分離し、硬くなっています。定期的にメンテナンスすることで、バランスの取れた環境となり、弾力や水はけのよい運動場となります。メンテナンスが必要な運動場は、表面が硬く、シルト状になっているので、その上に真砂土を補充しても混ざり合うことなく、土の層ができてしまいます。そして、新しく補充した真砂土が降雨のたびに流れ出してしまいます。何の意味もないメンテナンスとなるのです。

各学校ごとの運動場の土壌の種類は把握されているか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 見た目等である程度把握しております。太宰府市の運動場では、基本的に先ほど言われましたように真砂土を使用しておりまして、議員ご指摘も参考にしながら、よりよい運動場環境を整えられるよう調査研究を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 6 番入江寿議員。

○6 番（入江 寿議員） また、ちょっと同じような質問になりますが、運動場のメンテナンスですが、第一歩は土壌の種類把握。各学校の土壌に合った抜本的なメンテナンス計画を立て、定期的にメンテナンスをしていくことが必要だと思います。その結果、児童・生徒が安全に安心して使用できる運動場になるのではないのでしょうか、お考えをお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 議員ご指摘のとおり、土壌を把握することで合理的なメンテナンスが可能になると考えているところです。

○議長（門田直樹議員） 6 番入江寿議員。

○6 番（入江 寿議員） ありがとうございます。

日頃の運動場のメンテナンスは、できる限り表層を平たんにする作業、表層の土壌に対してエアレーションを実施し、弾力性のある表層作業、水はけをよくするため、適切な勾配により排水を容易にする作業、適切な硬さを保つ作業、土壌の乾燥を防ぐ散水作業、あと、草刈り作業などです。これらのメンテナンスは、作業範囲は広いものの、コートブラシ、トンボ、給水トンボなどの人力で容易にできます。このようなメンテナンスの器具は、各小・中学校に必要量が整備されているのか、収納場所は決まっているのか、お伺いいたします。

また、児童・生徒が運動場を使用した後に、これらの器具を使用して運動場のメンテナンスを指導されているか、併せてお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 運動場のメンテナンス器具につきましては、各学校において必要量を購

入していただいております、収納場所につきましても学校で決めている状況となっております。

メンテナンスの指導につきましては、社会体育団体に対してになりますが、定期利用団体の会議等で行っている状況です。

○議長（門田直樹議員） 6 番入江寿議員。

○6 番（入江 寿議員） ありがとうございます。

人力で容易にメンテナンスできると申しておりますが、広い運動場を定期的にメンテナンスすることは大変難しいことだろうと思っております。車で引っ張ってメンテナンスするレーキブラシというんですかね、牽引用のレーキというのがございます。これは表層を平たんにする作業と同時に、ある程度のエアレーションが期待できます。小・中学校11校を巡回して、1 か月に2回の割合でメンテナンスする方法もございます。そして、人力でするメンテナンスは部分的に実施する。児童・生徒のために不陸などの不良箇所ではけがなどが起きないように、安全に使用できる運動場にさせていただきよう願いますとともに、お考えをお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 議員ご指摘のとおり、不良箇所ではけがなどが起きないように、これまで以上に児童・生徒等の安全面を考慮しながら、皆さんが使用しやすいように、運動場に合った効果的なメンテナンスを実施していきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 6 番入江寿議員。

○6 番（入江 寿議員） よろしく願いいたします。

次に、学校体育施設の有効活用について質問します。

令和2年3月にスポーツ庁から出された学校体育施設の有効活用に関する手引がございます。この手引の目的で、スポーツを通じて幸せで豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、おのこのの関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならないとあります。そして、学校体育施設を、誰もが気軽にスポーツに親しめる場として広く利用するように求めています。

日頃運動をしない大人が、運動場のちょっとした表層の不陸につまずき転倒するなど、容易に考えられることです。このようなことから、できる限り表層を平たんにするレーキブラシでのメンテナンスを実施して、事故を未然に防ぐ手だてが必要です。有効活用を推進する立場から考察すると、利用者が表層の不陸につまずいて足を骨折した等、責任の所在を問われることにはなりません。お考えをお伺いいたします。

また、現在、運動場に限らず、学校体育施設の有効活用を実施している施設等の利用規則等はどのようなになっているか、併せてお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 利用に関する規則等につきましては、学校施設使用許可条件を作成して

おりまして、社会体育団体等に対してご理解いただけるようお願いしている状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 6 番入江寿議員。

○6 番（入江 寿議員） ありがとうございます。

次に、遊具施設関係を質問させていただきます。

運動場に設置されている遊具施設等の定期点検について質問します。

今年の11月7日に、福岡県久留米市の小学校で遊んでいた児童が遊具の劣化が原因で落下し、腰の骨を折るけがをしました。久留米市内全19校で運動器具の緊急点検がなされ、39か所、遊具施設や運動器具に劣化が見つかり、全ての使用を中止とした。久留米市長、教育委員会は、ご迷惑をおかけして申し訳ない、もう一度学校や公園の遊具などを細かく点検し、二度とこのような事故が起きないようにしたいと記者会見で陳謝されております。

このような事故は今まで繰り返し発生し、そのたびに行政の責任者が記者会見で陳謝しております。有資格者による定期点検が実施されない限り、このような事故は繰り返されます。民間で実施されている建築基準法第12条に準じて、学校施設の不具合箇所の早期発見に努め、児童・生徒が安心・安全に学校生活ができるようにするのは、私たち大人の責務です。ぜひとも太宰府市ならではの学校施設の定期点検制度を実行されることを切に願い、お考えをお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 久留米市の事故事例につきましては、ニュース等でも報道されていたため、肋木という遊具なんですけれども、について臨時に点検を実施し、安全を確認しております。

遊具施設等の点検につきましては、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に準じて行っておりますが、専門技術者による点検回数につきましては、指針において年1回と記載されているところ、太宰府市では指針以上の年2回の点検を実施しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 6 番入江寿議員。

○6 番（入江 寿議員） ありがとうございます。

今回、屋外運動場のメンテナンスについて質問させていただきました。これは私、いろいろな各方面からご相談をいただきまして、この質問を上げさせていただきました。

先日、水城小学校の150周年式典事業ですかね、あちらに行かせていただいたときに、私の隣が徳永議員だったんですね。徳永議員が、体育館での催事だったんですけれども、やっぱり小学校だねって。中学校じゃああり得ないんだけどねということをちらっと言われたんです。そのことが頭の中にずっと残っていて、小学校と中学校の違いというのは、今入学式、卒業式でもそうですが、中学校は必ず体育館の板の上にシートを敷かれるんですね。小学校の場合は、ちょっとそれが見受けられないかなという気もしておりました。

そんな中、今のグラウンド、以前は私が小学校、中学校のときに、車が乗り入れるというこ

ともほぼなかったと思います。今はどういうわけか、入学式、卒業式及び参観日ではグラウンドに車を止めさせてというのが、雨が降っても止めさせてというのがよく見受けられます。そういったところから、グラウンドにどうしてもそうやって車を乗り入れさせると、表面も硬くなり、雨の日でも乗るとわだちができという感じで、グラウンドの取扱いというか、整備が不規則になっているんじゃないかなと思っております。そんな中で、中学校ではクラブ活動をされる生徒さんたち、何かとやっぱり不陸が生じて練習がしづらいという話も伺っております。

小学校、中学校だけのグラウンドに限らず、本当は太宰府市では3か所ですかね、北谷、松川、大佐野とそういったグラウンドもございます。そういったグラウンドもたまにはちょっと整備していただければという思いもありまして、今回このような一般質問をさせていただきました。

本当、不陸でつまずいてけがしたと言われれば、この頃よく道路の側溝で足がつまずいたとか、何か縁石の角でタイヤが破けたとか、そういう案件が多々多々見受けられます。そういったことがなくなるように、本当にグラウンドの整備はしていただければと思っております。そういうことを願ひまして、1件は終わります。

2件目をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 2件目についてご回答いたします。

本市では毎年、太宰府市教育委員会、筑紫野警察署、那珂県土整備事務所、市建設課、市防災安全課、PTA代表者、小学校校長代表者で構成される太宰府市通学路安全推進会議を開催しております。

通学路安全推進会議開催の前には、各小学校において危険箇所調査を自治会等と協力して実施し、危険箇所一覧として教育委員会に提出していただいております。その要望の中で、危険箇所及び市が把握している対応が必要と思われる通学路について、どういった対処をしていくのか協議し、決定しております。なお、通学路の横断歩道の白線につきましては、警察等に状況を伝え、整備していただくよう要望しております。

議員ご指摘のとおり、車を運転されている方々に注意喚起を講じる必要もあると考えております。市としましては、「交差点注意」「通学路」「学童注意」「横断歩道あり」など、進行方向に横断歩道があることを予告する路面標示の整備や、横断歩道に色をつけて目立つような対策をしております。

児童の登下校時の交差点の横断につきましては、今後も学校、地域、関係機関と連携を密にして、安全・安心な環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。

2件目の児童登下校時の交差点横断について再質問させていただきます。

交通事故が一番発生する場所は交差点内でございます。特に、児童の登校時間は車での通勤

等の時間帯と重なっており、多くの車両が交差点を通過します。このようなことから、児童の登下校の見守りをしているボランティアの方たちの多くは、交差点での見守りをされております。

児童の交差点横断は危険が伴い、十分気をつけて横断歩道を渡るよう指導しても、注意喚起を行っても、根本的な解決にはなりません。交差点はどこも同じではございません。交差点ごとに特徴があり、危険が潜んでいると考えるべきです。

いろいろな条件が絡み合って、何が危険なのか、どのような対策を講じれば安全に安心して横断できる交差点になるかを一番ご存じなのは、暑い日も寒い日も児童の登下校を見守っていただいているボランティア活動の方々です。ボランティア活動の方々に児童が横断する交差点の何が危険かを聞き取り調査をして、安全対策を講じるお考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 日頃から地域の方や保護者の皆さんをはじめ多くの皆様に登下校中の児童の見守りををしていただいて、ありがたく思っております。

議員ご指摘のとおり、交差点を横断する児童の様子を見られている方々に交差点の危険についてお聞きして、安全対策に生かしていくことは大切なことだと考えております。現在、児童の登下校を見守っていただいている方から、危険箇所等があった場合には学校に連絡をいただいております。その連絡がありましたら、その都度安全対策について協議して、行動のほうに移しております。

今後も見守りををしていただいている皆様からいただいた情報を生かしながら、安全・安心な環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 6 番入江寿議員。

○6 番（入江 寿議員） よろしく申し上げます。

このボランティアの方たちの話ですけれども、私も毎朝、太宰府小学校の真下に立っています、毎朝。私の知る限りで、内山から下りてくる内山入り口という交差点がございます。そこに三条区の方が 4 名、ボランティアで交代交代で立っておられるんですけれども、以前はこれ、横断するとき横断歩道がなかったところなんです。でも、10 年ほど前に私が議員になったときに、その相談を当時の部長の井浦部長にさせていただきました。そしたら何とかご尽力いただいて、1 年ほどですかね、あそこに横断歩道をつけていただいて、横断歩道をつけていただいたことで、本当に三条区の方たちは感謝申し上げておられました。

なおかつ、その横断歩道の手前、止まれの標識までつけていただいて本当にありがたいんですが、これいまだに、もともとその横断歩道もなく、止まれの標識もなかったんです。だから、いきなりもう道路までぱっと出ておられたんですけれども、今つけていただいた中で、多少というか、もうほとんどの方は止まれで止まっていただいて、ある程度少ない数の方たちはいまだにびゅうっと出てくるということをボランティアの方たちからお伺いして、やっぱり何

台かがなかなか止まってくれないんだよなって、どうかならないでしょうかという相談を受けて、早速太宰府の交番に、お巡りさんに相談に行ったんです。そしたら、次の日に立ってくれました。これは、こんな効果があることってないですね。みんな100%止まるらしいです、立っていただいたら。

その中で、車に乗って下りてこられる方がいるんですけれども、以前おられたタコスキッドさん、あっちはきちっと止まって、止まれで、ボランティアの方に会釈されてそのまま行かれるらしいですけれども、本当ボランティアの方も感心されて、今はおられないんで、ここで褒めてもしょうがないんですけれども。そういった方たちが本当100%そうやって止まって安全を確認していければ、事故というのは起こらないと思いますので、そういったことをボランティアの方たちに聞いて、安全を推進していただければと思っております。

最後の質問に行きますね。

交差点ですが、個別に交差点の安全対策を講じた上で、消えかかっている横断道路の白線の補修、児童が横断する横断歩道は白と緑のゼブラ模様にするとか、児童が横断する標識と路面標示などなど、車を運転する人への注意喚起を徹底することも大事な取組と思いますが、お考えをお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 横断歩道の白線等につきましては、市が勝手に白線を引くことはできないという状況です。そのため、警察等に状況を伝えて整備をしていただくよう要望をしているということです。ですので、今後も引き続き要望をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 危ない箇所があったら、本当、要望のほうをよろしくお願いします。

今私が立っている中でよく、ちょうど小学校の一番前なんで、いろいろな生徒が集まるところなんですけれども、なかなか見ていたら、朝からやっぱりまだ起きてないのかな、赤信号でも渡ろうとする子どもがいっぱいいます。そこで、赤、赤と注意して、ああって止まるような、そんな状況下なんですけれども、車の方は子どもたちが通るところで安全に運転されていて、その点は大丈夫かなとは思うんですけれども、この頃ちょっと話題に出ておりました、議員協議会の中でも、今私が太宰府で太宰府中学校区域で危ないな、危ないなといつも思っているのが、やっぱり五条の交差点です。

五条の交差点の、今市長の看板と宮原県議の看板が立っているあの角が、オカザキ不動産という不動産会社から、あれからセブンイレブンに渡るあの方向がどうしても、不動産屋さんから出てくる子どもたちが、子どもたちだけじゃなく大人もそうなんですけれども、どうしても死角に入るんですよね。多分、歌星人のほうから歩いてきてぱっと渡るから、死角になるんじゃないかなと思っています。

朝はあそこに小嶋先生も、あと五条区の方もボランティアで朝立っておられるんで、事故は

ないと思いますけれども、帰りがけなんです。帰りがけがどうしてもあそこが危なくて、過去に事故も起こっております。

先日、11月の頭ぐらいに、以前おられた宮原、今県議、あちらがチラシを出されていると思います。こう読んでいたら、どうしても大佐野の、あちらは大佐野が出身ですので、大佐野の交差点の改良をしましたと上げられていたんですね。それで私、親しくさせていただいていたので、何で大佐野だけなのって、太宰府側もしてよと。五条の交差点が一番みんなネックになっているんで、あのあたりも考えてくださいとあって、ちょっとこの頃、県警本部のほうですかね、お話を聞いていただきました。それによってちょっと回答が、二、三週間前だったかな、何か来ていたんですけれども。

あちこちの交差点も言っていたんですけれども、取りあえず五条の交差点だけはどうかなるんじゃないかな的なことは連絡を受けておまして、あそこに、以前の私の一般質問で右矢印をつけていただけないだろうか、大駐車場から来る分で右矢印をつけていただけないでしょうかという質問をさせていただきましたが、本当は右矢印をつけたところで安全対策になるのかなという疑問も少なからずあります。やっぱり交差点というのは、今のやり方からいうと歩車分離、車は車、歩行者は歩行者、ああ分けると本当に安全になるんじゃないかなと私は思っております。本当はその方向で考えてほしかったんですけれども、何か右矢印だったらというお話を伺っていたんで。

あの交差点も20年間ですか、いろいろな議員さんも質問されたと聞きますが、私は渋滞云々は二の次でいいと思うんですよ。まずは交差点って安全確保、安全面で、それを一番に考えてその対策を取ってほしいと願うばかりでございます。

最後になりますが、本当、人が安心して安全に渡れる交差点をつくっていただき、また事故がないようになることを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時33分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時45分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔17番 橋本健議員 登壇〕

○17番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の観光都市太宰府プランについて質問をさせていただきます。

日本を訪れる外国人観光客は年々増加傾向にあります。今から11年前の2013年の訪日外国人は約1,000万人でした。翌年の2014年6月には、観光立国推進閣僚会議において2,000万人を

目指す方針が示されました。そして、4年後の2018年には、年間2,000万人どころか3,000万人を突破し、その消費額は4兆5,000億円と言われています。

その後、訪日外国人はコロナ禍で減少したものの、今年は10月の段階で、1964年の統計調査開始から過去最速で3,000万人を突破し、最終的には約3,600万人から3,700万人となりそうです。インバウンド観光は日本経済に与える影響が大きく、政府は2030年までには6,000万人に増加させる目標を掲げています。

今年の10月にアメリカの大手旅行雑誌「コンデナスト・トラベラー」で、日本は世界で最も魅力的な国として選出されました。日本観光の人気の理由は、まず日本の伝統文化や風景が美しいこと、日本は安全で治安がいいこと、ごみ箱はないが道路がきれいであること、日本人は礼儀正しくにこやかで、おもてなしのサービスが行き届いていること、日本のアニメや漫画は人気があり、外国人の興味をそそること、日本のラーメンやお寿司や刺身、豚カツなど日本食がおいしいこと、日本のトイレはとても清潔できれいであることなど、挙げたら切りがありません。

さて、本市も国内で人気がある有数の都市であることから、外国人の来訪者も多くなりました。そこで、さらに魅力ある観光都市にステップアップさせ、税収増を図るために、思い切った環境整備や受入れ体制を整えることが不可欠です。投資をいわず、ぜひご検討していただきますことを願い、質問させていただきます。

1項目めは、歴史の散歩道の整備についてです。

坂本八幡宮から太宰府天満宮までの歴史の散歩道を、観光客や市民が快適に散策やサイクリングができるよう整備する計画がないか、お伺いします。

2項目めは、公衆トイレの新設についてです。

大宰府政庁跡をはじめ公共施設や公園など、市内に観光都市として誇れるトイレを新設すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

3項目めは、ホテルの誘致についてです。

国内どこの市町村にも宿泊ホテルが存在します。本市の1,000万人とも言われる観光客のうち3割が宿泊客となれば、経済効果は上がり、税収増につながると考えますが、ホテルの誘致について見解をお聞かせください。

再質問は議員発言席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 1項目めについてご回答いたします。

歴史の散歩道は、まほろばの里づくりの一環として、大宰府政庁跡、観世音寺、水城跡など本市を代表する文化財をめぐるルートとして設定したもので、平成2年度以降から茶褐色のカラー舗装を施すなど、歴史の散歩道としての顕在化を図ってまいりました。

今後の整備計画についてですが、歴史の散歩道は市民の大切な生活道路であり、太宰府らしい史跡景観を散策する魅力ある散歩道でもあると認識しておりますので、現在策定中の大宰府

跡整備基本計画などとの整合性を図りながら、快適性、回遊性、安全性なども踏まえ、さらなる魅力向上につながるよう、再整備に向けた計画の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 次に、2項目めについてですが、まず史跡地に関しましては、本市が誇る大宰府政庁跡の周囲には、大宰府跡のほか、大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡、大野城跡など史跡が集中しております。これらの史跡をつなぐ回遊動線の中で、トイレの位置は検討される必要があろうかと思えます。

地下遺構の保護が前提の史跡地内でトイレ新設の許可を得るには容易ではありませんが、既存トイレの改廃や史跡以外でのトイレ新設については、総合的に検討してまいりたいと考えております。このほか、市内には公共施設や公園など、各施設利用者のためのトイレを設置しております。

議員ご指摘の今後のトイレの整備につきましては、本年度施政方針の最重点事項の一つに市民と交流人口・関係人口の相互発展を掲げ、住まう人も訪れる人も共に喜び合えるまちづくりに向け前進を図っており、これまでの利用状況やニーズ、さらには観光客など来訪者の動向や利用状況も踏まえ、トイレの設置箇所や維持管理なども総合的に勘案しながら、令和の都だざいふとしての環境整備について調査研究を行ってまいります。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）（友添浩一） 次に、3項目めについてですが、本市の観光は通過、立ち寄り型で滞在時間が少なく、消費額単価が低いのが課題であり、宿泊施設の不足も要因の一つであると認識しております。一方、本市は史跡地が約16%を占めていることに加え、観光地と住宅地が入り組んでいることもあり、大規模な宿泊施設を整備するのは難しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、本年策定いたしました第2次太宰府市観光推進基本計画の基本施策に、宿泊、ナイトタイムエコノミー等への取組を掲げております。本施策に基づき、歴史的建造物を活用したHOTEL CULTIA太宰府のような高付加価値の宿泊施設の誘致や、ナイトタイムエコノミー、朝活等の様々な時間帯での観光コンテンツの充実による体験型宿泊プランの造成を行うなど、民間事業者と連携して取り組み、経済税収効果の拡大を図ってまいります。

先ほどの所管部長の回答にもありました取組も含め、本市が持続可能な国際観光都市として、市民と交流人口・関係人口の相互発展、住まう人も訪れる人もともに慶びを分かち合える令和の都だざいふを目指してまいります。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ご回答ありがとうございました。

歴史の散歩道の整備について再質問をさせていただきます。

歴史の散歩道は、どこからどこまでを指す言葉なのか。私の認識はちょっと距離が足りないかなという感じがしていましたけれども、水城跡までというふうな回答がありましたが、どこからどこまで、何kmぐらいあるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 太宰府天満宮参道から観世音寺や大宰府政庁跡の北側を通り、文化ふれあい館や筑前国分寺跡を経由して水城東門跡に至る約5kmを主たるルートとして設定をしております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 私が今回質問に上げましたのは、歴史の散歩道の一部であります坂本八幡宮のところなんですけれども、ご回答の中に、平成2年度以降、茶褐色のカラー舗装を施したと。これがもう消えてしまって、全然分かりませんよね。この点でやはり再整備をお願いしたいというふうに思っておりますが、実は坂本八幡宮から観世音寺公民館まで歩いてみましたけれども、やはり道路の凹凸、それから亀裂、こういった箇所が見受けられまして、自転車やバイクで行くと走行時にはハンドルを取られたり、対向車と衝突する危険性をはらんでいるというふうに思った次第であります。

先ほど回答いただきましたけれども、これは大宰府跡整備基本計画、全協で多分説明を受けたと思うんですが、なかなか前に進んでいないんですけれども、いつまでにこの整備をされる予定なのか。この歴史の散歩道も含まれていると思うんですけれども、予定なのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 歴史の散歩道につきましては、やはり全体的な延長がまずかなりあるという中で、今議員からご指摘いただきました政庁跡周辺というところも含めて、実際どのような形で、当初、以前整備したときとは違いまして、今状況も変わっておりますので、例えばそのコンセプトですとか材質も含めて、ちょうど今どのような形で今後の在り方を探っていくかというところは、大宰府政庁跡の基本計画ともすり合わせながらちょっと検討していきたいというところで、今ご回答を基本回答でさせていただいたところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 計画はいいんですけれども、時期的に断言はできませんか。いつぐらいまでにやる予定ですか、そういう計画はありません。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） やはり、どうしても現状傷んでいるところにつきましては、地元の要望等もございまして部分的な補修対応等はさせていただいておりますが、今現時点におきまして、いつまでというところはなかなか今ご回答がちょっと難しい状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 要するに太宰府サイクリングマップというのがありまして、その中に

サイクリングコースがツーパターンありました。仮にAとBとしますと、Aは西鉄太宰府駅をスタートして、コースを1周する時間が約2時間10分で、再度太宰府駅に戻ってくると。当然、歴史の散歩道を通るわけですが、レンタサイクルでこうやって太宰府を楽しんでいただけていると思うんですが、事業補助金が77万4,000円、有効に活用されているものと思っています。

その年間のレンタサイクルの利用者というのはどれぐらいあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）（友添浩一） レンタサイクルの利用者につきましては、コロナ禍の令和2年度、令和3年度につきましては1,000人を割り込んでおりますが、令和4年度には1,255人、令和5年度には1,327人にご利用いただいているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ですから、この辺の道路整備を、歴史の散歩道を含めて道路整備をしっかりやっていただくと、もっともっと観光客の方あるいは市民の方がこういうレンタサイクルを使って、回遊していただけて楽しんでもらえるんじゃないかなというふうに思っております。

利用料金は500円で、電動自転車は800円ということですが、今は変わっていませんか、この料金で。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）（友添浩一） 現在は、10月1日に西鉄さんのほうから、事業所が替わりまして運行しているということでございます。その西鉄さんと運行事業者、そして市のほうと協定も結びまして、新たなレンタサイクルの方向性について今検討を進めているところでございます。料金については、今一緒でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

今年に限らず、これまでに太宰府のサイクリングコースで、道路状況の悪い歴史の散歩道も含めて、事故とかけが、こういった事例があったかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 現時点におきまして、歴史の散歩道での事故報告というのは今いただいております状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 何よりです。

政庁跡から坂本八幡宮まで、日が落ちると沿道の明かりがとまり、風情を非常に感じるんですが、同じように坂本八幡宮から天満宮までの適度な間隔を設けて、道しるべとしてフットライト、こういったものを設置してはいかがかなというふうに考えておりますが、いかが

でしょう。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 当然、今後の歴史の散歩道の在り方などを検討していく中で、本当にそういう、路面そのものじゃなくてそういう附属物といいますか、それも含めてどのような形でやっていくかというのは、コンセプトも含めて検討していくことになろうかというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 期待しております。よろしくお願いします。初詣や夜の散策など、来訪者にはきっと喜ばれるというふうに思っております。

道路整備や街灯設置には費用もかかることは重々承知しておりますけれども、けがや事故防止のために、歴史の散歩道をはじめサイクリングコースの道路整備を早急に推進していただきますようお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

公衆トイレの新設についてですけれども、公衆トイレの新設の前に、3点ほど本市の現在の状況についてお尋ねをしたいというふうに思います。

本庁舎を除き、政庁跡やその他の公共施設や公園などを含め、市内には何か所トイレがあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 初めに、史跡地のトイレについてご説明いたします。大宰府跡に4か所、市民の森に2か所、観世音寺に1か所、水城跡に2か所、筑前国分寺跡に1か所、また客館跡は史跡外の隣接する場所に1か所、合計11か所設置しております。

次に、公共施設のトイレに関してですが、史跡、市役所、小・中学校を除くと24施設にトイレを設置しております。

次に、公園については140か所ありますが、このうち16か所にトイレがあり、19棟設置しております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

先ほどの回答の中には、既存トイレと新設トイレ、これはもう総合的に検討してまいりたいというふうなご回答をいただきましたけれども、現在あるトイレ、全部ではありません、全部を私、拝見したわけではないんですけれども、非常に汚いですね。黒ずんでいて、もうちょっと清掃をきちんとやればきれいになるのになというふうに感じた次第なんです、これ、どんなでしょうか、清掃。政庁跡、公共施設、今おっしゃっていただいた公園のトイレの数の掃除の状況、これ分かりましたら教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） まず初めに、史跡地のトイレに関してですが、大宰府跡、市民の森、観世音寺、水城跡、筑前国分寺跡、客館跡の11か所につきましては、文化財課、産業振興課がシ

ルバー人材センターに委託しておりまして、週3日、場所によっては週2日、清掃等を行っておる状況です。

次に、市役所を除く公共施設については、週5から7回、平日はほぼ毎日を行っております。観光客をはじめとした来訪者が利用される太宰府館については、水曜日の休館日を除いた毎日午前中に1回清掃し、加えて12時半と15時巡回、必要に応じて清掃している状況です。

次に、公園につきましては、梅林アスレチックスポーツ公園と歴史スポーツ公園については随時トイレ清掃を行っておりますが、その他の公園につきましては月に2回、清掃を行っております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） やっぱ公園のトイレがちょっと汚いみたいな感じがしております。

先日の一般質問の中で原田久美子議員から、トイレはおもてなしの始まりですという名文句を披露していただきました。私も全く同感であります。観光都市太宰府の価値をさらに高めるためには、トイレを清潔に保つことを心がけてほしいと願っております。

3点目ですけれども、公園など掃除が行き届かず、先ほども申しました黒ずんで汚いところがありますので、これを巡回して徹底的に再点検をしていただき、清潔にする努力をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） やはりトイレにつきましては、先ほど言われましたおもてなしの顔というのがありますので、そういうところも含めながら今後検討してまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） よろしくお願ひいたします。有料ボランティアのトイレ清掃部隊などをつくって、徹底的にきれいにしていただきたいぐらいです。

では、この項目の本題に入ります。

ウォシュレットに代表されます温水洗浄便座式日本のトイレは、日本人の細やかな心遣いと技術力が多くの外国人に絶賛されております。

市長に質問いたします。市長は常々、国際観光都市太宰府を強調されております。誠に結構なことでありますけれども、その国際観光都市を標榜するのであれば、市内の全トイレを思い切って新しくするというお考えはございませんか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 思い切って全て新しく一気にということは、なかなかここでお約束は難しいところもありますが、いずれにしても、私自身もこのトイレというものは大切なものだと思っております。外国の旅行なども行っても、なかなかウォシュレットはまだまだ普及していませんし、そうした中で、やっぱり日本こそほっとするなとか、安心するなというところがあります。

ちょっと脱線しますけれども、大学生時代にフランスに友人たちと行ったときに、最初に覚

えた言葉も「エスクヴァベ トワレ」といって、トイレがどこにありますかというのを覚えて行ったんですね。それぐらい私もちょっと近かったりするんで、そういう意味でも本当に国際観光都市としてトイレというのは非常に重要だと思っています。

その中で、今回ユニバーサルツーリズムという考え方の中で、やっぱりトイレがお近い高齢者の方とか障がい者の方とか、そういう方々にも安心して太宰府に旅していただくということを、ちょっと新たな予算として今回盛り込んでいるんですけども、その中で当然このトイレの問題はかなり出てくると思っています、そうした中で必要な基数、その性能、またもっとさらに踏み込んで、橋本議員が言われるようにトイレ自体を一つの売りにしていくということも、当然その専門家の議論の中でも出てくると思っていますので、また新しい公共的な観点で、そうしたトイレをきれいにふだんからしていただくとかそういうことも、お金が少しかかったとしても、災害もそうですし、いろいろな見守りなどもそうですけれども、こういうトイレの美化というものも一つの、草刈りとかもそうですけれども、一つのそうした論点になり得ると思っていますので、あらゆる観点から、一気にということは難しいかもしれませんが、トイレというものをひとつ注目を改めてしたいということはお約束したいと思います。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 何とかどうぞよろしくお願いいたします。

30年前、日本の公衆トイレは5K、暗い、汚い、臭い、怖い、壊れているでした。くみ取り式から水洗式、そして和式から洋式へと変化し、温水洗浄便座が開発され、さらに進化したトイレは、今や日本全国に普及をいたしております。外国人観光客にとっても、安全・安心、快適なトイレはストレスを感じず、ゆっくり太宰府を堪能していただけるんじゃないでしょうか。そういうことから、さすが太宰府と言われるように、国内外の観光客の皆さんが感心されるようなトイレにチェンジをぜひしていただきたいというふうに思っております。

ただ、先ほども市長がおっしゃいました、やはりお金ですよ、資金。何事も先立つものはお金ですけども、地方創生推進交付金の申請をしていただき、トイレ新設をぜひ早めにご検討いただきますようお願いしたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 地方創生推進交付金になじむのかどうかも含めて、まだ私があまり勉強し切れていませんが、いずれにしても様々な補助を得て、そして前からもうこれも申しているんですけども、やはり観光地、観光立国と国がうたって、その中でも特に九州、福岡、日本全体からしても、人口比からしても、非常に観光客が多いまちでありますので、そうした中で今入国税などもかなり順調に増えているようですから、宿泊税も増えているようですから、国のほうから県、市のほうから、こうしたトイレに限らずですけども、これだけの多くの観光客を迎え入れている太宰府というものを特別に待遇をしてもらうような国、県への働きかけ、そして交付金など、補助金なども増やしてもらうような働きかけをさらに強めていかなければいけないと思っています。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、3項目め、ホテルの誘致について質問をさせていただきます。

通過型、立ち寄り型の観光だということで、いまだに宝がたくさんあるのもったいないなというふうに思っているわけですが、まず市内にはホテルが全然ないわけではありせんけれども、それは重々承知しております。市内に存在するホテルの現状をお聞かせいただければと思っておりますが。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）（友添浩一） 厚生労働省所管の旅館業法に基づく市内の旅館業営業許可施設、いわゆる旅館、ホテル、簡易宿所、これは令和6年3月末時点で11軒、観光庁等所管の住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業届出情報施設、いわゆる民泊は令和6年10月末時点で19軒でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 全然私も認識が浅いというか、そこまでの軒数があるというふうには思っておりませんでしたけれども、やはり核となる大きなホテルがないというのが致命的なんです、今お答えいただきましたそれぞれのホテルの年間の宿泊数なんかはわかりますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）（友添浩一） 基本的にそれぞれのところの公表というところでデータというのは公表されてないということでございますが、本市が把握しております過去3年分の宿泊者数ですと、コロナ禍の令和3年度は約1万8,930人、令和4年度は3万6,409人、令和5年度は4万3,622人と、コロナ前の水準に現在は回復しているような状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

今お答えいただきましたけれども、まだまだ、年間1,000万人と言われているわけでしょう、観光客の皆さん。お見えになっていただく1,000万人の方、この冒頭申しましたように3割、3割の方が宿泊をされたら、必ずや税収増につながるというふうに思っていますけれども、そのほかに税収増につながるためにどのようにしたらいいというふうにお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）（友添浩一） 議員ご指摘の宿泊施設の誘致はもちろんでございますけれども、先ほどもちょっと冒頭でご説明申し上げました観光コンテンツの充実による体験型宿泊プランの造成、あるいは多くの観光客が来訪する太宰府天満宮周辺エリアから豊富な史跡地がある大宰府政庁跡周辺エリアへの回遊促進を図ることで、

滞在時間の増加による消費拡大につなげてまいりたいというふうを考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） なかなか本当に、後で述べますけれども、宝の山がたくさんあるわけですね、観光資源。これまでホテル誘致あるいは建設に関して数多くの議員が一般質問で取り上げておりますが、私も平成15年以来、何度も訴えてまいりました。しかし、なかなか一向に具体化せず、そして前に進まない。これは誠に残念であります。天満宮をはじめ史跡に恵まれ、観光資源は数多くあるのに、それが全く生かし切れていない。非常にもったいない話であります。

ホテル誘致のプロジェクトチームをつくって、日本経済大学には観光に得意な先生方もいらっしゃるわけですから、そういった有識者、もちろん市民の方、観光業に詳しい方、そういった方々をチームとして呼んでプロジェクトチームをつくっていただき、公表あるいは発信すれば、観光事業者もホテル事業者も手を挙げ賛成する企業は多いと思いますので、市長、ここは本格的に取り組んでみませんか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。改めて今回の質問をいただいて、担当などとも打合せを重ねてきました。そうした中で、一方向から申しますと、やっぱり太宰府天満宮さんをはじめとする太宰府市の観光を考えますと、お昼間に集中してしまして、逆に言うと、天満宮さんからは好都合だと思うんですけども、太宰府駅がすぐそばにあって、参道を通ってすぐ、もう10分ぐらいで本殿まで到着すると。お参りをしてお守りなどを買って、帰ろうと思えば、もう本当、小一時間で行って帰れる。だからこそ、その後長崎にも行けるし、大分にも行けるし、熊本などにも行けるし、当然福岡市にも行ける、そこで泊まれます。逆に言うと、これだけ安・近・短で行けるんで、昼に挟みやすい。逆に言うと、太宰府を絶対絡めていただけないということの中で考えますと、泊まりまでということとそのパッケージの中で考えるというのがなかなか至難の業だなということを改めて、私もこの7年弱考えてきましたけれども、感じているところであります。

ただ一方で、橋本議員のおっしゃるようにチャンスがせっかく転がっているのに、それを食事なり宿泊までしていただければ、経済税収効果はもっともっと高まるのはもう自明ですから、その努力もやっぱりしなければいけないということもおっしゃるとおりでありまして、長くなりましたが、結論から申しますと、もっと力を入れるために何か知恵もというのも一つ一考しなければいけない。

昨年のすぐやる班もご指摘から始まりまして、なかなかまだまだ至らないんですけども、少し話題にもなりましたし、そうしたご指摘は常々入れていきたいと思っていますので、ビジョン会議の中で専門家の方もおられますので、そういうところから紹介をいただいたりは今後もこれまでもしてきたんですが、そうしたところからもう少しチームというか、うちの職員、担

当も含めて力を入れていく。泊まるということは、やっぱり温泉なり食事なり、夜のいろいろなナイトエコノミーなり、こういうものがセットであるほうが、より確実性は増すと思いますし。

先日たまたま、テレビ東京系のホテル戦争の「ガイアの夜明け」ですかね、特別編も見えていましたけれども、やはり世界一のマリオットと、そして日本一になっているアパ、そういうところが今大阪を主戦場にしているらしいですけれども、いずれこういう福岡、太宰府も含めて、福岡市にリッツカールトンもできましたので、そうしたことで可能性は高まっているとも思っていますので、より力を入れて、そうしたチャンスもつかめるように頑張っていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） より可能性を高めるために、じゃあちょっと具体的なお話をしていきたいというふうに思いますが、候補地としては、やはり向佐野の保健環境研究所、この辺をやっぱ買い取っていただいてここに建てるか、あるいは五条の福岡国際大学跡、こういったところも候補地として挙げられるんじゃないでしょうか。ちょっと小高くなっていますのでね。こういったものを譲っていただいて、本市の将来のために。建物は事業者に建てていただくことができるはずですから、そうしますと土地だけ提供して、建物は事業者に建てていただくという方法。そうしますと、毎月の借地料、また雇用も新たに生まれ、法人住民税や入湯税、宿泊税あるいはたばこ税などろもろの税収が入ってくるということです。いかがでしょう。この辺もやはり非常に魅力的で、先に投資をすれば、先行投資をして、後でその分、税収として返ってくるということです。ここは本当に真剣に考えていただきたいと思いますし、いかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これも大切なご指摘でありまして、場所についてはいろいろあると思いますが、保環研につきましても立ち退きというのはしばらく、もう少し先でしょうし、国際大学、福岡女子短期大学のエリアですかね、あそこについても今音楽大学の件とかで動き出していますので、そうしたことも含めて、よりいい場所というものも含めて、先行投資ということも確かに重要だと思っています。

そのためにも、個別計画が今ありますけれども、今後も指摘があると思いますが、ある種、総合的な計画というものを立てていく必要もあろうかと思っておりますので、今後もし指摘いただければと思っております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ホテル誘致というのは、今後の太宰府発展の起爆剤というふうになると私は確信をいたしております。

前々回ですかね、向佐野の保健環境研究所を払い下げていただいて、市役所をあそこに持って行って、この市役所跡地にホテルを建てたらどうかという夢を語らせていただきましたけれ

ども、何が一番いいのか、その辺はお任せをいたしますが、すばらしい、そしていい夢を描いていらっしゃる職員の方もたくさんいらっしゃると思うんですよ。先ほども申しましたように、先行投資になりますけれども、後で必ず税収増につながる、これはもう間違いありません。損して得取れのことわざとおり、思い切った決断をされてはいかがでしょうか。

いま一度市長にお尋ねしたいと思うんですが、市長の決断こそが太宰府を変えていくというふうに思っております。最後にその市長のご見解をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。五条エリアのいきいき情報センターのことも含めて、そうした保環研の跡なども含めて、既におっしゃるように若手職員などいろいろなアイデアを出しながら話を進めてきておりますので、私も決断も最終的には必要だと思いますけれども、加えてそうした職員、そして議会の皆さんもそうでありますし、市民の皆さんも、市外の方も含めて、いろいろ学生のアイデアなんかも募るようなことを始めましたので、そういうことを総合して、最終的には市として思い切った決断もしていく必要があろうかと思っておりますので、今後ともご指導いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

この会場にいらっしゃる執行部の皆さん、そして職員の皆さん、太宰府は天満宮だけでなく、元号令和発祥の太宰府でもあります。また、数多くの歴史的文化遺産がたくさんございます。この恵まれた宝の山がたくさんあるわけですから、どうやって税収増につなげていくか、太宰府の将来を真剣にぜひ皆さんで考えていただきたい。もちろん我々議員も考えていきたいと思いますが、どうぞよろしく願いを申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩します。

休憩 午前11時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番馬場礼子議員の一般質問を許可します。

〔2番 馬場礼子議員 登壇〕

○2番（馬場礼子議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い4件について質問いたします。

1件目は、市民の苦情等の管理と公表による見える化についてです。

市の行政運営に関する市民からの苦情、要望、意見、以降は苦情等と呼びますが、これらは尽きることはありません。私が議員になり、市民の方々から苦情等をお受けするたび、担当課

へ足を運び、説明をして対応の依頼をします。それが度重なるごとに、何かおかしいという私の疑問は膨れていきました。

なぜなら、本市には苦情等の管理、進捗に関しての庁内統一した管理システムが見当たらないからです。ある担当課はノートを開いて調べられたり、ある担当課はメモに取られたりとはばらの印象です。果たして私が届けた苦情等はしっかり担当課職員に伝わっているのだろうか、届けた苦情等は情報共有されて、担当課の課題として認識されているのだろうかと感じます。

また、進捗に関しては、すぐに対応できてフィードバックがあることもあれば、すぐには対応が難しいのか、なかなか連絡がないので、再度こちらから尋ねたり、連絡したりということもあります。ある苦情に関しては、以前にも依頼したことのあるものも多々あり、進捗が分からないので、何度も同じ相談をしたり、同じ苦情等を何人もの議員が行ったりという現実もあり、大変非効率で、時間と労力の無駄を感じます。

一括管理システムがあれば、市民の方も、もし申し出たい苦情があれば、そこに公表されていれば内容を確認することで、申し出るべきか、既に提出してあるものはどのような進捗になっているか、自ら確認することができます。

通常、企業では当然あるべきものですし、また茅ヶ崎市や久留米市等一部の自治体では、クレームや苦情、要望に関して一括管理システムがあり、誰もが情報共有できるようになっています。なぜ本市にはないのでしょうか、なぜそれをしないのでしょうか、不思議でなりません。

情報の共有化により苦情等を総合的に管理、公表することで、市民の皆様による行政運営のチェックが可能となり、透明性が確保され、職員の適切な対応と説明責任意識を高め、市民サービスの向上、業務改善につなげることができると思います。

そこで、市民の行政運営における苦情等の管理と公表による見える化について6点伺います。

1 項目め、市民の苦情等の申出先はどこか、またどのような方法、手段で申し出ることになるのか伺います。

2 項目め、1 年間に本市が受ける苦情等の件数を伺います。

3 項目め、苦情等を受け付けた後、その内容、進捗をどのように管理されているか伺います。

4 項目め、5 項目めは補足をいたします。

苦情等を申し出た方、意見箱等提出された方から、返信やフィードバックがない旨、またあっても回答になっていないという旨お聞きします。市民の方は、自分が出した苦情等が今どうなっているんだろうとやきもきされています。

そこで、4 項目め、苦情等を申し出た方へのフィードバックは徹底されているか伺います。

5 項目めは、このような苦情等には、やはり行き過ぎた感情や言葉もゼロではありません。

つまり、今言われているカスタマーハラスメント問題です。近年、公務員に対するカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが深刻化しています。カスハラ行為をする住民への対応方法や職員を守る仕組みづくりなど、発生を想定して何ができるのかも考えていく。職員の働きやすい職場環境づくりが重要です。そこで、5項目め、カスタマーハラスメントに関する本市の対策、対応について伺います。

6項目め、以上を踏まえ、自治体に寄せられる苦情等を取りまとめ、公表する見える化のために一括管理システムの導入が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

2件目、女性DV相談窓口の早急な改善について。

令和4年度市長の施政方針にて、人権尊重のまちづくりの推進の女性相談体制の拡充において、DVをはじめとする様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、新たに人権政策課に相談員を週5日配置し、女性相談の強化を図ってまいりますという肝煎りの施政方針に、とても興味と関心が広がりました。

私も令和5年3月定例会の一般質問で投げかけまして、相談窓口を通して一体どこまでの支援、どこまでを目指されているのかと発言いたしました。その後、女性相談窓口について早急に改善いただきたい点も見えてきましたので、3点について伺います。

現在は、市役所の代表電話番号に電話をかけ、交換を通して相談窓口へつながりますが、相談員が不在の場合、担当課の職員に名乗り、事情を話して相談員へ伝言してもらうことになると思います。しかし、その取次ぎさえも難しい深刻な方もいらっしゃると思います。そこで、女性相談窓口の早急な改善について3点伺います。

1項目め、女性相談窓口相談する方は、市役所の代表電話に連絡するか、メールで予約申込みをすることになっていますが、女性相談窓口直通の電話か携帯電話が必要であると考えますが、見解を伺います。

2項目め、人権政策課の常駐の女性相談員による相談窓口がありますが、男女共同参画推進センターミナスのホームページにも市の女性相談窓口の紹介がなされています。どのような相談体制になっているか伺います。

3項目め、人に会いたくない相談者は、市役所1階の相談室で話をされています。相談室を温かい気持ちでリラックスできるような仕様にできないか伺います。今後、相談者の気持ちに寄り添った女性DV相談窓口の改善を望みます。

3件目、NET119の普及のために自治体ができることについて。

先月11月24日、地震災害対応訓練が行われました。アンケート調査等により多々見えてくる課題等につきましては、次回の訓練にぜひ生かしていただきたいと思います。

その中で特に感じたのが、自力で避難できる方の訓練も必要ですが、実際、避難行動要支援者、自力で避難できない方と避難支援者とのシミュレーションの必要性です。今現在、自治会ごとに避難行動要支援者の名簿作成や個別避難計画作成がなされていると思います。まずは自力で避難できる方の訓練をしっかり整えてからというのも理解しますが、地震、災害に待った

はありません。

その中で、聴覚や発話機能等の障がいがある方が、災害時はじめ消防への通報を行えるシステムNE T119の普及のために自治体ができることについて3点伺います。

1 項目め、市はNE T119をどのように認識されているか伺います。

2 項目め、本市で聴覚、言語機能に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方の中でNE T119に登録されている方の割合を伺います。

3 項目め、避難訓練を実施している中、自治体としてもNE T119への登録説明会や通報体験会等、管轄の消防署との連携を図るべきと考えます。普及のための取組について伺います。

4 件目、投票済証の周知、普及による投票率向上について。

令和4年12月定例会で、選挙の投票率向上に向けた取組について伺いました。主権者教育、期日前投票所の拡充等について伺いましたが、その際、市長から、私たち議員や市長自身が当事者のため、この質問については口出ししにくいという回答もありました。しかし、それを踏まえ、2回目のご提案です。

なぜなら、投票率が上がることで、選挙結果に多様な意見が反映されやすくなります。固定支持層に偏ることなく、市民全体の声が平等に反映されることで、より公正で多様性のある市政が実現します。若者や忙しい世代の声が反映されることで、将来の世代に重要な問題に対してバランスの取れた政策につながるからです。今回は、投票済証の周知と普及による投票率の向上について2点伺います。

今回の衆議院選挙に行かれた方の中に、太宰府市のおとものタビットが印刷された投票済証がかわいいと、SNSにアップされている方が数人いました。また、ある事業者さんからは、投票済証持参で選挙割引があると聞いたので、自分の飲食店も登録したいという声がありました。

そこで、質問いたします。

1 項目め、本市の投票済証の発行依頼は投票者全体のどれくらいの割合か伺います。

2 項目め、本市は、令和発祥の都だざいふをPRするキャラクターであるおとものタビットが印刷されたご当地投票済証があります。それをさらにPRし、投票率向上のために、多少の費用をかけても本市独自の投票済証を作り、選挙割引等、様々な付加価値をつけるのはいかがかと考えますが、見解を伺います。

以上、ご回答よろしく願いいたします。再質問は発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務広報担当）（宮崎征二） 1 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、市民の皆様から広く市政に対するご意見、ご要望等を拝聴する制度として、市民の意見箱やホームページからの問合せメールを実施しております。また、日々の窓口や電話、SNS、行事などでの接触の際など、各部署においても様々な機会でも多くのご意見、ご要望等を頂戴しているところであります。

次に、2項目めについてですが、令和5年度市民の意見箱80件余り、ホームページからの問合せメール1,000件余りでありますが、先ほど申しましたとおり、日々様々なチャンネルで多くのご意見等を頂戴しており、一概に件数を申し上げるのは困難だと考えます。

次に、3項目めについてですが、市民の意見箱やホームページに寄せられたご意見等は経営企画課で一元管理をしており、すぐさま内容に応じた担当課に共有され、それぞれ対応に努めております。また、令和6年度からは、ご要望が多い業務に迅速に対応するため、すぐやる班を設置し、有害鳥獣対応や不法投棄パトロール、市有地の樹木管理など、寄せられるご要望にスピード感を持って取り組んでいるところであります。そのほか、各部署でいただいたご意見等についても、可能な限り適切に進捗管理するよう努めております。

次に、4項目めについてですが、いただいたご意見等については、可能な限り適切に進捗管理するよう努めており、内容に応じた対応を行うよう心がけております。すぐに対応可能なものにつきましては迅速に、時間を要するものについては、関係機関との調整や事実関係の確認、市政に反映できるかどうかなどを検討し、状況を適宜回答いたしております。また、広聴業務として、いただいたご意見をどのように具体的な施策として取り入れられるかの検討に努めており、政策等に反映したものを広報紙やホームページで公表しております。

次に、5項目めについてですが、本市のカスハラ対策、対応として、まずは職員個人ではなく、組織的に対応することとしています。その上で、注意すべきポイント等について職員間で情報を共有しているところです。また、状況によっては、警察等関係機関とも連携するようにしています。そのほか、職員の名札に記載している氏名からインターネット上やSNSなどで個人を特定したり、誹謗中傷を行うことを防止するため、職員の名札表記を氏のみに変更しております。

また、庁舎1階に防犯及び職員の窓口対応向上のため、カメラを設置しております。このカメラについても、トラブルが発生した際の活用だけではなく、カスハラ対策として職員の心理的な安心感につながるものもあると考えております。

次に、6項目めについてですが、市民の意見箱に寄せられたご意見等については、情報を一元管理し、件数やテーマごとに分類して分析し、一部の提案内容とその回答をホームページにて紹介しております。いただいたご意見には、公表を望まれないものや、個人情報が含まれたものなど公表になじまないものもあるため、より慎重な調査研究が必要と考えております。

いずれにしても、市政運営に当たり、市民の皆様からの貴重なご意見等は極めて重要なものであると認識しております。いただいたご意見等一つ一つをしっかりと受け止め、丁寧に対応していくことを基本に、対応方法等を今後も検討してまいりたいと考えます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） この質問なんですけれども、令和元年12月、そして令和4年6月の議会で実は同じ会派の木村議員が質問されておまして、私ちょっとまだ在籍してなかったこと等で、議会録画を見させていただきました。ほぼほぼ私が本日質問する内容と同じだと思いな

がら、ただやはり、さらにちょっと違う観点から追っかけて、しかも令和元年から6年たっています。令和4年からは2年半たっています。当時、何か回答になってないような回答だったような感じで見ておりましたので、今回はちょっと前向きに前進した回答をいただきたいなと思って質問をします。

まず、1項目めの苦情等の申出先、確かに数年前にリニューアルされて、どこのページからでも問合せができる、本当にどこのページからも問合せができるんですね。すごいなと思っていますが、それはそれですばらしいんですけども、例えばホームページにたどり着く前に、例えばほかの他市だったら〇〇市苦情とか、〇〇市市民の声とか、〇〇市相談で相談、問合せフォームが出てくるんで、そういった検索キーワード、もっと市民に分かりやすく検索できるようなキーワードも必要かなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務広報担当）（宮崎征二） ホームページについては随時改定というか、リニューアル等、大きなリニューアル等も行ってきたところでございます。議員おっしゃいますように、より検索しやすい、より皆さんが探しやすいというホームページを心がけておるところなんですけれども、表にタビット君とかが出てきてお尋ねいただくチャットボットみたいなそういった機能も追加しておりますので、そういったところの皆さんの活用、そういった周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） タビット君のチャットボックスなんですけれども、私、いろいろなところをちょっと試してみたんですけれども、結構チャット内容に古いものもありましたので、もう一回ちょっと見直されたらいいかなと思います。了解いたしました。

それとあと、市民の意見箱に関しては、もう皆さん周知されている。その当時、令和4年度は市長の語る会がございましたけれども、今はもうなくなっておりまして、ただ今回、新しい公共座談会、これもしっかり広聴機能の一つだと思います。今回はこちらの内容とかをお尋ねするテーマではありませんので、また次回お尋ねしたいなと思っています。

2項目めは件数ですね。令和4年のときもやっぱり回答で、記録としてまとめているものの、集計は行っていないというふうに言われていましたので、ちゃんとしたというか、明確な数字は出ないだろうなと思っておりました。本日も数を申し上げるのは、ちょっと確実な数を申し上げるのはできませんというふうにご回答いただいておりますが、やっぱりこの件数、ちゃんとデータ化すればちゃんと出てくるものだと思いますし、苦情等とかのが意見箱だけなのか、メールも電話も、例えば市長のSNSのダイレクトメッセージもそれに含まれるのか、ちゃんと区分分けをして、しっかり件数の把握をしたほうが私はいいと思います。それってしっかりまとめてデータ化してないからだと思いますので、それはさらにもお願いをしたいなと思っています。

それと、3項目めの苦情等を受け付けた後のその内容、進捗をどのように管理されているか

を伺うというところなんですけれども、冒頭で述べましたように、各担当課ごと、依頼したときの対応が違います。年季の入ったノートを開かれたり、メモを取ったり、口頭で受け付けたり、ばらばらでした。私のイメージ、私が最初苦情と言ったときの私のイメージは、パソコンで検索をしていただいて、以前こういったのが出ていましたよ、進捗はこうですよという反応かなと思ったんですけれども、そういう反応ではございません。それは庁内に統一したフォーマットが存在しないからだと思うんですけれども、そこはどうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務広報担当）（宮崎征二） おおむね各部署においても処理方法というか、お尋ねして、記録を取って対応していくという形はそれぞれ同じではございますが、いただく内容というのも様々でございます。そういった点で、各部署でより対応しやすいような形で独自にフォーマットというか、そういった記録カードなり、そういう記録方法をつくっている。議員のおっしゃいますように、それぞれ統一したものではないんですけれども、各部署が対応しやすいようにという形で今のところさせていただいているという状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 再度伺います。その受け取った苦情等、各課でとおっしゃっていましたが、それって本当に紙ベースなんですか、それともちゃんとデータベース、フォーマットで、各課内容は違ったとしても、ちゃんと管理されているものなんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務広報担当）（宮崎征二） 管理はさせていただいておるところです。タイトルだけデータとかで詳しい中身とかというところが今多いところかなというふうには感じております。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） ご要望ですけれども、やっぱりそこは統一すべきかなと思っています。フォーマットが存在すると、記憶が定かなうちに即座に入力して記録に残すことができます。また、一覧を作って、例えば今対応しているところ、対応していないところ、そういった優先順位もその表をただで分るんじゃないかなと思います。庁内統一したフォーマットがあると、それを集めて集計する。公表する際もそこまでめちゃくちゃ大変な作業ではないと思います。喫緊の課題として、まず統一したフォーマット、苦情等を管理するフォーマットは必要かなと思います。よろしくお願いいたします。

あと、茅ヶ崎市が本当にそういった苦情等の管理、データベース化してそれを公表しているというところで、すごいなと思って、私、今回拝見していました。茅ヶ崎市がデータベース化して市民に公表しているというのは何ですかと質問したら、いつからですかというのをご質問したら、平成22年4月1日に自治基本条例第22条に明記されていますとおっしゃっていました。ちょっと読み上げます。

市長等は、行政運営に対し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業

務の改善、その他の適切な措置を講じなければならない。市長は、毎年度、前項の苦情等の内容を取りまとめ、公表しなければならない。これに基づいてやっていらっしゃるということでした。

じゃあ、太宰府はどのような自治基本条例で示されているか調べました。第15条第1項、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。第3項、市長等は、市民の意見、要望及び提案を受け付けるとともに、意見等に対する処理の結果を明らかにするなど、誠実に対応するものとする。もう一回言います。意見等に対する処理の結果を明らかにする等、誠実に対応してくださいということを明記されています。これって、公表とは言い切っていません。けれども、明らかにするということは、やはり公表することだと私は理解します。本市はそれをなされていません。それに対してのご意見ください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと手元に自治基本条例の条文がないようですので、全て正確に答えになっているかは言えないところ。それで、要は、茅ヶ崎の件も私もこの質問を受けて拝見をしました。率直に言って、確かにすごいなと。ただ、かなりの人員なり時間をかけておられるんだろうなと思っています。

自治基本条例の中身も少し、先ほど茅ヶ崎の分とこちらの太宰府市の分が違うようですが、けれども、ひとえに私の心がけもそうですけれども、職員もそうですけれども、やっぱり人員なり時間というのは大事だなと思ってまして、私が市長に1期目就任したときは、秘書係長と秘書係員2人しかいなかったですね。今ようやく、いろいろ理由をつけながら4人、5人と膨らんできたわけですが、それでもやっぱり足りないんです。

要は、私自身もかなりのイベントなりDMなり、コンビニに行ったら大体陳情されますので、買物していますと。ですから、そういうことを考えますと、もう件数でいうとおびたしい件数ですから。でも、その中で個人的にこれはもうそこで話ただけで何とか済んだなというのはカウントしていませんしとか、いろいろありまして、目利きをしているところもありまして、そうした中でやっぱり重要なというか、しっかり共有して残しておく、進捗をとということとは心がけてやっていますので、なかなか全てご指摘のようにいかないところもありますが、可能な限り我々としても心がけをまず持って、しっかりと誠実に、書いてありますとおり誠実に対応はしてきたつもりですし、これからもしていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

茅ヶ崎市、市長もおっしゃっていましたが、これって私が説明するよりも、本当にちょっと見ていただきたいなと思います。令和〇〇年度苦情等対応報告書ということで、1年ごとじゃなくて四半期ごとにまとめてあります。それも業務改善報告とか苦情等の対応もいろいろな分別、例えば分類別にしたら制度、事業に関すること、建物に関すること、建物以外、国、県、指定管理者、7項目。あと、受付区分の来庁、電話、文書、メール、問合せフォー

ム、そういった9つの区分。それと、対応別件数も、例えばちゃんと報告をしましたよ、解決しましたよ、担当者に情報提供しましたよ、指定管理者との関係各所に情報提供しましたよ、現地を確認しましたよという、これも8つ項目があります。

一番すごいのが、各課かいの苦情です。担当課、受付、分類、そして問題の詳細。問題の詳細は本当に詳しく明記されています。そして、その対応も本当に詳しくされています。ちょっと読んでいて、私本当にちょっと感動してしまいました。日々忙しい業務の中、市民の声に誠実にお答えをされているんだなという。それを見ることで、私たちが知らない市の情勢をはじめいろいろなことも見えてきます。市民の安心感、職員、行政への信頼感につながるかなと思います。

本市はどうかというと、意見箱、確かに公表されています。令和3年度83件のうち5件、令和4年度82件のうち3件、令和5年度83件のうち3件。遡ってもずっと3件。木村議員がこの3件って何なんだろうというふうにちょっと言われていたんですけども、絶対本当に対応されていると思うんですね。だから逆にこの3件、私は逆に上げないほうがいいんじゃないかなって。じゃあ、ほかどうなっているんだというふうな形にならないかな、逆にそれがクローズアップされるんじゃないかなと思っています。

一応茅ヶ崎市のそういった報告書に関しては、こういったご説明があるんですけども、私、ちょっと1点すごく気になるのがありまして、令和4年のときに副市長の発言に、その当時コロナ禍で見送りされていた市民との語る会ですね。今は廃止ですけども。ただ、市長の公約、SNSでの双方向でのコミュニケーションをしっかりとやっているという。市長ご自身もそうにおっしゃっています。

そして今回、スケートボードパーク場を造ってほしいという子どもからのSNSのダイレクトメッセージ、それが全てではないと思います。ご要望が来たということです。こんな私でも、数件毎日来ます。市長に当たっては、先ほどおっしゃったように莫大な数のかなりのご要望とか意見が来ると思います。その今回ダイレクトメッセージで、やっぱり総合的な判断でスケートボードパーク場で予算計上とかなっているような状況ですけども、そのダイレクトメッセージ、一体何人ぐらい来て、それはどれだけの意見、要望が来ていて、それを苦情と意見等に反映されているのか、そして市職員はそれを共有しているのか、その内容、管理はどのように扱っているのかというのが、私ちょっと疑問なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほども少し触れたんですけども、私として正確に何件ということをして数えているわけではないんですけども、やっぱり政治家ですから、二十数年、子どものときから政治家の姿を見てきましたので、やっぱり目利きというのは非常に大事だと思っていて、本当に苦情のための苦情、ある意味、嫌がらせ的なもの、今回のキャンプ場の件なり大河ドラマのイベントにしても、名指しで私はかなり炎上して、楠田働けとかすごい書かれちゃってしまっていて、働いてないと言われればそれまでなので、真摯に認めていますけれども、しかし

一方で、そうしたとにかく批判だけのものというのは共有しても仕方ないところもありますし、逆に職員に必要なない手間をかけることもあるでしょうから、そういうことを目利きしながら、それでもなおやっぱり時間をかけてやるべきものとか、すぐやれるものとか、そういうものを例えば夜、今パワハラとかになりますので、直接は送らないようにして、秘書メールに夜のうちにストックしといて、朝来たときに見てもらおうとか、そういうことをする中で、必要なものをストックするということはやってきています。

なかなか最善の形ということは私もまだ見極められていませんけれども、しかし一つたりとも無視をするとか返事をしないということは、これも政治家として学んできたことです。そこでしっぺ返しで落選も重ねてきましたので、そうした意味でも、どんな声でも誠実に対応しようと心がけてきました。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

ちょっと時間がないので、カスタマーハラスメントに関しては、私はご回答いただいた部分では、そこまでさほど本市は踏み込んだ状況ではないのかなと理解しました。もう他市とかは条例をつくったりとか、音声記録を取ったりとか、そういった対応をされています。

ここで申し上げたいのが2つ。市民の方にとって、公務員の方というのは市民の言うことが全てだよ、市民の言うことを素直に受け止めなさいというそのパワーバランスが平等でないところも、本当にごく少数だと思いますけれども、ごく少数の中にあるかなと思いますので、職員を守る組織的な構築というのは大事なと思うのと、あと一つ、またつなげますけれども、本市苦情等の公表制度があると、やっぱりそれを見て、私もう見ただけでも感動しましたので、市民の方の安心感、職員への行政の信頼感につながるんですよ。重要なポイント、カスハラも少なくなると思います。実際、茅ヶ崎市では年々苦情が減ってきているような状況でもあるので、カスハラに関してはこれで終わりたいと思います。

最後、6項目めなんですけれども、フォーマットを統一してデータ化して、それを公表することのメリット、情報共有化による苦情等を総合的に検討して業務改善につなげる。公表することで市の運営が幅広く確認できる。市政、市の運営に皆さん興味を持てる。また、茅ヶ崎市の職員の方もおっしゃっていました。情報共有することで、ダブって何回も同じような苦情がなくなって、業務効率につながった。木村議員が以前おっしゃったのは、データ化、蓄積によって行政の課題、問題点が浮き彫りになり、それを市政運営に反映できる。反映していただきたいですね。

あとは、市長がどれだけ把握されているかというところで、以前、小郡市は必ず市長が目を通して、市長が回答するという実態があるというふうに木村議員がおっしゃっていました。そのとき市長は、本市は部長止まりもある。市長に早急にというところもある。一言一句目を通していかというほど記憶はしっかりしていないというご発言でした。しかしとおっしゃっていました。可能な限り目を通して判断してやっていきたいとおっしゃっていました。

以前、私、ある職員の方から聞いたんですよ。市長ってすごいんですよという話を聞きました。何ですかというと、市長は1回目に飛び込んできたデータの内容は全て、ほとんど頭に入っているんですよというお話を聞いたんですね、職員から。先ほど申し上げたように、可能な限り目を通したい、判断していきたいとおっしゃっていた。市長のためにも、隙間時間に目を通していただくことは情勢の把握にもつながりますので、ぜひお願いしたい。

それと最後、聞き取りの最後ですね、4番、フィードバックを徹底されているのかという質問のとき、これだけはお伝えしたいと熱く私におっしゃっていました。本当に納得していただくために、職員はしっかり対応しています。もうしていることは間違いないですよというふうに熱くおっしゃっていました。私もそう思います。実際、私もよく建設課とかご相談に行くんですけども、その日のうちに動いて確認していただいています。対応していただいています。だからこそです。80件中の3件ではなく、なおさら公表して、今現状行っている公表ではなく、全て公表することで、ぜひ皆さんへの信頼につなげていただきたいと思います。それが市民の方の安心感、職員、市政への信頼感、開かれた太宰府市政につながると思いますので、よろしくをお願いします。

そして、令和4年当時、村田理事の回答、公表に関してはどこまで横展開していくべきか、決してやりたくないということではない。他市の状況を踏まえながら、様々な角度から研究、検討してまいりたい。本市の自治基本条例でも明らかにすべきと明記されています。木村議員の令和4年から2年半たっています。もっと遡るなら、令和元年から6年たっています。研究、検討の結果、どのように至ったんでしょうか。どうぞ本当に前向きなご回答をよろしくお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほども申してきましたように、これまでも誠実にやってきたという思いですし、一言一句覚えているわけありませんので、私、結構忘れていきますので。ですから、可能な限りフィードバックを常々しながら、とはいえ、とにかく限りもあると思いますから、できる限り優先順位をつけて、必要なものをしっかりと形にしていくということを結果でお示できればと思っています。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 2件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、現在は電話相談については、市役所代表電話にて交換手が対応して内線電話につなげる形式としております。議員ご指摘のとおり、取次ぎを行うことに対する相談者の心理的負担も鑑みて、既に直通電話設置の検討を行っていたところでございます。

次に、2項目めについてですが、女性相談窓口については、令和4年度から人権政策課に専

属の相談員を配置しているところでございます。なお、相談者の希望があれば、市の相談員が男女共同参画推進センターミナスの相談室に向向くという体制でございます。さらには、市役所における女性相談窓口を幅広く周知することを目的として、男女共同参画推進センターミナスの公式ホームページトップ画面の相談窓口のコーナーから、市の窓口を紹介することといたしております。

次に、3項目めについてですが、市役所1階の相談室は、人権政策課のみならず、保育児童課、学校教育課との共用で相談室として利用しております。令和4年度に専属の女性相談体制を整えました際に、壁紙の貼り替え等を行い、内装を変更いたしました。今後は、関係課とも協議し、より相談者の気持ちに寄り添い、相談を受けやすい仕様に向けての調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） すみません、私の時間配分がまずくて、本当に時間がなくて、さっとお話をしますけれども、正直、私、今は撤去されているんですけれども、当初、人研政策課の前を通ると、相談員の席にバリアみたいな何か囲いのようなものがあって、ちょっとびっくりしました。おかしな光景でした。本当に相談員の方がとても気の毒でした。多分、音が漏れないようにという気遣いでされているんだと思いますが、私的には本当、やっつけでしか、本当に何か取りあえず、あまりにも取りあえずやっている、あまりにも安直で、適切な対応かなと思っていましたら、今は撤去されております。

私が申し上げたいのは、やはり相談室にしてもちょっと殺風景かなという。実際に市民の方からリラックスしたような仕様がいいというふうなお話もいただいておりますので、そういったところを相談者のお気持ちに沿ってご対応していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

3件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 3件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、NE T119とは、音声による119番通報が困難な聴覚障がいや言語機能障がいがある方が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムであると認識しており、スマートフォンなどから通報用ウェブサイトにアクセスして、救急や火事の種別ボタンを選択することで即座に消防本部に通報され、GPS機能により位置情報を把握し、その後にテキストによるチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。本市におきましては、筑紫野太宰府消防本部への119通報は令和5年11月1日より福岡都市圏共同指令センターにて広域的に運用を開始しており、NE T119についてもそのまま移行しているところであります。

次に、2項目めについてですが、令和6年3月末現在の身体障害者手帳をお持ちの方で、聴覚障がいがある方は335人、音声、言語等機能障がいがある方は35人、うち6人の方が重複しておられますので、実人数は計364人おられます。筑紫野太宰府消防本部によりますと、本市

内におけるNE T119の登録者数は17人とのことでお聞きしておりますので、登録されている方の割合は4.7%となっております。

次に、3項目めについてですが、福祉課窓口では障害者手帳の新規交付等の際に、主な障がい福祉制度等をまとめたパンフレットをお渡しするようにしており、そのパンフレットの中にNE T119に関する記載を行っているところであり、防災安全課の窓口においてもパンフレットを配架しております。今後も引き続き、窓口での案内をはじめ消防本部等の関係機関と連携して、様々な訓練やイベントなどにおいて、NE T119のさらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ご回答まで早口にさせていただきました。申し訳ありません。

NE T119、そうですね、これは本当に管轄が筑紫野太宰府消防本部なので、自治体が主導ではないというのは重々承知しています。ただやはり、本市の聴覚障がい者、言語機能障害のある方のことです。やっぱり100%登録していただきたいなと思うんですけども、ちょっとびっくりしました。正直びっくりしました。5割ぐらいかなと思ったら、4.7%。ほぼほぼ登録してないんだなと。せっかく令和2年8月3日運用開始してから、もう4年たっています。それで17名というのはちょっとひどいかなと思うんですけども、ほかの自治体はやっぱり消防署と連携して毎月、例えば岐阜市なんて2021年7月からいまだ毎月開催を行っているんです、その登録会とか通報体験会とか。やっぱり100%登録を目指して連携してやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

4件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務広報担当）（宮崎征二） 4件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、投票済証は公職選挙法に規定されるものではなく、投票したことの証明として、必要に応じて希望する方に発行する性質のものでありますので、発行枚数の集計を行っておらず、正確な数値は把握しておりません。

次に、2項目めについてですが、先日執行された衆議院議員総選挙におきましても、令和の都だざいふ応援大使のおとものタビットをあしらった本市オリジナルの投票済証を発行いたしました。より親しみを持っていただけるよう、これまで何度もデザインの改善を図っており、投票済証がかわいいとSNSで紹介いただくこともありました。口コミを通じて投票率の向上にもつながっているものと考えております。

昨今、投票率の低下は社会的な問題になっており、本市におきましても、投票済証に限らず、様々な媒体での選挙啓発、主権者教育や投票環境の改善等、投票率の向上に努めております。

なお、本定例会におきまして、投票環境の改善を図るべく、期日前投票所を2か所にするための補正予算を提案させていただいたところであります。

投票率の低下は、本市のみならず全国的な傾向ではありますが、選挙管理委員会においても改善すべき課題と捉えており、今後とも様々な方法や機会を通じた啓発活動等により、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

令和4年12月、2年前の一般質問でも選挙の投票率向上に向けた取組について質問いたしました。そのときのご回答には、やっぱり私たち自身が当事者、選挙に触れるのは微妙という回答もありました。冒頭でも述べた理由で、今回ぜひ市民の皆様にもちょっとご周知していただきたく、質問をさせていただいて、それが投票済証です。

投票済証は、今ご説明があったように、大体6割の自治体が今交付されているそうです。ただ、これは選挙管理委員会独自なので、サイズ、フォーマットも様々。先ほどおっしゃったように、投票率アップを目指して、地域にゆかりのある歴史上の人物のキャラクターとか、デザインを重視する自治体が多くあるそうです。

そして、本市の投票済証をご存じでしょうか。これなんですね。すごくかわいいんですよ。中央にタビットがいて、ここに梅をあしらって、これをSNSにアップされている方が数名いらっしゃったんですね。

私、ちょっと個人的な興味でお伺いしたいんですけども、この投票済証、かわいらしいデザイン、誰の発案なんでしょうか。そして、作られた方はどのような意図で、どのような狙いで作られたんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務広報担当）（宮崎征二） 作成は選挙管理委員会の事務局において行っております。なので、職員が知恵をというか、デザインをしながら作成したというところがございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） どのような狙いでこんなかわいいのを作られたんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務広報担当）（宮崎征二） 投票済証そのものは、投票された方がお仕事とかいろいろな機会で会社に提出されたり学校に提出されたりとかということが想定されるものなんですけれども、議員ご指摘のように投票済証を使ったいろいろな割引制度なり、そういった投票済証を使った記念にというところで、そういう風潮になってまいりましたことから、職員としまして、先ほど申し上げましたとおり、改善を図りながらというところでデザインを今のような形にしていってというところがございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） やはり投票済証のことを知らない方がほとんどです。先ほど質問の発行依頼もほとんど数値を把握されてない、ほとんどない状況だと思います。

近年、SNS全盛期、選挙に行ってきたよと投票済証をアップする若者が増えています。実際、私も数件目にしました。それを狙って、投票率向上のために、自治体によってはステッカー型を作ったり、人気キャラクターを使用したり、正直、取っかかりは多少不純です。不純でも、選挙に一旦興味を持って投票所まで行って投票するという動きは、私はマイナスではないと思っております。

あとプラス、先ほどおっしゃったような選挙割、付加価値としての選挙割に関してなんですけれども、投票済証持参で飲食等の割引特典があります。実はこの質問をしようと思ったのは、太宰府在住の方からのメッセージでした。その方に一応許可をいただいて、今お話をしますが、このような文面でした。

選挙に行ったら、太宰府は投票済証を発行しますか。毎回選挙に行くのですが、見たことないので。福岡市ではあるみたいなのですが。要は、太宰府市にそれがあることをご存じなかったわけです。さらに続きます。選挙割で特典をつけやすいので、若い方やいろいろな方々に選挙に興味を持ってもらいたいのと、子どもたちの未来のために大人がやれることを応援しないといけないと思うのでというメッセージでした。

このメッセージをいただいて、この質問をしようと思ったんですけれども、選挙割という動きは年々増えてはきていますが、地元の選挙というものにまず興味を持ってもらい、地元の未来を考えるきっかけにしてほしい。地域店舗が参加することで、活性化を図るという狙いもあります。

ただ、選挙割自体は自治体は全く関係ないんですね。全く関係なくて、これは選挙割協会とか選挙割学生実施委員会が中心として提供している企画です。ただ、自治体が主導するというより、これはどっちかというとその地域の店舗とか事業者さんが盛り上げる動きというのは、自分もやりたいんですとおっしゃっているこういったお声というのは、まさに選挙の本髄ではないかなと私は思います。

まとめさせていただきますが、投票済証も多少費用をかけても、例えばこのおとものタビットキャラクターシリーズ、れいわ姫とかたびとさんとかだったり、本市には著名な画家さんとか書道家さんとかたくさん芸術家もいらっしゃいます。その方々のデザインであったり、太宰府ならではのデザインで盛り上げて、そして地元事業者さんの選挙割という付加価値をつけるのも、投票率向上に向けた取組ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務広報担当）（宮崎征二） 投票済証に関しましては、先ほど来申しましたように投票された方の証明というところで済んでいる自治体がほとんどかと思いますが、議員ご指摘のように最近傾向では、投票率向上に一助に見込めるということで可能性がある分野かとは思いますが、ご指摘のような有名な画家とか書道家さんも含めまして、全国的な事例もちょっと参考にしながら、今後の検討とさせていただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 以前市長がおっしゃったように、私自身が当事者なので、あまりこれを大きな声で言っちゃいけないことなのかなと思いますが、市民の方のダイレクトメッセージ、それこそありまして、そういったお声を受けて今回質問させていただきました。やはりそれを周知、広報「だざいふ」とかでこういうのを配っていますよとか、選挙割というのがありますよというそういったものを少しでも告知していただくことで、若い世代の方たちが興味を持って投票に行っていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

一般質問、7分も残っています。終わります。失礼します。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員の一般質問は終わりました。

ここで13時15分まで休憩します。

休憩 午後0時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時15分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔10番 堺剛議員 登壇〕

○10番（堺 剛議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い、令和6年度施政方針の進捗について5項目伺います。

今年一年を振り返る中で、本年の幕開けは能登半島地震であります。当時、多くの方々が避難生活を余儀なくされ、今なお復興支援活動が継続中であります。

災害は近年頻発、激甚化する中で、これからの災害対策として本市も教訓とすべきことの一つに、電気、水道、ガスなどのライフラインの強靱化も視野に、関連計画の見直しが必要ではないかと痛感いたします。

公共サービスの中でも、最近では全国的に水道料金の値上げが取り沙汰されておりますが、本市においても上下水道事業施設の老朽化や維持管理経費の増加、設備コストの上昇などと人口減少などの影響等により、いずれは水道料金改定も視野に再検討が迫られる状況下であると認識いたします。

このように災害や様々な社会情勢の変化の影響を受けている社会的な課題のある中で、今後の持続可能なまちづくりの推進においては、全国的に地域経済の縮小や中心市街地の衰退などが言われていますが、この点に関しましては、本市も少なからず直面している現状であると思います。

様々な複合する地域住民ニーズや実情に合ったまちづくりとはどのようなものか、明確な定義はないものの、太宰府市民の生活環境を改善し、それぞれの地域の魅力や活力を高めるための活動と言えらと思います。また、地方自治法では、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする明文化されております。

以上のことを踏まえ、現行履行されている市の施策事業展開の進捗と併せて、この一年間を振り返る観点の重要性と、来年へ向けて任期最終年に向けての確認、精査の意味を踏まえ、令和6年度施政方針で市長が述べられている最重点事項5項目を中心に質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1項目め、危機管理の徹底強化について2点伺います。

1点目、通学路交通安全対策の推進について伺います。

本市の小・中学校11校の配置特性の一つに、傾斜地が多い点が挙げられます。今後の危機管理の観点と交通安全対策の観点から市の見解をお聞かせください。

そして、通学路の安全対策では、子どもの安全と併せて、災害避難時に備える地域住民の環境整備の視点からの見直しが求められると考えております。市の見解をお伺いいたします。

また、地域との協議の中で、危険箇所の選定とその対処や、車道と通学路が複合している狭隘な幅員道路の具体的な対策などをどのように推しはかれて検討されているのか伺います。

次に2点目、地域見守りカメラの増設に関する今後の方向性についてです。

各地域においては、安全・安心で住みやすいまちづくりのため、各地域において地域ぐるみで防犯活動を中心に取り組んでおられます。しかし、地域によっては少子・高齢化による人手不足や予算不足などにより、十分な防犯対策を講じることができないケースもあると考えます。見守りカメラの設置拡充に向けた地域協議の必要性を感じておりますが、市の見解をお伺いいたします。

また、地域見守りカメラについては、記録された映像データから、異常行動、危険行動、卒倒状態、体調不良によるうずくまり、不審物の置き去り、また凶器所持などを検知し、確証を視覚化し地域対策を行うことにより、地域住民の生活環境を向上するものと考えます。つきましては、地域見守りカメラの増設進捗計画を、コスト軽減も考慮しながら見直していく必要があると考えますが、市の見解をお伺いします。

次に2項目めの子どもまんなかの施策展開について2点伺いをします。

1点目は、ひきこもり・不登校等対策パッケージの中にある孤独・孤立対策の推進について伺いをします。

施政方針において、理解の促進を図る研修会や関係機関と連携しての相談会の実施、関係機関に対してのアンケートを実施すると述べてありました。今年度の進捗状況を概況に沿ってお示しください。

2点目は、不登校児童・生徒支援の推進について伺いをします。

サポートティーチャーの増員、全小・中学校にサポートルームの設置、中学校ブロックにスクールソーシャルワーカーを配置などに注力すると述べてありました。今後も必要に応じてさらなる支援拡充を推進されるおつもりか、現状と今後の課題について伺いをいたします。

次に3項目め、市民と交流人口・関係人口の相互発展について2点伺います。

1点目、自転車活用推進計画については、健康や生きがいの観点から、地域住民ニーズとし

て需要があることから、高齢者、障がい者等にも対応した様々な自転車の普及をさらに進める必要性があると認識しております。一方で、自転車を利用される市民が増加する中、危険な運転を防止するなど、安全性の確保が課題であると考えております。今年度は、計画策定に当たりどのような要点整理や検討がなされているのか、進捗状況をお伺いいたします。

2点目、ふるさと納税の推進について、寄附額20億円の大台達成と飛躍的な増収益を成果として、基金へ積み上げられている現状であると認識いたします。つきましては、ふるさと納税事業の収益還元をどのように市民の皆様へ推しはかられていくのか、市の見解をお伺いいたします。

次に4項目め、新しい公共をテーマとした仕組みづくりについて2点伺います。

1点目、11月24日に実施されました地震災害対応訓練について、どのような好事例、また反省点が地域で出されたのか、さらに今回の訓練のポイントについて市の見解を伺います。

2点目、地域の居場所づくり推進事業について、今年度開始され進められている状況の中で、どのような支援策を醸成されていくのか、現状と現時点での課題について市の見解をお伺いいたします。

最後に5項目め、歳出入一体改革の推進について2点伺います。

1点目、戦略的まちづくりの推進については、まちづくりビジョン会議を市政運営の中心に据え、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略なども視野に展開されていると認識しております。今年度は、期限を迎えるまちづくりビジョンの改定を控えていることから、総合計画に相当する計画として、全庁的な俯瞰する計画書までバージョンアップした計画へと醸成を図るべきと考えております。市の見解をお伺いいたします。

2点目、DXの推進については施政方針でも示されていますが、まちづくりのための人にやさしいデジタル化の必要性について市の見解を伺います。

以上5項目についてご回答をお願いいたします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 1項目めについてご回答いたします。

まず、1点目についてですが、小学生の安全対策を目的に道路改良や交通安全施設の設置を行っております。具体的には、横断歩道や横断指導線、車止め、転落防止柵などの設置を行ってまいりました。

議員ご指摘のとおり、通学路の交通安全対策については、通学の安全に加え、地域住民の災害避難の視点なども見据えながら、通学路をはじめとする安心・安全の環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、危険箇所の把握及び対策につきましては、通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、小学校校長代表者、PTA代表者、道路管理者、警察などで組織しております太宰府市通学路安全推進会議において、市内7小学校から提供されました通学路の危険箇所の情報を共有し、筑紫野警察署や那珂県土整備事務所など関係機関と連携して安全対策を行っております。

す。

また、車道と通学路が複合している道路につきましては、関係自治会などの要望に基づく交通安全対策事業の進捗を図っており、状況によっては学校や自治会などとの協議により、通学路の変更による安全確保対策を行っているところであります。

引き続き、関係する団体や関係機関と連携しながら、通学路の危険箇所の把握と対策に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 次に、2点目についてですが、本市ではこれまで軽犯罪件数の増加に伴い、地元自治会防犯部会の皆様方や筑紫野警察署と協議の上、平成24年度から地域見守りカメラの設置を進めてまいりました。

設置に当たっては、地域協議の必要性を市としても認識しており、地元自治会やPTA、学校関係者の皆様の地域見守り活動を通じて得られた情報を基に、先ほども都市整備部長も申しました太宰府市通学路安全推進会議を開催し、主に通勤路、通学路を中心に設置要望箇所を取りまとめ、筑紫野警察署と現地協議を行った上で事業を進めております。

これまでの間、毎年設置を行い、令和5年度末までに合計で市内23か所、45台の地域見守りカメラを整備してまいりました。また、地域見守りカメラの設置と併せ、作動中などの周知看板を設置し犯罪抑止に努めるとともに、自治協議会で組織する防犯部会の皆様と青色パトロール車で巡回警備を行うなど、安心・安全のまちづくりに取り組んでいるところであります。

本年度におきましては4台の見守りカメラ増設を現在進めており、今後も引き続き見守りカメラの増設を進めてまいります。ご提案いただいております異常行動を検知する機能を備えたカメラにつきましても、コストと設置箇所数とのバランスを考慮しながら、その可能性につきまして調査研究してまいります。

今後、見守りカメラの重要性は増してくるものと考えられますが、増設に当たっては、老朽化する既存カメラの更新の必要性も踏まえ、既存の防犯灯や電柱などに共架することで設置する費用を抑えたり、設置箇所の選定時に屋外での設置環境を考慮し、気候の影響がより少ない場所を選定したりすることで耐用年数の延長を図るなど、設置や維持管理に係るコストの軽減にも努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） 次に、2項目め1点目についてですが、ひきこもりの長期化、高年齢化、親の高齢化が進む中、地域の身近な相談者であり、地域の実情に精通しておられます介護支援専門委員、民生委員・児童委員、健康推進員等を対象に、今年度、計4回のひきこもりの理解促進研修を実施いたします。

また、本市のひきこもりの実態を把握するため、本年9月に市民に対してひきこもりウェブアンケート調査を実施し、11月には介護支援専門員に対してひきこもりアンケート調査を行い、実態の把握に努めているところです。

今後につきましては、昨年度に引き続き、来年1月に福岡県ひきこもり地域支援センターと連携し、相談会の開催を予定しております。

今後ともホームページや広報、SNS等を通じて事業の周知を行い、まち・ひと・しごと総合戦略の基本目標である太宰府型全世代居場所と出番構想の下、様々な関係機関と連携を密にし、誰も置き去りにすることのない支援に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 次に、2点目についてですが、不登校児童・生徒支援として、本年度はサポートティーチャーを増員し、全ての小・中学校にサポートルームを設置しました。本年10月末のサポートルームの利用状況についてですが、小学校は47名、中学校は41名で、児童・生徒が安心して過ごせる居場所を学校内に確保することができております。

課題としましては、不登校の状況にある児童・生徒のサポートルーム利用を促すとともに、サポートルームから教室に復帰できるよう支援していくことであると考えております。

また、学校と関係機関等との連携、調整のために、スクールソーシャルワーカーを増員し、全ての中学校ブロックに配置しました。このことにより、より多くの事案対応が可能となり、児童・生徒及び保護者に対して、昨年度以上の細かな支援ができるようになっております。

課題としましては、児童・生徒及び保護者が抱える課題が多様化してきており、関係機関等との連携をこれまで以上に強化していくことであると考えております。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 次に、3項目めの1点目についてですが、自転車は幅広い世代において通勤、通学、買物、レジャーなど様々な目的で利用されている最も身近な交通手段であり、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、健康増進、観光推進などの効果が期待されております。

国が策定いたしました自転車活用推進計画におきましても、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成、サイクルスポーツの振興などによる活力ある健康長寿社会の実現、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現、自転車事故のない安全で安心な社会の実現の4つの目標を掲げており、議員ご指摘の安全性の確保につきましては、安全性の高い自転車普及の促進や自転車の安全利用の促進、学校における交通安全教室の推進などの施策を進めることで、自転車事故のない安全で安心な社会の実現を目指すこととなっております。

また、県では平成29年に福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、歩行者、自転車、自動車交通ルールを守り、安全に通行する社会づくりに取り組まれてまいりました。

このような中、全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生していること及び自転車活用推進法の施行などを踏まえて、令和2年に条例改正がなされ、自転車損害賠償保険などへの加入の義務化や自転車の活用推進に関する規定が追加となり、自転車事故の防止や万一に備えた保険などの加入促進の取組が進められてまいりました。

本市におきましては、自転車の安全利用に関する取組により、渋滞の緩和や安全な交通環境の実現などに向け、自転車の活用推進につきましては、総合交通計画改定の議論の中で検討していくことといたしております。

現在は、国の自転車活用推進に向けた有識者会議の委員でもあります本市の総合交通計画協議会の委員からのご意見、ご助言をもいただきながら、まずは通学などで自転車利用の割合が比較的高いと認められる学生の利用状況につきまして、市内高等学校などを中心に実態把握のための調査、分析を進めていくことといたしております。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 次に、2点目についてですが、ふるさと納税を推進するための取組といたしまして、まずはサイトをのぞいていただくきっかけとするべく、知名度をさらに伸ばすためのシティプロモーションの強化に加え、競争力のある返礼品の拡充や積極的な広告展開、営業活動などにより寄附額を伸ばし、令和5年度には過去最高となる約18億3,000万円の寄附を受け入れたところです。

本年度においても、目標である寄附額20億円を目指し、新規返礼品の開拓をはじめウェブ広告の展開や関東圏でのプロモーションイベントへの出展、寄附者へのダイレクトメールの送付などを中心とした積極的なプロモーションを行っております。加えて、本年度新たにポータルサイトを3サイト増設し、合計10サイトで寄附の募集を行うなど、取組の強化を図っているところです。

ご質問の受け入れた寄附金の活用につきましては、本市の施策を進める上での貴重な自主財源として活用してきたところであり、令和4年9月には、寄附金を計画的に活用し令和の都だざいふのまちづくりを推進するため、令和の都太宰府ふるさと納税基金を設置し、本年度から各事業に充当を行う予定としております。より明確化を図るため、本年度9月議会では、前年度寄附全体の中で、市長お任せ、指定しない分の寄附額のうち、おおむね経費分を差し引いた約半分を積み立てています。

主な事業といたしまして幾つか例を挙げますと、災害備蓄品の購入をはじめ産後ケア事業の拡充、子ども医療費助成の高校生までの拡充、小・中学校給食費の助成、教育DXの推進、スケートボードパークの整備、デマンド交通実証実験、地球温暖化対策推進補助金など、特に重点的かつ経常的ではない部分に、令和6年度予算での充当を予定しているところであります。

ふるさと納税は、交流人口・関係人口の拡大による経済税収効果の向上など複数のメリットがある取組であり、本年度の施政方針で掲げました市民と交流人口・関係人口の相互発展を念頭に置き、引き続き寄附の拡大へ向けた取組を継続するとともに、ふるさと納税による果実を市民にしっかりと還元していくことが重要であると考えております。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 次に、4項目めの1点目についてですが、本年度実施いたしました地震災害対応訓練では、大きく2部分けて実施いたしました。

まず、第1部として、44自治会それぞれで作成していただきました訓練計画を基に、自助、共助を中心とし、主に自宅から近くの公園や公民館までの避難を行い、避難経路や避難所の再確認を行っていただきました。また、簡易トイレの設置訓練や炊き出し訓練、消火訓練、要支援者の方と共に避難するなど、独自の取組を工夫して行っていた自治会もありました。

第2部では、公助をテーマに、市内4か所の小学校体育館において太宰府市が備蓄している備蓄食料や非常用持ち出し袋、簡易水洗トイレ、テントなどの展示を行い、実際に実物に触れて体験いただけるようにいたしました。また、陸上自衛隊第4後方支援連隊、筑紫野警察署、太宰府消防署、本市防災専門官による講話を各校にて実施し、それぞれの立場から見た災害発生時の現状や心構えについてお話しいただきました。

また、訓練後は、参加していただきました方々へアンケートを実施し、あわせて、備蓄食料品のローリングストックの実施と食事体験を兼ねて、本市のアルファ米やパン、水などを配布、試食いただきました。

現在、各自治会において配布いたしましたアンケート等を回収、集計している段階のため、全体的な分析はこれから行ってまいります。改めて避難経路の確認ができたことや、展示物による体験ができたことなどの高評価をいただいた一方、当日の防災無線が聞き取りにくかったというご意見をいただくなど、課題も見えてきております。今回得られた結果は、次回以降にしっかりと生かしてまいりたいと考えているところです。

○議長（門田直樹議員） 生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） 次に、2項目めについてですが、コミュニティ食堂につきまして、本年度運営する団体への支援として地域の居場所づくり推進事業を開始し、7月に現在活動しておられますコミュニティ食堂の団体や新たに開設を検討しておられる団体の皆様に事業内容を説明しております。今年度は新たに2つのコミュニティ食堂の団体が設立され、現在市内に11団体が公共施設や自宅、地域の公民館などで活動しておられます。

また、この事業における補助につきましては、現在6つの団体に運営費の助成を行っており、活動に対する支援として市の職員がコーディネーター役として協力しているところであります。

今後につきましても、支援を必要としている方々をはじめ多くの市民の皆様の新たな居場所となりますよう、活動の内容を広く周知し、新しい公共の視点で各関係者と連携してまいります。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 次に、5項目めの1点目についてですが、本市では、我が国における急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性

豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することを目的としたまち・ひと・しごと創生法の趣旨を踏まえ、将来にわたって活力のある社会を実現していくために太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、施策を展開しております。本年度、第２期総合戦略が最終年度を迎えることから、年度内に次期総合戦略への改定を進めているところであります。

現行第２期総合戦略は、市長の１期目の公約を土台として、まちづくりビジョン会議の市内外の委員の意見やパブリック・コメントなどを経て作成しております。また、市長は、この総合戦略を基に２期目の選挙公約を掲げ、信任を得た上で、その他各行政分野に関する個別計画も策定し、各行政分野との連動並びに現在実施している市の施策との連続性、継続性を両立させつつ、市政運営を行っているところでありますので、次期第３期総合戦略についても、現行総合戦略から一定の連続性や継続性を保った構成や内容になるものと考えております。

次に、２点目についてですが、令和２年度末に国が発出しました自治体ＤＸ推進計画を踏まえ、本市においても各種取組を進めてまいりました。

これまでの取組といたしまして、まずは市役所１階市民課窓口において、リアルタイムで待合状況が分かる待合状況閲覧システムを導入しました。こちらは待ち人数や受付状況をスマホなどインターネットで確認できるシステムで、来庁前に混雑状況を把握でき、密回避のために、受付後は庁舎外で待機するといったことが可能であります。

また、マイナポータルを通じた引越しワンストップサービスは、転出届の窓口来庁が不要となり、続く転入の手続の予約もできるようになりました。子育て、介護の分野においても、手続の一部においてオンライン申請が可能となっております。

これらの申請のオンライン化を可能としたのは、各種申請書類に必要でした押印について全庁的に見直し作業を行ったことによるものであります。この取組は、今後のデジタル化、オンライン化を見据えた取組であり、令和４年４月から対象文書の94.7%の様式で押印の義務づけを廃止いたしました。

ほかにも子育て分野では、スマホで子どもの健康データの記録や管理と、市から出産後の手続やイベントなどのプッシュ型通知といった機能を持つ電子母子手帳システムの導入や、保護者からの連絡がスマホでできるよう保育所のＩＣＴ化も行いました。さらに、学校教育分野においても、家庭学習のオンライン環境のサポートとしてモバイルルータの貸出しを行っております。

また、聴覚の障がいにより音声による電話での通話ができない方に向けて、ビデオ通話アプリを用いた遠隔手話通訳サービスや、一部ではありますが、公民館での高齢者向けスマホ教室なども開催しております。

そのほか、マイナンバーカードの認証機能を活用し、コンビニのマルチコピー機で住民票の写し、課税証明書や戸籍謄本などが取得できるコンビニ交付サービスで利便性の向上や、タイムリーな市政情報をプッシュ型で随時市民の皆様にお届けできるＳＮＳの情報配信サービスな

どを活用することで、必要な情報をしっかりお届けできる工夫を凝らしております。

今後につきましては、日進月歩で技術革新が進むデジタル技術について、これから先も臨機応変に対応を行う必要があると考えております。そのために、自治体においても高い専門的知識と経験が必要になってきているところ、そういった力を持つ外部のデジタル人材を活用していくことも重要な課題となっております。

本市では現在、総務省地域デジタル基盤活用推進事業に応募し、専門家の知見を得ながら地域課題の洗い出しを行っており、課題にマッチしたソリューションの検討を行っております。具体的な案件につきましても、有識者の意見を伺うべく、国の支援を活用しデジタル化推進の後押しをいただき、スピード感を持って取り組んでいるところです。

今後も市民サービスの利便性向上を目標とし、施策を進めるに当たりデジタル技術を有効に活用することで、地域課題の解決はもとより、より効率的な市政運営にも寄与するものと考えており、継続して市民の利便性向上を念頭に、人にやさしいデジタル化を目指したデジタル技術の導入、検討を行ってまいります。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 長時間のご回答ありがとうございます。

5項目ありまして、時間が迫っていますので、ちょっと早口になることをご了承ください。

まず、1点目の危機管理の徹底強化につきましてですけれども、先ほど答弁の中で、太宰府市の通学路安全推進会議体が年2回ほど行われているとお伺いしました。小・中学校のその進捗状況と今年度の実績等、何かあればお示しいただきたい。

それと、今から各地域から学校までの今までは通学路という点整備を今までやってきていると思いますが、これから先は避難経路も含めたところで面整備を中心に視野に検討すべきと私は考えております。そのあたりの見解がありましたら、お示しいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 令和5年度の危険箇所及び防犯危険箇所については、小学校から41か所の報告がっております。報告がありました全ての危険箇所に対して協議をしまして、ハード面、ソフト面の両面で、関係機関にて対応及び継続検討をしているところです。なお、令和6年度の調査状況は、小学校から22か所の報告がっており、一定の効果が出ているものと考えております。

また、通学路の危険箇所について、学校からの要望をいただき、安全対策を行っております。通学路以外の生活道路についても、地域より要望をいただき、安全対策を対応しておりますが、議員ご指摘のとおり面的な視点で安全対策の推進ができるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。

具体的には太宰府市に通学路の面整備でモデルになるところが、私は大佐野区と思っております。

ます。大佐野区にはゾーン30というエリアでちゃんと区画整理をされまして、都市計画道路にもなっていますし、交通安全施設も整っております。そういったことを考えますと、本市においてほかのところでもこのゾーン30が検討できる場所はあるのかなのか、そのあたりがお示しできるものがあればお伺いしておきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 通学路安全プログラムに基づきます危険箇所対策や自治会要望への対応を確認しながら、それぞれの校区の特性などを総合的に判断していくことが必要と考えております。住民の環境と、あと通学路の安全対策のバランスをはかりながら、議員ご指摘のゾーン30プラス等に関しましても、さらなる調査研究に努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 1項目めの最後にしますが、地域見守りカメラにつきましては、今、昨今ニュースになっています若年世代による凶悪事件が引き金となって、様々な強盗等のニュースが流れておりますので、高齢者の方を中心とする地域住民の方からかなり不安の声をお聞きする機会が増えてきております。

そういったことを踏まえ、また一昨日、小倉南で痛ましい事件が今発生しておりまして、この見守りがどれだけ大事か、カメラの抑止効果がどれだけ大事か、このあたりを考えますと、しっかり拡充していただきたいということでありまして、財源については、先ほど大きな利益を上げていらっしゃるふるさと納税ということで公表していただきましたので、そのあたり充当できるものかどうか、市のほうの見解を伺いたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 地域見守りカメラにつきましては、通学路の危険箇所としての対策の要望、それから自治会からの要望に対して優先順位をつけながら増設を図っておるところでございまして、警察との協議や設置箇所周辺の住民の方の同意を得ながら、計画的に増設をしているところでございます。

次年度につきましては、今議員もおっしゃったように闇バイト等心配なところもございますが、政府の新たな経済対策の中にも、そういった闇バイトによる防犯対策の強化支援を盛り込む方針が示されたという報道も承知しておるところでありまして、今後の国の動向を注視してまいりたいと今考えているところです。

それから、地域見守りカメラの増設につきましては、本年度から県の補助金制度に併せてふるさと納税基金も充当しておったところでございます。今後の基金充当につきましても、先ほど申し上げた国補助の動向を見据えながら、地域住民サービスへの利益還元の観点からも、選択肢の一つとして考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 1点目はありがとうございます。このことにつきましては、警察庁も

文科省も国交省も、しっかり防犯まちづくりの推進ではこの防犯カメラということを推奨されておりますので、このあたり勘案していただければと思っております。

では、2項目め、引き続き再質問させていただきます。

2項目めにつきましては、ひきこもり・不登校対策パッケージでございますが、私も以前から一般質問等で地域福祉の課題の一つにひきこもり、以前私も一般質問で8050問題を取り上げてお願いをして、今や2025年代を迎えますので9060問題になるかと思いますが、施政方針でも市長が、関係機関へのアンケートでいろいろな問題点が顕在化するのではなかろうかということでお示しいただいていますが、何かそういった問題点がご報告するところがあれば、お示しいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） 関係機関のアンケートにつきましては、現在介護支援専門員にアンケート調査をお願いしておりまして、12月末までが調査期間になっておりますので、今のところ集計のほうできておりません。

なお、アンケート結果につきましては、集計後、公表してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 集計内容ができましたら、年明けでも構いませんので、議会のほうに報告をお願いしたいと思っております。

では続きまして、市の今後の取組の観点から申し上げますと、内閣府の孤独・孤立対策推進室が推奨されている3点について確認だけしておきたいと思います。

1点目は、要するに地方版の官民連携プラットフォームをまず確立して推奨されております。2点目は、周知啓発とサポーターの養成ですね、この観点でございます。3点目は、評価検証の取組ということで、国のほうからしっかりこれを推奨するように言われていますが、この点について市の見解があれば求めたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） 地方版官民連携プラットフォームにつきましては、地方公共団体及び地域の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進を目指すものであり、単独設置、共同設置または既存の会議体の活用も可能とされています。設置主体となる地方公共団体には、県及び市のいずれも含まれるとされていることから、福岡県における動きを見ながら、庁内連携及び関係機関や団体との連携を図りつつ、本市の実情に見合う体制について、孤独・孤立対策地域協議会の設置も併せて調査研究してまいります。

また、本市では令和5年度から、重点事業の孤独・孤立対策の推進として、居場所づくりやひきこもり支援に関する取組を実施しているところですが、既存の事業でも関係課における個別の相談など孤独・孤立対策に当てはまるものがありますので、現在の事業を充実、発展させ

ながら、福祉分野に限らず組織横断的な連携を検討してまいります。

次に、孤独・孤立状態の予防のためには、早めに相談できる体制の整備や、支援を必要とする人に対する正しい理解の促進が必要と考えているところであり、本市では令和5年度からひきこもりへの理解促進のための研修を実施しているところです。

次に、周知啓発についてですが、今後の取組については、事業が具体化した際に、ホームページやSNSなど、必要な当事者に対して一番情報が届くと思われる方法で周知を行ってまいります。

次に、つながりサポーターの養成について、現時点では具体的な検討には至っておりませんが、現在行っている孤独・孤立対策の推進に関する事業の中で検証しながら、支援の在り方の一つとして調査研究してまいります。

次に、事業の評価検証ですが、現在も本市では重点事業として、孤独・孤立対策の推進の中で居場所づくりやひきこもりに関する事業に独自に取り組んでおり、重点事業の一つの項目として進捗管理を行っております。当面は重点事業の中で評価検証を行いながら、今後の取組や体制の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。

2項目めの最後の4点目でございます。

不登校対策パッケージにつきましては、今年の夏、私も研修で視察に行かせていただきました。文科省の方ともお話をさせていただく機会をいただきました。そのときにしっかり意見交換させていただいたんですが、そのときにおっしゃっていたのが、COCOLOプランというのは文科省が推奨を取りまとめて、プランニングで計画を出されております。このことを基調としながら、本市独自の実効性を高める取組として、COCOLOプランを基調とした活用に向けた取組について何かご意見等がございましたら、市の見解を求めておきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 文部科学省が推奨するCOCOLOプランの目指す姿は、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることとされております。COCOLOプランでは、不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する、学校の風土の見える化を通じて、学校をみんなが安心して学べる場所にする、この3つの取組が示されております。本市としましても、このCOCOLOプランに示されております目指す姿に近づけるように取り組んでおるところであります。

まず、学びの場の確保につきましては、本市独自の取組としてサポートティーチャーを増員し、サポートルームを全小・中学校に設置することで、校内に不登校の児童・生徒の学びの場の確保に努めております。実際に昨年度まではフリースクールに通っていた児童・生徒が、現

在は校内のサポートルームに通っているといった事例がございます。

チーム学校での支援につきましては、スクールソーシャルワーカーを増員し、チーム学校の専門性を高めるとともに、学校全体として不登校未然防止に組織的に関わるよう取り組んでおります。

また、教職員が児童・生徒に関わる時間を確保するために、校務支援システムの導入による教育D Xの推進など、学校における働き方改革を進め、C O C O L Oプランの実効性をより高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。

それでは、3項目めの市民と交流・関係人口の相互発展につきまして、自転車活用推進計画について再質問させていただきます。

自転車の人口につきましては、太宰府市本市にとっても人口増加というか、自転車を利用される人口が増えてきているというふうに認識しております。その反面、先ほど申し上げましたように、やっぱり事故とかトラブルとか様々な問題点も課題もありまして、福岡県ではいち早く、2020年10月から自転車への保険の加入の義務化を推奨されまして、先月の1日、11月1日ですけれども、道交法の改正で、ながらスマホ、酒気帯び運転への罰則規定が設けられまして、整備されております。何でここまで国が動くかということ、そういう実態のデータが上がってきているからでございます。

そういった意味からいきますと、高齢者等による自転車事故が増えてきていると、こういう認識の下で、ここはちょっとご提案申し上げておきたいんですが、お子様については小学校4年生の段階で交通安全教室をされているかと思って認識しておりますが、いかんせん、今高齢者が増えていきますので、高齢者を含めたところで、高齢者向けのバイク、それとあと自転車等の交通安全教室を検討できないか、市の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 現在本市では、元警察官である防犯専門官、市役所のほうにありますが、による行政出前講座を、公民館や老人会などに出向いて、防犯だけでなく、交通安全の防止に関する講話も演題の一つとしては取り組んでいるところでございまして、高齢者特有の交通事故の説明、それから反射材の利用促進なども実際行っているところです。

議員ご指摘のとおり、本年11月1日に道路交通法が改正されて、自転車のながらスマホ、それから酒気帯び運転に罰則が整備されましたので、本市でもホームページや広報紙をはじめ街頭啓発におけるチラシ配布などに今取り組んでいるところでございます。今後も警察等関係機関のご協力を仰ぎ、高齢者向けの交通安全講座の開催を積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。

自転車の利用推進における本市においても計画を今つくっていらっしゃる、太宰府市自転車活用推進計画策定ということでございますけれども、これは道路環境というのは、市長、道路環境は非常に変化が目まぐるしく変わっていきますので、そのあたりで考えますと、要するに先ほど所管から言われています専門家や関係機関等の助言が物すごく大事になってくるんですね。ということは、計画を策定することが目的ではなく、計画策定後も不断に見直しを図るべきと、私はそう考えておりますが、市のほうはその取組についてはどのようにお考えか、お示しいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 議員ご指摘のとおり、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインにおきまして、各地域の実情に応じて道路管理者や警察などが自転車通行空間の整備と併せまして、ハード、ソフトの両面から幅広い取組が行われるよう、関係者が連携して実施することの必要性ということは認識しているところでございます。

専門家や関係機関からのご意見、ご助言につきましては、総合交通計画協議会の委員の方々より、特に本市や周辺地域におきまして、通学等で自転車を利用する学生が多く見受けられるというご意見をいただいたこともございまして、その利用状況につきまして、学校などへの聞き取りを含めて調査分析を進めるとともに、地域の課題やニーズ、道路環境や交通状況などを十分に把握しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、今後の自転車活用推進におけます各施策や事業などの進め方につきましては、計画、実行、評価、改善など継続的に施策の醸成を図ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ふるさと納税の件につきまして1つ、2点目、ふるさと納税の推進について市長のほうに確認だけしておきたいと思います。

今後、ふるさと納税の推進事業について、どのように市民に還元を考えていかれるのか。条例を見ますと、市長の裁量権というふうになっていますので、非常にちょっと分かりづらいなと思いましたので、その点について説明いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほどの答弁でも担当からいたしましたけれども、可能な限り分かりやすくということの中で、ポイントといたしましては、やはりふるさと納税の性質上といいますか、システム上といいますか、いろいろな総合戦略の中身なり、いろいろな重点項目に使ってほしいという方もいれば、一方で、指定なしで市長に任せますという方も結構おられて、その市長お任せの部分の、当然経費分がありますので、そうしたものを約半分を差し引いたものを積み立てて、こちらを重点的な私自身なり総合戦略なり、そうした要望が強いところに振り向

けるような、そういう工夫を今始めているところであります。

いずれにしましても、担当といろいろしっかりと練りながら、最終的には予算全体の中で、お金に色がないところもありますので、予算全体の中で枠を広げながら、そうしたふるさと納税の増益分といいますか増収分をしっかりと企てながら、最終的に全体的に市民の皆様のニーズに行き渡るように、可能な限り、そうしたことを心がけたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。

ふるさと納税につきましては、市長、今後、市長裁量権でしょうけれども、しっかり組織対応で体制を組んでやっていただければと思っておりますので、その点だけよろしく願います。

じゃあ、続きまして、4点目の新しい公共の仕組みにつきましては、もうちょっと時間が迫っていますので、再質問で1点だけ確認をしておきたいと思います。

実は今年の夏が太宰府は猛暑日が連続62日間という、日本一という非常に暑い日が続いたわけでございます。今年度、太宰府市の実績の中ではクーリングシェルター、非常に市民の方も好評でございまして、周知が進むとともに、市役所でも高齢者の方がたくさんの方が休憩されているお姿を拝見するところでございました。

そこで提案させていただきたいんですが、山梨県甲府市、また大阪の泉南市では、熱中症対策として、廃プラ問題の具体的な取組として、使い勝手のいい移動式給水スポットを活用しての熱中症対策を推進されておりますが、本市においてもこういった導入の検討がなされるべきではないかと私は思っておりますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 議員おっしゃるとおり、令和6年度本年度から運用が開始されております熱中症特別警戒アラートでは、各市町村において指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターを指定することができるようになりまして、本市におきましては17か所クーリングシェルターを指定して、熱中症対策を進めてきたところでございました。

議員からご指摘いただいております移動式給水スポット、こちらは熱中症対策をはじめ廃プラ等の環境問題への対応など、各施設における給水施設の在り方として、今後その可能性について関係部署とも今後情報交換を行いながら、様々な角度から調査研究を進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。

市長、実際この猛暑が62日間続いて、太宰府はじゃあ何か対策したのかと市民に問われたときに、いや、ちゃんとやっていると、一つの効果にもなるかなと思っていますし、一番大事

なのは、子どもたちが学校にペットボトルを持っていかなくていいし、マイボトルで何回でもそこで給水ができるという仕組みづくり、災害にも役立てる。そして、観光地の主要なところにも置くと、こういうことが効果的だと思っています。

廃プラ問題、これはGXにもつながってきます。持続可能なまちづくりの具体的な取組でございますので、推進のほどよろしく願いいたします。

それでは、2点目の地域の居場所づくり推進事業について少しか確認をさせていただきたいと思います。

先ほどお示しいただきました9つの子ども食堂、そして2か所の地域食堂ですか、11か所ということで大変されてありますけれども、今後これを地域コミュニティの形成として寄与されていくお考えだと思いますので、地域食堂と申しますか、コミュニティ機能充実の観点から、こういった形の方向性で地域食堂を拡充されていくのか、市のほうの考えというのはどういうふうな方向性でいかれるのか、お示しいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） このコミュニティ食堂につきましては、民間ベースで広がってきた社会的活動でございまして、従来からの子どもの貧困対策や共食の機会の提供としての機能はもちろん、これからは地域と学生の連携、学生の参加など地域の交流拠点といった役割も期待されてきております。

市といたしましては、こうした活動に対しまして、新しい公共の視点で地域ぐるみで協力し、地域の皆様に支援していくことができるような、全世代が参加できる地域の居場所づくりに対する支援を続けてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。

要は、最終的には私が申し上げたいのは、地域コミュニティセンターが本当は欲しいんです、各エリアにですね。それではちょっと不可能であるなら、導線として、入り口の取組として進めていただいて、最終的には地域の住民の皆様が安心してよりどころとなる場所をつくっていただければというふうに思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

では最後に、5項目めの歳出入一体改革について再質問させていただきます。

まず、市長、太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略ですね、これは最上位計画だと思っておりますが、総合計画ではないんですね。ですので、いろいろな指針がちょっとできてないところがありまして、結果、うちの中・長期計画の立適とか公共交通計画とか、様々な中・長期計画の5年スパンで考えなきゃいけない様々な計画、こういったところにちょっと影響が出てないかと心配をしておりますが、市長、このあたりのお考えをもう一回確認のためお伺いしておきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 要は、結論から申しますと、総合計画といいますと、やっぱり多岐に全て網羅して、ある程度中・長期の計画ということになると思いますし、そうしますと、当然議決も必要でしょうし、皆様から様々、市民の皆様からももっともっと、議会の皆様はもちろんですけれども、意見を募る作業をしてやっていくということになると思いますが、私自身が就任したときの状況なども含めまして、選挙の中での公約などに非常に関心もいただいていたので、期待もいただいていたので、まずはそこを総合戦略に落とし込んでやっていこうと。ある意味、短期的にスピーディーにやっていって、まずは混乱を解消する、また重点項目に絞って結果を出していく。そういう中で税収が伸びてきたり、最近では出生率が上がったり、そういうことにも来て、ある程度一定の結果は出てきたと思っています。

ただ一方で、やっぱり、一方でといいますか、そういう1期目から2期目にかかっていく上で、その総合戦略を基に公約もつくりましたので、その公約を基にまた総合戦略の改定時期を迎えたということからすると、ちょっと長々申しましたが、結論からいいますと、堺議員がご指摘のような総合計画的なものというか、バージョンアップしたものは、つまるところこの2期目の中でつくるというよりは、次の期といいますか、次の人かもしれませんけれども、そういう中でつくり込みをもう一回していくことのほうが、もうあと私も1年しか残されていませんので、自然なのかなとは思ってまして、そういう意味では、今の総合戦略が全てに上位ということではなくて、重点的な部分について特に関わりを持ってやっているということでご理解いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 市長、ありがとうございます、ご回答。

この任期中にはちょっと難しいというお話ですけれども、今後のことについては大事な視点でございますので、しっかり肝に銘じていただければと思っております。

あと、これは提案なんですけれども、これから総合計画で今までやってきていただいた市長の施策の中で、本当はこれから大事になってくるのは、一つの視点としてはやっぱりまちづくり、この視点が大きく今から太宰府市は要求されてくる、このように思っております。

そういったことを考えますと、今現行の今の所管課のほうからボトムアップで吸い上がった内容がきちっと計画に反映されていく、この仕組みづくりをまずやっていただく。そのためには、機構としてやっぱりまちづくり推進課というのが必要じゃないのかなと、私はそう思っておりますが、その点、何か市のほうで見解があればお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） この点も、まちづくり推進課しかり、福祉的な総合的窓口もしかり、様々、今あと子どもを中心とした部署もしかり、このようなものを時代に沿って機構改革というの必要な時期に差し加かってきているなど思っているんです。

ただ一方で、私も最初から申していますように、機構改革が繰り返されている中で混乱していたということもあったようですから、これも含めてまた、論点整理は今ずっとしてきたんで

すけれども、これも含めてまた総合計画的なものの中で落とし込んで、次のしかるべき時期にそうした機構改革も整合性の取れた形でやっていくというほうが、この私の残された1年でたばたやるよりも、そちらのほうが適するのかなという問題とは思ってしまして、まずはいただいたご意見をしっかりと落とし込みながら、論点としてまとめておきたいなと思ったところではあります。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） すみません、市長、ちょっとくどくなりました。本当、すみません。よろしくどうぞお願いいたします。

あとは最後に、もう時間ありませんので、DXの推進について最後質問して終わりたいと思います。

DXで1つあるのは、先日市民相談を受けまして、実はこれは本市在住の方で、本市の保育園にお勤めの保育士さんだったんですけれども、ですので課題がちょっといろいろ複雑化、保護者の課題、保育園児の皆様の課題等々ございましたので、私ではちょっと対応できないと思ったので、同会派の小島環境厚生常任委員長に入っていていただいて市民相談をしていただいて、乗っていただいて、ある程度理解をしていただいて元気に帰っていただきました。

その方がおっしゃっていた中の一つに、私も前々からこれは市民相談をして思うんですが、市役所に、今日示すことはできないんですが、市長、かなりうち情報がいっぱいあるんですよ、実は。高齢者の方が生活が不便になったとき、じゃあどの情報が欲しいとか、災害のときどうやったらいいのかとか、生活便利帳はこれは団体の方が作られています。今所管課を回ってきたんですね。1階も見たんなんですけれども、かなりの量がありますね。

私は思うんですけれども、市民の方でほぼほぼネットを見ない。市役所までチラシを取りに来ないと情報が分からない。これよりも、せっかくデジタル化で公式LINEアプリをつくっているんですから、届くチラシをちょっと企画できないのかなって。必要な方に必要なチラシをお届けする仕組みづくりというのはご検討できないか、その点ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務広報担当）（宮崎征二） 議員ご指摘のLINEにおきましては、通知機能によってイベントや行政サービスなどのお知らせを現在させていただいております。内容によりましては、チラシでありますとか、内容を視覚化するいわゆるサムネイルというものなどをイメージ画像として本文とともに添付いたしまして、利用者の皆様の関心を引くような工夫をしているところでございます。

また、市の様々な情報をチラシとしてお知らせしているところでございますが、全ての情報をチラシ化しているわけではございませんで、それぞれの内容によって、広報紙であったりホームページ、LINE、またチラシなど適した媒体を選択いたしまして、組み合わせて情報発信を行っているところでございます。

今後も議員ご指摘のLINE機能の充実や各種媒体を活用した分かりやすい情報発信ができるように、様々努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。

以上5項目、本当はもっとあったんですが、割愛させていただきます。

最後に市長、来年度、任期最終年でございますので、一言だけ抱負をいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 一言で申すのはなかなか大変でありますけれども、先ほど来申しましたように、最終の年度という意味もありますけれども、その次に向けてのある意味いろいろな論点を整理していくという時期にもなると思いますし、これから、ある程度の結果は出てきたと思いますけれども、中・長期的なさらなる飛躍に向けての重要な準備の時期にも差ししかろうと思っておりますので、市なり市民の皆様のことを第一に考えて、しっかりとやっていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 市長、最後ご答弁ありがとうございました。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで14時25分まで休憩します。

休憩 午後2時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時25分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔11番 笠利毅議員 登壇〕

○11番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に基づき2件の質問をさせていただきます。

1件目、公共交通の今後について。

件名は一般的な表現にしていますが、具体的には来年4月に廃止されようとしている西鉄バスの星ヶ丘線を取り上げます。私もその沿線に住んでいるのでよく分かりますが、このバス路線の廃止は切実な喫緊の問題です。あしたからどうやって暮らしていこうか、生きていこうかという問題です。先日、クリーンデーがありましたが、公園の草取りなどしてられないような状況です。それでもちゃんと草取りをしてくださる住民がいます。そんな住民を大切にする町だと実証しなければなりません。楠田市長もそうお考えのことだと信じています。

さて、状況は本年9月定例会の一般質問で今泉議員も訴えておりますし、その後の地域公共

交通活性化協議会でも的確な指摘がなされています。市も利用者アンケートを行っており、事の深刻さは十分に承知のことと思います。また、市内交通のこれからを考えるに当たり、重要な前提となる立地適正化計画も完成に近づいています。端的に3点伺います。

1点目、来年4月での廃止はさせない、しばらくは路線の存続をする、何としてもする、その強い意志を市は明言し、そして実現するべきと私は考えていますが、市はこの路線をどうしたいのか、星ヶ丘線に対する市の考えを伺います。

2項目め、その「しばらく」の先には代替交通を考えていく必要があります。私はまほろば号を通すべきだと考えていますが、市としてはどのように考えているのでしょうか、市の考えを伺います。

3項目め、来年度にはデマンド交通の実証実験をする予定となっています。その実験が、廃止された星ヶ丘線の代わりになるということはあるまいだろうと考えていますが、将来のためにはデマンド交通について住民が理解しておくことも必要です。何を実証したいのか、デマンド交通について市の考えを伺います。

さて、バスに乗ると、人は必ず公共の空間に出向くことになります。そこで2件目、やさしい公共空間について。

太宰府市は歴史と文化のまちとされますが、歴史と文化は公共空間で形づくられるものですから、この質問はやさしい太宰府のまちをつくりたいと、そういう意味です。

以前、文化財課から文化財保存活用地域計画についてのレクチャーを受けたとき、市民遺産の話となりました。50年続いたら、それは立派な市民遺産になるとのこと。歴史は人の営みとそこに込められた気持ち、文化はそれが姿形を取ったものと考えていいと思っています。それが50年、2世代ほども続けばレガシーになるということですね。

一方、人の営みに過ちは付き物ですから、間違った文化が形づくられることもあり得ます。それが、これこそは文化だ、あるいは伝統だと誤解される前に、固定化されてしまう前に手を打っておくのも、行政の大切な責任だと思っています。

3項目伺います。

1項目め、公園の排除ベンチについて。

排除ベンチとは、机上に配付させていただいている資料の写真のように、傍聴の方にはお見せすることを考えるのを忘れてしまい、申し訳ありませんでした。平らなベンチの真ん中に手すりのようなものがあるような、横になれないベンチのことですね。横たわることができないようにデザインされたベンチのことです。1990年に東京都の新庁舎が新宿駅西口にできたとき、真新しい立派な庁舎の近くの公園や地下道のベンチで野宿をする人たちが、そこにいられなくなるように考えられたものだとされています。

近所の方が、いつも散歩をする公園で排除ベンチを見るたびに心が痛むと言われました。排除ベンチの歴史を知る彼には、ベンチから追いやられ、社会から見えない存在にされた人の姿が見えるのです。私も1990年には東京に住んでいましたから分かります。福岡に来てから忘れ

てしてしまいましたが、彼の話聞いてからというもの、ずっと胸がえぐられる思いがしています。

ベンチはすてきな、あるいは便利なものに見えるかもしれませんが。だとしても、歴史を知らなければ、見えない存在にされてしまった人たちがいることがそのまま忘れ去られ、それが当たり前になっていく。これは、今の社会の価値観にもそぐわないだろうと思っています。

そもそも、公園というみんなのための場所には、孤立したスペースをつくるベンチより、親子が膝を寄せてお弁当を食べたり、友達同士、恋人同士、見知らぬ者同士が、その都度距離感を合わせて座れるベンチのほうが似合っている、そうと思っています。太宰府市に排除の意図があったとは思っていませんが、だからこそ、いわゆる排除ベンチはなくしていくほうがいいと思います。市の考えを伺います。

2 項目め、歴史スポーツ公園の芝の剥がされたグラウンドで行うソフトボールについて。

教育、人格形成の観点からは、どう捉えているのでしょうか。スポーツが青少年の育成に資するものであるというのは、スポーツが形づくってきた文化、スポーツマンシップ、スポーツマン、マンと言うのか今は分かりませんが、シップと言われるものが尊いものであり、肉体の成長に合わせて、そのスポーツならではの精神性を身につけることが期待できるからだと思っています。逆に、ねじ曲げられたスポーツマンシップは、青少年の健全な成長を阻害するということになるでしょう。

また、およそ競技場をないがしろにするスポーツはありません。競技場そのものがスポーツマンシップを形づくる重要な要素、環境要因です。競技場をおろそかにするスポーツはスポーツとは言えず、公共による保護には値しません。

歴史スポーツ公園については、倉庫のこと、公園台帳のこと、あるいはこの多目的広場の芝のことなど、これまでいろいろな問題があることが指摘されてきました。皆、未解決です。太宰府市の場合、行政が少年スポーツが行われる競技場、この場合は多目的広場ということですが、競技場の適切な管理を怠ってきたことにより、1 世代以上の長きにわたり、子どもたちは潜在的にゆがんだスポーツマンシップをたたき込まれてきたと言えるのではないかと考えています。

もちろん、子どもたちはきちんと成長したことでしょう。けれども、潜在的にゆがめられてしまっているということが問題で、それは先ほどの排除ベンチが、ベンチ自体はただのベンチにすぎなくても、しかし歴史的、文化的な含意を帯びさせられていることと同じです。ただし、子どもはベンチのような物体ではなく、人間です。

今、かつてよりはるかにきれいに剥がされてしまった芝を見ると、公共の場所を大切にしない文化が太宰府市ではレガシーとなりつつあるように、太宰府市では当然のものになりつつあるように私には見えています。そこには市政そのものの公共性の劣化を見るべきと考えています。芝は、あるいは倉庫もですが、一旦きれいに整備してみてもどうでしょうか。

そして、その前にもっと大事なことで、今の状態が本当に一人の人間として育ち行く子ども

たちにとっていいものだと考えておられますか。教育的な観点からの市の見解を伺います。

ここまでは、公共の空間はいや応なしに歴史的、文化的な意味を帯びる、したがって適切な対処が必要なのではないかという指摘です。

3項目め、まちライブラリーについて。

排除ベンチもはがされた芝も、何らかの意味でゆがんだ人間関係や過去の特権意識や排除の精神が反映されています。そんなものではない、混じり気のない人間関係、社会関係にたくさん触れる機会を少しずつでもつくっていきませんか。お出かけするとちょっと気持ちがいい、そんな町を目指しませんかという、これはお誘いの質問です。

まちライブラリーとは、どのような人かは紹介しませんが、高野一枝さんという方の「まちライブラリーの今」というネット上の記事ですけれども、これの表現を借りれば、本をきっかけに人とのつながりを持つ活動ということで、決まった形があるわけではありません。全くの自由です。

高野さんの定義を、私は気持ちや思いが籠もった本を人の目につくところに並べることができる、でも置きっ放しにはしない、そんな空間をつくる活動だと理解しています。そこでは、人とのつながりは潜在的なものでも一過性でもいい。気持ちが本を通じて形となっていればいい。少なくとも本好きにはそれで伝わります。組織的に取り組まなくても、自発的な人と人をつなぐ営みを応援しようというまちづくりを、まちライブラリーという言葉に託しています。

私は本が好きですので本に託していますが、花壇でもアクセサリでもいいんです。これからの新しい公共には必要となる要素だろうと考えています。既にこんなことを応援したいと思っているというような回答でも十分ですので、趣旨を酌んで市の見解をいただければと思います。

以上、再質問は議員発言席で行わせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、議員ご質問の西鉄路線バスを含め、全国的な地域公共交通の現状についてご説明いたします。

現在、乗合バスなどの地域公共交通は、車社会化、人口減少などの影響により、輸送需要の縮小や運転士不足などがバス事業者全体の課題となっております。この現状につきましてはコロナ以前から続いておりましたが、公共交通を取り巻く環境はさらに厳しさを増している状況であります。

このような状況の中、西鉄路線バス星ヶ丘線につきまして、令和7年4月1日付で西鉄五条駅から太宰府高校入り口までの区間を廃止したいと西鉄より申出がなされました。

本市といたしましては、この路線バス星ヶ丘線は、通勤、通学、通院、買物など市民生活に欠くことのできない大切な移動手段であり、この路線バスの廃止が、沿線住民をはじめ市外利用者も含めて様々な皆様の生活に甚大な影響を及ぼしますことから、これまでの西日本鉄道株

式会社との包括連携協定や様々な取組も踏まえ、様々なレベルで実情を考慮した特段の配慮をお願いし、これまでと同等の交通体系の存続などに向け協議を重ねているところであります。

また、同様の申出がなされております路線バス南ヶ丘線につきましても、筑紫野市、太宰府市、大野城市を結ぶ路線でもありますので、西鉄のみならず関係自治体と協議を重ねながら、路線の存続に向けて様々な協議を重ねているところであります。

これまでの間、西鉄よりバス利用に関するデータの提供を受けての利用人数などの分析、バス停間の高低差や勾配確認、バスの利用状況を把握するために利用者の年齢や職業、利用目的などについてのアンケート調査の実施など、この星ヶ丘線沿線に関する地域課題についての調査、分析にも努めているところであります。

一方で、本市における交通事業者を取り巻く環境につきましても、全国的な課題と同様に厳しいものであることは一定理解しつつも、経済合理性のみで公共交通の利便性や安全・安心が損なわれるようなことがあってはならないと考えており、路線の存続に向け、星ヶ丘線が一方的に廃止されないよう、現在も継続的に協議を重ねているところであります。

次に、2項目めについてですが、先ほどご説明いたしましたが、全国的にもバス事業者全体の課題として、運転士不足などの影響により先行きは極めて不透明であり、公共交通を取り巻く環境はより厳しさを増している状況です。本市としましては、市民の移動手段をどのようにしていくか、まほろば号をはじめあらゆる可能性を想定して交通モードの検討を重ねているところです。

次に、3項目めについてですが、デマンド交通につきましては、新しい公共交通の一つとして県外や県内の近隣市町における導入実績もありますことから、前回の9月議会におきまして、デマンド交通実証実験に係る費用を補正予算として上程し、議決をいただいたところであります。

このデマンド交通実証実験につきましては、先ほど来申し上げましたように公共交通を取り巻く環境が全国的により厳しさを増す中、本市における地域公共交通の一翼を担う有効な手段となり得るか、地域全体として持続可能な地域公共交通体系として構築できるかなどを検証するために行うものであります。

今後、デマンド交通実証実験を行うエリアにつきましては、地域のニーズや導入可能性も含めて慎重に検討を進めており、公共交通を利用される方々の利便性の維持、向上に資することや、地域の実情に応じた最適で持続可能な公共交通の実現につながる取組となるよう、市域の中で鋭意検討を行っているところです。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） まず、1項目めのところの確認ですけれども、簡単に言ってしまうと、存続はさせたいけれども協議中であるとまとめてしまってよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 議員のおっしゃるとおり、まずは存続というところで、まず一方的

に廃止はさせないというところで今協議を重ねているというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

その点は大分前から同じ内容の回答が続いているということなので、9月にも取り上げて、なぜ12月にも取り上げざるを得ないかという、これは住民にとってはもう甚だ心配な、前で言いましたけれども、なんですね。今渋い顔をされている幹部の方もいらっしゃいましたけれども、大変なことは承知の上で言っているんですけれども、住民としては、分からない状態です。いつまでも続く、少なくとも夏休みからはその状態が続いているので、それがもう草取りもやられていないということにつながっているという状況です。

私は今回、状況がそれほど進んでいないだろうとは思いつつも、あえて取り上げたのは、もっと強固な意思表示が欲しいと恐らく住民なら思っているからなんですね。

最初に軽くですけれども、市長にお聞きしますけれども、住民はまだほとんど知らされていない状態です。そうした中で、住民に対する何らかの説明というのは必要なのではないかと思います。それがいつになるかはともかくとして、市長自ら住民にこの状況を説明しに出向くような心積もりという心構えというか、それはおありでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） なかなか結論は申し上げにくいんですけれども、いずれにしても、まず我々としてこのような西鉄側の思いといいますか、申出といいますか、そうしたことをキャッチしてから、当然先ほど担当が申しましたように、それは到底のめないと、そのようなことは許すわけにはいかないという思いでありますので、その後、決死の覚悟で様々な交渉を重ねてきたし、今も重ねているところであります。

その中で、とはいえ、時期も迫っていますので、まずはこの件がどの時点でどうなるかということをお示しはしたいとまず思っていますが、まずは議会の皆様にお示ししたいと思っています。その上で、市民の方にどのようにお伝えをしていくかということはあるかと思いますが、重ねてになりますけれども、まずは議会の皆様にお伝えをしていきたいと考えています。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） これは議員としてという以前に、議会の人間としてというより住民としてですけれども、もう議員より私たちが先でしょうというふうに思われる方は少なくないだろうと思いますし、私自身もそのように思います。

それはそれとしてなんですけれども、じゃあもう一点、これは確認ですけれども、市長に。市長としては、何はともあれ、住民の公共交通は確保するという方向で動きたいと、空白期間はつukらないという方向で動きたいというつもりではおられますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと先ほど申し忘れたところもありましたけれども、我々というより私

と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、政治家としてといたしますか、市長としてといたしますか、そういう情報があり、申出があり、じゃあそれをまずすぐ皆様にお知らせをするという手もあるかもしれません。しかし、私は今までの経験なり信念からしまして、そういう悪い情報だけを伝えて、その後どうするかを我々として持っていなければ、いたずらに混乱させるだけになってしまうのではないかとということを危惧してしまして、あらゆる問題においてです、ですので、そうした中でやはりその後の対応策までしっかりと我々として決めてから、検討してからお伝えをしていくと。当然その期限も変わり得るわけだと信じていますので、ですので、そのような方法を取ってきたわけですし、私はそのような方法を取ろうとしています。

その上で、どのようにお伝えをするかということでもありますけれども、ただ一方で、この星ヶ丘線にとどまらず、あらゆる公共交通において、電車など、タクシーなども含めて、これまでも今の状況、100円でこれだけの路線を広げてきたわけですが、それでもやっぱり足りない、バス停まで遠いと、もっと路線を広げるべきだと、そのようなご意見もあったわけです。それに対して、私はできる限り何かできないものかということで、最近でもつつじが丘の路線を少し延ばしたり、そういうこともしてきたわけですが、先日も申したかもしれませんが、ある意味お金だけではない。運転手の問題なり公共交通自体をどれぐらいの値段で維持できるのか、どのように皆さんの足を確保する上でどれほど行政なり自治体に関与できるのか、もっともっと民間の方なり一般の市民の方のお力もお借りするのか、そのようなこともやっぱり最終的に決めていかなければいけないので、非常に新しい部署もつくって新しく様々な検討を重ねていますけれども、予算もお願いをしていますけれども、本当の意味での結論というのは、全国的にも、これは世界的にもですね、出ていないと言えるでしょうし、我々としてもまだまだ道半ばというところが率直なところですので、まずはとにかく今の現状の路線は維持していくべきだとは思っていますし、できればいいなと思っていますし、もちろん。それが止まることになればご批判が当然あることも我々としては当然認識をしていますので、できるだけ皆さんのお叱りのないように、できるだけ無理のない形で持続可能性のある形でもやっていきたいと思っていますので、なかなか難解な課題ですが、本当に総力を挙げて取り組んでいるところであります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 困難な状況にあることは私自身も理解はしますので、通常なら職員の方に様々なことを確かめた上で市長に話を聞くんですけども、最初に今回市長に言葉を求めたのは、住民を説得的に一緒に動いていくためには、やはり市長の存在というのは大切な要因になるかと思うので、最初に聞かせていただきました。それは、同じような問題は今後別の市内の地域でも起きる可能性はあるので、最初どのように対処していくとかというのがとても大切だと思いますので、そういうことですね。

今市長が様々な配慮すべきことをおっしゃってくださったので、それについて私が付け加えることはしませんけれども、1つだけ、立場が違うので受け止め方が違うということかとは思

いますが、様々な要因を決まってから伝えるという、大まかに言うという方向でのお答えだったかと思いますが、今回の12月議会で丁寧な説明を行っていくということが別件で何回か出てきましたけれども、私はこの件については、その丁寧な説明の前に、丁寧に話合いをすること、それをできるように町が変わっていかないと、次同じようなことが出てきたときに対処が難しくなっていくのではないかと心配をしています。丁寧な話合いというのを心がけてほしいと、それは2件目にも共通していることなので、ちょっとそれだけを言っておきますね。

2項目めのことをちょっと確かめますけれども、まほろば号については検討しているということですね。それ以上のものでもそれ以下でもないと思うので、一応それでよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） お見込みのとおりで、あらゆる交通モードといいますか、既存の交通手段も含めて検討しているというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） まほろば号についてなぜ通したほうがよかろうと考えているかと、簡単に申しますけれども、私、都市計画審議会に入っていて、立地適正化計画を見ているので、五条と高雄というのは市内の地域公共交通で結ぶというのが基本的なアイデアとしてあるんですね。厳密には高雄でそれで想定されているところと今のバスが直接つながっているわけではありませんけれども、人口の張りつき具合とか考えるならば、曲がりなりにも五条と高雄を今直接結んでいる路線ですから、立地適正化計画上も簡単には廃止することはできないだろうと考えています。

地域の昔を知る方から様々な西鉄とのやり取りあるいはまほろば号をめぐるやり取りを聞いて、手元にも持ってきてはいるんですけども、そうした経緯を踏まえても、住民の中では、もしも西鉄バスがなくなってしまうのであれば、まほろば号を通すことは考えてほしいという声はかなり強いと私は受け止めています。それ自体、歴史的にも現状を考えても合理的なものかなと思うので、そこはぜひ強い選択肢として考えておいていただきたいと。

無論その場合、ただ延伸というふうにはならないかもしれませんが、今年の施政方針でもうたわれているまほろば号の料金に関わることも不可分ではないかもしれませんから、簡単ではないと思いますが、そこはもう、これは青山地域、梅香苑の人のためということだけでもない問題ですので、まほろば号のことは考慮に入れておいてほしいと思います。

3項目めですけれども、デマンド交通についても、現状では詳しいことは述べられる段階にはないというふうに回答を受け止めてよろしいでしょうかね。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 議員がおっしゃられますように、先ほど基本回答で申したように、今そういう鋭意検討を進めているというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） それは先ほどの市長の責任感のある言葉と整合的な内容なので、そのとおりなんだろうと、現状がそういうことだと思いますけれども、これについてもう一つだけ言っておきますけれども、最初に申しましたように、住民としてはとにかく市が路線の存続ということは念頭で、それを前提に動いているということを期待しています。②、③が具体的なことが述べられないということは、市長の先ほどのお言葉を借りれば、次の手を示す段階では明確なことが言えないということにつながってしまうと思うんですけれども、これはだから市長にお尋ねしたほうがいいのかな。

1つには、②、③、次の一手が決まらないというのは、やっぱり大きな要因としてあると受け止めてよろしいでしょうかね。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと先ほど来、また言葉足らずだったかもしれませんが、私の考え方からしますと、現時点で悪い情報だけお伝えをするということは、もう我々がある意味諦めたというときだと思います。どうしても頑張っても、真剣に決死の覚悟でやったけれども、令和7年4月1日で廃止することも止められなかったし、新しい方策も決め切れなかったと、そうしたときはできるだけ早くお伝えをするということが一つの在り方だと思いますが、私はそう諦めていませんから。ですから、そうしたことを、まだ期限もですから決まらない、いつからそのような形になるかも決まっていない。そういう中で、ただそういう申出がありますということだけ伝えても、私は何の解決にもならないと思うものですから、このような形でやってきました。

私が間違っているのであれば、これはもうやり方を誰かにやっていただくしかないとも思っていますが、そうした中で、先ほど来ありますように、1つ申しておけば、まほろば号で代替と言われても、まほろば号の運転をされている方もやっぱり西鉄の方で用立てをしてもらっているわけです。ですから、はっきり言いますと、西鉄の路線の存続とまほろば号の存続はつながっているわけでありまして、そうしたことを、ですから西鉄がなくなるのでまほろば号を置き換えればと、そうしたお金だけをつぎ込めばということでは決してないということが今回の難しさでありまして、まほろば号だけでも西鉄だけでもない。

そうした中で、ただ一方で全国的な課題ですから、そうした今までの主体じゃない方も、ビジネスチャンスとして何かしら考えておられる方も、これはまた一方で出てきているわけでありまして、タクシー業界もいろいろな中でチャンスをつかもうというところもあるでしょうし、新しいそういう公共交通を手がけたいという事業者もおられるでしょうし、ですからそういうところが非常に難しさの中でやっておりますので、そうした中で最終的に、ですので、ただ西鉄が、まほろば号だけということではなくて、あらゆるそういう主体、市民の方も含めてですね、の方がやっぱり納得のいく形で整合性の取れた形で、持続可能な形でやっていくということを最終的に詰めていくために、お時間をぎりぎりまでいただいているということであり

ますので。

そうしたことも含めて、ちょっとお答えになってなかったかもしれませんが、最終的に、さっきのデマンド交通の件も含めて、決してその部分だけで考えているわけじゃなくて、全体の中で、場合によっては、もしかするとそれが市外までつなげるようなチャンスにもなるかもしれませんので、今までなかなかできませんでしたが。そうしたプラス面も含めて、転んでもただでは起きないという私もそういう信念がありますので、そうしたことも含めながら、何とか皆さんのご期待に応えられるような結果を導いていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 一言で言うと、市長が様々なことを考えられているのはもう当然だと思います。それは私でも考えますし、住民の中でも考える方はいます。住民は頭がたくさんありますから、さらにいろいろなことをいろいろな形で考えるので、市長が何とかしたいという気持ちを持っていることは全く疑っておりませんし、それはほかの理事者の皆さんについても同じだとは思っていますので、それについてどうこう言うつもりはありません。大変だと思います。実際難しいことだと思いますけれども、住民は、もうこればかりは市に期待するしかない。地域公共交通をどうしていくかというのは、活性化協議会でもありましたけれども、やはり市が責任を持って考えていく事柄に属するかと思いますので、そのつもりでやっていただきたい。

ただし、私はここは市長と考え方、受け止め方が違うところですが、住民への情報提供は、もう我が事ですから、私たち住民にとっても。困った情報であっても一定程度受け止めるを得ませんから、そこは住民のほうをある程度信頼するというような形で情報を提供していくという考え方もあるんじゃないのかなと私は思います。

1件目はこれで。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、公園はレクリエーションとしての空間や防災性の向上、豊かな地域づくりなど様々な機能を持つ中で、公園の整備に当たっては、公園の規模や利用状況などを踏まえ、関係する自治会のニーズなども伺いながらベンチや遊具などの施設を整備してまいりました。これまでの整備では、仕切りがないベンチに加え、仕切りがあるベンチを設置した公園もある状況であります。

議員ご指摘のとおり、様々な視点も踏まえ、どこでも、誰もが自由に使いやすく、親しみを感じられる公共空間の整備に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 次に、2項目めについてですが、スポーツを通じて子どもたちの体と心を育て、チームワークの大切さや協調性を育むことは非常に重要であると考えます。また、特にソフトボールのような団体競技は、仲間同士で切磋琢磨することでコミュニケーション能力を

向上させ、与えられた役割を果たす責任感を養うことができるという意義があります。

そうした意義を踏まえた上で、子どもたちには安心・安全な環境の中で、子どもらしく活発に動き回り、スポーツに集中することができる施設を提供することが大切であろうと考えております。

歴史スポーツ公園については、これまで住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる場として、地域の中で大切に活用されてきた施設であり、地域社会において欠かすことのできない役割を果たしていると考えます。ただ、多目的広場の芝生の剥がれについては、これまでも議員の皆様からご指摘をいただいているということは認識しております。

多目的広場で元気にスポーツに励んでいる子どもたちがいることは事実ですので、安心・安全な環境の中でスポーツに集中することができる施設を提供したいという思いは持っております。したがって、多目的広場の管理につきましては、利用状況などを考慮しながら、改めて関係各課で協議してまいりたいと考えております。

次に、3項目めについてですが、まちライブラリーは、個人や団体が自宅や店舗などの一面に本棚を設置し、本を持ち寄り、貸し借りを行う場として提唱されているものと理解しております。特徴的なこととして、読んで不要になった本を持ち寄るというのではなく、自分が感銘を受け、次の人にも読んでほしいと思う本を提供するということにあると思います。そのため、提供する本には自分が感銘を受けたことをメッセージとして添付し、借りた人も読んだ感想を連ねていくなど、本を媒介として人々の交流やつながりが生まれていく活動であると理解しております。

本には、様々なテーマや世界観に触れることで得られる魅力があります。新たな知識を得たり、論理的な考え方に触れたり、多様な価値観を基に自分と向き合うことで自己理解が促進されるなど、人生を豊かにする要素が詰まっております。

したがって、本から得た自らの思いをメッセージや感想という形にし、多様な人々と向き合うことができるまちライブラリーは、本を通した新たな交流が生まれる場として、議員のおっしゃいますように新しい公共の概念の中に位置づくものであると考えております。

まちライブラリーにつきましては、まだまだ私たちの情報が不足している状態ですので、今後は身近な事例等を調査研究しながら、その情報を基に検討していく必要があると考えております。

なお、議員からはまちライブラリーという言葉に託して、人と人とが自発的につながる仕組みの重要性について述べていただいておりますので、まちライブラリーと同様に、新しい公共の理念にふさわしい町のコミュニティを醸成する活動については、行政としての関わり方を考えていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。

最初に簡単に1件目との関係を述べておきますけれども、バスがなくなるかもしれないということを知ったら、とにかく出かけたくなるような町であって、私の住んでいる辺りだったら、端的に五条がということになるんですけれども、やはりそういうことを考える方が多いんですね。そこで、町に何があるかということで、今までなかなか主題化してこなかったことを主題化しました。

何で主題化してこなかったかというと、私、通常は事実を調べ、法律や規則や計画を調べ、もうこれはこうするしかないでしょうという形で質問を組み立てることが多いんですけれども、わざと歴史と文化というのに言及したように、若干人によって受け止め方の幅のある問題を全部取り上げていますので、こういう形にしています。

ただ、その歴史と文化というのは、文化財課から学んだ考え方をベースにしていますので、それは単に私自身の考え方というよりは、太宰府市の中で用いることができる考え方に基づいて質問をしようという形でまとめています。

排除ベンチということについてなんですけれども、これについてはご回答にあったように様々な視点を踏まえて、どこでも、誰もが自由に使いやすく、先ほどの堺議員に対する回答の中であった言葉を借りれば、誰も取りこぼさないというような考え方かと思いますけれども、そういう公共空間の整備に努めてまいりますということで、写真でお配りしたベンチは、これは真ん中の手すり部分が多分取れると思うんですね。私自身は、これは取ってしまったほうがいいと、こういうのが登場したときに強烈な印象を持っているものですから、思いますけれども、これはもうぜひ本当に、先ほど言ったことなんですけれども、地域の住民、公園のそばの人たちであるとか、あるいは職員の中でどういうふうに公園というのをデザインしていったらいいのかというようなことを議論した上で、結論を出していったらいいと、今後どのようにしていくか。もう言いたいのはそれに尽きます。

ただ、これは皆さんにも議員の皆さんにも覚えておいていただきたいですけれども、本当に1990年頃、行き場を失った人たちというのがさんざん報道されていたんですけれども、彼らの存在が、もう今これは本当ごくごく当たり前にこういう椅子になってしまっているんで、当時と社会状況は変わっているかもしれないけれども、これが固定してしまうことで、文化として一定程度存在権を得て当たり前になってしまうことで、見失われていくものというのは必ずあるかと思うので、それを覚えておいていただきたいなと思っています。1点目はそれだけです、言いたいことは。

2点目ですけれども、まず直接お尋ねしたことに対して1つ明確な答えがなかったと思うので、それをお尋ねしますけれども、スポーツはきちんとした場所でやったほうがよいと思うんですね。これは恐らく私だけじゃないと思います。入江議員がスポーツの競技場じゃなくて校庭の話でされましたけれども、平たんであるべきグラウンドが凸凹だったりすると、けがをしやすいと。スポーツにおいてはなおさらです。

この多目的広場についても、ほかのスポーツをする方あるいは純粋に遊んで楽しもうとする

方にとっては危ないという状況があると聞くことがありますので、そのように本来の姿を決してしているとは言い難いようなスポーツの競技場で子どもたちがスポーツを続けて、それを当たり前として受け止めていく、それは果たして教育上いいことなんだろうか、どうなんだろうか。これも人によって考え方はあろうかと思いますがけれども、答えられる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（井上和信） ありがとうございます。

子どもたちは、先ほども申しましたように子どもの成長にはスポーツというのは大変有意義であると思いますので、またそのスポーツをする上で、施設あるいは用具等が子どもたちの意欲を高めるものになるというふうに思いますので、子どもたちにとってできるだけ適した環境の中でさせていきたいなという思いは持っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 内容的には繰り返しだったかと思うので、別のことを1つ聞きますけれども、多目的広場の本来の姿、今芝が剥けているところに芝はあるべきものなんでしょうか、それともこの姿が本来の姿なんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 今の現在の姿はどうかということなんですけれども、やはり当然今まで長く使っている中で、競技をした中で芝のほうが剥がれていったというところもあろうかと思っています。だから、もともとはもう少し芝があったような状態でということはあると思います。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 控え目な言い方をしますが、本来ある姿を保つということとはとても大切なことだろうと思います。門田議長も様々なことをここで尋ねられていますので、もうそれを言い出したら、私がここで何回ここに立っても足りないぐらいの回数が必要なので、もうしゃべりませんけれども、芝生のことについてもあるいは倉庫のことについても、もう矛盾はいっぱいあると思います。私の認識では、それはもう随分昔に始まったことで、様々な資料を見ると、心ならずもそうなったという面もあったのかもしれないと思わせる資料も出てきていますけれども、そういうことは問わないですから、一旦きれいにした上で、現状が変わると困るという場合もあろうかと思いますが、関係者によっては。でも、本来ある姿を前提に、その上でみんなで、先ほど市長の答えだったかな、持続可能な公園の在り方を考えるためには、元に戻して、丁寧に話し合ってやっていくということが極めて大切だと思いますし、私が本当に危惧しているのは、この問題は私気がついたのは、実は太宰府に越してくる前に、ここはおかしいって思ったんですね。こんなところでまともな少年スポーツできるはずない、当時、福岡市民でしたけれども、思いました。

つまり、あの状況はもう既に断絶を生むということです。一緒に遊びに行った親仲間、みんな

なそう受け止めていました。太宰府市として決して誇るべき姿ではないと思いますので、そこは丁寧に皆さんで話し合って、関係者の方々と話し合って、本当にいいのはどういう在り方なのかということに立ち返って考え直してもらいたいと。今まで本当はこれを言いたかった、歴史スポーツ公園に関しては。本当はこれだけ言いたかったので、受け止めていただければなと思います。かなりきつい見方をしていますので、ちゃんとやっていただきたいと思います。

3点目ですけれども、まちライブラリー、私が本が好きだということもありますし、ライブラリー、図書館のことですけれども、図書館というのが公共性というものを体現する、典型的に体現する公共施設というふうに言われる側面がありますから、それを町なかでつくることと、協調的な歩みを市の皆さんがやっていくことが大切だという思いでこの質問をしています。

先ほどのことに戻って1つだけお聞き、2つかな。バスになるべく人が乗りたくなるように、五条で例えばいきいき情報センター、今本が並べられている多目的交流スペースというのがありますけれども、この文脈でいうと、真っ先に浮かぶのはあそこなんですね。今の全世代交流スペース。よりよいものにしていく。何か現状で持っているアイデアでもあれば、ちょっとお聞かせいただければなと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） いきいきのフリースペースのことですね。

フリースペースの書籍につきましては、やはり市民の方とかいろいろな方から置いていただいて、皆さんがあそこの中で本を読みながらくつろいでもらう部分もありまして、そういうふうな活用をさせていただいております。

今回、まちライブラリーということではいろいろご質問を受ける中で、私個人的といいますか、私の考えで言いますと、やはりそういうものにも使っていけるようなスペースになるのかなとは思っておりまして、今後いろいろ調査研究していきたいなと思っているところです。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

まちライブラリーというようなものでいえば、いきいき情報センターでなくても、それこそクーリングシェルターか、先ほどの質問で出てきましたけれども、そういうところに、その職員の方でもいいですし、町の人でもいいんですけれども、ちょっと何か並べてみるとか。そこで涼を取ることが、単に涼しいとかスマホを見るとかというだけではない、人の存在が感じられるようなものになっていくというふうになればいいと思っています。

これは2件目の1項目めと2項目めは、目に見えないようなバリアというのは、確かに社会には存在するので、それを見落とさないというか、そこに神経を張っておいていただきたいということと、それを解消するためには、目に見えない糸でも細い糸をたくさん紡いでいくことが大切だろうと思いますし、そうすることで市長が言われるところの新しい公共、担い手は恐

らく増えていくだろうし、選択肢も増えていくだろうと思っていますので、1件目の後にこれを入れています。

今回は最初に言ったように、別にあまり理屈っぽい質問をしているわけではないので、気持ちを酌んで、職員の皆さんが市民の方々と一緒に気持ちの動くところで気持ちよく仕事をできるように、市長をはじめ部長や課長の皆さんが心を砕いて市政運営に当たってくださることを期待して、質問を終わりとしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで15時30分まで休憩します。

休憩 午後3時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時30分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番今泉義文議員の一般質問を許可します。

〔3番 今泉義文議員 登壇〕

○3番（今泉義文議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件について質問させていただきます。

1件目は、災害対応の充実についてです。

災害には、地震、風水害、崖崩れなど様々なものがあります。11月24日に地震災害対応訓練が行われました。訓練を行うことで、市民の防災意識の醸成、災害対処能力の強化につながるため、よい取組だと考えます。

今回の訓練は、自治会ごとに訓練実施計画を立てて行うものでした。梅香苑では、自力で動ける方は公園に集合し、支援が必要な方については該当者を把握するということまで計画されていました。公園に集まった方には消火器の使い方の説明があり、実際の消火訓練も行われていました。

参加した方と話をしていて、防災無線が聞こえにくいという話がありました。私も、今回の放送は、資源回収などの放送のときと比べても音量が小さいと感じていました。

また、以前の話ですが、ほかの方と話をしていて、避難するのに急坂を上らなくてはいけな  
いから、避難するなら筑紫野市のほうがいいんだけどもねという話もありました。

今回の取組をより充実したものにするため、また現実的な問題を回避するため、2点伺います。

1項目め、連絡網の充実について、2項目め、近隣市との連携について伺います。

2件目は、世界に羽ばたく人材育成の一環としての外国人留学生との交流についてです。

令和6年度の施政方針の2項目めに子どもまんなか施策展開があり、その中の3つ目のパッケージとして世界に羽ばたく人材育成パッケージという項目があります。この2件目は、世界に羽ばたくというキーワードで行いたいと考えています。

子どもたちは無限の可能性を持っていて、その可能性を引き出すのも行政や教育の役割であると考えます。世界に羽ばたく人材育成の一環として、外国の文化や人に触れることも大切であると考えます。本市と韓国の扶餘郡は姉妹都市であり、例えば太宰府西小学校は韓国扶餘郡の百濟初等学校との交流もしています。太宰府市内には複数の大学があり、多数の留学生がいますが、子どもたちが留学生と触れ合う機会が少ないと感じています。

文部科学省、当時の文部省への平成8年7月の21世紀を展望した我が国の教育の在り方についての中央教育審議会第1次答申において、次のことが書かれています。

国際化の状況に対応し、特に次のような点に留意して教育を進めていく必要があると考えた。一つ、広い視野を持ち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力の育成を図ること。一つ、国際理解のためにも、日本人として、また個人としての自己の確立を図ること。一つ、国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる基礎的な力を育成する観点から、外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成を図ること。

留学生と触れ合う機会が増えれば、今申し上げたことも実現できると考えます。そこで、子どもたちの無限の可能性を引き出すために2点伺います。

1項目め、各大学と太宰府市の交流状況について、2項目め、外国人留学生と子どもたちの交流について。

以上、よろしくお願いいたします。再質問は発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、今回の地震災害対応訓練では、大きく2部に分けて実施をいたしました。まず、第1部として、44自治会それぞれで作成いただきました訓練計画を基に、自助、共助を中心とし、主に自宅から近くの公園や公民館までの避難を行い、避難経路や避難所の再確認を行っていただきました。また、先ほど議員もご説明ありましたように、簡易トイレの設置訓練や炊き出し訓練、消火訓練、要支援者の方と共に避難するなど、独自の取組を工夫して行っていた自治会もありました。

第2部では、公助をテーマに、市内4か所の小学校体育館において、本市が備蓄している備蓄食料や非常用持ち出し袋、簡易水洗トイレ、テントなどの展示を行い、実際に実物に触れて体験いただけるようにいたしました。また、陸上自衛隊第4後方支援連隊、筑紫野警察署、太宰府消防署、本市防災専門官による講話を各校にて実施し、それぞれの立場から見た災害発生時の現状や心構えについてお話をいただきました。

また、訓練後は、参加していただきました方々へアンケートを実施し、あわせて、備蓄食料品のローリングストックの実施と食事体験を兼ねて、本市のアルファ米やパン、水などを配布、試食していただきました。

現在、各自治会において配布いたしましたアンケート等を回収、集計している段階のため、

全体的な分析はこれから行ってまいります、改めて避難経路の確認ができたことや、展示物による体験ができたことなどの高評価をいただいた一方、当日の防災無線が聞き取りにくかったというご意見をいただくなど、課題も見えてきております。

本市といたしましては、防災無線の設置当初から、議会において聞こえにくいなどのご質問や、市民の方々からも防災無線に対するご意見をいただいております、追加で整備を行ってきたところでございますが、平成27年度の整備を最後に、市内96か所で一定の整備を終えたところであります。

今回いただきました音量に関するご意見等につきましては、設定ボリュームの調整や録音時の音量など考えられる原因を追求するとともに、現在活用しておりますホームページやSNSなどに加え、防災メール・まもるくんや防災アプリふくおか防災ナビ・まもるくん、V-n e t、エリアメール、Lアラートなど様々な方法を併用した連絡手段にて運用することで、情報が的確に伝わるよう引き続き努めてまいります。

あわせて、隣人や隣組における声かけなど、地域住民のつながりを密にさせていただくことで、連絡網の充実並びに防災力の向上を図ってまいります。

次に、2項目めについてですが、先ほども述べましたとおり、今回の地震災害対応訓練におきましては、自助、共助の部分を中心とし、各自治会において避難経路の確認を行っていただくなど、災害発生時における基本的な避難行動の再確認を主眼に訓練を実施いただいたところ です。

実際に大規模な災害が発生した場合においては、今回確認いただいた避難経路が使えなくなる可能性も十分に想定されるため、災害の種類や発生時の地形的要因なども考慮しながら避難する想定をしていく必要があります。この場合、隣接する市境や校区境など、今回の訓練では想定していない場所に避難することも十分に考えられると認識しております。

台風や豪雨のように気象情報にある程度の予想の下、自主避難や避難情報のお知らせができるときは、あらかじめ指定避難所への避難をお願いすることとなりますが、地震の場合は発生後の避難となるため、距離等に関わらず、安全な避難経路を通り、安全な避難場所へ避難することが考えられます。このことから、平成27年に筑紫高校と、令和2年に日本経済大学と、災害時における避難所施設利用に関する協定を締結し、広域的な対応が可能な教育機関と連携してまいりました。

今後、本市といたしましては、平成17年に締結の同意を行っております災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に記載されている、被災者の一時収容のための施設の提供の項目も踏まえながら、毎年開催されております筑紫地区の危機管理担当部局の協議会などを通じて、これらの課題を共有し、意見交換を行うなど、広域的な協力体制の在り方について、どのような連携、協力体制が必要なのか、継続して検討を重ねてまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3 番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ご回答ありがとうございます。

今ご回答いただいた中に、防災無線も市内には最後96か所まで追加して設置していただいたということで、そのあたりはやはり市民の声、以前の各議員さんから要望とかも出ていたと思うんですけども、そこを対応していただいたのかなと感じております。ありがとうございます。

平成27年ということで、もう10年近く前になりますけれども、そこは一旦96まで増やして、皆さんの要望とか改善がある程度100%ぐらい改善したような状況なんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） この無線の音の届き方というのは、地形的な部分であるとか、それからスピーカーがどちらの方向に向いているかということを経営しながら整備はしてきたところでございますけれども、どうしてもやっぱり物理的に届く、届かないという距離の問題もございますので、当時はSNSの普及による情報の伝達の仕方でありまして、そういったところまでがまだ全体として整備されているような、ネット環境でありますとかそういうところがまだ未発達な状況でもございましたので、まずはいかに音量としてそこを届けるかということも、当時最大力を入れて整備をしてきたことだろうということは想像つくんですけども、100%やはりどうしても音が、スピーカーの音を通じて届くということはなかなか限界もございます。当然、豪雨災害のときなんかは、やっぱり雨の音、それから室内におられてなかなか音が届きにくい、それから最近の住宅事情の向上に伴って外からの音が入りにくいといった住宅事情もございますので、条件としてはその当時の音だけをいかに伝えるかということよりも、そういったホームページやSNSに加えて、そういった様々なエリアメール、Lアラート等でお知らせするという方向に、全体としてそのどれかで情報を知っていただくという形で今対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） そうですね、何かその日の状況とかいろいろなものもあると思いますので、なかなか100%というのは難しいということも自分も感じるところであります。

ちなみになんですけれども、平成27年度以降で、今後でもいいんですけども、防災無線を増設するような計画とかはあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 今のところは予定をしておりませんで、当時はそういったことに関する財源も措置がされておりましたので、当時はそれを生かして整備をしたという経緯がございました。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 今回11月24日は10時ぐらいに防災無線が流れてくるということで、市民

の方も、ああ、そろそろ防災無線が流れてくるなということで心の準備はできていたと思うんですね。資源回収とかをするときも、大体８時半からスタートするので、８時ぐらいに子どもたちとか地域の方々が、８時30分から資源回収を開始しますので玄関前に出しておいてくださいとかというのが、大体８時に流れてくる。大体そのあたりの時間で、ああ、流れてくる、聞こえてくるというのが予測できているときは、やっぱり集中しますよね、何かこう。というので、聞こえてない。

確かに今おっしゃったように、うちの気密性が高かったり、風向きとかっていろいろあると思うんですけども、今財源の話もありましたけれども、本当、行ってすぐ、いきなり言われたんですね、私。防災無線が聞こえにくいって。ああそうですかって。

これ、緊急時とかであれば、やっぱり聞こえたら、あつ、どうしたらいいのか、ちょっと心も落ち着いたりとかするかもしれないと思うんですね。なので、一番の希望としては、ぜひ増設をお願いしたいと思います。

お話の中でありました、音源の問題とかというのがあったと思います。いつも私が聞いている自治会の防災無線の音よりも小さく聞こえた就先ほどお話ししましたが、資源回収とかだったらマイクを持って普通にしゃべっているのもあるかもしれないですけども、やっぱり緊急を要する災害用の音源になると思いますので、そこは市の職員さんが言われているところ、これがもともとが小さかったら出てくるものは小さいので、なおさら聞こえにくいので、ぜひ声を張り上げていただいた大きな音源とかで、今回試してみたから、もっと大きければよかったのになとかというのを感じると思うんですけども、そのあたりはアドバイスとかしていただけるような環境にはなりそうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） ご指摘のとおり、各自治会で地域コミュニティとしての無線としてご活用されているときの音量の調整の仕方というのが、やはり大き過ぎて逆に音が大きいというようなお声もいただくようなことも聞かれているところもあります。そこに合わせた形での、その地域に合わせた音量にされている場合もあるかもしれませんし、それからそもそも最初におっしゃった、急にその放送が流れたときに、何が話されたのか分からないときと、それから事前に放送が流れるという前提で、あ、今流れたねというときのその認識のされ方というのはやっぱり違ってくると思いますので、市のほうにも、今の放送はどんな内容だったんですかという問合せは確かにあることもございますので、そのあたりを例えばホームページやSNSなどで、今放送した内容がこれだったんだということがつながるような工夫は、我々のほうでもやっていく必要はあるのかなと考えたいと思います。同様に、同じタイミングで周知をするんですけども、それが今流れた放送の内容なのかということとリンクするようなきちんとした表現とかでやっぱり工夫する必要があるのかなと考えました。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3 番今泉義文議員。

○3 番（今泉義文議員） そうですね、防災無線のほうはいろいろやっていただきたいところはいっぱいありますけれども、最近のご回答いただきました SNS とかというところでも通知もできるので、そのあたりもうまく使っていただきたいと思います。

私が上げていました 2 項目めのほうなんですけれども、近隣市との連携についてなんですけれども、これはちょっと個別な案件かもしれないんですけれども、私が住んでいる梅香苑のところは国道 3 号線が走っていて、国道 3 号線側のところで自治会が分断されているような感じなんですよね。中村家具の近辺のほうに住んでいらっしゃる方とかもいらっしゃいます。急坂を上って公民館とか第 1 公園とかそこへ行くよりも、筑紫野市にひょっと行ったら、もう公民館があるから大丈夫なんだよねということで、先ほど協議会とか筑紫地区の危機管理担当部局の協議会などを通じてお話しとかされているということなんですけれども、例えばお互いに隣の市の避難民ではないですけれども、避難される方を受け入れましょうとか、何かそういう話とかは出ているんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 担当者同士の常日頃の話す場においては、当然そういった災害が発生したときに協力しないわけではないという前提の下、この県内の市町村間での相互協定の基本協定も成り立っておるということではあるんです。

ただ、災害の状況、それから避難所の開設をどのように選定されるかというのは、それこそそれぞれの自治体によって開設する、しないの判断もそのときそのときによって変わりますので、どこが使えるというよりも、そのときに発生した状況に応じて、やっぱりその都度協議をさせていただかなくちゃいけないということもあると思うんです。

いずれにしても、今回の訓練においては、まずは基本的なルートの確認をしていただくということを主眼に置きましたので、市内の範囲内ではございましたけれども、その中での指定避難所への計画を立てていただいたという流れでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3 番今泉義文議員。

○3 番（今泉義文議員） そうですね、SNS とかで太宰府市の連絡とかでも、どこどこ地域の避難所を開設しましたとかって、ああいう連絡が回ってきますよね。あれは SNS のいい特性なのかなと思っています。

例えば梅香苑の中村家具の近辺に住んでいらっしゃる方が、筑紫野市に行ってみたけれども開設されてなかったとかとなったら、避難もできないし、また別の場所に戻らなくちゃいけないとかというのもあると思います。

例えば豪雨災害で水が流れてきたとか、太宰府市全体ではここは開設しているけれどもここは開設していないとか、やっぱりいろいろあると思うんですよね。筑紫野市でも、太宰府市は物すごく降っていたけれども、筑紫野市は全体的に見るとあまり降ってないから開設しないとか

というもあり得ると思うので、そのあたり、ちょっとこれは私が聞く質問じゃないかもしれないですけども、他市の開設情報とか何か、市民の方が入手するすべとかというのはあるものなんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 基本的には、筑紫地区における避難所の開設の情報というのは、全市やっぱりホームページに掲載される仕組みになっておりまして、私もそういう状況のときには、他市の発出する状況も確認しておりますけれども、基本的にはホームページのトップページが緊急モードに切り替わりまして、今警報が出ているという前提の下、どこどこの避難所を今開設していますというような表示は、この近隣は出ている状況のようでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 例えば逆もあり得ると思うんですね。他市の方が避難しなくちゃいけないので太宰府市が受け入れるということもあると思うんですけども、もし他市の方が来ても、太宰府市としては快く受け入れて、フォローとかというのはされるような感じになりますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 仮に、仮定にはなるんですけども、先ほど申し上げたように、受け入れないわけではないわけであって、こういった相互協定の中でそういったご要望等、何かしら指定されている避難所に避難ができないからご希望されるということのその理由が、きちっと正しい理由といえますか、そういった理由がきちんとあれば、そこはまたそのお住まいだった自治体側との協議を進めることになるだろうというふうに考えます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 確かにそういう場合、他市の方が太宰府に来ましたと。そしたら、その他市の方は、ああ、ここの方は避難してこられてないとかというのとかで、太宰府市に他市の方が来たら、太宰府市から他市のほうに連絡で、おたくの市の方がいらしていますからとか、そういう連絡を取るとか、そういう何か決まりとかはあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 具体的な取扱いに関して事前に何かを定めているわけではございませんので、先ほども申し上げた筑紫地区の危機管理の担当部局で情報交換するということにおいて、こういった形でそういった把握することが可能なのかということを、打合せの中で進めていく必要があるのだろうというふうに考えます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 筑紫地区の危機管理担当部局の協議会などでそのあたりの話も詰めていただいて、万が一の場合は避難した人が困らないようにしていただければと思います。

一番は、防災無線を設置していただくのがありがたいというのが私の思いなんですけれども、ぜひ今後そういうのが、予算的にも大変かもしれませんが、希望して、1件目を終わります。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）（友添浩一） 続きまして、2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、太宰府市内には5つの大学、短期大学があり、平成10年に大学と市が連携、協議することで、その生涯学習に関する機能と情報を地域に開放することを目的にキャンパスネットワーク会議が発足し、また平成27年度には、文化、教育、学術といった分野などで相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的として、連携協力に関する協定書を全ての大学、短期大学と締結いたしております。

キャンパスネット会議には、学長を主とする総会や事務局長を主とする幹事会、キャンパスフェスタの企画やキャンパスネットワーク会議の全般的な事業運営、より一層の地域と大学、大学相互の連携推進のために月に1回運営会議を開催し、具体的な意見交換をしております。

協定書に基づき、キャンパスネットワーク会議以外にも、防災士養成講座や消費者啓発出前講座などへの職員派遣、市民図書館と福岡こども短期大学が共催する七夕祭り、太宰府市民政庁まつりへの学生のボランティア参加や筑紫女学園大学のキャンパス・スマイル事業、学生サポーター事業など多くの事業で大学と市との交流を行っております。

また、外国人留学生と本市の交流状況についてですが、大学が提携している短期留学生による市への訪問や大学での交流会への参加、さらに、太宰府館では留学生が自国の物産を販売し観光客にPRすることで文化交流を深めるなど、積極的に交流を進めております。

続きまして、2項目めについてですが、留学生が在籍する大学の教授や国際交流センター長が理事を務める公益財団法人太宰府市国際交流協会の活動の一環として、フレンズベル倶楽部メンバーの集いが開催されます。このイベントでは、留学生と地域の親子が集まり、一緒に食事をしながら会話を楽しんだり、民族の歌や踊りを披露したりして交流を深めています。

そのほかにも、市民の方に世界の文化を体験していただく事業では、留学生や在住外国人が市民の方と一緒に各国の料理を作り、留学生と子どもたちとの交流が行われています。

また、先ほど議員もご質問の中で触れられていました韓国の扶餘郡に所在する百済初等学校との連携は、今年度で39回目を迎えました。今年度は、百済初等学校に太宰府西小学校の生徒が訪問し、相互理解を深めたところでございます。コロナ禍におきましても、Z o o mを活用したオンライン交流を継続し、活発な交流が続いております。

本市におきましても、子どもたちが留学生と交流する機会は、またとない貴重な経験であると認識しております。異文化交流を通じて相互理解を深めることができ、地域社会の国際化にも大いに貢献できると考えております。そのため、本市の市政積年の課題もしくは社会先進的な課題として示しております子どもまんなかの施策展開、市民と交流人口・関係人口の相互発

展に寄与するため、今後もあらゆる場面で全市的に図ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 3 番今泉義文議員。

○3 番（今泉義文議員） ご回答ありがとうございました。

大学等と本市の交流として、キャンパスネットワーク会議とかそういうものがあつたりということですが、ちなみになんですけれども、外国人留学生というのは、5つの大学、短期大学とかあるということでしたけれども、何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）（友添浩一） 市内に5つの大学がございますが、そのうちの3大学に1,400人を超える留学生が在籍をしている状況でございます。一番多い国が、1位がネパール、2位がベトナム、3位が中国というふうになってございます。

○議長（門田直樹議員） 3 番今泉義文議員。

○3 番（今泉義文議員） たしか太宰府市内に住んでいらっしゃる外国人の方が500人ぐらいだったかと思うんですが、1,400人もいらっしゃるけれども、太宰府市にはその留学生があまり住んでないのかなと思うんですが、それは何か理由みたいなものとか、臆測できるようなものはあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）（友添浩一） そうですね、やはり外国人登録をされている方の人数がそういった形になっているということは、留学生の大半の方が太宰府市に今住んでいないという状況でございますが、少し考えられることにつきましては、例えば短期でアルバイトも結構留学生の方がされておられるというふうに聞き及んでおります。そのアルバイト先が太宰府市内、近郊ではなくて福岡都市圏のほうにちょっと集中している状況もございます、そういったところで太宰府に外国人登録をされていない方がいらっしゃるのかなというのがあって、あと日本経済大学のほうにも大きい寮がございますので、そういったところで太宰府にはちょっとお住みになっていらっしゃるという状況ではあるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3 番今泉義文議員。

○3 番（今泉義文議員） そうですね、やはり留学してこられた方もアルバイトとかしながら学費に費やしたりとか、そういう日本の文化を学ぶためにアルバイトをされたりとかというのもあると思うんですが、私、子どもたちが、せっかく留学生がいらっしゃるんだったら、もっと交われば、世界の共通語ではないですが、英語とかそういうのが話す機会ができればなというのを感じるんですね。小学校とか中学校とか、ALTとか英語の授業とかもあるんでしょうけれども、ふだんから接していけばいいなと思っているんですが。

先ほど国際交流協会さんのほうでいろいろな事業を展開されているということでしたけれども、国際交流協会さんのほうで、市のほうでこれやってとかあれやってとか言えるのかちょっと

と分からないところもありますけれども、国際交流協会さんとしての事業をもうちょっと詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）（友添浩一） 国際交流協会におきましては、公益財団法人ということもございまして、公益目的の事業として、賛助会員、一般市民と留学生の在住外国人が交流する、先ほどもちょっとご説明申し上げましたフレンズベル倶楽部メンバーの集い、それとか、外国人講師により市民に文化などを紹介する世界文化体験、市民と外国人が交流する国際理解講座を行う国際交流促進事業、留学生を対象とした留学生フォーラムや日本文化体験講座、そういうのを行う外国人学生支援事業、在住外国人を対象とした日本語教室支援、あるいは生活情報のガイドブックを作成する在住外国人支援事業、大きくこの3つを行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 私も国際交流協会さんがちょっと気になったもので、ホームページとかをちょっと見てみたんですね。そしたら、ここに国際交流サロンということで、12月23日に軽食つき日本人と外国人の交流の場とかというのを企画されているのを見つけました。12月23日10時から12時まで2時間程度で、40人ほどの定員ですと。対象としては、日本語教室学習者、賛助会員ということで、外国から来て日本語を学ばれる方とか、この国際交流協会の会員さんとかで何か限定的な感じがしたんですけれども、広く一般の方が交わるようなものとかというのは、国際交流協会さんのほうではされていらっしゃるんですか。先ほど3つ言われた事業に入っているのか、ちょっとそのあたりをお願いします。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）（友添浩一） 今度、国際理解講座ということで、そのサロンにつきましては賛助会員の方、当日賛助会員になっていただければ、どなたでも一応参加できるようにはなっておるところでございますが、それ以外といたしまして、世界文化体験と申しまして、外国の言語、文化に精通した講師による外国語の言語分野の紹介を行ったりとか、外国への興味、相互理解を図るために、体験型の交流を通じた講座もやっておりますので、その分につきましてご参加いただけるような内容になっているかと思えます。

令和4年度は太極拳の体験会、令和5年度は韓国料理、ベトナムの料理体験、本年度は中国料理の体験を行って、外国人の方、留学生と市民の方々との交流は現在行ったところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） そのあたりのいろいろ企画をされているみたいですが、そのあたりの参加状況とかは、結構皆さん多く参加されていらっしゃるのでしょうか。一般の方としてということなんですか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）（友添浩一） 大体の参加希望は、毎回含めまして40名前後になっていこうかと思います。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） そうですね、40名ぐらいとか参加をいろいろしていただけたら、子どもたちが交流の場とかというものあると思います。

先ほど、ネパールが1番目に多くて、ベトナムの方が2番目で、3番目が中国の方ということですけども、欧米の方とかというのの留学生の人数とかはお分かりになりますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）（友添浩一） 欧米の方については、1,400名の方のうち10名いかないぐらいでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 先ほどいろいろ国際交流協会さんのほうで40名ぐらいでいろいろな事業とかされているということですけども、私、どちらかというと英語が話せる環境ができたらいいなということをちょっと考えていたんですけども、皆さん外国留学生として日本語を勉強したいという気持ちがある。英語を教えるために来たんじゃないということもあるでしょうけれども、そういう例えば市としてなんですけれども、せっかく海外の人、英語がしゃべれるかもしれない方々がいらっしゃると思うんですけども、何か国際交流協会さんではなく、市の事業として例えば英会話のようなものとかをやれば、留学生のアルバイトに規制とか制限があるのかもしれませんが、そういう事業を展開するとかということは、これは市長にお伺いしたほうがいいんでしょうか。そういうようなものとかは何か役立たかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 結論からいうと、当然役に立つといえますか、そういう活用をすべきということは間違いないと思っています。

それで、先日ニュージーランドから何人か来られまして、英語で私も含めて少しやり取りを久しぶりにさせていただきましたけれども、やっぱり英語というのは、全て外国語はそうなんですけれども、やっぱり人前で使ってみないと、なかなか恥ずかしくてまず上達しないし、ネイティブの方と話すというのは非常に重要なことで、その可能性が本市にあるということは重要だと思っていまして、これはただ英語は欧米の方じゃなくても、多分アジアの方は、日本人が多分一番できないぐらいで、留学される方はかなりできるんじゃないかとも推察しますので、そういう方々に、母国語もそうですけども、英語も使って子どもたちと接触する機会がより増えれば非常にいいなと。ここは教育委員会などの協力も必要だと思っていますが、そのことは非常に私は好意的に感じています。

○議長（門田直樹議員） 3 番今泉義文議員。

○3 番（今泉義文議員） ありがとうございます。好意的に捉えていただきましてありがとうございます。

教育委員会としてのお考えとかもしありましたら、取組とか今後とかありましたら、お聞かせいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（井上和信） ありがとうございます。

子どもたちは、言語も文化も違う人たちと触れるというのは非常にうれしく思います。それから、そのために国際的な感覚とかも養われていくんじゃないかなというふうに思っているところです。学校の中でも、もちろん先ほど言っていただきました A L T は、英語の授業を小・中学校に行きまして A L T が全て指導してくれております。

いろいろな場面の中で外国の、もちろん留学生もいらっしゃいますけれども、地元の方々と触れ合いの機会をつくる場はつくろうというふうに学校も努力しているところです。国際理解という視点の教育もありますので、そういう中でやっていくこともございます。

ただ、きちんとしたカリキュラムの中で英語の学習以外はありませんので、学校によってその差はありますけれども、そういう機会を見つけて、子どもたちにそういう触れ合い体験をさせたいという思いは学校は持って、いろいろなことを計画したりしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3 番今泉義文議員。

○3 番（今泉義文議員） ありがとうございます。

やっぱりそういう触れ合う機会があるというのは、子どもたちにとって非常に、広がってないところを広がっていくような感じで、見識も広がるのかなと思いますので、ぜひそのあたりのところを、できれば市の事業としてつくっていただけたらありがたいかなと思いますけれども、国際交流協会さんとかそのあたりで学校と連携とか、そういう部分はあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（市民と交流人口・関係人口相互発展担当）（友添浩一） 以前、この国際交流協会事業の中で、国際理解の教育支援事業という事業がございました。太宰府西小学校のふれあいフェスタの中で行われている餅つきに留学生を派遣して、小学生と一緒に交流を行ってありましたり、コロナ禍前ではございましたが、市内で小・中学校で行われる国際理解教育等へ在住外国人や留学生をゲストティーチャーとして、例えば太宰府南小学校などに留学生を派遣して、小学生と留学生が交流事業等は行っていたところでございます。

今後につきましても、関係部署と連携をして再開できるような形でできたらいいかというふうに思っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3 番今泉義文議員。

○3 番（今泉義文議員） そうですね、やはり今のところお話を聞いていますと、国際交流協会さ

んがそういうところを担っていらっしゃるのかなという感じであります。もしよろしければ、せつかく子どもたちの無限の可能性を広げるためにも、市としての新しい事業なのか、それとも補助として国際交流協会さんを支援するのがいいのか、そのあたりはいろいろな考え方があると思いますけれども、世界に羽ばたく人材育成ということで、ぜひ新たな事業を考えていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 3 番今泉義文議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月19日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後 4 時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（5日目）

〔令和6年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

令和6年12月19日

午前10時開議

於 議 事 室

- |       |        |                                                       |
|-------|--------|-------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第73号 | 太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について                               |
| 日程第2  | 議案第74号 | 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3  | 議案第75号 | 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第4  | 議案第76号 | 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について                          |
| 日程第5  | 議案第77号 | 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第6  | 議案第80号 | 令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について                    |
| 日程第7  | 議案第81号 | 令和6年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について                     |
| 日程第8  | 議案第82号 | 令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算（第1号）について                |
| 日程第9  | 議案第72号 | 市道路線の認定について                                           |
| 日程第10 | 議案第78号 | 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について                            |
| 日程第11 | 議案第83号 | 令和6年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について                          |
| 日程第12 | 議案第84号 | 令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について                         |
| 日程第13 | 請願第1号  | 五条駅～太宰府高校間のバス路線の存続を求める請願                              |
| 日程第14 | 議案第79号 | 令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について                            |
| 日程第15 | 議案第85号 | 財産の取得（教職員用端末等）について                                    |
| 日程第16 | 議案第86号 | 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について                   |
| 日程第17 | 議案第87号 | 令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について                            |
| 日程第18 | 議案第88号 | 令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について                    |
| 日程第19 | 議案第89号 | 令和6年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について                      |
| 日程第20 | 議案第90号 | 令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算（第2号）について                |
| 日程第21 | 議案第91号 | 令和6年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について                          |

日程第22 議案第92号 令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第23 議員の派遣について

日程第24 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（15名）

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 2番  | 馬 場 礼 子 議員 | 3番  | 今 泉 義 文 議員 |
| 4番  | 森 田 正 嗣 議員 | 6番  | 入 江 寿 議員   |
| 7番  | 木 村 彰 人 議員 | 8番  | 徳 永 洋 介 議員 |
| 9番  | 船 越 隆 之 議員 | 10番 | 堺 剛 議員     |
| 11番 | 笠 利 毅 議員   | 12番 | 原 田 久美子 議員 |
| 13番 | 神 武 綾 議員   | 14番 | 陶 山 良 尚 議員 |
| 15番 | 小 畠 真由美 議員 | 17番 | 橋 本 健 議員   |
| 18番 | 門 田 直 樹 議員 |     |            |

## 3 欠席議員は次のとおりである（1名）

16番 長谷川 公 成 議員

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

|                |         |                      |         |
|----------------|---------|----------------------|---------|
| 市 長            | 楠 田 大 蔵 | 副 市 長                | 原 口 信 行 |
| 教 育 長          | 井 上 和 信 | 総 務 部 長              | 轟 貴 之   |
| 総 務 部 理 事      | 宮 崎 征 二 | 総 務 部 理 事            | 杉 山 知 大 |
| （総務広報担当）       |         | （危機管理・新しい公共担当）       |         |
| 市民生活部長         | 佐 藤 政 吾 | 健康福祉部長               | 川 谷 豊   |
| 健康福祉部理事        | 大 谷 賢 治 | （子どもまんなか担当）          |         |
| （高齢者福祉担当）      |         | 観光経済部長               | 友 添 浩 一 |
| 都市整備部長         | 柴 田 義 則 | （市民と交流人口・関係人口相互発展担当） |         |
| 教育部長           | 中 山 和 彦 | 都市整備部理事              | 高 原 寿 子 |
| 総務課長併          | 鳥 飼 太   | （公営企業担当）             |         |
| 選挙管理委員会事務局長    |         | 教育部理事                | 八 尋 純 次 |
| 市民課長           | 今 村 江利子 | 総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴    | 平 嶋 香代子 |
| 都市計画課長         | 古 賀 千年志 | 広報担当課長兼インフォメーション担当課長 |         |
| 観光推進課長兼        | 西 山 英 毅 | 福祉課長                 | 山 崎 崇   |
| 地域活性化複合施設太宰府館長 |         | 上下水道課長               | 大久保 信 孝 |
| 監査委員事務局長       | 添 田 邦 彦 | 社会教育課長               | 井 本 正 彦 |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 野 寄 正 博 | 議 事 課 長 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記    | 陣 内 成 美 | 書 記     | 三 舛 貴 市 |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1から日程第8まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第1、議案第73号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」から日程第8、議案第82号「令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔15番 小島真由美議員 登壇〕

○15番（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

気管支炎で少し声が出づらくなっております。お聞き苦しいかと思いますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告を始めさせていただきます。

環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第73号から議案第77号及び議案第80号から議案第82号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第73号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」。

本議案は、現行の指定管理者を指定する期間が令和7年3月末で満了となることから、次期指定管理者を選定すべく公募を行い、太宰府市指定管理者候補者選定委員会において審査した結果、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を令和7年度から3年間の候補者として選定するものです。

委員からは、現行の指定管理者からの引継ぎ方法と新たに選定された指定管理者の特色について質疑がなされ、執行部より、担当課も含めた3者で定期的に協議を行い、できるだけ現場に混乱がないように引継ぎを行っていく。また、新たな指定管理者の特色としては、国の基準より多めに支援員を配置する点や太宰府市内に営業所を構える計画がある点であるとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、条例制定の基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正等に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第74号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、条例制定の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第75号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」。

太宰府東第二学童保育所及び太宰府西第一学童保育所は、現在校舎内の教室を借用し、運営していますが、学校側から教室不足等によりその返還を求められたため、それぞれ軽量鉄骨造りの2階建てを学校敷地内に建設中です。

今回の改正は、それに伴い学童保育所の名称、位置、定員等について変更する必要があるため、当該条例の一部を改正するものです。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第76号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第77号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による児童扶養手当法及び同法施行令の一部改正に伴い、同法施行令の条項を引用する当該条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第77号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第80号「令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」。

本議案は、歳入歳出それぞれ1,261万7,000円を追加するものであり、前年度繰越金に令和5年度決算における歳入歳出差引き残高6,261万7,034円を計上するため、既決予算5,000万円との差額1,261万7,000円を増額補正し、この前年度繰越しから令和5年度に交付を受けた保険給付費等交付金の超過交付に係る償還金5,443万8,932円を差し引いた額817万8,000円を国民健康

保険財政調整基金に積み増し、保険給付費等交付金償還金において、既決予算5,000万円と実際の償還金との差額443万9,000円の増額補正をするものです。そのほか、受診勧奨業務委託を令和4年度からPFSにより実施し、導入の成果が表れているため、引き続き令和7年度から令和9年度までPFSによる事業を実施するための債務負担行為の追加を計上しています。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第80号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第81号「令和6年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」。

本議案は、令和6年10月からの公金取扱手数料の有償化に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合が金融機関で支払う手数料が発生するため、市町村が負担する市町村事務費負担金が新たに発生することから、歳入歳出予算にそれぞれ116万9,000円の増額補正をするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第81号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号「令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」。

本議案は、令和6年度から2年間太宰府市が庶務を担当している本審査会で使用しているソフトが全国的なシステム標準化対応の影響で令和7年度をもって終了することに伴い、新たなシステムの構築が必要となったことによる業務委託料として、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を2,405万7,000円の債務負担行為補正を計上するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第82号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第73号から議案第77号まで及び議案第80号から議案第82号までの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第73号から議案第77号まで及び議案第80号から議案第82号まで、以上8件について討論を行います。

議案第73号について通告がありますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第73号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」、賛

成の立場で討論いたします。

市内 7 小学校の学童保育施設20か所の指定管理者候補の公募選定において 2 業者の応募があり、厳正な審査を行った結果、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者候補に選定したとの説明をいただきました。

指定管理者採点表、2 者比較表によりますと、評価全20項目のうち15項目においてシダックスが優位という結果でした。評価が高い項目としては危機管理対応、職員配置計画、利用者からの苦情対応、自主事業とありますので、学童保育環境のさらなる向上に期待したいと思います。

今回は指定管理者が継続ではなく変更となるため、施設利用者へのサービスの継続性の確保、引継ぎが重要です。さらに、指定管理者の変更が学年の変わり目、春休み期間中ですので、担当課におかれましては特段の配慮をお願いしたいと思います。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第73号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第73号は可決されました。

〈可決 賛成14名、反対 0 名 午前10時11分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第74号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対 0 名 午前10時11分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第75号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対 0 名 午前10時12分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第76号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条

例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時12分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第77号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第80号「令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第81号「令和6年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第82号「令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9から日程第13まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第9、議案第72号「市道路線の認定について」から日程第13、請願第1号「五条駅～太宰府高校間のバス路線の存続を求める請願」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第72号、議案第78号、議案第83号、議案第84号及び請願第1号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第72号「市道路線の認定について」報告します。

今回認定するのは1路線です。路線名は高雄四丁目、高雄幼稚園東側になります今王9号線です。開発行為により帰属を受けた道路との説明がありました。

執行部から説明を受けた後、委員全員で今王9号線について現地調査を行い、道路状況の確認を行いました。

現地調査終了後、会議を再開し、委員から、地元から前面道路の整備要望等はないかとの質疑があり、執行部から、現在のところ地元自治会からは出ていないとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第72号につきましては委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第78号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

執行部から、今回の改正は令和5年5月26日の生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、令和6年3月29日に水道法施行令の改正等を内容とする生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことにより、令和7年4月1日から布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されるため、本市においても同様に改正するもの。

なお、改正の内容としては、安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について現行では水道に関する実務経験のみを対象としているが、布設工事監督者については、必要な実務経験年数の半分まで下水道等に関する実務経験を算入可能とするほか、学歴及び学科要件における土木工学科以

外の課程の追加などを行うものとの説明を受けました。

委員から、この法改正の背景は何かとの質疑があり、執行部から、本年度から水道行政の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに併せ、もともと国土交通省が所管する下水道の設計等に係る資格要件の考え方を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の改正を行うものとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第78号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号「令和6年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」。

執行部から、今回の補正内容は、資本的支出、1款1項3目配水施設費に268万2,000円を計上している。これは、本年の人事異動等に伴い、給料等の職員給与費を増額するものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第83号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号「令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」。

執行部から、今回の補正内容は、まず収益的支出、1款1項4目の総係費に440万6,000円を計上している。これは、本年の人事異動等に伴い、給料等の職員給与費を増額するもの。

次に、1款3項2目そのほか特別損失の2,928万7,000円については、本市が加入している御笠川那珂川流域下水道の令和5年度維持管理負担金に不足が生じたため、その精算金を計上するもの。

次に、資本的支出、1款1項1目公共下水道整備費の213万8,000円についても、人事異動等に伴う職員給与費の増額を行うものとの説明がありました。

委員から、特別損失は構成自治体全体では大きな額になると思われるが、県の事業でどのような変更があったのかとの質疑があり、執行部から、令和5年度御笠川那珂川流域下水道で赤字が生じたことによる。原因は、令和4年度に電気料高騰時に修繕を一部令和5年度へ先送りしたこと等により、下水道管理センターへの委託料が令和4年度と比較して令和5年度は約5億円増加したためである。御笠川那珂川流域下水道の令和5年度決算で合計3億4,500万円ほどの赤字が生じ、各構成団体の汚水量案分により太宰府市の負担金が確定したものとの説明がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第84号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号「五条駅～太宰府高校間のバス路線の存続を求める請願」について。

請願の審査に当たっては、まず紹介議員である委員から補足説明を受けました。

ほかの委員からは、周辺住民や自治会のこの問題に対する反応、現在のバス路線の利用状況に対する質疑や、これが採択されて実効性があるのか、誰に対してどう言うのか、そこまで考えて紹介議員となったのか等の意見がなされました。

その後、討論はなく、採決の結果、請願第1号につきましては委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第72号、議案第78号、議案第83号、議案第84号、請願第1号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第72号、議案第78号、議案第83号、議案第84号、請願第1号、以上5件について討論を行います。

請願第1号について通告がっておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 請願第1号「五条駅～太宰府高校間のバス路線の存続を求める請願」について、賛成の立場で討論いたします。

まず、絶好のタイミングで出された請願に心から感謝したいと思います。

西鉄路線バス星ヶ丘線については、令和5年10月の減便を皮切りに、翌年の今回は当該路線の廃止の申出がなされていることから、事業者の西鉄としては当初から段階的に廃止する意向であったと推察されます。

現在、協議会において太宰府市は、来年の4月1日をもって路線廃止とする西鉄からの提案に対して、地域住民や利用者に大きな不安を与えるとし、また代替交通の検討にも地域住民や利用者の協力や理解を得るために相応の期間を要することから、当該路線の当面の存続に向けた協議を行っているところです。

令和7年2月下旬までに協議会の意見を取りまとめ、関係機関へ上申する必要があることから、まさに絶好のタイミングに出された請願になりました。つきましては、太宰府市としてこの請願の趣旨を重く受け止め、市民の声を追い風として強い信念を持って事業者との協議に臨んでいただきたいと願うばかりです。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 請願第1号、賛成の立場で討論いたします。

私自身、その路線の直接の利用者ではないのですが、ここ1か月、その情報が一部の市民の方に周知されてきたのか、母の病院への交通手段がなくなるのは困る、買物に行けない、死活問題だという苦情と、議会でどうかしてほしいという訴えをいただくようになりました。

そこで、そのバス利用者数名の方に積極的に話を伺いに行きました。しかし、実はまだ知らなかったという住民がいらっしゃるのには驚きました。市としては何も発信なされていませんので、当然と言えば当然です。そのような方を含め、情報入手が各自ばらばらという状況は市の対応への不信感につながるものと思われます。

路線廃止が未確定の中、住民への説明をどうすべきか難しい問題ですが、先日の笠利議員の一般質問のご発言にもありましたように、自治会の草取りも手につかない、どうなっているのか、どうなっていくのか、状況が分からないことへの不安が続いているのが現状です。バス路線廃止は本市のみならず、全国各地での課題であり、今後ますます加速するものと思われます。

国土交通省は11月に対策会議を開き、来年度からの3年間を集中対策期間として自治体支援の方針を示していますが、本市星ヶ丘線に関しては来年4月廃止案のため、時間がありません。まずは、1回も行われていない地元住民への説明会にて、事業者とのここに至るまでの経緯とやり取りの経過の説明、空白期間をつくらないための市の考えと現時点での検討内容、そして何といたっても市長の強固な意思表示の発信をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第72号「市道路線の認定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第72号は可決されました。

〈可決 賛成14名、反対0名 午前10時26分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第78号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時27分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第83号「令和6年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時27分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第84号「令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時27分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、請願第1号「五条駅～太宰府高校間のバス路線の存続を求める請願」に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成14名、反対0名 午前10時28分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第79号 令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第14、議案第79号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案は、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 予算特別委員会に審査付託されました議案第79号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、まず2款5項4目県知事及び県議会議員一般選挙費3,253万円の増額補正について。令和7年3月執行予定の福岡県知事選挙に係る経費を計上しており、この選挙より投票の利便性を高め、投票率の向上を図るため、従来市役所庁舎の1か所で行ってきた期日前投票所を市西部も含めた2か所とすることを検討しており、2か所にすることで増加する投票管理者及び投票立会人の報酬、費用弁償や期日前投票事務業務委託料、会場等借り上げ料、期日前投票所の通信回線を整備するための臨時工事費等を含め増額補正するものである。なお、関連する補正として、歳入、16款3項1目県知事選挙執行委託金を歳出と同額計上しているとの説明を受けました。

委員から、県知事選以降も期日前投票所を2か所で継続する予定なのか、また投票ニーズに応じてさらに増設していく検討をしているのかとの質疑があり、執行部から、2か所での実施

を継続したいと考えているが、まず今回2か所で開設して、その中で出てくるであろう様々な課題についても検証しながら増設の検討につなげていきたいと考えているとの回答がありました。

また、委員から、期日前投票所の開設予定の2か所の場所について質疑があり、執行部から、従来開設している市役所と、もう一か所目はとびうめアリーナかスポーツ振興事務所等を想定しているとの回答がありました。

次に、4款1項3目、細目002母子健康教育相談関係費のうち、12節委託料及び18節負担金、補助及び交付金の計859万4,000円の増額補正について。産後ケア事業が当初の見込みを上回る利用数で推移したことによる委託料の増額補正と、産後ケア事業を里帰り出産等により県外で利用された方について当初の見込みを上回る利用者数で推移したことによる助成金の増額補正である。なお、関連する歳入の補正として、15款2項3目母子保健衛生費国庫補助金に両事業費の2分の1、16款2項3目ママと赤ちゃんのための産後ケア利用促進費補助金に両事業費の4分の1、19款1項1目令和の都太宰府ふるさと納税基金繰入金のうち215万円について両事業費の市の負担分を計上しているとの説明を受けました。

委員から、市の負担分を一般財源ではなくてふるさと納税基金からとした理由について質疑があり、執行部から、新たな行政需要等に対応するという観点を踏まえ、全体の予算組みのバランスを見て選択しているとの回答がありました。

また、委員から、サービス利用の内訳について質疑があり、執行部から、今年10月までで訪問型が129名、通所型が112名、宿泊型が22名、延べ263名の方に利用されているとの回答がありました。

次に、10款3項1目学校管理費2,576万3,000円の増額補正について。机、椅子の老朽化に対応するための消耗品費や電気代等の値上がりに対応するための光熱水費、生徒用のタブレットの破損等による修繕料、中学校の教科書の改訂に伴う教師用の教科書と指導書の購入費等の不足見込額を増額補正するものである。なお、年度をまたいで始業式までの納品となる可能性があるため、関連する補正として、繰越明許費補正、10款3項教師用教科書・指導書購入事業1,587万6,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、修繕料が高額だがタブレットを破損する生徒は多いのかとの質疑があり、執行部から、修繕料の増額については、卒業時に発見された破損事象等を年度当初に修繕したこと等によるもので、年度内の破損については当初の見込みどおりとなっているとの回答がありました。

次に、10款5項2目施設管理運営費4,566万3,000円の増額補正について。スケートボードパーク整備について、当初予算は3,000万円であったが、松川体育館の傷みが思ったよりもひどく、改修関係について設計監理費と照明のLED化、雨漏り補修などの改修に約1,900万円の費用を要することとなった。

また、松川体育館周辺に設置する予定としていたが、体育館内は既に災害時のペット避難所

として活用しているほか、他のスポーツとの共存という観点やフットサル、ハンドボール等とびうめアリーナでは設備の毀損などの危険性から使用できないスポーツの活動場所としての要望が従来からあっていること等を鑑み、スケートボードパークは松川体育館横の駐車場内に設置することとし、コンクリートの路面とセクションを設置する工事を考えている。あわせて、これまで有効活用できていなかった国士舘大学跡地の松川体育館一帯に若者たちが増え、にぎわいを創出できるとも考えている。

設置費用については、コンクリート路盤に約2,700万円、セクション設置に総額3,035万3,000円、総額5,735万3,000円となり、当初予算3,000万円の残額は1,169万円を差し引いた合計4,566万3,000円の増額補正をするものである。なお、年度内の完成が困難となったことから、関連する補正として、繰越明許費補正、10款5項スケートボードパーク整備事業5,735万3,000円を計上している。

財源として、歳入、19款1項1目1節公共施設整備基金繰入金としてコンクリート路盤施設工事費用1,531万円、同目8節令和の都太宰府ふるさと納税基金繰入金としてセクション設置費用3,035万3,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、補正額の内訳の詳細について質疑があり、執行部から、駐車場部分の現状のアスファルトではけがが多発する可能性もあるため、安全性を確保するためコンクリート路盤の敷設工事費用と、スケートボードのセクションという様々な障害物などを設置する費用を合わせた額から、当初予算のうち松川体育館の改修費を差し引いた金額を除いた必要経費を計上しているとの回答がありました。

また、委員から、今回の計画は、松川体育館を改修してその屋外にスケートボードパークをくっつけるという発想で行われているのかとの質疑があり、執行部から、経緯として、松川体育館については更地にするか改修して別の使い方をするか長く課題としてあった。その中で、ふるさと納税基金などの状況も踏まえ、改修の見込みが出てきた。また、スケートボード自体の人気の高まりもあり、スケートボードパークを設置したいという思いがあった。一方、従来のフットサルやハンドボールでの利用やスポーツ協会などのご要望も鑑み、体育館自体と体育館外も含めた一帯を有効活用できないものかという考え方に徐々に変わってきた。当初は様々な使い方ができるように体育館自体をまず改修し、その上で室内にてスケートボードパークを整備できないかと考えたが、フットサルやハンドボール等の利用やそのような状態ではスケートボードパークの利用者にとってあまり望まない形になる可能性等を勘案し、今回のような計画となったとの回答がありました。

また、委員から、金額面、規模面などから計画の見直しや再検討の話はなかったのかとの質疑があり、執行部から、計画が当初の金額では難しくなってきた一方で、松川体育館一帯、周辺の状態や地域の活性化、子どもたちや様々なスポーツ団体の方々の要望なども鑑み、今回の増額補正の計上に至っているとの回答がありました。

また、委員から、利用料金の設定や安全面、開館時間などの施設の運営について質疑があ

り、執行部から、利用料金は、有料か無料かも含め検討中。安全面は、セクションの瑕疵がある場合は附属の保障にて行っていく予定。開館時間については、関係団体に聴取したところ、学校、仕事帰りの利用者も多いとの意見もあるため、夜間も含め検討しているとの回答がありました。

その他の審査についても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第79号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、議案第79号については附帯決議案が出されました。討論では、今後に向けて、将来に対しての一般論としての要望であるということを理解した上で賛成であるなどの賛成討論がありました。

採決の結果、委員全員一致で附帯決議案を可決しましたので、附帯決議について全文を読み上げます。

議案第79号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」に対する附帯決議。

「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）」において、10款5項2目スポーツ施設管理運営費4,566万3,000円の増額予算が計上、提案されています。

令和6年度当初予算の説明においては、10款5項2目施設改修工事費5,665万2,000円のうち約3,000万円が松川体育館改修、スケートボードパーク等整備ほか等の予算であることの説明を受けたのみでありました。つきましては、このように限定された情報しかない中では適正な審査、判断を行う際に大きな影響を及ぼしかねないことから、以下の点について要望いたします。

1、当初予算案計上の際は、基本計画等の趣旨、目的など明瞭かつ財政支出の根拠を明確に示すこと。

2、当初予算額に対して多額の補正予算案を計上する際は、丁寧な説明を行うこと。

3、補正予算等を上程される際は、市民ニーズや利用者ニーズなどを把握するとともに、公平公正な視点で適正な予算配分を行い、慎重に取り扱うこと。

以上、決議する。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第79号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」、附帯決議採択について伺いたいと思います。

とても重要な決議だったと思います。この附帯決議の内容を見ますと、1項目め、2項目めは当初予算審査においての文章になっています。当初予算は、全議員で構成する予算特別委員会で審査をしておりますので、この決議も全議員で検討するべきではなかったのかと考えますが、その点については補正予算の委員会の中での議論はなかったのかを伺いたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 陶山委員長。

○14番（陶山良尚議員） それでは、神武議員の質疑に対してお答えをいたします。

委員会の中ではそのような議論はございませんでした。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第79号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第79号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」、反対の立場で討論いたします。

反対する理由は2つあります。

まず1点目です。

スケートボードパーク整備事業として4,566万3,000円の追加補正について。

当初予算では、事業名こそスケートボードパーク等の整備でしたが、市長いわく、まずは体育館の改修工事を行い、その上でスケートボードパークを体育館の中で行うのか、外で行うのか詰めていきたいということでしたね。当初予算の3,000万円で体育館の改修工事と附带的にスケートボードパークを設ける感じだったと思います。何より調査、設計がないまま事業を進めたことが間違いでした。その結果、体育館の改修は1,831万円に上り、スケボーパーク分は差引き残の1,169万円です。改めて体育館の外で造る方針が決まって関係費を積み上げたところ、スケボーパークの総額が5,735万円になったとのこと。この金額はあくまで積み上げであり、設計に基づく積算でないことも問題です。

そして、今回、4,566万3,000円を増額補正して事業を進めようとしています。予算が未定の改修工事から5,735万円の大プロジェクトに化けた段階で、一旦立ち止まって冷静に状況を判断できなかったのでしょうか。楠田市長がイメージされたスケートボードパークには程遠く、このままでは太宰府市にとっても、市長ご自身にとっても負の遺産になるのではないかと考えた次第です。年度途中の巨額な事業費の増嵩は担当課職員にも過度な負担になることでしょう。

次に、反対理由の2点目です。

小学校屋内運動場空調設備整備事業の2億4,000万円の債務負担行為についてです。

体育館改修工事とスケートボードパークについては調査、設計がないまま事業を進めたことが間違いであると指摘しましたが、この体育館の空調設備の設置においては調査、設計がある、いや正しくは現在進行中なのです。

9月議会の補正予算として体育館の空調設備の調査設計費が計上されました。しかしながら、空調設備の詳細の内容については当時の予算審議の中では明らかにされず、この業務の中で検討するとのことでしたが、この調査、設計が終わらないうちにそれに基づく実施計画を検討、策定せず、議会に対しても説明がないままに設置工事の早期発注を行うのは幾ら何でも早過ぎるのではないのでしょうか。早くとも令和7年新年度予算にきちんと計上され、丁寧な説明をいただいた上で十分な審議を行い、事業を進めていただきたいだけです。スケートボードパーク同様、調査、設計をおろそかにして一足飛びに設置工事を行うやり方にまたしても違和感を覚えます。

体育館への空調整備は、本市にとって中期計画に位置づけられるほどの大事業であるはずで、急ぎつつも所定の段階を踏んで慎重にあるべきと考えます。

以上の2点が本市のこれからの事業執行において何よりも重要であると考え、同議案に反対いたします。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 議案第79号補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論いたします。

同会派で熟考の結果、意見が分かれましたので、あえて討論いたします。

補正予算総額6億1,162万6,000円の追加に賛成するに当たり、その一部、スケートボードパーク事業に関して2点、意見、要望を申し述べます。

スケートボードパーク事業に関して、3月の代表質問での疑念点で払拭できていなかったことがそのまま今回の補正予算額4,566万3,000円に計上されてきたという感じでした。当初予算3,000万円、照明の不具合、雨漏り、壁の一部崩落等改修を考えると改修工事ありきの付け足しのスケートボード場なのか、関係者への聞き取り、目標や事前調査を踏まえた構想が不十分だった結果であると推測いたします。

とはいえ、今回の補正額は、駐車場を屋外に設置と変更し、コンクリート敷設におけるセクション、設備等に対する額が盛り込まれ、少なからず青写真ができているものと思われます。ただ、施設以外での疑念点は払拭し難く、今後のための意見、要望といたします。

1点目、自転車道路の点検整備と歩行者、自転車への注意喚起の徹底。

中高生にもなると自転車で行くことになると思います。子どもたちは、遠いとか渋滞とか道が狭いとか関係なく、ひたすら目的地へ向かうことでしょう。私自身も地元で渋滞のときは自転車で移動しますが、とにかく1車線の狭隘道路です。安全に目的地に着くまでの自転車道路の点検整備と歩行者、車、自転車への注意喚起への取組をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 馬場議員、討論というのは事実に基づいて賛否の理由を明らかにするものですから、要望を積み重ねるものではございませんので、ご注意ください。

○２番（馬場礼子議員） 分かりました。

２点の要望は大丈夫でしょうか。

○議長（門田直樹議員） ご自分で判断してください。

○２番（馬場礼子議員） あとは、すみません、今後の駐車場の確保、場合によっては松川周辺道路への駐車問題や、またごみの後始末、風紀面等問題も想定して地元住民への説明開催の２点を要望して、賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○１１番（笠利 毅議員） 反対の立場で討論を行います。

スケートボードパークの構想は、体育館の改修工事とは別の独立した事業として提案されるべきと考えます。

この構想は、当初予算のときの代表質問等では強く批判されたものの、割とあっさり予算委員会を通過いたしました。議会はやや曖昧な事業に予算をつけたと言えるので、今回の補正がその曖昧さの合理的な拡張の範囲に収まるなら可とすべきだろうと考えて審査に臨みました。

議会が認めたのは、松川体育館の改修に併せたスケートボードパークの新設です。しかし、体育館の改修内容が確定してもなおスケートボードパークはイメージにとどまり、費用も膨れ上がっています。事実上、体育館改修とスケートボードパークはそれぞれ独立の事業とすべきで、繰越明許という連続性の中に収めるべきではないと考えます。費目の混乱や説明や評価の錯綜、財政規律のほつれを惹起することを恐れています。補正予算に賛成しかねる理由です。

幸いなことに、スケートボードパーク事業は、その総額のおおよそが繰越明許費としてようやく表明されてきたところです。これに確かな財源や完成後の運営方法なども確定させた上で、単独の事業として新年度予算に改めて計上すべきと考えています。たとえそのために完成が数か月遅れようとも、新しく市民権を得たスポーツには背景事情等も含めて曇りのない場所を提供したほうがよいと考えます。このスポーツに敬意を表し、本物のスケートボーダーが集うパークにしてほしいと願います。私自身は、総合戦略の下での望ましい事業の組立て方を考えて６月、９月と一般質問を行ってきました。それなりに得た結論に忠実な判断をしたと考えています。今回のスケートボードパークの補正の構想は、市政運営の方法を大きく後退させるおそれが大きいと考えています。

なお、補正の予算委員会の委員として、附帯決議について一言申しておきたいと思います。

先ほどもありましたが、これは補正予算に対する附帯決議であるにもかかわらず、提案の主な理由というか全ての理由が当初予算の不十分な説明ということに求められています。補正予算の審査には、決議項目に上げられている３つの一般的な要請を議会からの質疑を通して実現しようというつもりで臨んでおりましたので、家に帰って読み直すと、補正審議に関する事柄が決議の内容に反映されていないことに残念な思いがしました。賛成したことを悔いていま

す。そのような見解があるということも踏まえて、ほかの議員が賛否を考えていただけることを期待したいと思います。私自身はあらかじめ動議を知っていれば、もしかしたら賛否を逆転させていたかもしれません。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 9 番舩越隆之議員。

○9 番（舩越隆之議員） 「太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算の内容は、執行部からの概要説明であるとおり、小学校屋内運動場空調整備事業、来年3月に予定されている福岡県知事選挙における期日内投票所の増設や産後ケア事業などの市民サービス向上につながる重要な施策事業に関する予算が計上されています。つきましては、これを今止めるべきではないと判断し、賛成といたします。

○議長（門田直樹議員） 13 番神武綾議員。

○13 番（神武 綾議員） 議案第79号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」、反対の立場で討論いたします。

10款教育費、スポーツ施設管理運営費、施設改修工事に当たるスケートボードパーク整備事業についてです。

この事業については複数の議員さんが指摘をされていますが、今年度当初予算に3,000万円が計上されました。予算審査等の中から内容が詰められてなく、図面もなく、予算計上に至っていないことから反対討論で指摘をしていました。当初は、体育館を改修するのと一緒にスケートボード施設を整備することで3,000万円を計上したけれども、実際積算すると体育館の改修費用が思ったよりかさんだ、造るならもっと充実したものをということになったのでしょうか。当初の倍の金額、総額7,500万円になっています。

市長の記者会見での図面を見る限り、体育館駐車場に造るようですが、利用者の駐車場はどうするのか、また仕事、学校帰りの利用が増えると見込んでいるようですが、夜間利用を想定した照明が書き込まれていません。事故については自己責任と回答されていますが、管理人の詰所がないなど市民が安心して利用するにはまだまだ不十分、不安要素があります。当初予算のときにも指摘をいたしましたが、利用するであろう若者たちが自転車またはバイクで行き来するには道路事情の心配が払拭できません。コミュニティバスや西鉄バス宇美線の減便や廃止が言われていることもあり、スケートボードパークの設定場所にも不安が残ります。議論の中で国土舘大学跡地の有効活用というワードが聞かれました。どのような形で進めていかれるのか、活用を考えておられるのか全く想像ができません。

以上のことを検討すれば経費はさらにかさむと考えます。よって、再度検討することを求めて、反対といたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成11名、反対3名 午前10時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15から日程第22まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第15、議案第85号「財産の取得（教職員用端末等）について」から日程第22、議案第92号「令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆様、改めましておはようございます。

先ほど全議案について可決をいただき、ありがとうございました。今後、より丁寧な説明を心がけてまいりたいと考えております。

そして、まず冒頭、北九州での殺傷事件、全県において警戒をされておりましたが、先ほど犯人が逮捕されたという一報が入っております。本市においても子どもたちの登下校など心配をしていましたので、まずは胸をなで下ろしてはいるところであります。

また、後ほどの議会連絡会において担当より報告を改めていたしますが、西鉄星ヶ丘線について、まずは半年間廃止期限を延長し、現行ダイヤでの運行を条件付ながら継続する方向となりました。引き続き市民の皆様の移動手段の確保に全力を挙げてまいります。

さて、令和6年太宰府市議会第4回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、財産取得1件、条例改正1件、補正予算6件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第85号から議案第92号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第85号「財産の取得（教職員用端末等）について」ご説明申し上げます。

内容としましては、小・中学校の校務環境を整備するため教職員用端末550台、職員室用端末22台を購入するものであります。

入札の状況につきましては、令和6年10月16日公告の太宰府市小中学校校務系セキュリティ

対策事業にて公募型プロポーザルを実施しましたところ、2者の応募がありました。選考の結果、株式会社九州日立システムズを契約候補者に決定し、令和6年12月3日に業務委託契約とともに1億3,391万5,100円の物品購入の仮契約を締結したところであります。

次に、議案第86号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、本年8月8日の人事院勧告に基づき、特別職、一般職、市議会議員及び特定任期付職員の給与等の改定を行うものであります。

内容といたしましては、特別職、市議会議員及び特定任期付職員については期末手当の0.05月分の引上げ、また一般職については若年層の職員に重点を置いて給料月額を3%程度の引上げ、期末手当の0.05月分、勤勉手当の0.05月分の引上げとなっております。

本市におきましては、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりますので、今回も勧告に従い改正するものであります。

次に、議案第87号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1億6,931万7,000円を追加し、予算総額を335億4,166万3,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う職員等の給与改定に係る経費を計上しております。

次に、議案第88号「令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ996万4,000円を追加し、予算総額を71億1,237万3,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増額補正であります。

次に、議案第89号「令和6年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、保険事業勘定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1,339万9,000円を追加し、予算総額を62億6,031万5,000円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ303万7,000円を追加し、予算総額を7,572万3,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増額補正であります。

次に、議案第90号「令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ50万8,000円を追加し、予算総額を1,551万1,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増額補正であります。

次に、議案第91号「令和6年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明

申し上げます。

今回の補正予算は、資本的支出を209万4,000円増額し、総額7億4,162万円とするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う職員給与費の増額を行うものであります。

次に、議案第92号「令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出を180万4,000円増額し、総額14億7,150万円とし、資本的支出を158万5,000円増額し、総額11億7,474万7,000円とするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う職員給与費の増額を行うものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

議案第85号から議案第92号までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

議案第85号から議案第92号までについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

議案第85号から議案第92号までについて討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第85号「財産の取得（教職員用端末等）について」を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第85号は可決されました。

〈可決 賛成14名、反対0名 午前11時04分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第86号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前11時04分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第87号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前11時05分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第88号「令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前11時05分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第89号「令和6年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前11時05分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第90号「令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算(第2号)について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前11時05分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第91号「令和6年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前11時06分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第92号「令和6年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2

号)について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前11時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議員の派遣について

○議長(門田直樹議員) 日程第23、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 閉会中の継続調査申し出について

○議長(門田直樹議員) 日程第24、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から、太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申出がっております。

お諮りします。

それぞれの申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(門田直樹議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和6年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、令和6年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午前11時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和7年2月14日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹

会議録署名議員 神 武 綾

会議録署名議員 陶 山 良 尚